

平成 27 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成27年
 第1回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 2月25日～3月16日（20日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月25日（水）	提案説明	
26日（木）	休 会	
27日（金）	”	
28日（土）	”	
3月 1日（日）	”	
2日（月）	会派代表質問	
3日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	
4日（水）	一般質問	
5日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
6日（金）	”	予算特別委員会（総務・経済所管）
7日（土）	”	
8日（日）	”	
9日（月）	”	予算特別委員会（厚生・建設所管）
10日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
11日（水）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
12日（木）	”	学校適正配置等調査特別委員会
13日（金）	”	
14日（土）	”	
15日（日）	”	
16日（月）	討論・採決等	

平成27年
第1回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 2月25日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号	3
	○市長提案説明（議1～50、報1、2）	3
	○提案説明（議51 川畑議員）	14
1	日程第3 休会の決定	16
1	散 会	16

○ 3月2日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	17
1	欠席議員	17
1	出席説明員	17
1	議事参与事務局職員	18
1	開 議	19
1	会議録署名議員の指名	19
1	日程第1 議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号	19
	○会派代表質問 濱本議員	19
	○会派代表質問 北野議員	32
	○議事進行について 北野議員	58
1	散 会	59

○ 3月3日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	61
1	欠席議員	61
1	出席説明員	61
1	議事参与事務局職員	62
1	開 議	63
1	会議録署名議員の指名	63
1	日程第1 議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号	63
	○会派代表質問 高橋議員	63
	○会派代表質問 斎藤（博）議員	81
	○会派代表質問 安齋議員	97
	○無所属議員の質疑及び一般質問 久末議員	107
1	散 会	109

○ 3月4日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	111
1	欠席議員	111
1	出席説明員	111
1	議事参与事務局職員	112
1	開 議	113
1	会議録署名議員の指名	113
1	日程第1 議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号	113
	○一般質問 山田議員	113
	○一般質問 千葉議員	121
	○一般質問 小貫議員	129
	○一般質問 吹田議員	133
	○一般質問 新谷議員	139
	○一般質問 佐々木（秩）議員	148
	予算特別委員会設置・付託	156
	常任委員会付託	156
1	日程第2 陳情	156
	常任委員会付託	156
1	日程第3 休会の決定	156
1	散 会	156

○ 3月16日（月曜日） 第5日目

1 出席議員	159
1 欠席議員	159
1 出席説明員	159
1 議事参与事務局職員	160
1 開 議	161
1 会議録署名議員の指名	161
1 日程第1 議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号並びに請願及び陳情 並びに調査	161
予算特別委員長報告	161
議案第1号修正案の趣旨説明（新谷議員）	166
○討 論 小貫議員	168
採 決	169
総務常任委員長報告	170
議案第43号修正案の趣旨説明（川畑議員）	172
○討 論 小貫議員	172
○討 論 佐々木（秩）議員	174
○討 論 安齋議員	175
採 決	175
経済常任委員長報告	176
○討 論 北野議員	177
採 決	178
厚生常任委員長報告	178
○討 論 川畑議員	180
○討 論 山田議員	181
○討 論 安齋議員	182
採 決	183
建設常任委員長報告	183
○討 論 新谷議員	185
○討 論 安齋議員	186
採 決	186
学校適正配置等調査特別委員長報告	187
○討 論 小貫議員	188
○討 論 安齋議員	189
採 決	190

1	日程第2	議案第52号ないし第54号	190
	○市長提案説明	(議52)	190
	○提案説明	(議53 前田議員)	190
	○討論	川畑議員	191
	採決		191
1	日程第3	意見書案第1号ないし第8号	191
	○提案説明	(意1、2 佐々木(秩)議員)	192
	○提案説明	(意3～5 新谷議員)	192
	○討論	鈴木議員	193
	○討論	小貫議員	195
	○討論	秋元議員	196
	○討論	林下議員	197
	採決		198
1	市長挨拶		198
1	議長挨拶		199
1	閉会		200

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	号	平成27年度小樽市一般会計予算
議案	第1号修正案	号	平成27年度小樽市一般会計予算に対する修正案
議案	第2号	号	平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	第3号	号	平成27年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	第4号	号	平成27年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	第5号	号	平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	第6号	号	平成27年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	第7号	号	平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	第8号	号	平成27年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	第9号	号	平成27年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	第10号	号	平成27年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案	第11号	号	平成27年度小樽市病院事業会計予算
議案	第12号	号	平成27年度小樽市水道事業会計予算
議案	第13号	号	平成27年度小樽市下水道事業会計予算
議案	第14号	号	平成27年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	第15号	号	平成26年度小樽市一般会計補正予算
議案	第16号	号	平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第17号	号	平成26年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第18号	号	平成26年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第19号	号	平成26年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第20号	号	平成26年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	第21号	号	平成26年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	第22号	号	小樽市青少年問題協議会条例案
議案	第23号	号	小樽市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例案
議案	第24号	号	小樽市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例案
議案	第25号	号	小樽市地域包括支援センター運営協議会条例案
議案	第26号	号	小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案
議案	第27号	号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第28号	号	小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第29号	号	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
議案	第30号	号	小樽市職員給与条例及び小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
議案	第31号	号	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
議案	第32号	号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	第33号	号	小樽市保育の実施に関する条例を廃止する条例案
議案	第34号	号	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
議案	第35号	号	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案
議案	第36号	号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第37号	号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	第38号	号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案	第39号	号	小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び小樽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第40号	号	小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例案
議案	第41号	号	小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例案
議案	第42号	号	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
議案	第43号	号	小樽市いじめ防止対策推進条例案
議案	第43号修正案	号	小樽市いじめ防止対策推進条例案に対する修正案
議案	第44号	号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について（積丹町）
議案	第45号	号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について（古平町）
議案	第46号	号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について（仁木町）
議案	第47号	号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について（余市町）
議案	第48号	号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について（赤井川村）
議案	第49号	号	市道路線の認定について〔ブライトタウン小路線、最上道営住宅連絡通線、松ヶ枝2丁目住宅幹線、松ヶ枝2丁目住宅仲通線、向陽天満宮上通線、海岸第1分線、谷地分線〕
議案	第50号	号	市道路線の変更について〔平磯線、海岸線、船浜通線〕
議案	第51号	号	小樽市非核港湾条例案
議案	第52号	号	平成26年度小樽市一般会計補正予算
議案	第53号	号	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案
議案	第54号	号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

報告

- 報告第 1 号 専決処分報告[平成26年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算]
- 報告第 2 号 専決処分報告[平成26年度小樽市一般会計補正予算]

意見書案

- 意見書案第 1 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(案)
- 意見書案第 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)
- 意見書案第 3 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書(案)
- 意見書案第 4 号 TPP交渉から撤退することを求める意見書(案)
- 意見書案第 5 号 消費税10パーセントへの増税の撤回を求める意見書(案)
- 意見書案第 6 号 中小企業への外形標準課税適用拡大などに反対する意見書(案)
- 意見書案第 7 号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書(案)
- 意見書案第 8 号 ヘイトスピーチについて法整備を含む強化策を求める意見書(案)

陳情

- 陳情第 837 号 NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

濱本議員（３月２日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の基本姿勢について
 - (1) 市民力の活用
 - (2) 安全・安心なまちづくり
 - (3) 魅力ある生活都市の創造
 - (4) 今後に向けての政治姿勢
- 2 財政について
 - (1) 4年間の財政運営
 - (2) 今後の財政運営
- 3 平成26年度補正予算案に関連して
 - (1) 地域消費喚起・生活支援型
 - (2) 地方創生先行型
- 4 平成27年度予算案に関連して
 - (1) 国際観光
 - (2) 小樽港
 - (3) 既存街路防犯灯LED化推進事業
 - (4) 北海道新幹線
 - (5) 改選後の予算編成
- 5 その他

北野議員（３月２日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 新年度予算に関して
 - (1) 安倍政権の新年度予算への見解
 - (2) 新交付金を活用し、市民の願いに応える
 - ア 国民健康保険について
 - (ア) 新年度の国の保険者支援分はいくらか
 - (イ) 保険料の引下げを
 - イ 介護保険について
 - (ア) 「地方創生先行型」交付金で小規模事業所へ助成を
 - (イ) 要支援者への現行サービス継続を国に要求せよ
 - ウ 医療について
 - (ア) 小樽市立病院病床数の削減を求められるのか
 - (イ) 協会病院周産期医療確保のための医師確保は

エ 子育てに関して

- (ア) 子どもの医療費無料化について
- (イ) 保育料の値上げは行わないこと

オ 感染症防止に関して

- (ア) 感染症の発症状況について
 - (イ) 発症した場合の対策
 - (ウ) 市立保育所ではマニュアルに照らしてどうか
 - (エ) 「感染症対策チェックリスト」での現状把握は
 - (オ) 市立保育所の紙おむつは一括処理すること
- (3) 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」で子育て関連の事業は
- (4) 人口対策について

ア 国の人口対策の疑問点についての市長の見解は

イ 小樽市の人口対策について

- (ア) 人口対策の進捗状況は
- (イ) 市長は人口対策で何をしようとしているのか
- (ウ) 「地方版総合戦略」で何を勝ち取ろうとしているのか

ウ 「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」策定に関して

- (ア) 策定業務をなぜ外注にしたのか
- (イ) 市役所の頭脳はどうなるのか

(5) 「地方での拠点づくり」と周辺との「連携」について

2 カジノ中心の I R 誘致は、きっぱり中止を

3 石狩湾新港港湾計画改訂について

(1) 新港の港湾計画改訂について

ア 4 事業の計画の詳しい内容の説明を

- (ア) 計画貨物量は港湾施設が先にあるのではないか
- (イ) P K S 輸入は計画どおり確保できるのか
- (ウ) 企業ヒアリングに関して

イ 起債事業で計画の段階で管理者負担が出るのは疑問

ウ 港湾計画改訂を市長は了解するのか

4 その他

高橋議員（3月3日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 市長の市政運営について

2 財政問題について

- (1) 予算編成内容について
- (2) 公債費について

3 地方創生関連について

- (1) 人口減少対策について
- (2) 地方創生について
- (3) 国の緊急支援のための交付金等について

- 4 環境問題について
 - (1) 再生可能エネルギーの推進について
 - (2) 一般廃棄物処理基本計画について
 - (3) 生活系粗大ごみの自己搬入について
- 5 除雪問題について
 - (1) 空き家の危険な雪問題について
 - (2) 貸出しダンプ制度について
- 6 教育問題について
 - (1) 学力向上について
 - (2) 小樽の歴史と文化の学習について
- 7 その他

斎藤（博）議員（3月3日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成26年度補正予算案及び平成27年度予算案について
- 2 市長公約に関連して
- 3 いじめ防止対策推進条例案について
- 4 その他

安齋議員（3月3日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 観光問題
- 2 財政問題
 - (1) 新年度予算編成について
 - (2) 生活困窮者自立支援事業費について
 - (3) 地方創生先行型事業について
- 3 公共インフラについて
- 4 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

久末議員（3月3日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 今後の北小樽における観光振興について
- 2 その他

○一般質問

山田議員（3月4日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 まちづくり助成制度について
- 2 人口減対策について
- 3 消防団と地域防災について
- 4 子供の貧困対策について
- 5 市立病院の物品について
- 6 空き家条例に関連して
- 7 教育に関連して
 - (1) 小・中学校の統廃合基準見直しについて
 - (2) ノーゲームデーについて
- 8 その他

千葉議員（3月4日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 高齢者等の除雪弱者対策について
- 2 認知症対策・新オレンジプランについて
- 3 住宅の防火対策について
- 4 心の健康について
- 5 その他

小貫議員（3月4日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市営住宅について
- 2 ふるさと納税について
- 3 南小樽駅のバリアフリー化について
- 4 その他

吹田議員（3月4日4番目）

答弁を求める理事者 市長、監査委員及び関係理事者

- 1 公共工事の入札について
- 2 建築基準法の違反について
- 3 少子化の対策について
- 4 その他

新谷議員（3月4日5番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 子育て支援について
 - (1) 子どもの医療費無料化拡大
 - (2) 水族館入館料金
 - (3) 小規模保育事業
- 2 ドリームビーチ協同組合の海の家 of 違法設置問題
- 3 屋外広告物・看板の安全確保について
- 4 その他

佐々木（秩）議員（3月4日6番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 小樽市の防災について
 - (1) 上水道施設の耐震化について
 - (2) 住民自主防災組織について
 - (3) 津波発生時の避難路の整備について
- 2 小樽市の再生可能エネルギーの導入・普及促進について
- 3 文化芸術の振興について
 - (1) 小・中学校へのアウトリーチ事業について
 - (2) アーティスト・バンク事業について
- 4 その他

平成27年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成27年2月25日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
6番	安	斎	哲	也	7番	小	貫		元
8番	川	畑	正	美	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	上	野	智	真	15番	濱	本		進
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之							
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義						
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	迫	俊	哉					
財	政	部	長	小	山	秀	昭	産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一		
生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一	医	療	保	險	部	長	藤	井	秀	喜
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子			
建	設	部	長	工	藤	裕	司	消	防	長	飯	田	敬						
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	教	育	部	長	田	中	泰	彦		
事	務	部	長	笠	原	啓	仁	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久	
総	務	部	長	中	田	克	浩												
企	画	政	策	室	長														
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一								

議事参与事務局職員

事務局長 小鷹孝一
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成27年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小貫元議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月16日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第50号並びに報告第1号及び第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） 平成27年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、今定例会が私にとりまして任期の締めくくりとなりますので、これまでの4年間の市政運営を振り返り、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、この4年間、市政の運営に当たり、議員の皆様はもとより、市民各界、各層の多くの方々から温かい御支援と御協力をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

私が市長に就任した平成23年4月は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生した翌月のことであります。

我が国全体が自然災害の恐ろしさを実感するとともに、津波などで多くの方がお亡くなりになり、日本全体が重く沈んだ空気に覆われていたように思います。映像でも伝えられた被災地の状況はあまりにも衝撃的であり、さまざまな価値観を変えたとも言われております。

また、原子力発電所の事故による風評被害から、国内のみならず海外の観光客も激減するなど、経済環境への2次被害も甚大なものであります。

本市においても、観光の中心である運河や堺町通りなどでは観光客が閑散とした状況となったことから、市内経済への大きな影響を憂慮し、東日本大震災に係る緊急経済対策として、落ち込んだ観光客の回復を図ろうと、札幌に宿泊している観光客に小樽までのバス券を贈呈する10,000人ウェルカム事業や、市内宿泊者に商品券を贈呈する観光振興券交付事業を実施いたしました。さらには、小樽は安全であることを海外へPRするなど情報発信に努めていたところ、折よく台湾立法院の王金平院長が来樽され、台湾に小樽の安全を伝えていただけたことは大変ありがたく思いましたし、台湾からのツアーがいち早く再開されたことも強く記憶に残っております。

我が国においては、地震や津波ばかりでなく、土砂、火山などの災害も各地で発生していることから、私は、市民の安全・安心な生活を守るための防災対策は最重要課題であると改めて認識し、避難所への防災行政無線や備蓄品の配備、津波ハザードマップの作成、避難訓練支援などの取組を進めてきたほか、平成25年には、運河のまちのつながりから、愛知県半田市、宮崎県日南市と災害時相互応援協定を締結したところであります。

さて、社会・経済情勢の変化は、ますます加速しているように感じます。アベノミクスの「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」により、我が国経済は多くの経済指標が改善傾向を示し、国全体としては回復基調にあると言われておりますが、一部の企業や東京を中心とした大都市圏での効果に限定されており、いまだ地方においては、賃金や消費の面で、その効果が行き届いていないのではないかと考えております。

本市においては、歯止めがかからない人口減少、さらには若い世代の減少による少子高齢化の進行が大きな課題となっております。人口減少に伴う市内経済の低迷や税収の減少、厳しい財政状況の中での社会資本の老朽化への対応など、課題は山積しておりますが、市民の皆さんが安心して豊かな生活を営むことができるよう、持続可能で自立した市民力を生かした「活力あるおたる」の創造を目指し、まちづくりを進めていく必要があります。そのため、本市の個性あふれる地域資源である、歴史・伝統・文化・自然環境などの本市が持つ強みと、市民の皆さんからいただいた多くの貴重な御意見や御要望を最大限生かすとともに、「市民力の活用」「安心・安全なまちづくり」「魅力ある生活都市の創造」の三つの基本姿勢と財政の健全化を念頭に置きながら、さまざまな課題に対して全力で市政運営を行ってまいりました。

まず、長年にわたり取り組んでまいりました市立病院の統合新築につきましては、昨年12月に小樽市立病院として開院することができました。建設場所や財源などさまざまな課題がありましたが、市民の皆さんが待ちに待った病院を無事完成させることができ、うれしく思うと同時に、責任を果たせたものと安心しているところであります。

小樽市立病院は、他の医療機関で担うことのできない疾患の治療や、地域医療連携機能を有する小樽・後志地域における基幹病院としての役割を担うこととなりますので、今後も健全な経営に向けた努力を続けていく必要があると考えております。

雇用の場の創出と拡大を目指す地域経済の活性化につきましては、就任当初から力を入れて取り組んでまいりました。私みずから小樽観光や地場製品のPR、クルーズ客船や新たな企業の誘致のためトップセールスを行い、その効果は着実に現れてきたものと考えております。

平成23年に日本海側拠点港に選定されたことを受けて環日本海クルーズ推進協議会が設立されたことを契機に、誘致活動を強化したことなどにより、クルーズ客船の寄港数が大きく増加したほか、関連する港湾施設の整備も積極的に進めてまいりました。

観光入込客数は、東日本大震災前の水準を超えるまでに回復し、さらにはアジアの国々を中心に海外からの観光客が増加していることから、外国人観光客に対応する小樽国際インフォメーションセンターを開設いたしました。

また、小樽観光の新たな魅力の創造に向けては、平成27年度完成予定の旧国鉄手宮線の整備や、小樽kawaiiティーパーティーの開催補助のほか、北運河や天狗山など、将来に向けた新たな観光拠点としての可能性を検討しているところであります。

企業誘致の取組では、企業に対する優遇制度の拡充を図るとともに、本市で初めてとなる東京や大阪での企業立地トップセミナーを開催いたしました。こうした誘致活動により、東洋水産株式会社や一正蒲鉾株式会社、横浜冷凍株式会社、北海道漁業協同組合連合会などの工場や物流センターが建設され、操業開始に至るなど、着実に企業の集積を進めてきたところであります。また、株式会社コトメンフーズの工場が建設着工されたほか、北海道内の電力の安定化と多元化が期待される石狩湾新港のLNG火力発電所建設計画における1号機の土木工事着工など、着々と取組の成果も現れてきているところであります。

地場産業の振興では、販路拡大に向けた海外バイヤーとの商談会の開催や、国内最大規模の商談展示会等への出展など、市内中小企業の商談機会がより多く創出されるよう、後押しを行ってまいりました。現在、市内の会社訪問を継続して行っておりますが、効果的な経済対策の立案に向けて、今後も多くの声をお聞きしてまいりたいと考えております。

また、中心市街地のにぎわいづくりでは、懸案でありました稲穂1丁目再開発施設の跡地に、サービス付き高齢者向け住宅と医療機関の新築移転に向けた事業が進められており、市としましても、今後、商業環境の変化に合わせた商店街振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次代を担う子供たちへの取組としては、教育環境の整備といたしまして、少子化による小・中学校の小規模化が進んでいることから、教育委員会において学校規模・学校配置適正化基本計画に基づく適正配置を進めているところであり、この再編とあわせて校舎の耐震化や改築などの施設整備にも取り組んできたところであります。

そのほか、安全でおいしい給食を提供するため、新学校給食センターによる調理を開始したほか、子供の居場所を確保するため、放課後児童クラブの充実にも努めてまいりました。

また、学力と教育力の向上を図るため、学校や家庭での音読活動や、実物投影機などのデジタル教材の導入を進めてまいりました。

子育て環境の整備では、子供の預かりを行うおたるファミリーサポートセンター事業を平成23年度から開始したほか、奥沢保育所や子育て支援センターを併設した銭函保育所の建替えを行うとともに、延長保育、産休明け保育などを拡充し、保育環境の充実に努めてまいりました。

高齢者への支援としては、急速に進む高齢化に適切に対応するため、小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターへの支援拡大や、要介護高齢者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応サービス、複合型サービスなどの地域密着型サービスを開始いたしました。

また、平成27年度からは、地域包括支援センターを1か所増設し、高齢者の相談体制を強化するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

障害者への支援としては、相談支援所の増設による相談支援体制の充実に努めるとともに、さまざまな機関と連携しながら、障害者への虐待防止を図るための組織づくりを進めるなど、障害者の自立した日常生活や社会生活を営むための環境整備に努めてまいりました。また、平成25年に施行された障害者総合支援法に基づき、ニーズに対応した障害福祉サービス等の提供を行ってまいりました。

医療環境の充実につきましては、さきに申しあげました市立病院の統合新築のほか、夜間急病センターを新築し移転いたしました。一方、子供を産み育てる環境づくりのために重要な周産期医療については、その体制確保に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

住環境の整備では、オタモイ市営住宅の建替えを行うとともに、リフォーム費用の一部を助成する住宅リフォーム助成事業に取り組みました。

公共施設などの老朽化対策では、道路や橋梁などの計画的な修繕更新や、民間大規模建築物の耐震診断の支援、市有建築物の耐震診断を行うほか、本市の地域資源の一つである歴史的建造物の保全に対する支援に継続して取り組んでまいります。

まちづくりでは、昭和47年の北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の設立以来、長きにわたって要望を続けてきました北海道新幹線の札幌までの延伸が、40年の節目の年に正式に決定され、さらに、本年1月14日には、政府・与党整備新幹線検討委員会において、札幌までの開業時期の5年前倒しを目指すこととされたところであります。本市としましても、今年度から3か年かけて（仮称）北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画の策定を進めていくこととしております。

消防力の強化では、高機能消防指令センターの運用を開始したほか、消防救急無線のデジタル化への移行や、消防署長橋出張所と塩谷出張所を統合した（仮称）オタモイ出張所の建設に向けた取組を進めてまいりました。

重要課題である財政健全化につきましては、平成24年度の予算編成から他会計からの新たな借入れを行わずに収支の均衡を図ってまいりました。しかしながら、平成26年度末では約42億円とまだ多額の借入残高があることから、真の財政再建に向けて、引き続き財政健全化の取組を進める必要があります。

そうした中、限られた財源を有効に活用し、多様な行政ニーズに対応するには、適切な事業の選択をはじめ事業の重点化や収入確保に向けた取組と、効果的・効率的な行財政運営の推進が必要であることから、小樽市総合計画後期実施計画の策定や、P D C Aサイクルの確立に向けた行政評価の取組を進めてまいりました。

また、本市が抱えるさまざまな課題への解決に向け、市民の皆さんと議会、行政が互いの役割や責任を理解し合い、協力して取り組んでいくことが何より重要であることから、市民参加と協働によるまちづくりを進めるための基本的なルールとなる小樽市自治基本条例を平成26年4月から施行いたしました。以上、これまでの4年間を振り返り、主な施策・事業の概要を説明いたしました。市政の運営に当たっては、主体性と熱意を持って、また、創意工夫を重ねながら、しっかりと前を向いて取組を進めていかなければなりませんし、市民の皆さんお一人お一人が充足感を持って将来への夢を抱きながら地域で暮らすことができるよう、心豊かで活力あるまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

これまでの市政運営に当たって、議員の皆さんをはじめ市民の皆さんお一人お一人の力強い御支援に対し、改めて感謝申し上げます。

次に、平成27年度予算編成に当たっての基本的な考え方を説明申し上げます。

新年度当初予算は、改選期であることから、継続的な事務事業などを中心とした骨格予算として編成いたしました。効果の早期発現を勘案した上で、街路防犯灯のLED化助成を当初予算に計上したところであります。

また、国の緊急経済対策の一つである新しい交付金に対応する事業を、26年度補正予算への前倒しにより計上したところであります。

歳入の確保につきましては、地方消費税交付金の増加は見込まれるものの、市税は人口減や制度改正等の影響により、国が示しているような大幅な増収の増加が期待できないほか、臨時財政対策債も大きく減少していることから、骨格予算ではありますけれども、引き続き予算編成に財源不足が生じている状況にあります。

このことから、できる限り一般財源の歳出縮減に努めたところではありますが、結果として約5億4,000万円の財源不足が生じたため、26年度と同様に財政調整基金を取り崩し、収支均衡を図ったところであります。

それでは、国の緊急経済対策の一つとして創設された新たな交付金に対応した取組と、新年度に向けた主要施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

初めに、国の新たな交付金に対応した取組であります。

我が国は、人口減少時代への突入と世界の主要国の中では最も早い少子高齢化の到来を迎え、国民の生命を守ることや、持続的な豊かさをどう実現していくのか、これまでの価値観や考え方を大きく転換する必要性に迫られております。

昨年5月には日本創成会議が、2040年までにおよそ半分の自治体で消滅の可能性があるとし、今、目

の前に横たわる現実として、国民の大きな関心事となりました。

このため、国もまち・ひと・しごと創生本部を設置し、人口減少克服と地方創生を目指す取組をスタートさせたところであり、昨年12月には、今後目指すべき将来の方向性を提示する長期ビジョンと、今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する総合戦略を策定いたしました。

その中では、地方における安定的な雇用を創出することや地方への新しい人の流れをつくることにより、東京一極集中を是正することや、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることなどが目標として示されたところであります。また、地方自治体にも、地方版の総合戦略などの策定について努力義務が課されたところであり、本市では、小樽市人口対策会議において趣旨を同じくする検討を進めているため、新年度での策定に向け取り組んでいくこととしています。

そのような流れの中、国は、個人消費等に弱さが見られることなど、アベノミクス効果が地方へ十分に波及していないとして、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として平成26年度補正予算を成立させ、補正予算事業の一つとして地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金を計上いたしました。

本市において対応する取組をこのたび補正予算として計上しましたので、概要を説明申し上げます。

一つには、地方における消費喚起を支援する地域消費喚起・生活支援型で、プレミアム商品券を発行することで消費喚起を図ってまいります。プレミアム率は北海道の上乗せ分5パーセントを含む20パーセントとし、1万2,000円分の買物ができる商品券を1万円で販売するものであります。また、子育て世帯への生活支援といたしまして、18歳未満の方1人につき4,000円分の商品券を支給するものであります。

もう一つは、今後、自治体が策定する総合戦略にかかわる施策を国が先行して支援する地方創生先行型で、四つの柱から構成され、一つは「産業振興による働く場の創出・拡大」であります。

新たなものとして、「地場産業の振興」では、ポートセールスやロシア沿海地方の市場調査を行い、小樽港の物流促進に向けた取組などを進めます。

「企業立地の促進」では、食品や物流関連企業を対象に整備投資に関する意向調査を実施し、効果的な企業誘致活動につなげてまいります。

「交流人口の拡大」では、増加する海外からの観光客の利便性向上を図るため、観光拠点の一つである堺町商店街が運営する観光案内所の通訳配置に対する支援を行うほか、クルーズ客船の寄港時などにおける移動式公衆無線LANを整備し、受入れ環境の充実を図ります。

次に、「子育て支援と教育の充実」についてであります。

「保育等に係る支援」では、市内の保育所、幼稚園、子育て支援センターの絵本や遊具などの充実を図るとともに、子育て中の親子が市内で開催される行事に安心して参加できるよう、授乳やおむつ替えができる環境を整備いたします。

「教育の充実」では、学力と教育環境の向上を目的とした実物投影機などの配置を進めてまいります。

次に、「小樽市への居住促進」につきましては、利用可能な空き家の活用や危険な空き家に対する取組など、昨年公布された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対応に向けた検討を進めるため、市内一円の空き家調査を実施いたします。

最後に、「地方版総合戦略の策定」につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方人口ビジョンや今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめる地方版総合戦略を策定する経費を計上したものであります。

続きまして、平成27年度当初予算の主要施策の概要につきまして、第6次小樽市総合計画の中のまち

づくり5つのテーマの体系に沿いながら、説明申し上げます。

まず、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）」の分野についてであります。

学校教育では、リサイクルやごみ減量に対する教育の取組として学校給食で提供している牛乳パックのリサイクルを各小・中学校で実施するほか、学校だけでは対応が困難な児童・生徒のいじめや不登校などの問題解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを配置いたします。また、子供たちの国際感覚を育むため、小学校5、6年生と中学生を対象に、英語漬けの時間を過ごす「小樽イングリッシュキャンプ」を昨年度に引き続き実施いたします。

学校施設の整備につきましては、手宮地区と山手地区の統合小学校建設を引き続き進めるほか、高島・手宮地区の統合中学校開校に向け、現手宮西小学校の校舎、屋内運動場の改修に向けた実施設計を行います。

また、朝里中学校の木造・コンクリートブロック造校舎改築の実施設計や、奥沢小学校、銭函中学校の耐震補強及び大規模改修を行ってまいります。

社会教育では、地域教育力の向上と活性化を図るため、生涯学習プラザを拠点とした家庭教育ネットワークの構築など、学校、家庭、地域全体で子供たちを育む体制づくりを推進するほか、引き続きおたる地域子ども教室や学校支援ボランティアなどの取組を行ってまいります。

放課後児童クラブにつきましては、平成27年4月から対象児童を小学校6年生まで拡大するとともに、各クラブに2名の支援員を配置いたします。これまで一部のクラブで土曜日は開設をしておりませんでした。平日・土曜日通年開設を全クラブに拡大いたします。

2点目は、「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）」の分野についてであります。

子育て支援では、本年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートすることから、制度改正に伴う所要の経費を計上したほか、子供とその保護者の方が、教育・保育施設や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、新たに専任の相談員を配置いたします。

また、改築を進めておりました銭函保育所につきましては、市内3か所目となる地域子育て支援センターを併設し、本年4月から新園舎を開園いたします。

高齢者福祉では、中部地域包括支援センターを分割し、済生会小樽病院内に新たに南部地域包括支援センターを設置するほか、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制整備に向けて取組を始めます。

保健衛生では、エボラ出血熱患者等を指定医療機関へ移送するための車両改造などを行い、感染症に対する体制強化に努めてまいります。

病院統合新築事業につきましては、旧市立小樽病院の解体と駐車場の整備を進めてまいります。

3点目は、「安全で快適な住みよいまち（生活基盤）」の分野についてであります。

まず、街路防犯灯のLED化につきましては、町会をはじめ皆様方から多くの要望をいただきましたことから、平成27年度から3か年の予定で、助成率を90パーセントとする助成制度を行います。

次に、公共建築物や上下水道、道路、橋梁などの耐震化や老朽化対策につきましては、長期にわたる取組が必要となってくることから、道路ストック修繕更新計画や橋梁長寿命化計画などに基づく計画的な更新や維持・管理を実施し、市民生活の安全と安心のために必要な整備を進めるほか、総合福祉センターなど市有建築物の耐震診断や市内の民間大規模建築物所有者に対する耐震診断費用の助成を引き続き実施してまいります。

また、おたるドリームビーチへの歩行者の安全を確保するため、ガードレールなど交通安全施設の整

備を行うことといたしました。

市街地整備としましては、新幹線新駅周辺整備などの指針となるまちづくり計画の策定に向けて、交通量推計や観光客アンケート調査などを実施してまいります。

防災・減災対策では、避難所の環境整備を引き続き実施するほか、町会等での研修など、津波避難訓練の支援を継続してまいります。

また、市民や観光客の迅速で的確な避難を図るための避難誘導看板や海拔表示板を引き続き整備するとともに、避難行動要支援者名簿を作成したいと思っております。

原子力防災対策としましては、連絡通信機器や地図情報システムの整備などを進めてまいります。

消防体制の整備につきましては、（仮称）消防署オタモイ出張所新庁舎を建設するための実施設計のほか、消防救急無線のデジタル化移行に対応するシステム整備を引き続き進めてまいります。

4点目は、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）」についてであります。

商店街関係では、市内商店街や市場などの活性化に向けた取組を支援するにぎわう商店街づくり支援事業や商店街活性化支援事業、さらには店舗家賃等の一部を助成する空き店舗対策支援事業に引き続き取り組めます。

クルーズ客船関連では、多くのクルーズ客船が本市へ寄港することにより観光消費が期待できることから、小樽港クルーズ推進協議会や環日本海クルーズ推進協議会を中心に、引き続き積極的な誘致活動を行うとともに、受入れ体制の強化に努めてまいります。

港湾施設の整備につきましては、クルーズ客船や外航船などへの対応を含め、老朽化した第3号ふ頭と第2号ふ頭の岸壁及び附帯施設の改良工事や、合同庁舎周辺の臨港道路の整備を行うほか、小樽港を取り巻く諸情勢の変化に対応するため、港湾計画の改訂に向けた作業を進めてまいります。

姉妹都市との交流では、ダニーデン市とは提携35周年、ソウル特別市江西区とは提携5周年の年に当たることから、使節団による訪問を行ってまいります。

5点目は、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）」についてであります。

桃内にあります廃棄物最終処分場につきましては、かさ上げによる延命化を図るため、埋立計画を策定してまいります。

また、し尿及び浄化槽汚泥につきましては、現行の処理施設が老朽化したことから、中央下水終末処理場において施設整備を行い、平成27年度から処理を行います。

公園の整備では、小樽公園の再整備を引き続き実施するほか、入船公園やさくら公園などの老朽化した遊具の更新を実施してまいります。

最後に、その他の施策について申し上げます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入につきましては、国の導入スケジュールに合わせてシステム整備を行ってまいります。

生活困窮者自立支援法に基づく取組では、生活サポートセンターを開設し、就労などの自立に向けた支援を行います。

また、昨年4月に消費税率が引き上げられたことにより、所得の低い方々や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な措置として国が実施する臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を、昨年度に引き続き、支給業務に係る所要額を計上いたしました。

なお、財政事情により、平成16年度から11年間にわたり実施しました一般職員の給与の独自削減については、この間の財政健全化に向けた努力もあり、22年度決算で累積赤字が解消されたことや、職員団体との交渉経過も踏まえ、新年度から国公準拠の給料表に戻すことで考えております。あわせて、今年

度の人事院勧告による給与の総合的見直しを受け、行政職においては経過措置を設け、平均2パーセントの給与の引下げなどを行うこととしたものであります。

次に、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第14号までの平成27年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、平成27年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、国全体では地方税の大幅な増収が見込まれておりますが、本市においては、人口減や税制改正に伴う法人市民税の法人割の税率引下げ、固定資産の評価替えに伴う固定資産税の減収が見込まれることから、前年度と比較して1.7パーセント、2億2,700万円減の129億2,220万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、普通交付税をほぼ平成26年度当初予算額並みの153億4,000万円と見込みましたが、特別交付税は改選後の肉づけ予算等に係る財源とするため、当初予算への計上を留保したところです。

地方消費税交付金につきましては、消費税増税の影響などから、43.6パーセント、6億4,700万円増の21億3,000万円を見込みました。

また、歳出について主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、職員給与や各種委員会等の委員報酬の独自削減の解消などの影響により、人件費が0.3パーセントの増、扶助費については、子ども・子育て支援新制度に伴う増額が見込まれますが、生活保護費の減額や、平成26年度に実施した臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金について給付額を減額して実施することなどにより0.7パーセントの減、公債費が12.7パーセントの減となったことにより、合計で2.7パーセントの減となり、歳出合計に占める割合は、前年度を0.4ポイント下回る58.4パーセントとなりました。

行政経費では、市長及び市議会議員選挙費や、子ども・子育て支援新制度に係る放課後児童クラブの対象児童拡大と支援員の増員に伴う経費の計上などにより、4.5パーセントの増、建設事業費につきましては、手宮地区及び山手地区の統合小学校改築事業や、その他小・中学校校舎等の耐震補強等事業を推進するための所要の経費を計上したことなどにより、15.5パーセントの大幅な増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、既存街路防犯灯のLED化推進のための助成経費や石狩湾新港管理組合負担金などの増により4.7パーセントの増、維持補修費につきましては、大部分を占める除雪費につきまして、当初予算では4月から6月までの所要経費のみを計上したことにより、67.4パーセントと大幅に減、繰出金につきましては、青果物卸売市場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び下水道事業分で増となりましたが、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、簡易水道事業、産業廃棄物処分事業、病院事業及び水道事業分が減となり、総額では2.9パーセントの減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、歳出では、被保険者数の減少などにより、保険給付費が1.3パーセント減の118億363万円となるほか、制度改正により、共同事業拠出金が89.3パーセント増の39億4,952万円となりました。歳入では、保険給付費の減に伴う国庫支出金等の減が見込まれるほか、保険料の予算総額は0.7パーセント減の27億1,450万円となりました。

介護保険事業につきましては、3年に1度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案し算定した結果、保険給付費は0.2パーセント増の137億9,182万円、介護予防推進のための地域支援事業費は15.2パーセント増の2億4,007万円となり、保険料につきましては7.0パーセント増の27億4,109万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料14億4,423万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金4億9,515万円及び事務費3,551万円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ1億4,055万円の減となっておりますが、これは主に徴収する保険料について保険料軽減対象の拡大及び実績を基に算定した結果、減となったためであります。

病院事業につきましては、旧市立小樽病院解体、駐車場整備として5億9,100万円を計上し、この事業をもって小樽市立病院統合新築工事は全て完了することとなります。

平成27年度は、小樽市立病院が通年で開院する、スタートの年であります。

新市立病院の目標は、質の高い信頼・安心できる医療を小樽市民だけではなく後志の住民にも提供することです。このため、総合的診療体制のとれる地域完結型病院を目指してまいります。

また、病院の機能分化や役割分担、医療機関相互の連携と地域への貢献が求められている中、地域医療の中心的役割を担うため、他の医療機関との連携を進め、病院事業管理者の下、職員一丸となって健全で自立した病院経営に努めてまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管や送水管の更新や耐震化を進めるとともに、浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行うほか、清風ヶ丘配水槽の移設工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成27年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、汚水管や雨水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成27年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、今年度も国道5号の忍路防災関連事業に伴う土砂搬入が予定されていることから、収益的収入は大幅な増を見込んでおり、収益的支出においては土砂搬入による業務増となりますが、平成27年度の収益的収支としては黒字が見込まれます。

以上の結果、平成27年度の財政規模は、一般会計では550億4,786万1,000円、特別会計合計では366億7,393万円、企業会計合計では234億4,189万1,000円、全会計合計では1,151億6,368万2,000円となり、前年度予算と比較いたしますと、一般会計は2.0パーセントの減、特別会計は4.5パーセントの増、企業会計は30.4パーセントの減となり、全会計では7.8パーセントの減となりました。

次に、議案第15号から議案第21号までの平成26年度各会計補正予算について、主なものを説明申し上げます。

一般会計では、まず歳出におきまして、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策としての新たな交付金により、地域の消費喚起・生活支援や、総合戦略の策定及び地方創生施策の先行的実施に対し、国が支援を行うということですので、それらにつきまして前倒しにより補正予算に計上し、平成27年度に繰り越した上で事業実施をしてみたいと考えております。

その主なものといたしましては、地域消費喚起・生活支援型のメニューとして、プレミアム付商品券の発行や、子育て世帯に対する商品券の支給、地方創生先行型のメニューとして、産業振興による働く場の創出・拡大や、子育て支援と教育の充実、さらには本市への移住促進などに取り組んでまいります。

歳入におきましては、昨年度基金に積み立てしました地域の元気臨時資金基金を全額取り崩し、保育所建設事業などの財源に充当したほか、普通交付税及び市債についての増額など、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに5億3,532万2,000円の増となり、財政規模

は581億8,789万1,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、保険給付費の増額等について、住宅事業につきましては、繰越明許費として、オタモイD住宅の用途廃止事業費を計上いたしました。

次に、病院事業につきましては、新市立病院開院準備に伴い、職員の時間外手当が当初予想を上回ったことなどにより、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第22号から議案第50号までについて説明申し上げます。

議案第22号青少年問題協議会条例案につきましては、地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、青少年問題協議会の委員の人数及び構成の見直しを行うとともに、所要の改正を行うため、全部改正するものであります。

議案第23号住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例案につきましては、住居表示整備審議会の委員の人数、構成及び任期の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第24号特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職となることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号地域包括支援センター運営協議会条例案につきましては、地域包括支援センター運営協議会を附属機関として設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第26号行政手続条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続法の一部改正に準じ、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手の規定を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号特別職に属する職員の給与条例及び病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に準じ、特別職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第28号教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、人事院勧告に準じ、教育長の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第29号報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤職員に対する報酬額の減額措置を解消するものであります。

議案第30号職員給与条例及び職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に準じ、給料及び諸手当の改定を行うとともに、給料月額独自の削減を解消するものであります。

議案第31号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市立病院の開院に伴い、市立病院新築資金基金を廃止するものであります。

議案第32号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、構造計算適合性判定に係る加算金を廃止し、特定用途誘導地区内の建築物の高さの許可申請手数料等を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号保育の実施に関する条例を廃止する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施基準を条例で定める必要がなくなったためのものであります。

議案第34号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案につきましては、これまでにいわゆるリンク方式を採用した条例について、その条例が引用する内閣府令又は厚生労働省令の一部改正があった場合に、その都度、条例案を提出する必要がある

ることとするものであります。

議案第35号児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、銭函保育所の仮設園舎及び長橋保育所を廃止するものであります。

議案第36号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、中央下水終末処理場内に整備した、し尿処理の前処理施設の供用の開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第37号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の規定に準じ、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定するものであります。

議案第38号介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成27年度から29年度までの保険料率を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第39号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等の一部を改正するものであります。

議案第40号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものであります。

議案第41号地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準について定めるものであります。

議案第42号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法施行令の一部改正に伴う改正のほか、所要の改正を行うものであります。

議案第43号いじめ防止対策推進条例案につきましては、学校におけるいじめの防止及び早期発見並びにいじめに対する適切かつ迅速な対処のための取組を総合的かつ効果的に推進するため、その基本となる事項について定めるものであります。

議案第44号から第48号の定住自立圏の形成に関する協定の変更につきましては、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村との間において、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結するため、定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第49号市道路線の認定につきましては、ブライトタウン小路線ほか6線を認定するものであります。

議案第50号市道路線の変更につきましては、平磯線ほか2線の認定区間の変更についてであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成26年度港湾整備事業特別会計補正予算において管理経費に係る予算を措置するため、平成27年1月16日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成26年度一般会計補正予算において除排雪関係経費及びロードヒーティング関係経費に係る予算を措置するため、平成27年2月5日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第51号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 提案者を代表して、議案第51号小樽市非核港湾条例案の提案理由の説明を行います。

今年は、第2次世界大戦終結70年の節目の年であり、侵略戦争で多くの犠牲を生み出した痛苦の教訓から、二度と海外で戦争しないと誓った憲法の平和主義を守り抜くことが求められています。

また、広島、長崎での被爆70年の年に当たります。核兵器を全面的に廃止し、廃絶する条約の交渉開始を求める国は、国連加盟国の3分の2を超え、今や核兵器廃絶を求める流れは、世界の趨勢となっています。

しかし、日本政府は、核兵器禁止条約の交渉の開始を求める国連総会決議に対して棄権の立場を続けています。日本は、被爆国として、この条約の開始を強く訴えることこそ、国際的な責務のはずです。

今、核兵器のない世界を目指す運動が世界の各分野で展開されています。その幾つかを紹介します。

核兵器の人的影響に関する国際会議は、2013年3月にノルウェー、2014年2月にメキシコ、3回目は2014年12月にオーストリアで開催されました。

オーストリアでの会議では、核廃絶の具体化を求める呼びかけを発表しています。この会議への参加国は、当初120か国程度でしたが、回を重ねるたびに増え、3回目のオーストリアでの開催では約160か国となり、国連加盟国の4分の3以上の参加となっています。

一般的にNPT再検討会議と言われていた核不拡散条約再検討会議は、今年4月27日から5月22日の予定で、5年ぶりにニューヨークの国連本部で開催されます。前回開催の再検討会議では、核兵器のない世界を実現するために必要な枠組みを確立する特別な取組を行うことを、核保有国も含めて全会一致で決定していました。しかし、第6条に基づく核軍縮・撤廃の約束は果たされておりません。今年のNPT再検討会議で核軍縮・撤廃について、より前進した議論となることが期待されています。

国際平和ビューローは、日本原水爆被害者団体協議会、通称日本被団協と、長崎の被爆者で日本被団協の谷口稜暉代表委員、そして広島の被爆者でカナダ在住のセツコ・サーロー氏の三者を、2015年ノーベル平和賞の候補に推薦しています。推薦に当たって、みずからの経験と闘いを語り、核兵器の全面禁止のために一貫して活動し、世界の政府と人々に訴え続けてきたことを挙げています。

小樽市が加盟している平和首長会議は、核兵器禁止条約の交渉開始を求める署名活動などを展開しています。平和首長会議への加盟数は、今年2月1日現在で160か国及び地域で6,538都市、日本国内においても1,539都市へと、年々拡大され、核兵器禁止条約の早期実現の理解が進んでいます。

さて、私たちが誇りにする小樽港についてです。小樽港は、平磯岬から茅柴岬まで引いた一線内を港域として、北、西、南の3方は山に囲まれ、常に港湾の静穏が保たれています。また、気象は海洋性の気候の影響を受けて、道内においては冬は比較的暖かく、夏は比較的涼しい地帯にあり、風速についても日本海の地域としては比較的弱い状況にある天然の良港として、高い評価を受けています。

今年1月6日、米艦船マスティンの小樽港寄港の申出があり、小樽市は、受入れの判断として入出港時及び接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器搭載の有無を慎重に検討し、また、外務省から「我が国政府としては、現時点において、核兵器を搭載する米軍艦船の我が国への寄港はないと判断としています」「米軍艦船マスティンについては、搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき我が国政府として疑いを有していません」との回答を得たとして寄港を認めました。

米艦船の小樽港への寄港は、昨年7月の揚陸指揮艦ブルーリッジに続いての寄港です。外務省は、ミサイル駆逐艦マスティンが核兵器を搭載していないことに我が国政府として疑いを有していないとして

いますが、核搭載が可能なのは多くの方が認めているところであり、ほかの米艦船についても核兵器搭載が可能です。

核兵器搭載が可能な米艦船が日本の商業港に自由に寄港するのはなぜか。それは、日米間に核密約があるからです。

日米間の密約合意がなされたことは、米国の公文書公開によって明らかにされています。我が党の不破哲三前議長は、1960年1月の安保条約調印の際に結ばれた米国政府の解禁された一連の秘密文書を基に、2000年3月の党首討論において真相の徹底調査を求めました。この文書は、アメリカ代表が公式の席上で、核兵器を積載した軍艦が日本への事前協議なしに日本に寄港することを、条約上の権利として主張し、日本政府が条約、交換公文、討論記録の解釈を一体のものとして受け入れたことを示していました。このことから、核兵器搭載に関して、米国との間に密約があったことが明白になっています。核密約が現在も生きていることから、外務省が核兵器搭載の有無についての照会に対して曖昧な回答に終始しているのは、そのためであります。

道内の主要港湾については、国際拠点港湾の苫小牧港と室蘭港、重要港湾は石狩湾新港、函館港、小樽港、釧路港、留萌港、稚内港、そして十勝港、紋別港、網走港、根室港の10港があります。これらの港湾の中で外国艦船の入港が多いのは、小樽港の85隻をトップに、函館港の78隻、釧路港の50隻です。ただし、釧路港は、港湾管理者である釧路市に確認したところ、最近四、五年は入港していないとのことあります。室蘭港は41隻、苫小牧港が28隻と続いています。小樽港への外国艦船の寄港は、1961年に始まり、今回の寄港で85隻になります。小樽港への外国艦船の寄港状況を見ると、米艦船が76隻と、ほかの国の艦船9隻と比べても圧倒的な多さです。

米艦船は、1990年から1991年に海洋調査船が集中的に寄港し、その後、揚陸指揮艦のブルーリッジや航空母艦のインディペンデンス、キティホークなどの大型艦船が入港しています。事前に海洋調査船によって状況を調べ上げ、空母などの艦船を寄港させているわけです。米軍の寄港目的は親善・友好としていますが、有事に備えて小樽港を軍港化しようとしていることは明らかです。

商業港としての小樽港は、観光振興の一環としてクルーズ客船の寄港促進に力を入れ、2014年は過去最高の延べ41隻が寄港しています。2015年についても1月末で21隻の寄港が予定されています。観光振興にとって平和な小樽港への米艦船寄港の定期化は、重大なマイナスイメージになります。

神戸市会は、1975年3月18日、核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を行っています。決議の要点は、「この港に核兵器が持ち込まれることがあるとすれば、港湾機能の阻害はもとより、市民の不安と混乱は想像に難くないものがある。よって神戸市会は核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである」とし、入港を希望する艦船に対して非核証明書の提出を求めています。神戸市会で決議が採択された後、フランス、イタリア、インドなどの艦船は非核証明書を提出して入港していますが、米艦船は非核証明書の提出を拒み、入港しておりません。

小樽市が管理する港湾施設の管理及び使用について必要な事項を定めた小樽市港湾施設管理使用条例があります。その第8条では、「発火、燃焼又は爆発のおそれがあるもの」「劇薬又は毒薬であって取扱上危険のおそれがあるもの」「感染若しくは汚染のおそれがあるもの又は腐敗したもの若しくは不潔なもの」、そして「過大、過重等で港湾施設又はその附属物件をき損するおそれがあるもの」については、港湾施設の使用を禁止するとあります。これは、小樽港の施設と市民の安全を守るための条例であります。

昨年5月21日、福井地方裁判所は、東京電力福島第一原発事故後、関西電力大飯原発3号機、4号機の原因の運転差止めを命じた判決を下しました。判決は、国民の命と暮らしを守ることに上以上に大切なこ

とはないという、そういう立場に立って再稼働ストップの判決を下したわけであります。原発は、一度事故が起きれば、被害は時間的にも空間的にも際限なく広がり、いったん起きた場合、取り返しのつかない危険を持っています。このことは、福島第一原発事故を見ても明らかであります。核兵器を搭載した艦船が寄港し、核兵器事故を起こした場合、取り返しのつかないこととなります。

小樽市議会は、1982年第2回定例会において「核兵器廃絶平和都市宣言」を可決しています。平和都市宣言の内容は、「核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とあります。

港湾管理者である小樽市長は、市民の安全と平和な商業港を守り、小樽港を軍港化しないために、核兵器搭載艦船の寄港を断るべきです。同時に、小樽市議会においても、神戸市会のように非核港湾条例を可決して、核兵器搭載の艦船の寄港を拒否し、非核証明書を提示させる手段を確立すべきであります。

各会派の皆さんの賛同をお願いして、非核港湾条例の提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月26日から3月1日まで4日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時15分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 小 貫 元

議 員 山 田 雅 敏

平成27年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成27年3月2日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
6番	安	斎	哲	也	7番	小	貫		元
8番	川	畑	正	美	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	上	野	智	真	15番	濱	本		進
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之							
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義						
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	迫	俊	哉					
財	政	部	長	小	山	秀	昭	産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一		
生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一	医	療	保	險	部	長	藤	井	秀	喜
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子			
建	設	部	長	工	藤	裕	司	消	防	長	飯	田	敬						
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	教	育	部	長	田	中	泰	彦		
事	務	部	長	笠	原	啓	仁	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久	
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中	田	克	浩							
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一								

議事参与事務局職員

事務局長 小鷹孝一
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

代表質問に当たっては、質問通告の大項目の順で質問を行い、再質問、再々質問がある場合は、それぞれ一括質問で行うことといたします。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 自由民主党を代表して質問いたします。

平成23年4月の選挙において、中松市長が市民の負託を受け、市政を担われてから、早いもので1期4年の任期、最後の定例会となりました。今期限りで御勇退される議員の方々には、長年にわたり市政発展のため、ひたむきに議員活動、議会活動に取り組んでこられたことに対して、心より敬意を表します。

私自身としては、とりわけ北野議員には、議会全体として初めての取組でありました市民と語る会の企画運営を担当した広報・広聴委員会の副委員長として、この事業の成功に向け会派を超えて御協力いただいたことに、委員長としてこの場をおかりして感謝を申し上げます。

御勇退される議員の方々には、今後もそれぞれのお立場で、今までの御経験、そして御見識を生かして、小樽市の発展に御尽力いただくことを切に願っております。

また、この任期の中で惜まれてならないのは、我が会派の成田晃司議員が志半ばで御逝去されたことです。市民の目線で市民の立場で真摯に議員活動をされていた姿は、今でも鮮明に記憶に残っています。私たちの任期は残りわずかではありますが、成田晃司議員の遺志を引き継ぎ、市政の発展のために今定例会に取り組んでいきたいと決意しております。

私は、平成23年第4回定例会において、就任から7か月の時点での市長の三つの基本姿勢と7つの重点公約の状況についてお尋ねしたことを思い出すとき、当時答弁された一つ一つについて、この4年間で着実に実施し、結果を残してこられた市長の政治姿勢と実行力を高く評価するとともに、我が自民党も与党会派の一員として中松市政を支えてきたものと自負しているところであります。

先日の本会議で中松市長は、4年間の市政運営を振り返り、所感を述べられていましたが、4年間の任期終盤に当たり、改めて第1期中松市政の基本姿勢と公約、現在の財政状況、今定例会に提案された予算案についてお尋ねしたいと思います。

我が自由民主党としては、中松市長が再選を果たされ、次期も市政を担うことを信じておりますが、この4年間多くの実績を残してきた市長として、そして一政治家として、これからの4年間の小樽市政に対するお考えについてもお伺いいたします。ぜひとも意欲に満ちた力強い言葉で、そして市民の皆様にも理解でき得るよう、可能な限り具体的で平易な御答弁をお願いいたします。

初めに、三つの基本姿勢についてお伺いいたします。

基本姿勢の第1「市民力の活用」については、「多様化する市民ニーズや新たな地域課題に応えるためには、市民の皆さんと行政とが協働で市政を運営する良好な関係の確立が必要です。そのため、市民

参加の市政運営を進め「市民力」によるまちづくりを目指します」とのことでした。4年間を振り返り、具体的にどのように取り組まれ、その成果についてどのように評価されているのかお聞かせください。

基本姿勢の第2は、「安心・安全なまちづくり」です。子供からお年寄りまで安心・安全で健康に暮らせる地域社会の実現を目指して取り組まれたことと思いますが、この分野は非常に幅広く、また社会情勢の変化や時間の経過も踏まえ、計画的、継続的に取り組まなければなりません。この4年間で特に印象深い取組について何点かお示しいただき、今後に残された課題についての御所見も、あわせてお聞かせ願います。

基本姿勢の第3は、「魅力ある生活都市の創造」です。個性あふれる歴史、文化、恵まれた自然環境が多くあり、これら市民の財産や自然景観を徹底的に活用し、他地域にはない魅力を一層引き延ばしていくことを掲げておられました。具体的な取組とその成果についてどのように感じておられるのか、お聞かせください。

これらの基本姿勢は今後に向けた考え方、「信頼できる街づくりをめざして～基本的な考え方～」においても、その精神を受け継いでいると感じております。中松市長のこれからの政治姿勢についてお聞かせください。

以上で、第1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 濱本議員の御質問にお答えします。

ただいま、市長の基本姿勢について御質問がありました。

初めに、「市民力の活用」についてですが、個性豊かなふるさとづくりを進めるため、地域のまちづくり団体を支援するふるさとまちづくり協働事業により、おたる案内人ジュニア育成プログラム事業や、小樽あんかけ焼そばPR事業などへの助成を行うことで、市民協働のまちづくりを進めることができたものと考えております。

また、フェイスブックの活用や、記者会見の定例化など、情報発信の強化に努めたほか、昨年4月には小樽市自治基本条例を施行しましたが、この条例は公募による市民委員の参加の下、多くの議論を重ねてつくり上げたものであり、市民参加と協働による取組の成果であると考えております。

次に、「安心・安全なまちづくり」についてですが、市民生活と最もかかわり合いが深く、市民満足の基本となるものが生活の安心と安全の確保であり、誰もが健康で生きがいを持って生活できるまちづくりへ向けた取組を進めてまいりました。中でも長年にわたり進めてまいりました市立病院の統合新築事業が一区切りを迎え、昨年12月、小樽市立病院として無事開院させることができ、責任を果たせたと思っております。今後は、健全な経営の下、質の高い総合的医療を行う地域の基幹病院として、その役割を果たしていくことが重要であると考えております。

また、東日本大震災の発生を契機に、自然災害に対する備えが自治体の重要な責務として認知され始めたことから、防災対策に力を入れ、津波ハザードマップの作成や避難所機能の強化を図るとともに、各町会での防災避難訓練への支援や津波注意喚起標識板などの設置を進めてまいりました。地震や津波などの災害が襲ってくる可能性は常に存在することから、今後もあらゆる事態に対応できるよう、防災対策に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、「魅力ある生活都市の創造」についてですが、市民の皆さんが愛着を深め、誇りを持って暮ら

すことのできるまちづくりを進めるために、公営住宅の計画的な整備や住宅リフォームへの助成のほか、公園や道路、上下水道などインフラの適正な維持・管理と老朽化対策などに取り組み、生活環境の向上が図られたものと考えております。

また、まちの魅力を高めるために、歴史的建造物保全への助成や、文学館・美術館、旧国鉄手宮線の整備、新たなイベントへの助成など、本市の個性あふれる歴史、文化、恵まれた自然環境を生かしたこれらの取組により、多くの観光客が本市を訪れ、本市の経済に大きな効果をもたらしているものと考えております。

次に、今後に向けての政治姿勢についてですが、現在、本市が抱える最も大きな課題は、少子化、高齢化、そして人口減少に歯止めがかからないことです。しかし、一方では、全国的にも魅力あふれるまちとしての評価が確立しつつあることから、地域の恵まれた資源を生かしながら、活力を生み出し、次世代につなぐ持続可能な社会を築いていくことが必要と考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）

○15番（濱本 進議員） 次に、財政について伺います。

市長は、財政健全化は、市政の最重要課題であると位置づけ、取り組まれたものと認識しております。平成23年第2回定例会で、市長は、真の財政健全化を成し遂げるとして、次のように述べられております。「山田前市長の12年間は、一般会計の累積赤字が最大で14億円に達するなど厳しい財政状況が続きましたが、「選択と集中」による事務事業の見直しなどの行財政改革を推進され、その結果、財政健全化計画を2年前倒して、平成22年度決算をもって累積赤字が解消される見込みとなっております。しかしながら、地域経済の低迷などにより市税収入は減少傾向にあり、他会計や基金からの借入れにより収支の均衡を図るなど、引き続き厳しい財政状況であることに変わりはありません。今後、新市立病院の建設のほか、学校再編に伴う校舎の耐震化・改築など、大規模な建設事業が集中することから、事業の平準化なども念頭に置きながら進めていく必要もあると考えております」と所見を示されました。

私は、この4年間の市長の財政運営を拝見するとき、まさに、このときの所見を実践されたと感じております。中松市長が市政を引き継いだ平成23年度は、他会計や基金からの借入れがピークの時期であり、54.8億円の残高がありましたが、平成27年度末には37.5億円と17.3億円を減額する予定であるとの見込みが示されました。今後も着実に、そして計画的に残高を減らし、真の財政再建の道筋を確かなものにしていただきたいと期待しております。

一方で、将来に向けた前向きな投資として、市立病院の統合新築を成し遂げ、昨年12月1日に開院を迎えられたことは、市立病院調査特別委員会の委員として、まことに感慨深いものがあります。さらには、学校の耐震化や改築にも積極的に取り組まれておりますが、市債残高も微増にとどめていることは、財政規律の保持の面からも評価しているところであり、財政とのバランスを保ちながら市政を運営していく姿を高く評価いたします。

そこで伺いますが、市長は、この4年間どのような姿勢で財政運営に臨んでこられたのか、また、その結果をどのように評価しているのか、御見解をお聞かせください。

市立病院の建設や学校給食共同調理場などの大規模な建設事業を市債残高の大幅な増加をすることなく実行されてきましたが、今後も学校の耐震化、改築、公共施設の耐震化や老朽化対策は次々と控えており、事業実施に当たっては大きな財源が必要となりますので、全市的な調整の下で計画的に取り組む

必要があると考えます。このことについて財政規律のバランスをどのように考え、今後どのように進められていくのか、お考えを伺います。

中松市長は長く金融機関に勤務され、その豊富な経験から民間の企業経営のあり方を十分御存じのことと思います。私は、経営者は耐えるべきときはじっと耐え、力を蓄えて、いざ勝負のときには機を見て敏でなければならないと考えております。そのためには、経験に裏打ちされた分析や計画などの周回な準備、あわせて事業実行のための熱意と信念が必要であります。市長は、持続可能な小樽市に向けて取り組まれていかれると思います。今後も地方財政を取り巻く環境は厳しさを増すものと考えますが、市長はどのような姿勢で財政運営に臨まれるのか、わかりやすくお示してください。

以上で、第2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、4年間の財政運営についてですが、この4年間の財政運営の基本的な姿勢とその結果に対する評価につきましては、私が市長に立上げた当時は、平成22年度も累積赤字を抱える見込みで、財政調整基金残高もなく、本市財政は危機的な状況にありましたので、財政再建を最優先課題として取り組んできたところであります。とりわけ、他会計などからの借入れに依存した財政構造を改めていかなければ市民サービスの向上や新たな財政需要に十分な対応ができないことから、平成24年度以降は新たな借入れを行わずに一般会計の予算を編成しておりますが、これらの借入れは計画的に返済しており、財政健全化に向けた歩みは着実に前進しているものと考えております。

次に、今後の財政運営についてですが、まず公共施設の老朽化対策の進め方につきましては、本市では、これまでも病院の統合新築、学校の耐震化や再編に伴う校舎等の改築、さらには保育所の建設など将来を見据えた諸課題への対応に優先的に取り組んできたところであり、新年度予算では引き続き橋梁の長寿命化や道路ストックの更新など、既存インフラ施設の老朽化対策にも着手することとしております。

今後は、公共施設全般を網羅した総合管理計画を策定し、計画的に取り組んでいく必要があります。これらは大変大きな財政負担を伴いますので、中・長期的な収支を見通す中で財政規律を損なうことがないように、将来負担なども考慮しながら取り組んでいかなければならないものと認識しております。

次に、今後の財政運営に臨む姿勢についてですが、本市の財政構造は、歳入では市税などの自主財源に乏しく、歳出では扶助費などの義務的経費の占める割合が高いといった硬直した状況が続いております。限られた財源の中で市政を運営していくためには、財政の健全性を確保し、改善に努めていかなければならないという基本的な姿勢に変わりはありません。

とりわけ、人口の減少が進み、地域経済が縮小する中では、大きな税収の伸びは期待できないことから、人口減対策を基軸として、観光振興の推進や産業・経済対策の充実など、安定した活力ある経済を実現し、将来にわたって持続可能な財政運営ができるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇)

○15番(濱本 進議員) 3項目めの質問に入ります。

平成27年度予算は、改選期であるため、義務的経費や継続的な事業を中心とした、いわゆる骨格予算として編成したとのことでありますが、一方で国の緊急経済対策を受けた新交付金を活用し、精力的に地方創生の課題に対応する事業が平成26年度の補正予算として盛り込まれました。年度末が近いこともあり、繰越明許として実質的には当初予算とこの補正予算を一体として平成27年度の市政運営、事業執行となるものと認識しております。

初めに、平成26年度補正予算案に関連して質問いたします。

安倍内閣は、これまで3本の矢から成る経済対策を一体的に推進してまいりました。有効求人倍率は22年ぶりの高水準となり、企業の経常利益は過去最高水準となるなど、前向きの動きが続いております。これらの動きは賃金上昇や雇用拡大につながり、さらなる企業収益の拡大に結びつくという経済の好循環につながることを示しております。

このような景気の緩やかな回復基調が続いている一方で、個人消費等に弱さが見られるとともに、地域ごとの景気回復にばらつきが見られており、こうした足元の景気状況に対応するため、昨年12月27日に地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が閣議決定されたところであります。この経済対策につきましては、経済の好循環を確かなものにするとともに、その成果を地方に広く、早く行き渡らせることを目指しており、第1に地域の実情に配慮しつつ消費を喚起すること、第2にしごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すこと、第3に災害復旧等の緊急に対応を要することや復興を加速化することという3点に重点を置いております。

本市におきましても、このたびの国の補正予算を受け、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、生活者への支援、生活環境の整備を目的とした地域消費喚起・生活支援型とまち・ひと・しごとの創生に向けた「総合戦略」の先行的な実施を目的とした地方創生先行型の事業予算案が上程されておりますが、それぞれの経済対策について順次お尋ねをいたします。

まず、交付金を活用する事業のうち、地域の消費を喚起することを目的とするプレミアム商品券事業についてお聞きします。

国による過去の代表的な消費喚起策としては、平成11年に実施された地域振興券、平成21年の定額給付金が挙げられますが、地域振興券においては消費の一部が地域振興券による消費に置きかわっただけで、結果としてその多くが貯蓄に回ってしまったとの声が聞かれました。また、定額給付金においては、振り込まれた給付金を全く消費支出に回さなかったという世帯が3割近くに及んだとの調査結果が出ております。

本交付金の活用に当たっては、国が推奨する消費喚起のメニューの冒頭にプレミアム付商品券が挙げられていることから、全国ほとんどの自治体が発行を予定しているとのことですが、国では過去の対策に対する効果検証を伴わないばらまきとの批判を受け止め、今回の交付金事業ではアンケートなどの方法で消費喚起効果などの調査を行い、施策の効果を将来にフィードバックさせると聞いております。

プレミアム商品券による消費喚起策は、定額給付金のような支給ではなく、消費者による商品券の購入が前提になっているため、発行した商品券全ての消費が見込まれているほか、消費者負担の軽減となるプレミアム部分がさらなる消費を生むものとして我が党も大いに期待しているところであります。

現在、事業の実施に向けた検討を進められていることと思っておりますが、現段階で決まっている事業概要、スケジュールなどがあればお示しください。

次に、地方創生先行型についてお伺いいたします。

国は、仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すために、地方公共団体による早期かつ有効な地方版総合戦略の策定と、これに関する優良施策などの実施に対して、国が支援することを目的に地方創生先行型としての交付金1,700億円を予算計上しており、本市におきましても、この交付金を活用する事業として合計1億8,833万円の補正予算が計上されております。本市における地方創生先行型の事業につきましては、「1 産業振興による働く場の創出・拡大」1億1,533万円、「2 子育て支援と教育の充実」5,400万円、「3 小樽市への居住促進」900万円、「4 地方版総合戦略の策定」1,000万円となっており、市長は、これまでの4年間の任期中に最も力を入れてきた経済対策にボリュームをつけた形となっております。

この産業振興による働く場の創出・拡大については、地場産業の振興、企業立地の促進、交流人口の拡大、若者などへの地元就労支援と四つの項目に分けて説明されており、これらの項目につきましても、従来の市長の経済対策の戦略項目を引き続き示されているものと思いますが、提案されている事業について新規事業や拡充事業のほか、継続事業についても主な事業の概要についてお伺いします。

まず、地場産業の振興の項目について、地場産品導入促進事業費と小樽がらす市実行委員会補助金の二つの事業は、年間700万人を超える多くの観光客が訪れている小樽市にあって、観光客の皆様から今でも人気が高いものの一つである小樽のガラスをテーマとしており、地場産業と言うべき小樽のガラス業界の発展につながる小樽らしい事業であると常々考えております。

平成26年で6回目となった小樽がらす市は、開催場所の旧国鉄手宮線でのロケーションが、おたる潮まつりとともに夏の風物詩となりつつあるイベントに成長しているものと考えております。また、平成24年度から事業開始している地場産品導入促進事業につきましては、将来を担う市内小学生の卒業記念としてガラス製作体験をプレゼントするもので、その子供たちが大人になったときのよき思い出として、また、末永い小樽市民としての意識の涵養も目的とした事業であります。両事業とも数年間実施している中で、事業目的の達成度合いや今後の進展の見込みをどのように認識されているのかお聞かせください。

さらに、中松市政の特徴である産業振興の中でも、代表的なものとして、国内外に向けた販路拡大支援事業があります。このたびの地方創生先行型事業として、この事業の拡充に取り組んでおられます。

まず、国内向けの事業として、平成25年度から行われている「小樽産品」販路拡大支援事業について、その概要や効果をこれまでの成果などを含めてお聞かせください。

また、事業名としては、新規であります。内容は拡充事業と聞いている海外販路拡大支援事業費について、これまでの海外向け事業との違いや、その事業の狙いをお聞かせください。

次に、企業立地の促進の項目についてお伺いします。

さきの提案説明においても述べられておりましたが、中松市長は、この4年間、積極的に企業誘致に取り組んでこられました。

1年目の平成23年度には、まず企業の設備投資の動向を把握することから始め、首都圏や道内の大手・中堅企業を中心に、設備投資動向調査を行い、小樽への進出に興味のある企業を発掘してこられました。

平成24年度には、この調査を基に小樽市で初めてとなる東京での企業立地トップセミナーを開催するとともに、優遇制度である小樽市企業立地促進条例の見直しに着手し、固定資産税などの課税免除期間を2年から3年に延長したほか、新規進出企業のみならず市内企業の工場増設や機械設備などの更新、拡充も対象に加え、既存企業も優遇制度を活用できるように条例を改正したところであります。

さらに、平成25年度には、関西圏にも誘致活動を広げるべく大阪での企業立地トップセミナーを開催し、その後は首都圏とあわせてセミナー参加企業を訪問するなど、積極的にフォローアップも継続して

おられます。

また、私も拝見させていただきましたが、3DやCGを駆使した大変クオリティーの高い食関連企業誘致DVDを作成するなど、本市の魅力や企業立地の優位性などのPRにも積極的に力を注いでおられます。

こうした誘致活動や取組により、東洋水産株式会社、一正蒲鉾株式会社、横浜冷凍株式会社、北海道漁業協同組合連合会などの食品製造業や、物流・倉庫業などの大手企業の工場の建設や大規模な設備投資が行われております。さらには、コンビニエンスストア大手のローソンの全道店舗の麺類を一手に製造する株式会社コトメンフーズの工場や、電力の安定供給が期待される北海道電力株式会社のLNG火力発電所の建設着工など、着実に企業誘致の成果が現れてきております。

企業誘致は千三つとも言われており、往々にして長期に及ぶことを考えますと、この短期間での成果は、中松市長が企業誘致策として新しい取組にチャレンジしてきた積極姿勢の表れであると思っております。企業誘致は、小樽市財政の根幹である固定資産税などの税収増はもちろんのこと、市内企業との取引拡大などの経済波及効果、さらには新たな雇用創出など人口対策にも効果があるものと考えられます。

そこで、中松市長にお尋ねいたしますが、企業立地の促進の中で、新規事業である設備投資動向調査事業費の内容、また、これに関連して企業誘致における戦略的なお考えについてお聞かせください。

次に、交流人口の拡大についてお伺いします。

交流人口とは定住人口又は居住人口に対極する概念で、その地域を訪れる人のことであり、わかりやすく言えば、通学や通勤、買物などのために訪れる人のほか、広く観光客も含めるものです。本市の人口は昭和39年をピークに、その後、残念ながら減少が続いておりますが、その要因は、当初、転入者よりも転出者が多い社会動態減少、いわゆる社会減でありましたが、昭和62年からは社会減に加え、出生数よりも死亡数が多い自然動態減少、いわゆる自然減も加わり、人口減少に歯止めをかけることが容易ではなくなりました。特に、全国的に少子化傾向が進んでいる昨今、定住人口の維持、そして増加は一朝一夕には克服できない地方自治体にとっての長期的な課題となっております。

そのような中、本市は、北海道では札幌市に次ぐ約710万人の観光入込客数があり、これまでも観光客の誘致をはじめとする交流人口の拡大には、他都市に先駆けて取り組んでこられたものと考えております。まさしく交流人口の拡大は、本市の強みに当たる部分であり、この強みをさらに推し進めることはとても重要であり、かつ効果的であると考えます。

そこでお尋ねいたしますが、観光における交流人口の拡大について、これからの施策の方向性と新年度に向けての特徴的な事業について、その概要をお示しください。

次に、若者などへの地元就労支援の項目についてお伺いします。

冒頭述べさせていただきましたが、アベノミクスの効果により雇用情勢は上向きで、平成26年12月現在の全国の有効求人倍率は1.04倍と高水準で推移しております。小樽管内の有効求人倍率は0.85倍で、39か月連続で上昇しており、厳しさは残るものの、改善している状況にあります。

一方、国においては、人口減少問題の克服や成長力の確保を目的に、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、長期ビジョンと総合戦略の策定を進めているところであります。そして、各市町村においても、それぞれの地域課題に沿った地方版総合戦略の策定を進めているところであります。

本市においても、人口減少に対する対策は喫緊の課題であり、若者の市外流出を防ぐための対策は子育て環境の整備や雇用の場の創出など、多岐にわたると考えますが、その一つとして若者などの人材育成や地元定着も重要であり、これまでも緊急雇用創出推進事業や地域人づくり事業を活用して人材育成

及び地元定着に努めてこられたと思います。このたびの補正予算案にも、女性・若年者の地元定着を目指した人材育成事業費が計上されておりますが、これまでの人材育成事業の成果と今回の人材育成事業の内容についてお示しください。

以上で、第3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、平成26年度補正予算案について御質問がありました。

初めに、地域消費喚起・生活支援型についてですが、プレミアム商品券事業につきましては、1万2,000円分の買物ができる商品券を1万円で10万セット発行するものであり、商品券の発行総額は12億円となります。販売対象は本年4月1日現在満18歳以上の市内在住の方などとし、事業を広くPRした後、6月下旬の予約販売と7月1日の使用開始を目指しており、使用可能な店舗は市内の小売店、飲食店、サービス業などを対象に公募の上、決定いたします。

なお、この業務につきましては、小樽商工会議所に委託する予定で、現在、協議中であります。

次に、地方創生先行型についてですが、まず地場産品導入促進事業につきましては、市内の小学生に卒業記念としてガラスの製作体験をプレゼントしておりますが、事業を開始した平成24年度の体験率が79パーセント、3年目となる今年度は87パーセントの見込みで、年々体験率が上昇しておりますので、小樽ガラスがより身近に感じられるようになっているものと考えております。

また、小樽がらす市実行委員会補助金につきましては、主に旧国鉄手宮線で開催している小樽がらす市への財政支援であります。これまで6回開催した中で、年々来場者数も着実に増加しており、ガラスのまち小樽の知名度向上と地域経済への貢献度が高いイベントに成長しているものと考えております。今年度は新たに小樽硝子アート展や作品コンテストなど、業界みずからが小樽ガラスの魅力向上を図る活動が始まっておりますので、ガラス業界のさらなる発展を期待しております。

次に、「小樽産品」販路拡大支援事業費につきましては、本市の強みであります食料品製造業の販路拡大を目的に、毎年2月に東京で開催される国内最大規模の展示商談会スーパーマーケット・トレードショーに市内企業が出展することにより、商談機会の創出を図るものであります。本市が初めて参加した昨年度は、市内企業10社が出展し、期間中の名刺交換数は663社、成約数は22件でしたが、今年度は出展が15社で、名刺交換数は1,582社、成約見込み数は79件と大きく増加したものであります。市といたしましては、今年度出展した市内企業が名刺交換した企業に対して粘り強く交渉を進めることにより、1件でも多く成約できるようフォローアップを続けてまいりたいと考えております。

次に、海外販路拡大支援事業費につきましては、これまで同様、海外向け商談会等への参加経費の助成事業を継続するとともに、新たな事業内容としては、札幌市が海外での展示商談会の出展のために組織する実行委員会に本市が新たに参加するものであります。札幌市との連携を強化することで、市としては市内企業により多くの海外バイヤーとの商談機会を創出できるものであり、市内企業にとっても少ない負担金で参加できますので、海外での販路拡大に向けて積極的にチャレンジしていただきたいと考えております。

次に、設備投資動向調査事業費の内容につきましては、食品・物流関連企業を中心に、東京、大阪、名古屋の三大都市圏の大手・中堅1,500社を対象に、将来、製造工場や物流施設等の設備投資を予定する企業や本市への進出に興味を持つ企業に対してアンケート方式による動向調査を実施するものでありま

す。

また、企業誘致における戦略的な考えにつきましては、これまでと同様、本市の強みであり、集積の進む食品関連企業や物流関連企業をターゲットとして誘致を進めてまいります。今回の調査結果を踏まえ、1社でも多くの企業が本市に立地していただけるよう、効果的な誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光による交流人口の拡大における施策の方向性につきましては、道内客を含む国内観光客と海外からの観光客、それぞれに合わせた効果的な誘致事業を展開していくことが重要と考えております。新年度の特徴的な事業につきましては、国内向けには新たな観光ポスターの制作や小樽あんかけ焼そば親衛隊による全国的なイベントでの小樽観光PRのための補助金、海外向けには堺町通り観光案内所の外国語通訳配置への支援、クルーズ客船入港時の埠頭や各種イベント開催時に対応可能な移動式Wi-Fi機器の整備事業などがあります。これら事業の展開により、観光を基軸とした交流人口の一層の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、これまでの人材育成事業の成果につきましては、平成22年度から25年度まで緊急雇用創出推進事業を実施し、4年間で就職内定した76名のうち62名が市内企業に就職しており、平成26年度は地域人づくり事業を実施し、若者等の地元定着を目指しているところであります。

また、今回の事業内容につきましては、国が推進する女性・若者等の雇用拡大施策を受け、女性・若年者の正規雇用による地元定着を目指しており、市内の観光、サービス、物販関連企業での就業体験と語学、ビジネス、パソコンなどの研修を組み合わせた実践的な人材育成であり、自己PRや模擬面接などの就職活動支援やキャリアカウンセラー等による就職相談なども、あわせて実施する予定であります。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）

○15番（濱本 進議員） 次に、平成27年度予算に関連して質問します。

初めに、国際観光について伺います。

本年1月20日にJNTO日本政府観光局が推計値として発表した2014年の訪日外国人旅行者数は、前年比29.4パーセント増の1,341万4,000人で、2013年の1,036万4,000人を上回り、過去最高を記録しました。この数字を受け、国土交通省では、東京オリンピックが開催される2020年の目標2,000万人に向け、大きく前進した、2015年は1,500万人を超えると期待されているとしており、今後の訪日外国人旅行者の順調な増加が期待されています。

市長は、4年前の選挙公約の7つの重点公約のトップに、「全国的知名度をもつようになった小樽観光の充実、グローバル化時代の国際観光への挑戦」を掲げられ、今定例会の提案説明でお話されたように、これまで観光振興の中で、特に国際観光について積極的かつ精力的に取り組んでこられたものと評価しております。

市長が就任された平成23年度の本市外国人宿泊客数は、東日本大震災の影響で3万2,265人、対前年比65.2パーセントと3割以上も減少しました。特に、震災後の4月、5月は浅草橋街園でさえ観光客が誰もいないことがあるなど、私にとってはとても信じがたい光景でありました。

そのような中、市長は、みずから小樽運河や観光施設などに足を運び、観光客の皆さんに直接本市の安全性や観光ポイントを説明するなどの取組をされたことを記憶しております。その翌年の平成24年度は4万5,491人、平成25年度は7万2,860人と外国人宿泊客は着実に増加しており、平成26年度上期では

3万9,064人と過去最高を記録するまでになりました。

先月開催された第17回小樽雪あかりの路では、10日間で49万6,000人の方が来場されましたが、特に東アジア・東南アジア圏を中心に非常に多くの外国人観光客が訪れていたことが印象的でした。本市の外国人宿泊客は上期よりも下期が多い傾向にありますので、平成26年度全体では8万人を超えることが確実なのではないかと予想しております。

このような外国人宿泊客の急速な増加の要因としては、アベノミクスによる円安傾向や、ビザ発給要件の緩和など、国が進める施策が追い風となっていることもありますが、本市としても独自にこれまで取り組まれてきた施策が効果となって現れているものと感じております。

そこでお聞きますが、市長がこの4年間で取り組まれた外国人観光客の誘致における主な施策をお示してください。

また、外国人宿泊客の増加を図る上では、受入れ態勢の整備がとても重要なことだと考えますが、これまでの取組状況についてもあわせてお示してください。

今や全国有数の観光地であり、中国や香港、台湾はもとより東南アジアのタイやシンガポールなどでの知名度も高い本市においては、国際観光の振興、外国人観光客の誘致は重要施策の一つであります。人口の減少などにより、国内の旅行需要の大きな伸びが期待できない状況の中、今こそ本市が国際観光都市として、より一層の発展と飛躍を目指す戦略が重要となります。平成27年度は本市観光基本計画の最終年度で、同年度中に新たな観光基本計画を策定することと思われませんが、今後の国際観光の戦略について市長のお考えをお示してください。

次に、小樽港についてお伺いたします。

昨年、小樽港には過去最高でこれまでの2倍となる41回ものクルーズ客船が寄港しており、乗客、乗員を合わせて5万9,000人もの多くの方々小樽港を利用しております。私もクルーズ客船の寄港日には商店街や観光エリアが多くの乗客、乗員と思われる方々でにぎわう光景を目にしたところですが、これに伴う経済効果につきましても、市の試算によれば7億7,000万円と、大変に大きなものがあったとお聞きしたところであります。

こうした数年のクルーズ客船に関連した小樽港の動きにつきましては、これまで市長みずからのトップセールスを含め、クルーズ客船誘致に積極的に取り組んできた成果が結実したものと高く評価しているところであります。

しかし一方で、港の果たす重要な役割である物流や取扱貨物に目を転じますと、小樽港の取扱貨物量は平成8年の2,570万トンピークとして減少の一途にあり、ここ5年ほどでは1,200万トンから1,000万トンと横ばいのまま推移しております。港湾物流を通じた港の利活用は、海上運送事業や港湾荷役、倉庫業、ポートサービス業など直接港湾にかかわる事業はもとより、製造業、運送業、卸売業、小売業など、裾野の広がりが大きく、地域の経済活動や雇用創出など多方面で地域経済を下支えする重要な役割を担っており、物流の活性化が大きな課題であると考えます。

そこで、初めに、近年の小樽港の物流動向について、市長はどのような認識を持っておられるのかお伺いします。

次に、経済効果や雇用創出効果の大きい小樽港の物流活動の促進に向けては、港湾関連の民間事業者とも連携しながら、市も危機感を持って取り組むことが急務であると考えます。昨年11月には、港湾関係者や市の実務担当者で構成される小樽港研究会により、小樽港の物流振興にかかわる方向性を報告書としてまとめたと聞いておりますが、そうしたものも踏まえ、市として、今後、取扱貨物の増加を実現するために、新年度の中でどのような施策を行っていくお考えかお示してください。

また、小樽港が今後とも道央圏の物流拠点としての役割を担っていくためには、基盤となる港湾施設の機能の確保や拡充が必要なものであると考えます。現在、市では平成28年度を目途に、港湾計画の改訂作業を進められており、あわせて具体的な将来の施設計画の検討を行う中で、港湾計画改訂後は新たな計画に沿って港湾整備事業が進められることになると思いますが、当面の港湾整備費の進め方について、新年度予算案に計上された事業にも触れてお示しください。

次に、既存街路防犯灯LED化推進事業について伺います。

市民や町会からの要望も強く、市議会としても早期の予算措置を要望していた街路防犯灯のLED化助成を当初予算に計上されたことについては、市長の英断を高く評価するものであります。市長は平成26年第3回定例会で、この事業についての私の一般質問に対して、制度設計、事業実施に際して多くの課題があるとの御答弁でした。課題はどのように解決されたのでしょうか、お聞かせください。

町会の実情、意向も踏まえ、早期の事業実施に向け精力的に取り組まれることを希望いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、北海道新幹線について伺います。

北海道新幹線は当初平成47年度とされていた札幌開業時期を政府、そして自民党、公明党の与党は、5年前倒しし、平成42年度末の完成・開業を目指すことを決定しました。これは思い起こせば民主党政権下の平成23年12月、中松市長が並行在来線の経営分離に同意する決断があったがゆえだと認識しています。来年3月には新青森―新函館北斗間が開業し、北の大地を新幹線が走ります。この新幹線の札幌開業は早まれば早まるほど経済効果が早期に発揮され、また、道内ははじめ東北や関東とつながることで人や物などの地域間交流が一層活発化し、小樽にとっても新たなビジネスチャンスが生まれるきっかけにもなりますので、政府与党が5年前倒しを決定したことは大変価値あることだと思います。

しかし、新幹線開業を実現していくには、新駅周辺の整備など小樽市が解決すべき幾多の課題が存在しています。

初めに、どのような解決すべき課題があるのか、お聞かせください。

次に、鉄道・運輸機構において平成27年度は八雲町の野田追トンネルや赤井川村の後志トンネルの工事に着手していくようではありますが、小樽市域の工事について工事内容、着工時期、工期などについて現時点での見通しをお聞かせください。

整備新幹線の工事については、これまでの経過を踏まえ、地元企業の活用がなされてきていると聞いております。小樽市域での工事においても、地元企業への経済効果はあるものと考えます。

そこで、地元企業活用への取組をどのように推し進めていくのか、お聞かせください。

国の想定では東京―札幌間は最短で5時間1分とされていますが、開通時に新駅に停車する新幹線のタイプはどのようなものが見込まれているのか。

また、東京―新駅間は最短で何時間になるのか。

あわせて、新駅から札幌、倶知安、新函館北斗までの所要時間についてもお聞かせください。

新駅での乗降客の見通しについてもお聞かせください。

東京―小樽間をはじめ、道内においても函館、倶知安などが新幹線によってより身近なものとなることから、函館及び倶知安、ニセコに滞在する旅行客の小樽への移動や小樽を拠点としての通勤など、定住への可能性もあると考えます。そのためには、新駅及び周辺の整備が重要な課題であると思います。

そこで、伺います。

天神2丁目に建設される新駅及び周辺整備について広く意見をとり上げるためにワークショップを行ったとのことですが、この開催状況や議論の内容についてお聞かせください。

また、このワークショップでの意見は今後どのように取り扱われるのか、お聞かせください。

新駅及び周辺整備においては、既に小樽商工会議所でも提言書を出されておりますが、市では現在、整備についてどのような方向性を持っているのか、また、今後の整備についてどのような手順で進めていくのか、お聞かせください。

この項最後に、改選後の予算編成について伺います。

当初予算では除雪費の大半を計上留保した上で、一方で特別交付税も計上を見合わせておりますが、改選後の予算編成に当たり、現時点でどのような政策的経費の計上を想定されているのか、財源を含めてお示しください。

また、その財源を考える上で、平成26年度決算内容も考慮すべき要素と思いますが、平成26年度決算見通しについてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

以上、冒頭にも申し上げましたが、次の任期も市長として市政を担う覚悟を、決意を感じる御答弁を期待し、全ての項目にわたり再質問を留保して終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、平成27年度予算案に関連して御質問がありました。

初めに、国際観光についてですが、まず市長就任から4年間で取り組んだ外国人観光客誘致の主な施策につきましては、震災直後の平成23年度には商工会議所や観光協会とともに台湾と中国・上海を訪問して、観光客誘致についてのトップセールスを行ったほか、新千歳空港から市内宿泊施設への外国人観光客向け無料直行バスを運行するダイレクトアクセス事業を実施いたしました。平成25年度からは、北後志5町村と小樽・北後志広域インバウンド推進協議会を立ち上げ、バンコクの旅行博への参加や台湾の旅行会社招請事業などを実施いたしました。この間、中国、香港、韓国、タイなどに対する観光客誘致事業等についても積極的に行ってきたところであります。

また、受入れ態勢の整備につきましては、平成23年度に市内37か所の観光案内板やバス停留所などの表記を日本語、英語、韓国語、繁体字、簡体字の統一した多言語に切り替え、平成24年度には運河プラザ内に英語、韓国語、中国語の通訳を配置した小樽国際インフォメーションセンターを開設し、外国人観光客に対する案内機能の拡充に努めてまいりました。

次に、国際観光の戦略につきましては、訪日外国人のエリアが今後さらに東南アジア圏までに拡大していくことを踏まえ、情報発信の強化や近郊の市町村と連携した広域での観光プロモーション活動が重要であると考えております。具体的には、これまでに実績のある香港や台湾、中国などの東アジア圏に対しては、団体旅行から個人旅行へシフトしている流れを踏まえ、メディアやウェブサイトなどの活用により、最新の情報をきめ細かく発信していく必要があります。

また、新たなターゲットとなる東南アジア圏に向けては、新千歳空港との直行便で結ばれる国々に対し、北後志の5町村や札幌市のほか、倶知安町やニセコ町などともこれまで以上に連携して効果的な施策を進めていかなければならないと考えております。

次に、小樽港についてですが、まず近年の小樽港の物流動向につきましては、ここ数年、大宗貨物であるフェリー貨物や輸入穀物の伸び悩みなどにより、取扱貨物量は横ばい状況であることから、小樽港の利用拡大に向けて私みずからも荷主訪問などのポートセールスに努めてまいりましたが、社会・経済情勢や輸送形態の変化などがある中、なかなか成果に結びついていないのが実情であります。

しかしながら、中国定期コンテナ航路では、一昨年、新造船の導入により、一層の定時運航が可能となったほか、昨年、ウラジオストクとを結ぶRORO船定期航路では、従来の中古車に加えて道産農産物などの取扱いも開始されるなど、小樽港の利用拡大につながる新たな動きも出始めております。市といたしましても、今後とも港湾関係業界との連携を強化し、積極的な貨物誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、取扱貨物の増加に向けた新年度の施策につきましては、国の地方創生先行型交付金を活用して、まずロシア貿易の拡大を目指し、昨年から一般貨物の取扱いが開始されたウラジオストクとのRORO船定期航路等を利用した道産農産物や農業機械などの輸出の可能性を探るべく、ロシア沿海地方の企業訪問や市場調査を実施してまいります。

また、フェリー航路や中国定期コンテナ航路、穀物類の取扱いなどの既存物流の拡大に向け、関東・関西エリアでのポートセールスを積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、当面の港湾整備の進め方につきましては、小樽港は港湾施設の老朽化対策が喫緊の課題であることから、基本的にはさまざまな港湾活動に支障を来さぬよう、機能保全のための事業を中心に進めるとともに、既存物流の活性化やクルーズ客船の寄港拡大など港湾振興に向けた新たな要請にも対応できるよう、今後とも必要な施設整備に努めてまいりたいと考えております。

新年度予算案では、こうした考え方に沿って老朽化対策としての北防波堤改良事業や第3号ふ頭岸壁改良事業を国直轄事業として引き続き進めるほか、新たに第2号ふ頭におけるロシア貿易機能の拠点化を見据えた岸壁改良事業にも着手したいと考えております。

次に、既存街路防犯灯LED化推進事業についてですが、まず課題の解決につきましては、各町会間の公平性は町会等が保有する対象灯具の3分の1ずつを各年度で助成することで確保することとし、灯具の選定や設置基準について、現在、細部の調整を進めているところであります。

また、円滑に事業を進めるため、総連合町会や北海道電力など、関係者による協議会を開催したいと考えております。

次に、早期の事業実施に向けての取組につきましては、町会等の負担を一日でも早く軽減したいとの思いから、既存街路防犯灯のLED化推進事業を当初予算案に計上したところであります。予算成立後、町会等に説明会の案内を発送するなど、速やかに事業に着手したいと考えております。

次に、北海道新幹線についてですが、まず新幹線開業のために小樽市が解決すべき課題につきましては、トンネル工事により発生する土砂の受入先の確保や新駅周辺地域における土地利用の方向性の検討、新駅と既存の駅や観光地を結ぶ2次交通の強化、駅前広場や駐車場など交通結節点に求められる機能や規模の検討などと考えております。

次に、小樽市域における工事内容などにつきましては、鉄道・運輸機構によりますと、主な工事としてトンネル工事、橋梁工事、駅工事、保守用車両等基地工事があるとのことですが、着工時期や工期などについては、北海道新幹線全体の工事工程を見通した中で決めていくと聞いております。

次に、新幹線の建設工事に係る地元企業の活用につきましては、新駅の建設工事やそれに伴う附帯工事などにおいては、地元企業の受注や工事に使用する建設資材の地元調達などが期待されることから、工事発注や建設資材の調達に当たっては、できる限り地元企業を活用していただくよう、今後、事業主体である鉄道・運輸機構に要望してまいりたいと考えております。

次に、新駅に停車が見込まれる新幹線のタイプなどについてですが、新幹線の運行タイプは特定の駅にだけ停車する速達型と各駅に停車する緩行型がありますが、どのタイプの新幹線が新駅に停車するかなどは営業主体であるJR北海道が開業間近に決定するため、現時点では決まっていないとのことです。

また、新駅からの所要時間は、国土交通省の想定では、札幌駅まで約12分、倶知安駅までは約13分、新函館北斗駅までは約52分、東京駅までは約5時間2分となっており、新駅での乗降客数は平成18年の北海道の試算で1日当たり約1,200人と想定されております。

次に、新駅及び周辺整備についてのワークショップの開催状況などについてですが、ワークショップは市民公募などを含む12名を委員として委嘱し、これまで新駅周辺地域の土地利用や観光地域とのアクセスなどをテーマに3回開催しております。ここで出された意見は、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定の際、参考にしてまいりたいと考えております。

次に、新駅及び周辺の整備についての方向性と今後の手順についてですが、整備の方向性につきましては、今年度を含め3か年で策定予定の北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画の中で示していきたいと考えております。

また、今後の整備の手順につきましては、新駅周辺のまちづくり計画策定後、住民説明会や関係機関等との協議、測量や実施設計、用地買収、施設整備の順で実施していくことになります。

次に、改選後の予算編成についてですが、まず予算計上の内容につきましては、改選後に決定していくことになりますので、具体的な内容を示すことはできませんが、第6次小樽市総合計画の後期実施計画の推進はもとより、人口減対策を基軸とした取組なども進めてまいりたいと考えております。

また、財源確保につきましては、今後の除雪費の動向にもよりますが、財政調整基金に一定程度の残高が見込まれますので、それらを財源として活用することが可能と考えております。

次に、平成26年度一般会計決算の見通しにつきましては、除雪費のさらなる増額の懸念はあるものの、現時点で収支は均衡しておりますことから、個々の項目の具体的な見込みを示すことはできませんが、今後、歳出に一定程度の不用額を見込むことができますので、実質収支の黒字は確保できるものと見込んでおります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

○15番（濱本 進議員） 再質問については、この後の予算特別委員会等で行いますので、これで質問を終わります。

○議長（横田久俊） 濱本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時45分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して質問します。

質問に先立ちまして、先ほど濱本委員から身に余るお言葉をいただきました。お礼を申し上げます。議員の任期を終わるに当たっては、適切な機会があろうと思っておりますので、そのときに述べさせていただくこととして、早速質問に入ります。

新年度予算に関してです。

安倍政権はいつせい地方選挙を前に、地方の支持基盤をつなぎとめようと、自治体が期待する予算措置を地方創生の名でさまざまに打ち出しています。そうせざるを得ないほど長年の自民党政治が地方の

衰退をもたらしたことへの怒りが強いからです。

安倍総理大臣は、衆議院議員総選挙後の記者会見で、国民から頑張れと背中を押してもらったと、こういう発言をされていますが、この発言とは裏腹に地方選挙の前に自信がないので、ほんのわずかだけれども、予算措置をとらざるを得なかったものです。この予算措置を積極的に活用して市民の願いに応えた事業を展開するのは当然のことです。

一方、国の新年度予算は、社会保障切捨て、大企業減税、大軍拡の三悪予算です。これに加えて、今後、消費税増税、社会保障削減、格差拡大、TPP推進、中小企業と農林水産業破壊のアベノミクスを続けるならば、一層、地方の衰退を加速させることは疑いありません。この際、先のない道の転換こそ地域再生の前提です。この基本的な問題について市長の見解を求めるものです。

次に、国の社会保障予算削減から小樽市が市民の福祉と暮らしを守る防波堤として、地方創生の名で打ち出されている各種交付金を使って、市民の願いに応える事業について提案しますので、市長の見解をお聞かせください。

初めは、国民健康保険料引下げを求める問題です。

平成26年度の国民健康保険事業運営基金の残高1億6,000万円は、保険料引下げに使うべきものです。議案説明のとき、この基金で保険料引下げを求めたところ、保険料確定賦課のとき保険料が大幅に上がるようであれば、これを抑えるために使うが、決算見込みを見ないで今は何とも言えないとのことで、国保料を引き下げるとは言いませんでした。しかし、国は新年度予算で保険者支援制度を拡充するため、昨年度より多く小樽市にも交付されているはずですが、市の新年度予算の一般会計繰入金の中に含まれていると思われませんが、保険者支援分は前年に比べ幾ら多いかお答えください。

保険者支援分は、条例で保険料の総額から差し引くことになっています。言葉をかえれば、この分は保険料引下げに当たる額です。理事者が言うように、小樽市の国保加入者は低所得者が多いので、中間層に保険料の負担がかぶせられているのが特徴とのことです。しかし、予算資料では、基金の残高はこの5定補正後で1億6,000万円です。これに国の新年度の新たな保険者支援分を加えれば、1世帯1万円の保険料引下げはできるはずですが、市長の見解をお聞かせください。

次に、介護保険です。

昨年6月に成立が強行された医療介護総合確保推進法と新年度予算での社会保障切捨てによって、介護は危機に直面しています。特に、介護報酬の2.27パーセント削減は介護保険制度の崩壊を招く重大問題です。

我が党は、この間、通所介護、介護予防通所介護で在宅介護を支える定員19人以下の小規模事業所33か所を菊地よう子道政相談室長を先頭に訪問して、介護報酬の2.27パーセント削減の影響が現場でどう現れているか、聞き取り調査を行いました。このままでは事業を畳む以外にないとか、利用者や家族のことを考えると赤字覚悟でやらざるを得ないが、いつまで続くか不安だなど、介護を支える人間の良心に裏づけられた切実な声が出され、心を打たれました。同時に、介護報酬の2.27パーセント削減に対する安倍内閣に改めて怒りを覚えました。

そこで提案しますが、補正予算の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金の一つである地方創生先行型を活用して、在宅介護を支える小規模事業所に小樽市の制度として助成を行い、在宅介護を守る緊急措置をとるべきではありませんか。小樽市の財政負担がないのですから、ぜひ実現すべきです。市長の見解をお聞かせください。

あわせて、医療介護総合確保推進法が強行した要支援者の訪問介護、デイサービスを介護給付から外して市町村の地域支援事業に移行させることは認められません。要支援者への現在の介護サービスの継

続のため、市長として小樽市としてやるべきことをいろいろ検討しているようですが、地域支援事業としての市町村への押しつけをやめ、現行サービスを継続するよう国に要求することを改めて提案しますので、見解をお聞かせください。

医療についてです。

国は、医療介護総合確保推進法で、病床削減のため、2015年度から2年間で都道府県に地域医療構想を策定させようとしています。これを受け、自治体病院に対しては、国がこの3月末までに定める新たな公立病院改革ガイドラインに基づき、新たな公立病院改革プランを策定させようとしています。小樽市立病院はこの12月に新築開院したばかりですが、この地域医療構想に基づく改革プランによって、小樽市立病院の病床削減が強要されることになるのか、まず説明をしてください。

今、市長に求められるのは、医師・看護師確保をはじめ、小樽協会病院での周産期医療など、地域の必要な医療体制確保に全力を尽くすことです。

2月19日、知事選挙と市長選挙を意識した自民党小樽支部の新春セミナーなるものが開かれました。この席で市長は、高橋知事に協会病院での医師確保を要求し、知事も中松市長と連携しながらしっかり取り組んでいると語ったとのこと。これが選挙目当てのパフォーマンスであってはなりません。医師確保の見通しについて、最悪の場合どうするのかを含めお答えください。

次に、子育てに関してです。

子供の医療費無料化についてです。

現在、小樽市の子供の医療費助成については、議員の皆さんも御承知のとおりです。我が党は、この件に関しては、昨年の第1回定例会で小貫議員が、第3回定例会で新谷議員が、それぞれ要望しています。これに対して市長は、若年層の定住、移住を図る上で、子供の医療費助成制度の拡大については財政上の問題もありますが、人口問題を議論する中で、今後、検討していきたいと答弁されています。市長選挙は、この4月です。中松市長は市長選に立候補するからには当選を目指しているはずですので、当選された暁には、6月の政策予算編成時に、せめて就学前の児童の医療費は入院、通院ともに無料にするよう提案しますので、英断を持ってお答えください。

保育料の値上げを行わないことを求め、質問します。

今、各自治体で保育料の値上げが相次いで計画されています。保育料は所得税、市民税の税額に連動しているため、政府の子ども・子育て会議が年少扶養控除の廃止にかかわって、新入児は値上げし、在園児は据え置く方針を示したことが背景になっています。小樽市でも保育料算定の制度が変わりますが、値上げしないよう強く要求します。市長の見解を求めるものです。

感染症を防止し、子供の健やかな成長を願う立場で質問します。

小樽市で感染症が発症した場合、マスコミ発表とともに各党派代表者にその状況が欠かさず事前報告されています。施設ごとの内訳を見ると、毎年保育施設が含まれていることに心を痛めていました。

そこで伺いたいのは、感染性胃腸炎の集団発生状況と予防啓発についてです。

感染性胃腸炎の集団発生状況について、ここ3年間と今年度、今年度は12月まででよろしいですから、これをまとめて発生件数、施設別件数、原因ウイルスと患者数について、それぞれ報告してください。

次に、不幸にして集団発生した場合の啓発・指導はどのようになされているか、また通常の啓発・指導はどのようになされているか、報告をしてください。

次に、子育て中の母親の皆さんとの懇談の中で出された要望で、感染症防止の上からも、これまで以上に万全を期したほうがよいと思われることがありますので伺います。

市立保育所で紙おむつを着用している子供をお持ちの母親の皆さんから出されたのは、保育所での子

供の排せつ後の使用済紙おむつを保護者に毎日持ち帰らせている問題についてです。私立保育園、幼稚園の多くでは施設で一括して処理しているのに、どうして市立保育所では持ち帰らせているのか。母親の皆さんからは、保育所で一括処理して持ち帰りがないように改善してほしいというものでした。国からも感染症予防の立場からマニュアルが出されていますが、このとおりになっているのか、また、マニュアルに照らし、いかがかと思われる現状も聞いていますので、その実態はどうなっているか報告してください。

子育て支援課が保健所の協力もいただいて市立保育所の感染症防止の立場から感染症対策チェックリスト等で現状の把握に努められたと伺いましたが、その状況について結果はどうであったのか報告してください。

また、質問と答弁準備の過程のやりとりで、感染症防止の観点から保育所でマニュアルに照らして改善しなければならない事実もあったと思われませんが、直ちに改善した点があればお知らせください。

マニュアルに沿って、私は、使用済みの紙おむつは保育所などで一括保管・処理したほうが、感染性胃腸炎などの集団発生を防止する上からもベターと考えます。また、市立保育所で一括保管・処理するとなれば、当然費用がかさみますが、これはいかほどになるか、裏づけを持った市長の見解をお聞かせください。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金で、子育て支援や少子化対策、結婚、妊娠、出産、若者定住などの事業が可能となっていますが、この第1回定例会で交付金で具体化した事業を説明してください。

また、これ以外で、少子化対策、人口対策も含め、小樽市にとって必要な課題があればお示しください。

次に、人口対策についてです。

日本創成会議が2014年5月にストップ少子化・地方元気戦略、いわゆる増田レポートを発表したのについて、8月の「地方消滅」では、自治体が消滅してしまうような予測を前提とした地方制度、国土計画の再編を提起しました。

この増田レポートの中で、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の推計による消滅可能性都市896のリストの発表は、全国の地方都市に大きな衝撃を与えました。この小樽市も、2010年から30年間で20歳から39歳までの女性人口の予想減少率が66パーセントと発表され、消滅可能性都市896のリストの中に含まれていました。このこともあり、人口問題について市民の中に心配とともに大きな関心が広がっています。

これらの都市では、その対策組織が次々と置かれました。こうして地方自治体の危機感をあおり、安倍内閣が地方創生を重点政策として打ち出し、人口減少を前提にした国土のあり方を示し、地方には二つの内容を含んだコンパクト・プラス・ネットワークを示しました。

しかし、増田レポートの人口減少分析には、専門家の中からも批判が出されています。人口減少は出生数減少という少子化によってもたらされるとか人口の自然増減と社会増減の組合せで決まるといった表面上の算数の話で置きかえられていること、なぜ人口減少が起きたのか社会的分析がされていない、晩婚化や未婚化が進行する社会的、経済的理由が分析されていないなど、多数に上っています。

少子化は避けがたい自然現象ではありません。政府によって派遣労働者の適用業種が拡大され、さまざまな形態の非正規雇用を労働規制の緩和によって拡大したことに原因があります。若者が結婚して子供をつくることのできないのは、不安定雇用、低所得、長時間労働に主な原因があります。これはひとり、日本共産党だけの見解ではありません。内閣府の年収別・雇用形態別既婚率資料によっても、20歳

代、30歳代の男女ごとに正規雇用・非正規雇用、年収別に見ても、300万円未満は既婚率が1割を切っています。300万円以上400万円未満から既婚率が増え始め、500万円以上600万円未満は既婚率が20歳代、30歳代とも、また、男女とも最も高くなっています。

日本共産党は、少子化対策が順調に進んだとしても、一定期間は人口増にはならないことは承知しています。しかし、少子化対策は日本の命運を握っており、本気で若者の雇用を安定させ、所得を向上させることを考えれば、現在の労働者派遣法の改悪に見られる非正規雇用の拡大を進める政治の根本的な転換を図らなければならないことは明らかです。

以上、幾つか指摘をしましたが、これらに対する市長の見解をお聞かせください。

次に、小樽市の人口対策について伺います。

市長は、今、小樽市の人口対策について取組を開始しています。昨年8月に議会に対しても人口対策についてその方向性、考え方を示し、人口対策庁内検討会議を昨年8月に設置し、続いて官民による小樽市人口対策会議を設置し、意見の取りまとめをしていただき、庁内検討会議で整理、検討して、今後の施策の方向性と実施事業への反映を行うとしています。この進捗状況について報告をしてください。

これら一連の検討を行った上で、市長として人口対策で何をしようとしているのか、考えをお聞かせください。

人口対策に関して政府の動きと関連して心配な点がありますので、これを指摘し、市長の見解を伺うものです。国の動きですが、昨年秋の臨時国会で成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、12月27日、総合戦略を閣議決定し、地方自治体に対して総合戦略が定める国の政策分野を勘案して地方版総合戦略を策定することを努力義務といたしました。地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金の地方創生先行型の中では、全都道府県・市区町村に対し、地方版総合戦略策定経費を確保するとしており、全自治体が策定するものと見込まれています。地方版総合戦略の策定に当たっては、自治体ごとに地方人口ビジョン（将来推計と展望）をつくることとし、2019年度までの5年間を対象にした地方版総合戦略を遅くとも2015年度中に早期に策定することを国は求めています。

市長に伺いますが、これから取り組む平成26年度の補正の地方版総合戦略で何を打ち取ろうとしているのか、目的について詳しく説明をしてください。

これに使う交付金1,000万円ですが、1,000万円かけて地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するとのことですが、1,000万円のうち930万円は業務委託するとのこと。あとの70万円は会議費等とのこと。コンサルタントに業務を委託すれば、国の動向に沿った成果品になることは初めからわかりきったことで、中松市長や小樽市職員のオリジナリティーは全くありません。肝心なことをどうして業務委託にしたのか、説明をしてください。

この点で心配な二つ目は、市職員の創意工夫、能力の発揮の場が奪われていることです。小樽の将来にかかわる肝心なことを外注する、こんな対応でいいのか、小樽市役所の頭脳がどうなるのかと誰もが憂慮しています。市長の見解をお聞かせください。

地方での拠点づくりと周辺との連携形成、コンパクト・プラス・ネットワークについて伺います。

地方版総合戦略を策定する上で、地方が勘案することが求められている国の政策分野とは、一つ、地方における安定した雇用の創出、二つ、地方への新しい人の流れづくり、三つ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、四つ目、時代に合った地域づくり及び地域と地域の連携の四つです。一つ目から三つ目までは小樽市の発展にとって必要なことと我が党も考えますので、ぜひ人口増となる計画にしてください。しかし、四つ目の中の地方での拠点づくりと周辺の連携の形成が示されていることが心配です。これらに関する小樽市の取組は、平成27年10月ぐらいまでに策定するとのこと。地方での

拠点づくりと周辺との連携の形成で安倍内閣が狙っているのは、公共施設や行政サービスを拠点となる中心自治体に統合し、身近な住民サービスの低下と周辺部の切捨てを進め、中心自治体もコンパクトシティと称して住民サービスを切り捨て、スリムにし、あわせて地方の衰退を一層加速させるものにはかなりません。政府の言う地方での拠点づくりと、周辺との連携は、小樽市の事業としては既に先行している定住自立圏があります。市長は、私のこの指摘を受け、今後どういう認識を持って定住自立圏に対応するつもりか、見解をお聞かせください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 北野議員の御質問にお答えします。

ただいま、新年度予算に関して御質問がありました。

初めに、安倍政権の新年度予算への見解についてですが、我が国の経済は回復基調にあると言われておりますが、いまだ地方においては景気回復の効果が十分に及んでいないのではないかと感じております。今回の国の予算案では経済の好循環を確立し、地方に対して景気回復の実感を行き渡らせ、地方創生に重点を置き、経済再生と財政再建の両立を実現する予算として編成されたものと受け止めております。

次に、新交付金の活用についてですが、まず国民健康保険に関しまして、その保険者支援分につきましては、保険料の軽減対象となる被保険者の所得の把握が必要なため、前年の所得が確定する5月でないと試算できないことから、拡充分は当初予算には反映しておりません。このため、平成27年度予算の一般会計繰入金のうち、保険者支援分は26年度の決算見込みと同額の1億2,380万円を計上しております。

次に、保険料の引下げにつきましては、保険料については例年5月に前年の所得が確定した段階で当該年度の保険給付費の見込みや保険者支援分のほか、国、道からの交付金、補助金などを含め、全体の収支を勘案して算出しております。したがって、平成27年度の保険料算出に当たっても、新たに交付が予定されている保険者支援分の拡充分や基金残高なども考慮し、保険料の上昇の抑制に努めてまいります。

次に、介護保険に関しまして、まず地方創生先行型交付金で小規模介護事業所へ助成することにつきましては、国ではこの交付金のメニュー例として、創業支援や販路開拓支援などを挙げており、小規模介護事業所など特定分野に限った経営安定のための助成は、交付金本来の趣旨にはなじまないものと考えております。

次に、要支援者への現行サービスを継続し、地域支援事業の移行を撤回するよう国に要求することにつきましては、急速な高齢化の進展に伴い、社会保障費が増大する状況にあつて、受益と負担の均衡のとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、給付の重点化や効率化などについて国が行った制度改正であることから、必要でやむを得ないものと考えており、制度改正の撤回を要求することは考えておりません。

次に、医療に関しまして、まず小樽市立病院の病床数につきましては、新たな公立病院改革プランは平成27年度から28年度にかけて都道府県が策定する地域医療構想を踏まえ、公立病院の役割を明確にするものと聞いております。この地域医療構想の策定過程において、病院等の関係者が参加する協議の場

が設置される予定であり、その中で病床数など地域における必要な医療体制の確保が図られることとなりますので、市立病院の病床数が強制的に削減されることにはならないものと考えております。

次に、小樽協会病院の周産期医療に係る医師確保の見直しにつきましては、現在のところめどが立っておりませんが、協会病院の分娩再開に向け、引き続き病院側と協議を行うとともに、関係機関に働きかけるなど、できる限りのことをしてまいりたいと考えております。

次に、子育てに関しまして、まず子供の医療費無料化につきましては、現在、人口対策庁内検討会議におきまして、各部から人口対策事業案が提出された中で、無料化も含め、検討すべき事業項目の一つとして位置づけたところであります。今後は、小樽市人口対策会議の検討結果や財政負担なども考慮しながら、最終的に判断してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援新制度移行に伴う本市の保育料につきましては、新制度では保育料の階層区分の決定が従来の所得税額から市町村民税額を用いる方式になります。これにより保育料の決定時期も従来の4月から市町村民税額が確定した後の9月に変わりますが、新制度への移行年度となる平成27年度の保育料は、まず4月に前年度の市町村民税額に基づいて一度決定し、さらに9月に改めて決定することになります。新制度における国の保育料徴収基準額は、現行の利用者負担の水準を基に各階層の所得税額を市町村民税額に置きかえており、本市においても、国の改正内容に準じるとともに、現行の軽減措置を維持した改正を予定しております。しかし、市町村民税額を用いる方式への変更により、利用者の一部において保育料の増減が生じることから、市としましては一定の配慮が必要と考えており、現在、検討作業を進めているところであります。

次に、感染症防止に関しまして、まず感染性胃腸炎の集団発生件数と患者数につきましては、平成23年度が2件で35名、24年度が19件で604名、25年度が4件で137名、26年度が12月末までで7件で199名となっております。この4年間における施設別発生件数につきましては、保育所7件、その他の施設が25件であり、原因ウイルスはノロウイルスによるものが31件、ロタウイルスによるものが1件となっております。

次に、感染性胃腸炎が集団発生した場合の対策につきましては、集団発生した場合には速やかに施設を訪問し、感染症法に基づく調査を実施し、必要な指導を行います。また、通常における啓発・指導につきましては、市内における流行状況等を踏まえ、保育所、学校、高齢者施設等に対し、文書による注意喚起や施設に出向いて健康教育を実施しているほか、広報おたるやホームページで周知するなど、さまざまな方法により行っております。

次に、公立保育所での感染症防止の対応につきましては、国の保育所保育指針及び保育所における感染症対策ガイドラインに基づき行うこととしております。各保育所の施設整備の違いから全て同一の対応とはならず、特におむつ交換作業では、手洗い場があるところで行うこととされていますが、専用スペースの確保が難しい施設があることや、使用済紙おむつの保管がふた付バケツでなかった施設が1か所ありました。

なお、使用済紙おむつの持ち帰りについては、ガイドラインでは示されていないものであります。

次に、感染症対策チェックリストでの現状の把握につきましては、一部の保育所で職員が予防接種を受けていたかどうかの確認に不十分な点が見られましたが、チェック項目についてはおおむね履行されておりました。

次に、公立保育所での感染症防止に関する改善点につきましては、先ほど答弁いたしました使用済紙おむつの保管方法については、直ちに改善を行っております。

また、使用済紙おむつにつきましては、今後、各施設で処理することといたします。

なお、必要な費用は、年間約50万円であります。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金についてですが、具体化した事業の主なものを申し上げますと、子育て支援や教育の充実では、18歳未満の方がいる世帯に商品券を支給するほか、保育所などの絵本や遊具、小学校の実物投影機などを整備いたします。若者の定住促進では、移住促進に向けた取組や空き家の活用などを検討するための調査を実施するほか、働く場の創出・拡大に向けた事業として商業起業者への支援や小樽港の物流促進を目指す市場調査を、地元就労支援として女性や若年者の正規雇用を目的とした人材育成を実施いたします。

また、人口対策は、働く場の創出や子育て支援などさまざまな取組を総合的に進める必要があることから、現在、小樽市人口対策会議などにおいて必要な対策を検討しているものであります。

次に、人口対策についてですが、まず不安定雇用等の指摘に対する私の見解につきましては、平成24年3月に厚生労働省が、非正規雇用問題に総合的に対応し、労働者が希望する社会全体にとって望ましい働き方を実現するため、望ましい働き方ビジョンを取りまとめており、その中で「雇用が不安定」「経済的自立が困難」などの非正規雇用に関連する課題と、正規雇用・無期雇用への転換促進など施策の具体的方向性が示されております。

また、平成24年10月に改正された労働者派遣法では、派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善などが盛り込まれたところであり、国としては派遣労働者の保護・雇用の安定を目的にさまざまな対策に取り組んでいると承知しておりますが、現状では雇用の不安定さや低賃金などの課題があると認識しております。

次に、人口対策庁内検討会議や小樽市人口対策会議での進捗状況につきましては、本市人口の現状についての共通認識を持つとともに、これまでの取組について整理を行った上で、人口対策としてどのような取組を進めていくべきか、議論を進めたところであります。

現時点での大きな方向性としましては、「産業振興による働く場の創出・拡大」「子育て支援と教育の充実」「生活環境の整備」の三つを検討に向けたポイントとしたところであります。今後は、検討を加速させながら、まち・ひと・しごと創生法で努力義務とされた本市の総合戦略策定に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、人口対策で行おうとしていることにつきましては、人口の減少は購買力の減少による経済の停滞や、税収の減少による行政サービスの低下、地域コミュニティの崩壊など、さまざまな影響が想定されることから、人口対策を通じて市民の皆さんが夢を持ち、安心して生活ができる活力ある小樽をつくるのが重要であると考えております。このことから、小樽市人口対策会議などの議論を踏まえ、働く場の創出や子育て・教育環境、住環境の整備など総合的な取組を着実に進めていく必要があると考えております。

次に、地方版総合戦略の目的につきましては、地方創生の考え方は地方が人口の減少や景気の低迷などにより、いわゆる増田レポートが指摘した多くの自治体の消滅可能性に端を発したものと認識しております。しかしながら、地方にとって人口や経済にかかわる問題は早期に解決できるものではないことから、地方版総合戦略を策定し、今後の目標や方向性を定めることによって、持続可能な社会を築いていくことが最大の目的であると考えております。

次に、地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定に当たり、業務委託をすることにつきましては、策定作業は膨大な事務量が想定され、限られたマンパワーで短期間に作業を進めていく必要があることから、検討を進める上で必要となる調査や資料の作成などについて業務を委託するものであります。それぞれの根幹となる部分については、人口対策庁内検討会議や小樽市人口対策会議などの議論を基に独自

性を出してまいりたいと考えております。

次に、地方での拠点づくりと周辺との連携についてですが、今後どういう認識を持って定住自立圏に対応していくかにつきましては、定住自立圏の取組では、圏域全体として都市機能と地域資源を活用しながら一体的な発展と住民の利便性向上を図っていくことが重要であると考えておりますので、今後も北後志の近隣町村との連携を深め、圏域の人たちが安心して暮らすことができる地域を形成していけるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）

○22番（北野義紀議員） カジノ中心のIR誘致は、きっぱり中止し、健全なまちづくりを求めて質問します。

市長は、これまでの議会の議論で、小樽市の方針として最終決定したのではないと言いつつも、昨年第4回定例会で我が党の新谷議員の質問に対する答弁で、「北海道や関係機関と連携の上、IR誘致に向けた各種情報の収集に努めてまいりたい」と、IRを誘致する立場は明白でありました。

ところが、皆さんも御承知のとおり、市長選挙をめぐる最近のさまざまな新聞報道を見て、中松市長のこれまでのカジノ中心のIR誘致はどこへ行ったのだろうかとの感を強く持つものです。今度の市長選挙に向けた中松よしはる後援会討議資料を見せていただきましたが、カジノの力の字はもちろん、IRの誘致の文字はどこにもありません。

カジノ中心のIR誘致をやめてしまったのなら、我が党としては大歓迎であります。しかし、カジノ解禁法が昨年の突然の解散総選挙で廃案になってしまったことを理由に、国がまだ決めていない、これを理由にして、この際、地方選挙でカジノ誘致を言ったら不利だからカジノ中心のIR誘致は隠して選挙を行おうというのであれば、主権者たる市民を欺く許しがたい暴挙と言わなければなりません。

カジノ誘致の候補地が小樽は無理だろうか、最近のこういう新聞報道やカジノ解禁法案の今後の国会での動向にかかわらず、中松市長としてカジノ中心のIR誘致はきっぱり中止したと、この場で約束をしていただけませんか。明快な答弁を求めるものであります。

2項目めを終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、IRについて御質問がありました。

IR誘致につきましては、今後、国会で十分な議論がなされ、IR関連法案が成立したときには、その内容を慎重に見極めるとともに、市民の皆さんの御意見を伺い、本市の方向性を決定してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）

○22番（北野義紀議員） 石狩湾新港港湾計画改訂について伺います。

石狩湾新港管理組合は、本年できるだけ早く港湾計画改訂を行うとのことです。この改訂の主な4事業、西地区マイナス12メートルバースと既定埠頭用地の整備、花畔内貿ユニットロードターミナル、花畔コンテナヤードプロジェクト事業、東地区リサイクル貨物輸送の効率化事業について、それぞれの事業計画の内容を一般会計と特別会計、その中の起債事業に分けて、取扱貨物と目標貨物量、事業費の内訳、管理者負担の内訳、4事業の総合計についてまず詳しく説明をしてください。

この事業での取扱貨物や目標貨物量について疑問がありますので、お尋ねいたします。

西地区のマイナス12メートルバースで取り扱うパームカーネルシェル、いわゆるPKSをバイオマス発電の燃料として年間28万5,000トン新たに輸入するとのことについてです。この根拠も管理組合では企業ヒアリングから推計したとのことです。

2月13日の管理組合議会で私の質問を理事者も傍聴していましたが、管理者の答弁は、企業ヒアリングで新港背後地でPKSを燃料とするバイオマス発電事業の意向を示していた企業があるので、マイナス12メートルバースで取り扱う輸入貨物はPKSとし、輸入量を28万5,000トンにしたとの答弁でした。これを根拠に港湾計画改訂でマイナス12メートルバース延長240メートル、ヤードは既定計画どおり8万5,000平方メートルを計画するとのことです。

港湾計画の目標年次はおおむね10年から15年後ですから、果たして西地区の事業マイナス12メートルバース延長240メートル、ヤードは8万5,000平方メートルをつくるのが適切に必要なのか、いま一度冷静に科学的に検討することが求められています。市長の見解をお聞かせください。

パーム油の原料であるアブラヤシの生産のために、インドネシアやマレーシアなどで大きな農園がつくられ、毎年広大な熱帯雨林が伐採され、既に過去20年間でオランウータンの生息地の90パーセントが破壊されたとのこと。このため、絶滅危惧種のオランウータンがインドネシアとマレーシア、両国だけでこれら政府の調査によっても過去20年間で5万頭も害獣とみなされ、殺されています。このままでは野生のオランウータンは絶滅すると言われていています。

こういう現状を反映し、熱帯雨林を守れ、オランウータンを守れとの世界的に高まった世論を受けて、2004年に持続可能なパーム油のための円卓会議が設立された経過があります。環境省も、これを認知しています。熱帯雨林を守れという環境保護運動は、アウトサイダーではない本流の環境保護運動です。これはPKSを新規に取り扱う石狩湾新港の輸入量に直接影響を及ぼす問題です。

さらに、両国の大農園でのアブラヤシ栽培が植民地時代のあしき遺産であるプランテーション作物であり、発展途上国の労働者の労働条件や人権問題、環境破壊が問題視されています。これらは近い将来、現地労働者の賃金の高騰にも関連していく問題であり、PKSの価格にも直接影響する問題です。

また、日本の資本も参加し、PKSを自然のままの搾りかすの殻ではなくて、固形燃料に改良して輸入する動きも顕著ですし、その工場もつくられています。こうなれば、価格はもとより輸入トン数にも直接影響を与えることになります。

こういう現状を考えると、そう簡単に、しかも新規にPKSを大量にいつまでも安定的に安く輸入する計画の根拠は薄弱です。市長はこういう三つの課題を抱えるPKSの輸入量と価格の課題をどのように認識して港湾計画改訂の貨物量を検討するつもりか、検討しているとすればどういう意見を持っているのか見解をお聞かせください。

管理組合が企業ヒアリングで取扱貨物量を推計していることについてですが、管理組合はあくまでも複数の企業からの直接ヒアリングで取扱貨物量を推計したと説明しています。しかし、どの企業からのヒアリングかは企業名は明らかにできないとのことです。

インターネットで調べてみましたら、石狩湾新港背後地に進出を検討している企業は現在のところ1

社のみです。この民間企業のホームページを見ると、石狩市に4万から5万平方メートルの面積を想定し、輸入バイオマス燃料と地域材を調達し、バイオマス発電を計画し、商業運転開始は2017年、平成29年10月予定とのことです。

私は、2月18日の午後、この会社に電話して、担当者にホームページにアップしていることについていろいろ伺いました。わかったことは、この会社は事業開始に向けて、現在、調査作業中のことだと繰り返して言いました。だから、PKSの輸入量も発電規模もまだ決まっていないとのことでした。目標としては今年6月ぐらいにある程度のことを決めたいとのことでした。

インターネットで唯一、新港背後地への進出を明らかにしている企業でさえ、PKSをどれぐらい輸入するかは決めていないのが現状です。それにもかかわらず、企業ヒアリングでどうして新規に28万5,000トンものPKSが輸入できると推計したのか。市長としてこういう前提での港湾計画改訂の目標貨物量に疑問を持たないのか。マイナス12メートルバース延長240メートル、8万5,000平方メートル建設が先にありきで、これを必要だと言わんばかりに目標貨物量を後で合わせているだけではないかとの疑問を持たないのでしょうか。市長の説明を求めるものです。

起債事業で計画の段階から管理者負担が出ている問題についてです。

今回の4事業の起債事業では、機能債のみで臨海債はありません。当然のことではありますが、起債事業の元利償還財源は使用料で賄うことになっているものの、今回の4事業の計画では、計画の段階でいずれも公債費の財源が足りず、多額の管理者負担が出ることになっています。どうしてこういう計画なのか、おかしいとは思いませんか。管理組合の構成員として今までどのような意見を述べてきたのか、説明を求めるものです。

以上、港湾計画改訂の問題点の幾つかを指摘しましたが、市長は、この港湾計画改訂を承認するのか。管理組合ではこの3月中に地方港湾審議会へ諮問決定すると言っていますが、このまま変更された原案を決めることは許されません。市長の見解をお聞かせください。

計画は白紙撤回し、仮に貨物が増えたとしても、あいている岸壁やヤードを活用し、また、小樽港などを積極的に活用して、新港に新たな無駄な港湾施設はつくらず、地元にも巨額の負担を強いることなく、道内港湾の均衡ある発展を図るべきと考えますが、市長の見解を求めるものです。

再質問を留保して終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) ただいま、石狩湾新港港湾計画改訂について御質問がありました。

港湾計画改訂に関し、まず4事業の取扱貨物や事業費などにつきましては、西地区の新規マイナス12メートルバース等の主な取扱貨物と目標取扱貨物量は、石灰石、再利用資材であるパームヤシ殻で43万5,000トン、事業費は一般会計約53億7,000万円、特別会計約14億1,000万円、起債償還期間中の管理者負担額は、一般会計約11億9,000万円、特別会計約6億2,000万円の見込みとのことでした。

次に、花畔地区内貿ユニットロードターミナルでは、同じく製造食品等の内貿ユニット貨物などで189万1,000トン、事業費は一般会計約188億3,000万円、特別会計約27億6,000万円、管理者負担額は一般会計約33億9,000万円、特別会計約9億円の見込みとのことでした。

次に、花畔地区コンテナヤードでは、同じく外貿コンテナ貨物101万1,000トン、事業費は一般会計約22億5,000万円、特別会計約39億5,000万円、管理者負担額は一般会計約4億7,000万円、特別会計約20

億円の見込みとのことです。

次に、東地区の新規マイナス12メートルバース等では、同じく金属くずや砂利、砂などで27万6,000トン、事業費は一般会計約63億5,000万円、特別会計約38億1,000万円、管理者負担額は一般会計約11億6,000万円、特別会計約30億3,000万円の見込みとのことです。

4事業の合計ですが、事業費は一般会計約328億円、特別会計約119億3,000万円で合計約447億3,000万円、管理者負担額は一般会計約62億1,000万円、特別会計約65億6,000万円で、合計約127億7,000万円の見込みと聞いております。

次に、西地区の新規マイナス12メートルバースの計画につきましては、主な取扱貨物の石灰石は高強度を要する高層建築物などのコンクリート骨材として利用されており、今後も耐震建築・改修の需要増加などにより取扱量の増加が見込まれること、また、パームヤシ殻はバイオマス発電事業が増加する状況にある中、発電燃料の取扱いについて企業からの意思表示があったことから、いずれも将来的な可能性を勘案し、貨物量を推計したものと考えております。

次に、パームヤシ殻の輸入につきましては、現在、マレーシアやインドネシアなどにおいてアブラヤシの農園の拡大による環境への影響を懸念する声に対して、関係機関や企業などにより持続可能な生産が図られるよう取組が進められていると承知しております。

また、バイオマス発電事業が増加する状況にある中、企業から発電燃料の取扱いの意思表示があり、約6万キロワットの発電規模を検討し、年間の取扱量で28万5,000トンを想定しているとのことから、港湾計画の貨物量推計手法の一つである企業ヒアリング結果を用いて、将来的に可能性のある貨物として推計したものと考えております。

次に、企業ヒアリングにつきましては、西地区の新規バースにおいてはパームヤシ殻の取扱いのほか、先ほどお答えした石灰石が今後も高層建築物のコンクリート骨材などの需要があり、増加が見込まれることから、取扱企業へヒアリングを行った上で計画貨物量を見込んだものとのことであります。

この石灰石を取り扱うに当たっては、岸壁に接岸する船型について3万トン級の大型船舶が見込まれると聞いていることから、この船舶に対応したバースは港湾の施設の技術上の基準に基づき水深マイナス12メートル、バース延長240メートル、また荷役・保管ヤードとして8万5,000平方メートルが必要であると聞いております。

次に、起債事業における管理者負担に関し、管理組合の構成員としての意見につきましては、起債事業について起債償還期間中、管理者負担が見込まれることにつきましては、償還が終了した後、施設の耐用年数まで使用料収入は自主財源となることから、管理者負担を回収できるよう努力していきたいと聞いているところであります。

事業の実施に当たっては、母体の財政状況を勘案して、投資効果の高い港湾整備を進めていただきたいと申入れをしているところであります。

(発言する者あり)

次に、今回の港湾計画改訂につきましては、港湾計画とは将来における港湾のあるべき姿を実現することを目標とする港湾の整備、管理・運営のための行政指針で、事業の実施を担保するものではありません。今回の改訂案につきましては、長期構想を踏まえ、企業ヒアリングなどを実施した上で将来のあるべき港の姿としてその可能性を反映したものと認識しております。港湾計画としては適切なものではないかと思っております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番（北野義紀議員） 再質問させていただきます。

最初に、国民健康保険料についてです。

答弁にあったように、新年度の保険料を確定するには、まだ時間を要するという理由でその中身も触れたようですが、5月末に新しい保険料を決めるのですけれども、それまでには前年度までの保険者支援分1億2,380万円にプラスする金額がわかるということなのですね。私が言ったのは、そういう今残っている国民健康保険事業運営基金1億6,000万円のうち、これから医療費の伸びその他があると毎年言うのだけれども、結果としてこういう基金が残っているのですよ。だから、それほど影響はないと思うのです。インフルエンザが特別昨年度より多かったというふうにも聞いていませんし、風邪を引いた人も多いとは聞いていませんから、これから医療費が大きく伸びて、この基金を全部使ってしまうということにはならないと思うのですよ。

だから、1億6,000万円とこれから新年度予算の中で1億2,380万円、これは前年度までの分ですから、これに新年度の分を政府はプラスすると言っているわけですから、必ず前年度より多く入ってくるのです。基金と保険者支援分を合わせれば、2億円をはるかに超えると思うのです。だから、1世帯1万円の保険料の引下げをやっても十分財源はあるのではないかと推計しますので、ぜひそのときは保険料を引き下げますという答弁を市長からいただきたいと。

それから、我が党は、小樽市の努力だけで保険料引下げをなさいとは言っていません。市長も御承知のとおり、今、医療費に対する国庫負担金は32パーセントに減らされているのです。1984年度の時点で医療費に対する国庫負担金の割合は幾らでしたか。

そして、仮に今の32パーセントを1984年度の国庫負担の占める割合に戻したら、小樽市には国から新たに何億円入ってきますか、お答えください。

次に、介護保険です。

介護報酬の2.27パーセント引下げは、介護保険制度そのものの根幹にかかわる非常に重大な問題だと指摘をいたしました。

それで、介護報酬の引下げが2.27パーセントとすれば、小樽市全体では幾ら影響を受けるのか、また、小樽市内の小規模事業所全体で幾らの影響を受けるか、これをまずお答えください。

それから、介護の二つ目ですが、市長は先ほどの答弁で地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型について説明があって、「なじまない」という表現を使いました。これは国のメニューにのっていないというだけの話であって、なじまないと判断したのは市長の独自の考えではないですか。先行型では、例えば小規模事業者が経営が大変だから貸付制度はどうだろうかと思ったら、先行型は貸して戻ってくるような制度はそれこそこれになじまないと、くれてやりなさいというのが先行型なのです。メニューにのっていないなくても、いくらでもそういう制度はできるのですよ。なじまないと言っている市長の考えは間違っていますから、これは撤回してやる気になればできるのだというふうに理解して小規模事業者の経営を守り、在宅介護を守っていただきたいということです。

それから、医療についてです。

小樽協会病院での周産期医療について、医師確保のめどは立っていないと先ほどの答弁では言いました。しかし、与党第一党の自民党の新春セミナー、2月19日に経済センタービルでやったときの新聞報道によれば、高橋知事は、医師確保について中松市長と連携しながらしっかりと今取り組んでいると答えているのです。これから取り組んでいきたいという決意表明でないのですよ。だから、取り組んだ結果どうなっているのか、もう一度お答えください。

与党第一党のセミナーに出て、ここまではっきり言っておいて、聞いたら医師確保のめどが立ってい

ないなんて、選挙目当てと言われてもしょうがないでしょう。こんな子供の命にかかわることをもてあそぶようなことはやめていただきたい。

それから、医療の問題の二つ目ですが、ベッド数の削減については出てこないのではないかという趣旨の答弁がありました。しかし、政府は入院ベッド数を2割削減と言っているのです。ところが、小樽市立病院、協会病院、済生会小樽病院、小樽掖済会病院、済生会小樽病院は新築しましたし、小樽市立病院もそうです。掖済会病院も今年の秋にはオープンすると聞いています。そこで、こういう四つの大きな病院が、小樽市立病院を新築するときに再編・ネットワーク化協議会で協議をしてベッドの数、診療科目はお互いに確認してこういう規模でいきましょうと、地域医療を守りましょうという確認をしたはずなのです。それに対して政府は2割削減ということをこれからやろうとしているのです。小樽市立病院には影響がないというのだったら、ほかの三つの病院に影響が出るということになりませんか、玉突きで。その心配はないのかということを知っていますから、もう少し納得のいく答弁をしてください。

もし病床数を削減するという事になったら、診療科目を減らすということにも直結するのですよ。そうすると、新築した病院は、市長の御承知のような診療科目でやるということで、それぞれ新築していますから、医師がいない、建物の借金を返さなければならないという二重の財政負担になって、経営そのものが大変になる問題なのです。こういう大問題を医療費削減の立場から安倍政権がやろうというのはむちゃくちゃだと、撤回するように申し入れたらいかがかということなのです。

次に、子育てに関してですが、医療費の無料化を聞かれば何か検討して近々やるようなニュアンスでいつも答えるのです、あなたは。だけれども、全然進んでいない。道の制度と同じですよ。だから、私は選挙を前にしてそういう期待を持たせる話ばかりしないで、今まで3年間言ってきたことの集大成でこうやるということで、人口増をやっていく上からも子供の医療費の無料化の拡大は避けて通れませんか、ぜひそういうことをやっていただきたいというふうに思うのです。これは人口問題のときにやります。

次に、感染症防止に関して伺います。

マニュアルに照らしてどうだったかといういろいろな答弁はあったのですが、マニュアルどおりやられていないということがあるから私は聞いたのです。

それで、チェックリストの問題ですけれども、保健所がつくったチェックリストで小樽の七つの市立保育所の調査を行ったと。その結果の報告があったのですが、この結果何でもないというのを市長が判断したというのは合点がいかないのです。本来、専門家である保健所がその結果を聞いて、ここは改善したほうがいいとか、これによろしいとかという判断を下すのではないですか。保健所に言わないでなぜそういう勝手な判断をしたのか。これに関してはマニュアルが出ているけれども、マニュアルに基づく講習会などを保健所に担当者を集めてやっていないでしょう。マニュアル、平成12年に出ているのですよ、改訂版が。

だから、先ほど言ったように、施設のいろいろな不備な点があるからマニュアルどおりいかないと言いつけをしているけれども、できることでさえやっていたという事実が市長の答弁からもうかがえるのです。マニュアルでは使用済みの紙おむつはふたつきのケースに入れて外部に影響がないようにしなさいと言っているのですよ。

確かに、市長が言うように、マニュアルでは使用済みの紙おむつを持ち帰らせるとか、あるいは一括処理するなど具体的には書いていません。しかし、集団発生を防止する立場から、どういう方法が適切かは考えればわかることではないでしょうか。義務づけられていないとは言いますが、義務づけているふたつきの容器にさえ入れていない保育所があったでしょう。だから、しっかりとやらなかったら

だめです。

保健所長に聞きますが、保健所が協力して子育て支援課に小樽市立保育所の感染症対策チェックリストを配って、その結果報告は受けていないということについて保健所としてはどう考えますか。指導監督する立場ですからお答えください。

人口対策についてです。

最初に伺いたいのは、札幌市は伸びが鈍化したといっても、まだわずかですが人口は増えているというふうに聞いています。

それで、札幌市周辺の都市、江別市、恵庭市、北広島市、千歳市、石狩市の人口動態はどうなっているか、その減りぐあいのパーセント、それから子供の医療費の無料化はどうなっているか、保育料はどうなっているか、これらの点をまずお答えください。

それを聞くわけは、札幌市を取り巻いているこれらの周辺の都市では、人口が増えているし、減ってもほんのわずかしかなかったのです。小樽市の減り方が率からいったら一番大きいのです。なぜそういうふうに大きく減っているのかということ、人口対策を検討する上でも重要な分析の資料になりますから、お答えいただきたい。

二つ目に、小樽市をいわゆる消滅可能性都市としている増田レポートなのですが、市長は国の対策がこうだということで厚生労働省がこうやったというようなことを述べられていますけれども、国がどのような対策をやろうとも、若者や女性の雇用条件が悪化していると。だから、結婚し、子供をつくることさえできないという社会的な原因になっているのですよ。そこへ踏み込まないのだから、政府が労働法を改悪するたびに批判が強いくらいくらあれこれの手だてをとっても根本的解決にならないのは当然なのです。だから、実態をよく見て、そうはしたけれども、労働法の改悪で国が手を打っても地方は衰退していくと、こういう現状を市長がしっかりと見て、そうならないためにどうするかという手を打たなければならないのです。その見解を聞きたいということです。

それから、人口増の問題について伺います。

これから人口対策を進めていく上で、市長は、小樽市の1,000万円の補助金で地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することにかかわって外注にした理由を述べました。しかし、何を検討するかということは、まだ明らかにしていないのです、市長として我々に。だから、こういう項目でもって外注に出したいと。だから、これは市役所では無理だと。先ほど無理だという話はするけれども、どういう内容を、幾つもあると思うのですよ、それをちゃんと具体的に言った上で、小樽市役所では無理だからこれは外注に出しますと。成果品は国の言いなりになるのではないかと言ったら、市長は先回りした答弁で市からも意見を出して、そうならないようにすると言うけれども、外注に出す中でどこで歯止めをかけるのか、どの項目でどういう意見を出すのか、具体的に言っていないと説得力がありませんから、そういうふうにお答えいただきたい。

それから、カジノの問題ですが、我々はきっぱり中止せよというふうに言ったのですけれども、先ほどの答弁は、そういうふうには答えなくて、これから国会で決まるであろう法律の中身を検討し、慎重に検討していきたいというようなことを言っているのです。しかし、以前の答弁はそうではないでしょう。法律が決まっていないのに、なぜ誘致、誘致と騒ぐのだということを我々から言われれば、市長は何と言っていましたか。法律が決まってからでは遅いのだと。政府に対して小樽市は誘致賛成だから小樽市に下さいということ、法が決まる前に手を挙げておかないと間に合わないから早くやっているのだと、こうやって説明していたでしょう、一度ならず。それが、がらりと変わって、先ほどの答弁になったのです。これは私は市民の批判がある程度あって、市長もそういう声に耳を傾けざるを得なくなって、

一步後退した考えだと思っているのです。だけれども、誘致するという基本は変わっていないのです、市長の答弁は一貫して。市長はあくまでも誘致するということなのですね。その考えは変わらないということなのかどうか、はっきりさせてください。

それから、石狩湾新港の貨物量についてです。

先ほど来、事業の内容その他について詳しく説明をいただきました。

それで、一つは、アブラヤシの中に幾つかある種を搾ってパーム油をつくるのです。だから、一つの実の中に幾つかあるその種を搾った殻を輸入してバイオマスの発電の材料にするということで、これが28万5,000トン入ってくると言っているのですよ、石狩湾新港管理組合の説明は。

ところが、私は、この土曜日、2月28日の朝7時台前半のNHKの番組を見ていましたら、石狩湾新港の計画というのは、これは砂上の楼閣ではないかというふうに思った番組なのです。それは、東日本大震災からまもなく4年になりますが、津波で大量の瓦れきが出ていることは市長も承知していると思います。年間の処理量の50倍に相当する瓦れきが放置されたままなのです。それで、塩水につかった津波の被害に遭った木材等を燃やすと、ボイラーが塩分で壊れてしまうと。だから、修理するのに半年から1年かかって、瓦れきの処理が進まないという大問題を今抱えているのです。NHKの番組は、ここで釜石市の小さなボイラー会社が塩分を含んでいても修理はしなければならないけれども、修理が短時間で終わるボイラーを開発し、そしてボイラーから出る水蒸気で発電までするというのです。これが今、成功しつつあるのです。

これを聞いたインドネシア政府が、ここの企業から150億円分のボイラーと発電機を輸入すると。知つてのとおり、インドネシアは電力が不足していますから、これは大変いいことだといってアブラヤシの外側、それから中も、パーム油を搾った殻、この2種類を含めて塩分を含んでいるそうです、アブラヤシは。だけれども、釜石市のボイラー会社が製作したこの特別のボイラーでは十分可能だということになって、喜んで150億円分のプロジェクトをその会社に発注したということなのです。そうすると、パーム油の殻ばかりでなくて、本体も含めてそこでボイラーとその発電に使うわけですから、パーム油の搾りかすが入ってこなくなる可能性があるのですよ。

それから、先ほどは具体的な会社名は言いませんでしたが、伊藤忠商事株式会社が出資した現地の法人でパーム油を搾った殻を固形燃料にして、そして輸出するというのも計画しているというのです。だから、こういうことを考えれば、パーム油の種の搾りかすの殻28万5,000トンが果たして入ってくるのかと。

それから、価格の点でも、劣悪な労働条件の問題を指摘しましたけれども、こういうことが改善されれば、当然、価格も上がるのです。だから、安い値段でいつまでもたくさん入ってくるなどというのは砂上の楼閣だと、そういうことを指摘しますので、特に西地区のマイナス12メートル、240メートル、奥の8万5,000平方メートルは必要ない施設になるということです。

それから、二つ目は、国の船の基準で3万トン級が入れば、どういう基準になっているかというお話を先ほど市長がされましたけれども、船はそうですよ。だけれども、5万トン級の船がいっぱい入るので、西地区に深さ14メートル、長さ240メートルのバースをつくったけれども、実際にチップが入ってきて使っているのは月に1日か2日なのです。あとはがらあきのだから。だから、パーム油の原料であるヤシ殻を持って3万トン級が来ても、マイナス12メートルバースは要らない。マイナス14メートルバース、大は小を兼ねるといふから、ここで十分接岸して荷役作業はできるのですよ。その後の背後地だって10分の1も使われていない。だから、市長が3万トン級が入るから新しい岸壁をつくらなければならないような話をするけれども、そのような必要は全くないですから、考え直していただきたい

いと。

石狩湾新港管理組合で事務レベル、あるいは副市長も副管理者ですから、責任者ですから、副市長が常時行っていますから、そこでどのような意見を述べているのかと。副市長は道出身の幹部だから、道庁に盾突く意見は述べづらいと思うのですよ。いや、ずっと小樽に骨を埋めるというのなら別だよ。そうでもないしさ。そうすると、意見をまともに述べていないということになるのです。いや、述べているというのなら大変申しわけないから撤回しますから言ってください。

だから、そういう砂上の楼閣のような議論をして税金を使って、しかも起債事業で借金返済の財源も出てこない。これを言うと、石狩湾新港管理組合と同じ言いわけをするのですよ、市長は。借金返済が終わっても岸壁は残るから、船が着いたら入ってくるのは、もう借金返済が終わっているから自主財源だと。そのことは何遍も管理組合と議論しているのです。問題なのは、借金返済中、母体に負担がかからないようにしなさいというのが起債事業なのだから。借金返済が終わるころには耐用年数でいろいろと故障するところが出てきて、修理にお金がかかるからそれにみんな充てがっているのですよ。だから、市長の先ほどの答弁は言いわけにしかありませんから、もう一度考えてお答えいただきたい。

まだいろいろありますが、とりあえず再質問です。

○議長（横田久俊） 1点、人口問題のところの再質問で、札幌市周辺都市の人口の減少率とそれから医療費無料化をやっているところのうんぬんという、これは新しい質問かなと。

（発言する者あり）

関連はありますよ。

（「保育料に関係するのですよ」と呼ぶ者あり）

いや、わかりますけれども。

（「議長がそう言うと思って、私も十分考えた上で質問していますから」と呼ぶ者あり）

もし答弁できれば答弁してもらいたいと思いますが、できなかつたらそれはそれでいいですね。理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 北野議員の再質問にお答えいたします。

たくさん出たので、漏れていましたら、後でまた御指摘いただければと思います。

最初に、国民健康保険事業運営基金の部分と保険者支援分、また新たに増える部分もあるものだから、それが2億円は超えるだろうということであれば、1世帯の平均の保険料の1万円というのは下げられるのではないかと御質問だったと思うのですけれども、理屈としてはそういうことは言えると思います。

ただ、保険料の算定は先ほど市長が答弁でも申し上げましたとおり、ほかの収支も見て、全体の中で収支が成り立つかということで考えますので、今の時点で、国や道の交付金がどういうふうになるのか、こちらに精算行為がありますので、毎年概算でもらって、精算して、多くもらいすぎたら返すということで、例年2億円ずつ、直近ですけれども、大体2億円ぐらいは返済しているという実績もあるものですから、基金の1億6,000万円では足りなくなる可能性もあるだとか、いろいろな状況がありますので、現時点の部分で1万円下げられるということは言えないということは御理解いただきたいと思います。ただ、理屈上のことと言えば、北野議員のおっしゃるような形の作業にはなるということはそのとおりだと思っております。

それから、療養給付費の国の負担割合のことで再質問がございました。

現在、32パーセントで当時の国の割合というのがはっきり記憶にないのですが、50パーセントぐらいでなかったかと思っております。それで、本当に概算で今計算しますと、療養給付費の負担だけで14億円ぐらいは増えるのではないかというふうには思っています。ただ、これも超概算ですので、御了承願いたいと思います。

次に、介護保険のことでございます。

介護報酬の改定で2.27パーセント下がったということの影響ということでございますが、全体の費用の軽減というのは、5期と6期の介護保険事業計画であるわけですが、6期の部分については介護サービスがまた高齢者増のために増というふうに見込みをしているところだとか、制度改正に絡むとかいろいろあるものですから、この2.27パーセントだけでどのぐらいの影響があったというのは出せないものです。ですから、参考に5期の3か年の部分ですと計画の費用が400億円ぐらいありますので、その2.27パーセントというのと、概算でいくとマイナス9億円ぐらいです。2.27パーセントを単純に掛けると、それぐらいになるのかなと。ただ、6期の部分の影響ということにはなりませんので、6期の場合はサービス量も増えているし、制度改正だとか、種々いろいろところで影響がありますので、その積算は困難でありますので、その点は御了解願えればと思います。

続いて、介護保険の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金の関係なのですが、こちらは介護という特定の業界というのですか、分野の、しかも小規模事業所だけを、ある意味、赤字補填的な収支の差額を埋めるということ自体が、ほかの介護事業者からすると、納得というのですか、理解を得られるのか。また、介護は確かにいろいろ人材の問題で広く新聞などでも取り沙汰されていますけれども、介護以外の事業所でも厳しい経営状態という部分があったときに、その分はなぜやらないのかとか、いろいろな部分も出てくると思いますので、やはり特定の分野のここの施設みたいな形で絞った形での補填という部分は、この交付金にはなじまないというふうに私どもは判断したということで御理解いただきたいと思っております。全部の業界に出せるのであれば、それはそれで一つの考え方かもしれませんが、特定の分野ということですので、それは難しいのではないかと考えてございます。

最後に、札幌市とか江別市の子供の医療費の無料化の件なのですが、例えば札幌市であれば…

(発言する者あり)

そうですか。例えば私どもで今、持っているのは、例えば、自己負担の分で市民税の課税世帯の3歳以上児であれば、江別市で、入院のみ、初診時一部負担金だけというような形になってございまして、北広島市も就学前は初診時一部負担金のみとか、恵庭市もそうですね。そういうことで、他都市の部分については小樽市よりも充実しているという形にはなってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 保健所長。

○保健所長(秋野恵美子) 2点若しくは3点お答えしなければいけないと思っております。

まず、2点につきまして答弁させていただきます。

1点目、地域医療構想、地域医療ビジョンとも呼ばれますが、これに関する再質問であったかというふうに伺っておりました。

この地域医療ビジョンと申しますのは、現行の医療のベッド数の構造が急性期の病床に大きくシフトしているという点を、将来この構造を亜急性期若しくは慢性期のほうに病床数が転換することによって

望ましい、2025年に対応できるような、そういった地域の医療計画を立てるべきであるという国の指針に基づきまして、各都道府県が平成27年度から28年度にかけて現在の急性期病床から亜急性期若しくは慢性期のほうに変えていくとしたら、どのような将来の形がいいかについて、これから1年若しくは2年の間に道としての計画を、将来の形を決めようとしているところでございます。

将来の形を考えるプロセスにおきましても、また、それを実際に実行に進めていくプロセスにおきましても、現場のいろいろな関係各位と話し合いながら進めていくというふうに向っておりますので、まだ道としての地域医療ビジョンが固まってございませんので、それについて議員が御心配のような強制的に病床削減をするということは、現時点ではあり得ないものというふうを考えてございます。

それからもう一つ、保健所長として感染症についてどう考えるのかということがございましたが、保健所は小樽市民全ての方々に対して感染症が広がらないように、その予防について考えている場所でございます。ですから、感染症の流行期になります前に、子供も、それから高齢者の方に向けても啓発を行っているところでございます。

今回、議員が御質問になりました私どもが出しましたチェックリストと申しますものは、これは保育所と幼稚園、計51か所に対して2月16日に発出いたしました。この目的は、このチェックリストをそれぞれの施設に見ていただきまして、御自分で御自分の施設がどのようになっているか、対策を立てる際の参考にさせていただきたい、そういう目的でお渡ししたものでございます。

感染症に関して感染症法ですが、私ども保健所が保育所、幼稚園に対して指導監督権限を持っているかと申しますと、持ってございません。私どもは医療機関に対しまして立入検査を行いますけれども、この際にも感染症に対して義務規定、若しくはこうしなさいといった命令は出す権限は持ってございません。あくまでもこのようにすることはいかがでございましょうかという申出を……

(発言する者あり)

具体的にはそういうふうにしております。感染症対策と申しますのは、一つのシンプルな方法になっているものでもございません。いろいろな方法を組み合わせ、結果として感染症が少しでも起きないように、あるいは少しでも広がらないように、それをいろいろな方面から総合的に考えていく対策でございますので、この方法で行うようにという固まったものがある前提の下に指導に入っているものではございません。今回のように、まして保育所、幼稚園となりますと、私どもは立入り権限を持ってございませんので、あくまでも市民のお一人という形でこのように考えていただければいかがでしょうかという申出をしたということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは、2点答えさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、公立の保育所において感染症対策など総じてどのようにしていくのか、きちんとやっていないのではないかと、そういうことでしたので、今回、出ておりましたチェックリストあるいは厚生労働省が出しているガイドライン、こういったものを参考に、答弁にもありましたが、保育所では施設のスペースの関係でなかなか難しいところもありますけれども、総じて取り組めるものについては今後も取り組んでまいりたいというふうに考えています。

それから、2点目ですが、保育料についてのお尋ねで、道内の状況ということでございますけれども、今日持ち合わせているのは道内主要市、小樽市を除く9市の平均の資料しかないので、この資料は、いわゆる各市の個別の保育料ではなくて、国の基準からどのぐらい軽減をして設定しているかという数値でございます。これは平成25年度決算の数値で道内の小樽市を除く主要9市平均値が約23パーセント

国の基準から軽減していると。小樽市は約22パーセントということで、この答弁はこれに限らせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 再質問にお答えいたします。

私からは、人口の関係と石狩湾新港の関係で答えさせていただきます。

最初に、増田レポートとの関係で若者と女性の雇用条件が悪化しているということで、そこに踏み込んだ形でいろいろ解決していかなければならないのではないかと御指摘がございましたけれども、私どももそのとおりだというふうに思っておりますので、今後、人口対策を考えていく中で、やはり女性ですとか、若年者の不安を解消できるような施策というのを考えていかなければならないのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、人口対策の地方版総合戦略策定の1,000万円の使い方でございます。議員は肝心なことまで業務委託してしまうのではないかとこのことで心配されていますけれども、私どもはあくまでも、今後、検討を進めていく上で必要となる調査や資料の部分だけを委託するという考え方でございますので、核となる施策などにつきましては、今後、人口対策庁内検討会議あるいは小樽市人口対策会議の中での議論を基に独自性を発揮していきたいというふうに考えておりますので、心配には及ばないのではないかとこのように考えているところでございます。

(発言する者あり)

そのとおりです。

それから、新港につきましては2点ございました。

PKSの関係でございますけれども、一つには、新港管理組合といたしましては、企業ヒアリングを行った上で、今回、貨物量を推計したということでございますが、港湾計画を改訂していく上で港湾を利用する民間事業者の要請といいますか、意見といったものを反映していくというのは、一つのあり方だというふうに考えておりますので、そのことについては適正だと思っておりますし、企業としては当然事業性を考えてやられるということでございますので、問題ないのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、3万トン級の船が接岸することにつきまして、マイナス14メートル岸壁を有効に利用すべきではないのかということでございますけれども、ここにつきましては、石灰石を扱うために3万トン級の船が接岸するという想定されておりますが、これにつきましても、企業のヒアリングですとか、港湾の施設の技術上の基準に基づいて算定されたものだというふうに考えてございます。私どももいたしましては、母体を構成しておりますけれども、機会を見つけながら引き続き既存施設の有効利用については申し入れていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 北野議員の再質問にお答えいたします。

各部長それぞれ答弁いたしました。答弁しなかった部分について、まず、2月19日の新春セミナーで知事が取り組んでいると言ったということに対する何に取り組んでいるのかということでございますが、私、当時これに出ていなかったものでわからないのですけれども……

(「市長答えればいけない」と呼ぶ者あり)

小樽協会病院の例の問題が発覚したのは昨年12月でございまして、その後すぐ医局のほうに赴きまし

て、いろいろ原因、それからいろいろヒアリングを受けてきたところでございます。その後、道に行きまして、要望書も提出してまいりました。その後で、知事にも伝わっていると思いますが、一応道としては周産期といいますか、産婦人科医の不足は全道的なものであると。それで、今、周産期センターのトップにあるコドモックルにも産婦人科医が不在の状態であるということで、全体を見て対策を打たなければならないということで、道もいろいろ検討している段階でございます。その後の内部の検討経過については承知しておりませんので、たぶん知事はそのことを捉えて言ったものだと考えております。

それから、札幌市周辺市町村の人口の増減の質問でございますが、住民基本台帳人口で平成22年と26年を対比して増減率でお答えしたいと思います。まず、小樽市は平成22年と26年を対比しますと、マイナス5.9パーセント、それから北広島市マイナス1.6パーセント、恵庭市プラス0.1パーセント、千歳市プラス1.8パーセント、それから江別市マイナス1.6パーセント、石狩市マイナス2.8パーセント、札幌市は言うまでもなくプラス2.0パーセントという状況でございます。

あと、医療費、保育料については各部長が答弁したところでございます。

それから、石狩湾新港の起債の償還の件でございますが、もちろん公営企業債でございますので、使用料をもって返済するというのが大原則でございますけれども、起債の償還は当該の社会資本の状況と耐用年数、かなり開きがあるということで償還期間と耐用年数との間に大きな隔たりがあるという状況でございます。例えば港湾施設の場合、護岸ですとか荷さばき地、大体50年前後と言われておりますが、償還期限は20年となっているところでございます。こういうことから、母体といいますか、石狩湾新港管理組合自体が構造的に資金不足が発生するという状況、そういう仕組みの起債の制度でございます。

近年、国において地方公営企業の安定的な経営といいますか、そういう観点からこのギャップを縮小するというのを長い間検討してきました。つまり、償還年限を延ばして耐用年数に近づけていくということを検討してきたわけでございますが、残念ながら、国でも財政投融资改革ですとか、郵政改革という流れの中で、民間資金にシフトしていきなりにも償還を引き受けてくれるところがだんだんなくなってきているという実態でございます。いくら地方債というのがある程度信用度が高いと申しましても、長期の起債を引き受けてくれるという金融機関がなかなか見当たらないという中で、国は借換債ですとか、資本費平準化債ということで償還期限をずっと延ばしていたところでございます。そういう手法で今、お茶を濁しているというような状況でございます。

一方で、ここに来て、政府の資金を使えばいいのですが、それ以外で民間でも外資系の金融機関ですとか生命保険会社でこのごろ起債を引き受けるようになってきたので、少々流れも以前と変わってきております。

そのような中、国においては公営企業債のうち、財政投融资で引き受けるもの、充当するもの、それから施設の耐用年数を踏まえて償還期限を延長するような措置を平成27年度からとるようなことで地方財政計画の中に位置づけております。

例えば、港湾整備で言いますと、上屋が20年だったところが31年、それから荷役の機械が15年が17年と、埠頭用地は20年から40年と、こういうふうには延ばしてきておりますので、母体負担、これでもまだ足りないところではございますが、上屋ぐらいの50年ぐらいであると大体ペイできるような状態になるのかと思っております。これも同意を受けて発行する公営企業債のうちという条件つきでございますので、全部が全部ということではありませんが、一応国としては何とかそういう方向で対処しているという状況でございます。

そういうことでございますので、今後まだ耐用年数と償還年限の違いがあるところについては、さらなる検討をしていただくよう、市としても、港湾管理者とまとまって国に要望してまいりたいと考えて

おります。

最後にカジノの件でございますが、事務的に申しますと、確かにIR法案自体が廃案になってどうのこうのということでございますけれども、手を挙げていないと間に合わないといいますか、手を挙げなければ対象にもならないと、まな板にももらないということで、そういう意味で市長は、間に合わないという言葉を使ったものということで理解を願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(藤井秀喜) 済みません、1点答弁漏れがありました。

北野議員から介護のことで小規模事業所のデイサービスの介護報酬の削減の影響額みたいなものがないのかという御質問があったものですから、それに対して答えさせていただきます。

平成27年度の計画値をベースにして、それを2.27パーセント削減になる前と比較すると、大体差額が3,700万円ぐらいになるものですから、その中で小規模と通常という大きく分けると二つあるものですから、その小規模の定員割というのですか、それで案分しますと大体1,200万円ぐらいという形の影響額が算出されます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) たくさんありますが、国民健康保険について、今、答弁がありましたけれども、1984年の時点では部長がおっしゃるとおり50パーセントあったのです、医療費に対する国庫負担の割合が。それが今32パーセントでしょう。その差を計算すれば14億円、50パーセントに戻ったとしたら小樽市に金が入ってくるというのだから、14億円ということは、2万世帯で割れば年間2万円の保険料の引下げ分に相当するのですよ。これだけ国は削ってきているのですよ。とんでもない話だと思うのです。だから、これは引き続き市長の努力で、国保は全ての市町村がやっていますから、保険者として、そういうことはもとに戻せということをやってってください。この点が一つです。

それからもう一つは、5月末にならないと先ほど答弁にあったような理由でわからないということだけれども、部長は都合が悪いことは隠しているのさ。例えば我々がいつも言うのは、医療費を多く見積もってそれほど病院にかからなかったからといって不用額が出たとなっているでしょう。だけれども、今度の答弁では不用額については一言も言っていないのだから。使わなかった分は国に返さなければならぬ。それが毎年2億円ぐらいあると。そういうことであれば、その2億円があるのだということなぜ予算説明のときに言わないのさ。だから、いくらあなたがそうやって返還額が毎年2億円ぐらいあるから、それも頭に入れておかなければならないと言うけれども、不用額についてはなぜ頭に入れておかないのさ。不用額だって億単位で出るでしょう。それが相殺されれば、幾らでも値下げできるでしょう。私の言っていることについて、それはそのとおりだとお答えになったのだから、5月の確定賦課のときに保険料が大幅に上がる、上がらないにかかわらず、下げてください。そのことを要望しますが、もう一度お答えいただきたい。

それから、介護保険ですけれども、今答弁漏れだと慌ててお答えになりましたが、あなた方からいただいた平成27年3月作成の小樽市介護保険事業計画、27年度から29年度までの分があります。その中の56ページ、これに第6期事業計画で保険給付費内訳を全部書いて、その合計が書いてあるのです。だから、そこから2.27パーセントで割り返していけば3億2,000万円になるのです。だから、いくらでも計算すれば出てくるのです。だから、小規模事業所が1,200万円くらいだと言うから、だからそれはメニューになくても、特定の人のことでやるのはいかがかと言うけれども、そんなことを言ったら、低所

得者に対する対策は全部特定の人になるのですよ、交付金でやっている。だから、あなた方の言うのは、国の言っていることを否定した上に立っての答弁なのです。だから、1,200万円を、多く来た分で、多く来た分というよりも、これからいわゆる事業者を支援する分として来る分に、保険者を支援する分として来る分は昨年より上回ると言っているのだから、介護については。だから、その分で1,200万円くらい出てくるでしょう。

それで、小規模事業所が一番、今、影響を受けるのです。定員が満杯になっているところがあまりないですから、私たちが回って聞いたら。しかし、定員の少ないところのほうが実際に利用している方の御家族や御本人の話を聞いても、大きいところは職員の目が行き届かないのですよ。だから、声をかけてもらえないと。小規模のところに行ったら、声をかけてもらって生きがいを感じて、こちらがいいという人のほうが圧倒的なのです。だから、小規模事業所を守るというのは、いわゆる在宅にシフトをするという国の大方針に沿って考えたとしても、これはやはり在宅介護を支える基本的な施設ですから、あなた方の言っている答弁というのは、特定の人に利益を図ることはできないなどというのは理由にならないですから、国の方針からいっても。

それから、限度額が言われているけれども、限度額を超えて今の事業を積み上げているわけでしょう。だから、積んでも文句を言われたいのです。だから、小規模事業者に対してそういうことをやって援助をして2.27パーセント切下げの影響を可能な限り緩和するというのをやってください。再度要望しますから、お答えください。

それから、保健所に聞きますけれども、先ほどの答弁で地域医療の問題で今のところはそのようなことは出てこないという趣旨の話がありました。しかし、これは3月末で国が都道府県にガイドラインを示して、それを受けて都道府県がガイドラインをつくって自治体病院に示すのです。そこで地域医療の中でどうするかと。だから、急性期を少なくして、療養型や慢性期のほうにベッドを持って行って医療費を削減するという、そういうことが見え見えなのです。そのために今ぎりぎり急性期の診療科目、医師の確保もあってぎりぎりの診療科目を設定して病院も新しくしてやっていると急性期を削れなどということはもう論外な話だということで、これは市長や保健所長がしかるべき機関で先頭に立って意見を出して、地域医療を守るようにしてください。これはお答えをいただきたい。

それから、カジノの問題で、市長が答えなくて副市長が市長の答弁はこうだろうとおもっかけて言うのは、あんなのは答弁でないですよ、市長に聞いているのだから。だから、副市長の言っていることと違うというふうに市長が言ったら、あなたの答弁は撤回しなければならなくなるのだから、そういう市長をさておいた答弁は市長から言われたからといって、それは市長が答えてくださいと言えいいのですよ。市長が答えてください、このカジノの問題については。あなたの言っていることは後退だけでも、カジノはあくまでもやるという立場は変わっていないのではないかと指摘ですから、いや、そのようなことはありませんというふうに答えれば一番いい。

それから、保健所長に伺いますし、市長にも聞きますが、感染症防止で保健所は例えば小樽市立保育所について指導権限を持っていないと言うけれども、例えば感染性胃腸炎がノロウイルスなどが原因で発生した場合は、行って事情を聞いて、手洗いその他についてきちんとやりなさいということ指導するわけでしょう。だから、ふだんから任意であっても、チェックリストに基づいて不十分な点があればこういうふうにしたほうがいいのではないですかという提案くらいできるでしょう、指導監督権がなくても。そうやってやれば指導監督になるのですか。そんなことはないでしょう。ありがたく受けるでしょう、子供の衛生管理だもの。そんなことは保健所は余計だと言うような市長だとか福祉部長がいたら、おきゅうを据えなければならぬ話だ。子供の健康にかかわる問題ですよ。もう一回答えてください。

特に今回、マニュアルに基づいてやっていないという事態が生まれていたのだから、そして改善したのだから、そういうことは市長答弁でも認めているのですから、チェックリストをやってその結果を聞いて、いろいろな援助を行うということはいいいのではないですか、自主的に、お互い、そういう立場を認め合った上で、権限はなくても専門的な機関からこういう意見を述べたということで、子供の健康を守る、環境をよくするというは、一向に差し支えないのではないですか。ごちゃごちゃ言う人がいたら言ってください。私も意見を述べますから、その人に。

それから、総務部長からお答えになりましたけれども、人口対策でいわゆる外注に出す問題だけれども、あれは市長と同じ答弁なのさ。それではだめだから聞いたのに同じですと言うのは、答弁ではないでしょう。市長と同じかと言ったらそうですと言うのだもの。そんなのは答弁でないよ。なぜ外注しなければならぬか、そのわけを聞かせると、納得いくように説明しなければならぬから、市長の答弁だけなら不十分だから聞いたら、市長と同じ答弁ですと。そんなのは答弁でないですよ。もう一回答えてください、しっかりと。

(「市長と違ったら大変だよ」呼ぶ者あり)

それから、石狩湾新港の問題ですが、副市長が副管理者としていろいろお答えになったけれども、それは起債事業に対する償還の期間が少し短いのではないかという不満を述べているだけなの。そういうことをわかっている、借金を返済する期間の中で使用料で全部返さないというのが建前でしょう、あなたが冒頭認めたのだから。その上に立って、今の岸壁だとかヤードとか、そういう起債事業の償還が計画の段階で4事業を合わせて約127億7,000万円もあるというのはおかしいというのが私の指摘なのです。貨物が入ってこなければ、それがさらに膨らむのですよ。127億円でできない。恐らく200億円以上になると思いますよ。そういうお金は全部市民の負担になるのだから、税金を払っている側から言えば、そのような無駄なことはしないでくれというのが当然でないですか。市民から預かっているお金を使うのですから、少しでも節約するという立場で考えたら、現行の制度の下で考えて計画の段階から赤字になるような計画はやめなさいと言わなければならないでしょう。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

貨物が入らなかつたらもっと赤字なのだから。

船のことで総務部長がお答えになりましたけれども、マイナス14メートル岸壁に245億8,000万円かけたときも同じことを言われたのです。だけれども、扱われたのはチップだけです。石炭も来ない。水産品は小さな船で入って使わないと。いっぱいあるでしょう。だから、あそこが管理者負担だけで借金返済期間だけで62億円の赤字が出るのですよ。それは全部、住民負担でしょう。そういう事例があるから、いくら同じようなことを言って12メートル岸壁だとか、あるいはその他の内貿貨物だとか東地区のリサイクルの問題とかといったって赤字が出るのですから、言っていることに説得力がないですよ。内貿RORO船は道央圏で扱う取扱貨物を石狩湾新港で新規に扱うと言っているのですから、しかし、苫小牧港に入っているRORO船は全部道央圏の貨物を扱うのですよ。新港がそういう計画を立てたら、苫小牧港の内貿ROROとばっちりぶつかるでしょう。どちらかが影響を受けるのですよ。苫小牧港のほうが有利になったら、新港は大赤字ですよ。だから、127億円でできない、そういう地元負担が出てくるという私の指摘のほうが現実的ですから、市民が額に汗して納めた税金を無駄には一銭も使わせないという立場で予算の執行に当たっていただきたいと。

以上の点について答弁を求めます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 私からIRについて答弁して、あとは担当部長から。

IRの推進につきましては、私もいろいろなところへ行って調査をしたり視察をしたりしておりますけれども、やはりコンベンションホールの建設ですとか、あるいはショッピングモールあるいは劇場あるいはホテルあるいはスポーツ施設、こういったものをつくることによって大変な、面積的にもそれぞれの程度の規模でやるかというのはひとつありますが、やはり地域振興であり、観光振興であり、何よりも雇用の場が創出できるということだと思っております。それとあわせて税収が確保できるという問題、そういったことで今日、議員からも御質問がありますけれども、人口問題だとかいろいろなこと、財政的な問題も含めてやはりプラスに働くものが非常に多いだろうというふうに思っております。

（発言する者あり）

しかし、この二、三年の中で言うと、国自体にいろいろな考えがおりなのだろうと思っておりますけれども、IR法案を国会に上程した後、いろいろな議論の中で現在、廃案になっているという状況ですから、やはり新たなといいますか、どのような形でIR法案ができてくるのか、それに基づいてしっかりとした取組をしなければいけないのだろうと。

（発言する者あり）

まして、いろいろな団体、いろいろな方からいろいろな考えが出てきているわけですから、そういった人たちとの話合いも大事だろうというふうに思っておりますので、答弁をさせていただいたように、どういうIR法案が出てくるのか、それに基づいてそれが本当に本市のためにプラスになるのかマイナスになるのか、そういったことを見極めて、そして市民の皆様にもいろいろと説明させていただき、御意見をちょうだいしながら、今後の対応について進めていくという、こういうことでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） お静かに。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 何点が再々質問がございました。

まず、国民健康保険の関係ですけれども、療養給付費の国の負担割合を以前の50パーセントに戻せということなのですが、確かにそういう形でやっていただければ、全国どこの保険者にとってもいい話にはなるのでしょうけれども、今、平成30年度に向けて、国保の都道府県化ということもだんだん動き出してきているということもありますし、私どもも全国市長会などを通じて、確かにここの比率自体は以前から比べれば下がってはいますが、財政支援の部分で財政調整交付金とかいろいろな制度の中で、補填というのですか、そういう不足部分を補っている部分もございますので、今後とも全国市長会を通じて、国保そのものの赤字体質というのはなかなか解消できませんので、その部分はこれからも継続して要望、要請していきたいというふうに考えてございます。

それから二つ目が、基金等不用額などを利用して保険料は下げられるだろうということでございますので、不用額のことをあえて言わなかったのは、結局、不用額そのものが出ればそれは基金に積み立てるものですから、そのことは御承知ということで私は別に不用額まで話をしなかったのもので、意図的にということではございませんので、その点は御了解願いたいと思います。

ただ、北野議員がおっしゃるとおり、保険料を何とか下げたいという思いは私どもも同じでございますので、この拡充分以外にも保険給付だとかいろいろな部分で下げられる部分があれば、そういうもの

を活用して、できるだけ保険料は下げる方向では取り組んでいきたいということには変わりはありません。

それと、3番目に、地方創生先行型の交付金で小規模介護事業所の支援はできるだろうということなのですが、それができないなら低所得者対策も同じだろうというようなお話でしたが、低所得者に対しては、収支の赤字を見て補うとかという事業所に対してのようなことをするわけではございませんので、そこら辺は事業所の赤字の補填とは性格は違うのではないかというふうには思っております。

(発言する者あり)

ただ、小規模事業所だけに限って支援するというのも、果たして他の介護事業所からするといいいのかということもございまして、収支の赤字がどの程度出ればどういうふうにも補填するのだというようなことも、算定がなかなか難しいということでございまして、特定の業界の特定の事業所の部分だけというのはこの先行型の交付金の中では……

(発言する者あり)

交付金に限って言えば、ここの赤字の補填ということで特定の業界の部分のここだけを支援するというのは、ほかの事業者からの理解も得られないのではないかという思いもありますので……

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 不規則発言はお控えください。

○医療保険部長（藤井秀喜） 私どもはこの先行型の交付金の本来の趣旨からしてもなじまないということで、この中でメニュー出しは考えなかったということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 北野議員の再々質問に2点お答えいたします。

まず、1点目でございます。医療の関係でございますが、現在の急性期医療の病床数が大変多く、その次の亜急性期が非常に少なく、慢性期はややあるという、この状態を急性期医療から亜急性期のほうにシフトするよというの大きな考え方でございます。急性期医療の医療機関だけで治療が完結する疾病ももちろんございますけれども、脳梗塞等は急性期医療機関だけでは治療が完結いたしませんで、亜急性期の治療、慢性期の治療を必要とされるという患者の方がたくさんいらっしゃるというのも、また現実でございます。

国として全体の医療の動向、現状を詳しく考えた上で、将来にわたってこの形を維持していくということは必ずしもよくないということで亜急性期を増やしてはどうかという大きな方針が出されたわけでございますが、今、進められているのは、各都道府県の現状においてどうであるのか、都道府県において現状分析をして考えるよというのことでございまして、この北海道においてどういった病床のあり方がいいのかこれから検討されるよというふうにご考えてございます。その道の考え方に沿って各2次医療機関ごとに、では、それぞれの2次医療機関がどのような形がいいのかという形でこれから検討が進んでいくところでございまして、一刀両断に全国を金太郎あめのようにこのよにすべしということではなくして、それぞれの地域においてその患者の病気のあり方等を踏まえた上で、どういった病床がいいのかという検討がされるよというふうには私は理解しているところでございます。

それから、感染について申しますと、議員がおっしゃいましたよに、提案してもいいのではないかと。そのとおりでございまして、私ども、小樽市民に対して感染症の予防のために、対策のために種々のことを提案している立場でございます。

今回の感染症対策チェックリストにつきましても、それをごらんいただきました関係各位がこのよ

にしたかどうかと、あるいはこうするためにはどうしたらいいのだろうか、いろいろな御意見をお寄せいただくことを切に待っているところでございますので、そういった御要望に対しては全て応えていきたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 公立保育所を所管する私から関連してお答えいたします。

公立保育所の感染症対策、これは保健所からいただいたチェックリストですとか、それから厚生労働省のガイドライン、こういったものを活用して今後も感染症対策には取り組んでまいりますけれども、具体的に対応の効果とか、いろいろと不明な点などがありましたら、これは随時保健所にお尋ねするなどして相談をさせていただくというような形で対応してまいりたいというふうに考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 再々質問にお答えいたします。

私からは、地方版総合戦略の策定経費にかかわる外注の件でございますけれども、この総合戦略策定関係経費といいますのは、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するというところでございますが、非常に限られた時間の中でやっていくということで、体制的にも非常に難しいということで一部を外注させていただくわけですけれども、その外注する中身といいますか、内容につきましては、我々ではできない分析ですとか、推計の部分、それから会議等にかかわる資料の作成、そういったような部分を外注するというところで考えておりますので、先ほどもお答えさせていただいたように、人口対策の核となる施策につきましては、人口対策庁内検討会議なり、小樽市人口対策会議の中で出された御意見を踏まえまして、市が策定していくということになりますので、その中で独自性は発揮させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、石狩湾新港の関係でございました。内貿のお話もされておりましたけれども、我々といたしましても検討部会というのがございまして、この内貿については新港管理組合に対して意見を申し述べてきております。ほかの港から石狩湾新港に荷物を持っていくということにつきましては、基本的にはゼロサムの話でして、北海道全体として荷物が発生するわけではないですし、北海道全体の発展に寄与するわけではないということで、管理組合に対しては、そのことについては申し上げてきたところでございます。当時、北海道開発局も出席しておりましたけれども、国としてもそういった観点で考えているという御回答をいただきまして、結果としては内貿のバースにつきましては、既定計画どおりというふうにされたところでございます。

いずれにいたしましても、四つの事業がありまして、それぞれ推計貨物量が今回出されておまして、港湾計画の中に施設計画が位置づけられていくわけですけれども、今後、事業化に向けましては、実際に今貨物が動いているわけではありませんので、直ちに整備にかかるということではございませんが、将来に向けて整備が視野に入った段階では、社会情勢の変化なども捉えまして、既存の施設の有効利用については管理組合には引き続き申し入れていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長、22番。議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 質問と答弁を聞いて議長も疑問を持ったのではないかと思いますのですが、例えば今、総務部長が答弁された花畔地区の掘り込みのところ、既定計画どおり3バースをつくって、荷さばき地もつくると。けれども、同じ答弁の中で北海道開発局も北海道全体として貨物が伸びるわけ

ではないと言っているのだから、そこへ石狩湾新港が今扱っていない内貿のコンテナをがっばり扱いますよというのだから、ほかの港とバッティングするのははっきりしているのではないですか。北海道全体で変わらない貨物量の中で、新港は札幌圏と言っているのですから、道央圏というか、それは今全部苫小牧から入ってきているのですよ。それを石狩湾新港で扱うということになれば、奪い合いになるのでしょうか。だから、同じ答弁の中でつくる必要はないという根拠が明らかなのに、なぜそういう答弁をするのかという疑問があるのですよ。これは聞いている私も全く納得できませんから、議長においてきちんと納得する答弁をするようにお諮りいただきたいと。

○議長（横田久俊） ただいまの北野議員の議事進行であります。私が聞いている限りでは、理事者も答弁をしっかりしていると思います。ただ、北野議員のいろいろな思いといいたいでしょうか、御意見もそれはお持ちでしょうから、それに対して期待される答弁がないということは、これは議会の質問答弁ではあることですので……

（「私の言うとおりに答えれなんて言っていないよ」と呼ぶ者あり）

いや、そんなことは言っていないけれども。それで予算特別委員会等がこれからございますので、深い部分はそこで詰めていただきたいと思います。全く答弁をしていないということではありませんので、その辺を御了解願います。

（「ごまかしの答弁だ」と呼ぶ者あり）

いやいや、ごまかしではないですよ。

（「私の思うとおりに答えれなんて一言も言っていないですよ」と呼ぶ者あり）

いやいや、それは言っていなかった、それは間違えました。ただ、御意見があるのはということですので。

（発言する者あり）

はい。よろしいですか。

（「よろしくないけれども、終わります」と呼ぶ者あり）

北野議員の最後の代表質問になると思います。お疲れさまでございました。

以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時20分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 秋 元 智 憲

議 員 新 谷 と し

平成27年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成27年3月3日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
6番	安	斎	哲	也	7番	小	貫		元
8番	川	畑	正	美	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	上	野	智	真	15番	濱	本		進
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々木			秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々木			茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之										
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義									
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	迫	俊	哉								
財	政	部	長	小	山	秀	昭	産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一					
生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一	医	療	保	險	部	長	藤	井	秀	喜			
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子						
建	設	部	長	工	藤	裕	司	消	防	長	飯	田	敬									
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	田	中	泰	彦	
事	務	部	長	中	田	克	浩	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久				
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一											

議事参与事務局職員

事務局長 小鷹孝一
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、川畑正美議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 平成27年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、中松市長の市政運営についてであります。

中松市長は、平成23年に初当選され、民間出身の市長として、この4年間、小樽市のかじ取りを担ってまいりました。その御苦労は大変だったと思います。4年間の市政運営の労苦に対し、改めて敬意を表するものであります。

中松市長の1期4年は、財政健全化を最優先課題として懸命に取り組んできたところであり、経済対策をはじめ、諸問題に対し、さまざまな検討を加えながら進めてきたものと思います。

さて、この定例会が任期最後の定例会となりますので、市長の率直な現在の感想と、この4年間の財政問題や経済対策など、主な施策に対する総括についてお示しください。

また、民間出身の市長として、どのようなことを特に心がけてきたのかお答えください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 高橋議員の御質問にお答えします。

ただいま、市政運営について御質問がありました。

まず、4年間の感想についてですが、東日本大震災発生翌月に市長に就任し、震災の影響による市内経済の停滞という厳しい状況での船出となったことを思い出します。私は、この4年間、本市が持つ多くの魅力を再認識するとともに市民の皆さんのまちづくりに対する意欲を強く感じる事ができたものと思っております。

次に、総括につきましては、市長公約五つの項目で申しますと、地域経済の活性化では銭函地区への設備投資や企業進出が続いているほか、海外観光客やクルーズ客船の寄港が増加しており、取組の成果が着実に現れております。

安心・安全な環境整備では、市立病院の統合新築事業が完了したほか、保育環境の整備や防災・減災対策を進めてまいりました。

教育環境の充実では、小・中学校の適正配置や校舎等の耐震化などに取り組んでまいりました。

市民共調のまちづくりでは、市民参加と協働によるまちづくりを進めるため、小樽市自治基本条例を制定することができました。

効率的で安定した行財政運営に向けては、まだ他会計から多額の借入残高があることから、真の財政再建に向けて引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

また、民間出身の市長として心がけてきたことは、企業経営にかかわってきた経験とそこで培われた経営感覚を生かし、市政運営の推進に当たるよう心がけてきたものであります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、財政問題であります。

平成27年度予算案が編成され、収支均衡予算を目指して努力されてきたことと思います。内容については、前年度と同様に厳しい財政状況であると考えます。新年度の予算編成に当たり、改選期のため、骨格予算の編成となりますが、どのような考え方で取り組んでこられたのか、また、平成26年度の決算見込みについて市長の見解を伺います。

歳入についてであります。

大きな項目である市税、地方交付税の増減が予算編成に重大な影響を与えます。平成27年度について、地方交付税は特別交付税を計上留保のため、対前年度比で約7.8億円の減額であり、臨時財政対策債は、対前年度比で約2.8億円の減額で、合計約10.5億円の減額であります。市税では、住民税や固定資産税など各項目で対前年度比マイナスであり、対前年度比約2.3億円の減額であります。

さて、多くの地方自治体と同様に本市も人口減少が続いており、地方交付税の算定に大きな影響が考えられますが、人口当たりの今後の影響額についてお示してください。

また、今後の市税収入の動向が懸念されますが、滞納改善策についてどのように検討されているのか、市長の見解を伺います。

さらに、財源対策の今後の考え方と中期財政見通しとの比較検討結果及び財政健全化に向けた対策についてどのように考えられているのかお答えください。

歳出についてであります。

建設事業費については、対前年度比約4.7億円の増額となっており、経済状況の厳しい中、改選期による骨格予算に肉づけをした内容で校舎等耐震補強等事業などであります。

そこで、事業の発注についてですが、同時期に一斉発注するのではなく、切れ間なく重層的な考え方での検討とランク別の発注にもバランスよく偏らない工夫を要望いたします。

また、小規模工事についてはランクの業者数も多く、春一番の仕事の確保という観点から、できるだけ件数の確保を検討していただきたいと思いますが見解を伺います。

次に、公債費についてであります。

公債費は、収支バランスに大きく影響するため、政策事業を考える上で重要な要素と認識しております。公債費は、対前年度比約7.9億円の減額であり、毎年減少傾向にあります。財政部による「財政の概況（平成16～25年度決算の状況（推移）」の中で、一般会計決算ベースの10年間の推移では、平成16年度80億1,600万円、25年度64億9,900万円、15億1,700万円の減額であり、率にして約19パーセントであります。この減額の要因と市債残高の状況についてお示してください。

公債費の今後の推移では、同じく「財政の概況」の中で、一般会計ベースで平成26年度61億100万円、35年度で25億1,900万円、35億8,200万円の減額であり、率にして約59パーセントになっています。今後、学校等の改築や公共施設の改築など、さまざまな事業が検討されていくものと思いますが、市債残高の観点からどのように考えられているのか、現在の試算からの変化について、どのようにシミュレーションされているのか見解を伺います。

以上、第2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、予算編成内容についてですが、まず平成27年度の予算編成につきましては、改選期であることから骨格予算として編成しておりますが、当初予算に計上しなければ事務執行に支障を来す事業や国・道の補助事業等で事業の継続性の面から当初予算に計上が必要な事業につきましては、行政の継続性を踏まえて、当初予算での計上としております。

また、多くの市民の皆さんから要望が寄せられていた街路防犯灯のLED化助成につきましては、町会等の電気代の負担軽減を図るため、早期の取組が効果的であると判断し、当初予算に計上させていただいたところです。

次に、平成26年度一般会計決算の見通しにつきましては、除雪費のさらなる増額の懸念はあるものの、現時点で収支は均衡しておりますことから、個々の項目の具体的な見込みを示すことはできませんが、今後、歳出に一定程度の不用額を見込むことができますので、実質収支の黒字は確保できるものと見込んでおります。

次に、人口減少による地方交付税への影響額につきましては、毎年度の地方交付税総額が異なることから一概には申し上げられませんが、地方交付税の算定基礎となる測定単位には、国勢調査人口が多く用いられており、平成26年度の算出資料を基に試算いたしますと、人口1人当たりの基準財政需要額は約13万円となっております。

次に、市税の滞納改善策につきましては、これまでも電話や文書による催告だけではなく、財産調査の上、預貯金や給与などの差押えを行うとともに、差し押さえた動産や不動産のインターネット公売による売却や後志総合振興局との合同公売会の開催、北海道による直接徴収を実施するなど、滞納処分を強化しているところであります。今後とも先進市の事例なども参考にしながら、滞納対策の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財源対策の今後の考え方につきましては、本市の財政状況は市税や地方交付税などの動向にもよりますが、平成28年度以降の予算編成に当たっても、多額の財源不足が見込まれ、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算を編成できない財政構造にあることから、今後の中・長期的な収支を見通す中で、引き続き、財政調整基金による財源対策を考えているところです。

また、25年12月策定の中期財政収支見通しは、歳入では26年1月以降の税制改正や消費税率引き上げの延期、歳出では電気料金の値上げや子ども・子育て支援新制度をはじめ、社会保障制度改革の影響が反映されておらず、27年度の財源不足を3億4,400万円と見込んだのに対し、27年度予算編成では、骨格予算の段階ではありますが、見通しを上回る5億4,000万円の財源不足が生じているところです。このため財政健全化に向けた対策として、これまでの行財政改革における歳出削減や歳入増の取組を継続していくとともに、行政評価の結果などを踏まえて、事業の厳選を行うなど引き続き収支の改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、建設工事の発注につきましては、ゼロ市債の活用などによる早期発注を行うほか、平成27年度は早期発注のため工事担当部へ設計書の作成作業などを早めるよう指示したところであり、発注時期が集中しないようできる限り分散した発注に努めてまいります。

また、工事の内容や規模に応じた入札参加資格を設定し、市内事業者の建設工事の受注機会の確保について、引き続き取り組んでまいります。

次に、公債費ですが、まず公債費減少の要因と市債残高の状況につきましては、本市では平成14年度以降、普通建設事業費を大幅に減少させており、それに伴う市債発行額の抑制が近年の公債費の減少に寄与してきたところであります。

また、一般会計の市債残高につきましては、12年度から24年度までは元金償還額が借入額を上回っており、残高は減少傾向が続いておりましたが、近年、学校給食共同調理場や保育所の建設、学校校舎等の増改築など大型の建設事業を行う中でも残高水準は500億円弱のほぼ横ばいで推移している状況です。

次に、公共施設の老朽化対策につきましては、本市ではこれまでも病院の統合新築、学校の耐震化や再編に伴う校舎等の改築、さらには保育所の建設など、将来を見据えた諸課題への対応に優先的に取り組んできたところであり、新年度予算では引き続き橋梁の長寿命化や道路ストックの更新など、既存インフラ施設の老朽化対策にも着手することとしております。現時点で公共施設全般の老朽化対策に係る費用の試算はしておりませんが、これらは大変大きな財政負担を伴います。そうしたことから、公共施設全般を網羅した総合管理計画を策定し、中・長期的な収支を見通す中、財政規律を損なうことがないよう将来負担や市債残高なども考慮しながら取り組んでいかなければならないものと認識しております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、地方創生関連についてであります。

まず、人口減少対策であります。人口減少問題は、多くの自治体が同様の課題を抱えており、日本全体においても少子化の影響により人口が減少しています。国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の地域別将来推計人口2013年3月推計によりますと、小樽市の人口は2010年13万1,928人に対し、2040年では7万3,841人まで減少すると推計されました。まず、これらの推計についてどのように受け止められているのか、また、本市の人口減少についてどのように認識されているのか市長の見解を伺います。

人口の減少については、さまざまな要因がありますが、本市の特徴として過去10年間の人口動態の状況はどのように推移してきたのか、主な要因はどのようなものがあるのかお示してください。

他都市では人口減少対策を喫緊の重要課題として再考し、総合計画の見直しや内部組織の中に人口減少対策室の設置や外部委員会を設置し、提言書の策定など具体的な対策に向けての動きが出ているようであり、この中では、主な内容として現状の把握、アンケート調査、要因の分析、施策の提案となっており、取り組むべき課題の整理と実施に当たっての基本方針が掲載されています。本市でも人口減少に対する認識を改め、小樽市人口対策会議を設置し、推進の第一歩を進めたところでありますが、今後の予定や考え方と先ほど述べた他都市の具体的な対応について検討が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、地方創生についてであります。

地方創生と人口減少対策はリンクしており、切り離して議論するものではなく、一体のものとして総合的に議論すべきものと考えております。地方創生については、昨年11月、臨時国会にて地方創生関連法案が可決成立し、年内に施行されました。この中で、国と地方の取組が示されており、地方では地方人口ビジョンの提示や地方版総合戦略が努力義務として明記されております。地方版総合戦略では、地

域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015年度から2019年度の5か年の政策目標並びに施策を策定する内容となっております。これには国から人的支援として地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度があるようであります。

まず、地方創生について、どのように認識されているのか市長の見解を伺います。

また、人口ビジョン、これは先ほど述べた人口減少対策とリンクしますが、人口ビジョンや地方版総合戦略についてどのように考えられているのか、人的支援についてどのように検討されているのかお示してください。

さらに、先ほど述べた人口減少対策との関連ではどのような体制で再考されるのか、小樽市総合計画の見直しも含め、どのように整合性を検討されるのか見解を伺います。

国が示している地方の政策パッケージが記述されておりますが、ベースの鍵を握るのは、やはり人材であると思います。地方への人材還流、地方での人材育成は必須政策であり、今後の小樽を考えていく上で、特に力点を置くべき課題であると思いますが、今後どのように市の職員も含めた人材育成を検討されるのか市長の見解を伺います。

次に、緊急的取組として、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金についてであります。

これは、地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金といわれております。今回、平成26年度補正予算関連として地域消費喚起・生活支援型の項目では、プレミアム商品券事業費と子育て世帯生活支援事業費が計上されており、市民からの期待も大きいようであります。このプレミアム商品券事業について伺います。プレミアム率20パーセント、1セット1万円を10万セット発行し、使用予定期間が本年7月から12月とされておりますが、どこの場所で販売されるのか、どこのお店で使用できるのか、販売額の上限はあるのか、発行の追加や期間の延長はどのように考えられているのか、現在のわかる範囲でお示してください。

次に、地方創生先行型の予算についてであります。

今後の本市の大きな課題の一つである移住・定住の観点から伺います。商業起業家定住促進事業費が計上されておりますが、新規商業起業家の動向についてどのような状況なのか、最近の状況と起業家の意見・要望について把握してございましたらお示してください。

また、起業しやすい環境づくりとはどのようなことを想定しているのか、新規起業家への周知や相談窓口はどのようにしているのかお答えください。

次に、女性・若年者の地元定着を目指した人材育成事業です。女性・若年者の正規雇用による地元定着を目的とされています。まず、本市の高卒者の地元就職についてどのような状況なのか、直近5年間の推移をお示してください。

また、課題とされていた雇用状況の改善やミスマッチについてどのように検討されてきたのかお答えください。

さらに、就業体験と研修を組み合わせた実践的な人材育成とはどのようなものなのか、内容についてもお示してください。

次に、移住促進事業経費と空家実態調査事業費であります。

移住については、以前から取り組んできた内容であります。移住促進がスタートして以来、現在までの移住の状況と課題や問題点についてお示してください。

今回の受入れ環境の充実や起業希望者を対象とした市内視察はどのように検討されているのか、体制も含めお示してください。

空き家実態調査についてです。

危険な空き家については、担当所管にて把握されているようでありますが、危険な度合いや隣家、前面道路などへの影響は差があります。まず、空き家についてどのような調査を考えられているのかお示しください。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、今後の所管についてはどのような体制で対策を検討されるのかお答えください。

次に、利用可能な空き家の活用についてであります。

空き家の活用については今後の課題であり、建設常任委員会の住宅エコリフォーム条例案策定の勉強会においても議論となりました。空き家の活用について、本市では空き家バンク制度が創設され実施されてきましたが、これまでどのような状況なのか、推移と制度の内容についてお示しください。

今回の空き家活用の調査で把握した情報をどのような対策のために使用されていくのか見解を伺います。

以前、地域の方と懇談した際に、空き家が別荘として売却されたり、移住された内容を伺いました。いずれも買主は本州の方であり、物件は車が直接行けない高台の景色のよいところで景観が大きなポイントだったようです。これらは、民間の不動産会社に関係しての動きであります。空き家バンク制度との相互的な活用の検討は今後重要と考えますが、見解を伺います。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、地方創生関連について御質問がありました。

初めに、人口減少対策についてですが、まず国立社会保障・人口問題研究所による人口推計をどう受け止めたかにつきましては、現状のまま人口の減少が続けば、25年後という近い未来に人口が約4割も減少するという結果について、今後の本市のまちづくりに大きな影響があると受け止めております。

また、本市の人口減少に対する認識につきましては、昭和39年をピークに人口の減少に歯止めがかからない中、近年では年間2,000人を超える減少数となっていることから、これからも活力のある持続可能なまちづくりを考えるに当たり、人口対策は本市の最重要課題であると認識しております。

次に、過去10年間の人口動態の状況と、その主な要因につきましては、平成16年末と26年末の比較で申し上げますと、人口総数では2万132人が減少しており、内訳といたしましては出生数と死亡数の差である自然動態が1万850人、転入数と転出数の差である社会動態では9,282人、それぞれ減少しております。

近年の動向としては、出生数の減少に伴い自然動態の減少が大きくなっており、社会動態の減少を上回る状況にあります。主な要因といたしましては、20歳代を中心に就職などを機に市外へ転出する若い世代が多く、このことが出生数の減少にもつながっているものと考えております。

次に、人口対策の検討に向けた今後の予定や考え方と具体的な対応につきましては、現時点において、人口対策の検討に向けたポイントとして産業振興による働く場の創出拡大、子育て支援と教育の充実、生活環境の整備の三つを基に効果的な事業の検討を進めることとしております。今後は、他都市の取組手法についても参考にしながらアンケート調査などを実施するとともに、議論を加速させ、平成28年度の予算に反映させるよう10月を目途に人口対策の取りまとめを行いたいと考えております。

次に、地方創生についてですが、まずその認識につきましては、地方創生の考え方は地方が人口の減

少や景気の低迷などにより日本創生会議が指摘した多くの自治体の消滅可能性に端を発したものと認識しております。国の総合戦略の中では、人口減少と地域経済縮小の克服のため、地方における安定した雇用の創出や地方への新しい人の流れをつくることなどを基本目標としているほか、このたびの緊急経済対策において創設された新たな交付金による支援など、地方を重視する考え方について評価しているところであります。

次に、地方版総合戦略や国の人的支援につきましては、人口減少の克服と地方創生を目指すまち・ひと・しごと創生法に基づき、地方自治体にも地方版総合戦略などの策定が努力義務とされましたが、本市においては人口対策が最重要課題であることから、その策定に向け取組を進めたいと考えております。

また、国の人的支援であり、首長の補佐役として人材が派遣される地方創生人材支援制度につきましては、人口5万人以下の自治体が要件となっていることから対象とはなりません。各省庁の総合的な窓口役となる地方創生コンシェルジュ制度につきましては応募しているところであります。

次に、地方版総合戦略の検討体制と総合計画との整合性につきましては、総合戦略は人口減少の克服と地方創生を目指すものであり、本市が検討を進めている人口対策とその趣旨を同じくすることから、小樽市人口対策会議と人口対策庁内検討会議においてその策定に向けた取組を進めたいと考えております。

また、総合計画では、市民が快適で安心して心豊かに暮らせる活力あふれる地域社会の実現を目指すこととし、人口対策は最も重要な課題の一つとして位置づけるなど、今後策定する地方版総合戦略とはまちづくりの方向性としては変わらないと考えております。

次に、地方での人材育成につきましては、このたびの地方創生先行型の事例集では、地域人材の育成・定着のための取組が示されていることから、今年度、地域人づくり事業として実施している新卒未就職者等及び女性離職者の再チャレンジ支援事業などの雇用創出の取組も実施可能となっており、今後とも業界団体などと意見交換を重ね、国の施策を活用するなど、人材育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市職員の人材育成につきましては、引き続き上級研修やアイデア・発想力向上研修などを行い、政策形成能力の向上に努めてまいります。

次に、国の緊急支援のための交付金等についてですが、まずプレミアム商品券事業につきましては、現在、販売所の数や場所についての検討を進めているところであり、使用できる店舗については市内の小売店、飲食店、サービス業などを対象に公募を行い決定してまいります。

また、販売額の上限については、他都市の状況等を参考とし、購入者1人当たり5万円を予定しており、商品券の追加発行や使用期間の延長については考えておりません。

次に、新規商業起業者の最近の状況につきましては、本市商業起業支援事業による家賃補助の対象となった起業者に限り、平成24年度は5名、25年度は4名、本年度は5名であります。

起業者からの意見・要望といたしましては、事業用の物件や活用が可能な助成制度、融資制度などの情報提供に関する要望が最も多く寄せられております。

次に、起業しやすい環境づくりにつきましては、経営のノウハウを学ぶ講座の開設、助成・融資制度や事業用物件などの情報提供、利用しやすい相談窓口などが必要と考えており、今後とも関係機関と連携して、起業者の支援に取り組んでまいりたいと考えております。この事業の周知につきましては、今後、市のホームページで内容を紹介するほか、北海道や中小企業大学校、小樽商工会議所などのホームページにも掲載をお願いし、必要に応じて広報おたるへの掲載や新聞各紙への報道依頼も行う予定です。

なお、起業の相談窓口は、市役所別館4階の産業港湾部内において対応しております。

次に、本市高卒者の直近5年間の地元就職状況につきましては、毎年行っている市内高校への聞き取り調査の結果、各年5月時点での就職者の市内事業所への割合は平成22年度46.1パーセント、23年度43.0パーセント、24年度46.1パーセント、25年度43.2パーセントと推移しており、平成26年度については、本年1月末現在で市内事業所への就職内定者の割合が43.3パーセントとなっております。

次に、雇用状況の改善につきましては、雇用の場を創出するためには何より市内経済を活性化することが重要であり、これまで企業誘致や地元企業に対するさまざまな支援策に取り組んできたところであります。

また、ミスマッチの対応につきましては、ハローワークなどの関係機関と連携し、就職活動前に地元企業の情報提供や自身の仕事の適性の認識など進路を決める支援となるよう企業説明会や企業見学会などの事業を行っているほか、高校生就職スキルアップ支援事業などで個人面談を通じて企業が求める人材についての情報を就職相談に生かすことにより、少しでもミスマッチを解消できるよう取り組んできたところであります。

次に、女性・若年者の地元定着を目指した人材育成事業の内容につきましては、国が推進する女性・若者等の雇用拡大施策を受け、女性・若年者の正規雇用による地元定着を目指しており、市内の観光・サービス・物販関連企業での就業体験と語学・ビジネス・パソコンなどの研修を組み合わせた実践的な人材育成であり、自己PRや模擬面接などの就職活動支援やキャリアカウンセラー等による就職相談なども合わせて実施する予定であります。

次に、移住の状況と課題や問題点につきましては、平成17年7月に移住のワンストップ相談窓口を設置以降、本年2月末までに把握できた移住者数は58世帯、122人です。移住に当たっては、仕事と住まいが大きな要件となりますが、市として直接その対応をすることができないことなどが課題であると考えております。

次に、移住の受入れ環境の充実や起業希望者を対象とした市内視察につきましては、受入れ環境の充実では1か月単位で長期滞在が可能ならちょっと暮らし施設をホームページなどで紹介しておりますが、交流人口の拡大や本格移住に結びつけることができるよう、さらにその施設を増やすため取り組んでまいります。

また、起業希望者を対象とした市内視察は家賃などを補助する市の商業起業家定住促進事業との連携により、移住の促進と商店街の活性化を図ろうとするものであり、市内商店街の空き店舗等の視察を予定しております。ともに市が物件を所有しているものではないことから、民間事業者の協力をいただきながら事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、空き家実態調査につきましては、今後、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対応を進めるためには市内における空き家の現状を把握する必要があることから調査を実施し、その上で空き家を「良好」「不良」「危険」などに分類することとしております。

次に、今後の空き家対策に向けての体制につきましては、これまで行ってきた空き家の情報収集や現地確認、市民からの相談や苦情対応のほか、昨年11月に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、必要な措置について検討を行っていくこととなります。このため、来年度、建設部において専任の職員複数名を配置し、空き家対策を効率的かつ総合的に推進しようと考えております。

次に、空き家・空き地バンク制度についてですが、まずこれまでの推移につきましては制度を開始した平成22年1月からこれまでに14件の登録があり、全て売買又は賃貸借が成立しております。各年度の登録件数は、初年度は8件で、その後はゼロから3件で推移しております。

また、この制度の内容につきましては、空き家・空き地の売却などを希望する方の物件情報を市のホームページで公開し、購入などを希望する方との仲介を市が提携する宅地建物取引業者が行う制度であります。

次に、調査で把握した情報につきましては、この情報を基に特別措置法に基づく空き家等に関するデータベースを整備するとともに良好な空き家については、空き家・空き地バンクへの登録などを進めるほか、危険な空き家については市民の安全・安心な生活のため必要な措置を講ずるなど、今後の空き家対策を検討するため活用してまいりたいと考えております。

次に、不動産会社と空き家・空き地バンク制度との相互的な活用につきましては、本制度は宅地建物取引業者の仲介を前提としておりますので、登録物件の情報を共有し、双方で購入等を希望する方の募集を行ってまいりました。今後につきましては、これまで以上に空き家の有効活用を促進していくために、より魅力ある登録物件を発掘し、その情報を相互に活用していくことが重要であると考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、環境問題についてであります。

まず、再生可能エネルギーの推進についてであります。

我が国の新エネルギー施策の動向であります。石油危機によりエネルギー供給の脆弱さが浮き彫りにされたのを契機として、省エネルギー、石油代替エネルギーについてのさまざまな対策が行われてきました。石油代替エネルギー対策として、1980年に代エネ法、1997年には新エネ法が成立し、さらに今後のエネルギーを安定的かつ適切に供給するため、エネルギー供給事業者に対し、非化石エネルギー源の利用を拡大するとともに、化石エネルギー原料の有効利用を促進するエネルギー供給構造高度化法が2009年に成立しております。

東日本大震災以降、エネルギー政策の考え方が大きく変わり、再生可能エネルギーの利用促進が目ざされているところであります。そこで、再生可能エネルギーの推進についてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

さて、再生可能エネルギー推進の取組は必要と考えており、そのためにしっかりとした調査と具体的な推進計画が必要不可欠であります。まず、地域調査として市の自然環境や社会環境、エネルギー需要構造を勘案して、再生可能エネルギー賦存量や利用可能量などの調査をできる限り早く進めることを提案いたしますが見解を伺います。

また、今後この推進計画についてはどのように検討されるのかも、あわせてお答えください。

再生可能エネルギーの中でも住宅の太陽光発電については、ここ数年、国の政策もあり、着実に増加しているようですが、これまでの市内の太陽光発電の件数の推移を把握されていましてらお示してください。

また、今後、市として太陽光発電に対する政策的な考え方が必要と思いますが、市長の見解を伺います。

次に、一般廃棄物処理基本計画についてであります。

平成17年策定の一般廃棄物処理基本計画の計画期間は10年であり、平成26年度が最終年度であります。当初の基本計画で想定していた人口減少等が変化し、その影響が実施計画にも現れていると思っております。

基本計画の総括として何点か伺います。

初めに、ごみの排出量であります。生活系ごみ、資源物、事業系ごみについて、それぞれの10年間の推移と基本計画と実績値の比較ではどのようになっているのかお示してください。

また、その要因についてどのように分析しているのか、あわせてお答えください。

ごみ処理にかかわる課題についてであります。

循環型社会形成のための再資源化、収集・運搬、焼却施設、資源化施設、最終処分場の5点についてどのような課題があったのか、その対策はどのように行われてきたのかお示してください。

また、生活系ごみ質についてどのように分析をしてきたのかお答えください。

資源物の収集量についてであります。資源物の多い品目としてプラスチック製容器包装、新聞、紙製容器包装、瓶、段ボールとなっていますが、これらの資源物収集量について、この10年間どのように推移してきたのか、その要因も含め、お示してください。

また、平成25年からスタートした小型家電の回収について現在までどのような状況なのか、内容についてお答えください。

これらの分析結果を基に次期基本計画案が策定されているようではありますが、主な内容についてお示してください。

次に、生活系粗大ごみの自己搬入についてであります。

最近、他都市から転入された複数の方より粗大ごみの自己搬入について意見・要望がありました。その方々が元住んでいた自治体では有料ではありますが、少額で自己搬入ができたそうであります。一般家庭の片づけや引っ越し等が出る粗大ごみについて、本市では廃棄物処理場へ直接自己搬入することができません。搬入できるのは、一般廃棄物の許可業者に限られています。小樽を含めた全道の主要10都市、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、苫小牧市、江別市、北見市、室蘭市で自己搬入について確認したところ、小樽市以外は、全て自己搬入を実施しておりました。これらの手数料は多くが10キログラム単位となっており、料金は50円から200円の範囲で決められています。

まず、全道の各市で自己搬入を実施していない自治体は幾らあるのか。

本市で粗大ごみの自己搬入を実施していない理由は何かお示してください。

次に、粗大ごみの料金についてであります。

本市の生活系ごみで料金シールを購入しての処理と、それ以外は一般廃棄物許可業者、6業者に依頼する処理となりますが、どのような基準で手数料が決められているのかお知らせください。

また、許可業者の料金設定については何を基準として決められているのか、許可業者間で差があるのか、市は内容を確認しているのか、お答えください。

さらに、本市と主要な都市との比較で手数料の基準や考え方についてどのような違いや特徴があるのか、今後の課題や問題点についてお示してください。

4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、環境問題について御質問がありました。

初めに、再生可能エネルギーの推進についてですが、まず再生可能エネルギー推進の見解につきましては、化石燃料の枯渇や地球温暖化対策としての温室効果ガスの排出削減、さらにはエネルギー源の分

散化などの観点から推進は必要なものと考えております。

次に、再生可能エネルギーの賦存量や利用可能量の調査につきましては、市内のエネルギー賦存量は、北海道の賦存量推計システムを活用して試算を進めているところでありますが、賦存量を基に算定する利用可能量は、今後、他都市の事例などを参考として、引き続き、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

また、推進計画につきましては、エネルギー賦存量や利用可能量のほか、エネルギーを利活用するプロジェクトなどを盛り込む必要がありますので、現時点において策定を予定しておりません。

次に、市内の太陽光発電の件数推移につきましては、平成23年3月末時点では60件だった設置件数が平成26年12月末時点では282件となっており、約3年間の間で4.7倍の伸びとなっております。太陽光発電も含めた再生可能エネルギーについては今後も普及が図られるべきと認識しており、国の制度なども見極めながら、市としての対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物処理基本計画についてですが、まず現基本計画のごみの排出量につきましては、生活系ごみは現計画の前年度である平成16年度の4万2,822トンに対し、目標年次である平成26年度の予測値を2万8,110トンとしていましたが、平成25年度の実績値では2万2,751トンとなり、予測値より大きく減少しております。要因は、平成17年度に燃やすごみと燃やさないごみの収集を有料化したことや、市民の分別意識が進んだものと考えており、有料化初年度の平成17年度の時点で2万6,758トンと予測値を下回った以降、リバウンドもなく微減の状況が続いたものであります。

資源物は、平成16年度の829トンに対して目標年次である平成26年度の予測値を7,798トンとしていましたが、平成25年度実績値では6,683トンとなり、実績値は予測値を下回っております。要因は平成17年度のごみ有料化とあわせて資源物収集品目を大幅に拡大したことにより、排出量は大幅に増加しましたが、人口減少や排出抑制の効果もあり、予測値を下回ったものと考えております。

事業系ごみは、平成16年度の2万126トンに対し、目標年次の平成26年度の予測値を1万7,600トンとしていましたが、平成25年度実績値では2万212トンとなり、予測値を上回っております。要因は事業系ごみの排出量は経済活動の動向に左右されることから、減量化が進まなかったものと考えております。

次に、現計画の再資源化等の課題と対策につきましては、再資源化は市民意識の向上とともに資源物の収集品目の拡大による資源化の促進が課題であったことに対し、生活系ごみの有料化に合わせ、無料で収集する資源物の収集品目を拡大し、資源化の促進を図ってきたところです。

収集・運搬は、民間委託をする必要性和冬期間や高齢者に配慮した収集・運搬体制の検討が課題であったことに対し、路線収集の全面委託化、冬季収集困難地区対策の拡大、ふれあい収集の実施などの施策を講じてまいりました。

焼却施設及び資源化施設は、現計画の策定時においては、まだ供用開始していなかった北しりべし廃棄物処理広域連合の両施設の有効な利用が課題となっていました。平成19年4月の供用開始後は、それぞれの施設において随時展開検査を行うことなどを通じて適切な処理が確保されていると認識しております。

また、最終処分場は、ごみの減量化を図りながら、次期最終処分場の整備の検討が課題でありましたが、ごみの排出抑制や減量化により、現処分場の供用期間は当初計画より5年延長し平成31年度まで使用可能となったほか、さらなる延命化についても検討しているところであります。

次に、生活系ごみ質の分析につきましては、新計画策定に当たっての基礎資料を得るため、今年度季節変動も考慮し、5月と8月の2回、燃やすごみと燃やさないごみについてごみ質分析調査を行いました。分析の結果、燃やすごみのうち47.3パーセントが厨芥類、38.8パーセントが紙・布類であり、燃や

さないごみのうち43.2パーセントがプラスチック類、40.3パーセントがガラスや金属などの不燃物でした。

次に、資源物の収集量の品目ごとの推移につきましては、資源物収集品目を拡大した平成17年度と直近の平成25年度の実績値で申し上げますと、プラスチック製容器包装は平成17年度1,806トンに対し、25年度1,537トン、新聞は1,565トンに対し1,198トン、紙製容器包装は1,325トンに対し1,180トン、瓶は1,066トンに対し750トン、段ボールは611トンに対し619トンであり、段ボールが横ばいであるのを除き減少しています。主な要因は人口減少であります。新聞については市況価格の変動などによる民間回収業者の事業活動の影響もあって考えております。

また、小型家電回収については、平成26年2月から市内4か所に回収ボックスを設置したほか、市が後援するリサイクルイベント時にも回収ボックスを設置しており、回収量は平成25年度が1.2トン、26年度は現在のところ約5トンと見込んでおります。

次に、次期基本計画案の内容につきましては、基本方針として、「ごみの発生抑制・排出抑制による環境への負担及び処理コストの削減」「資源化の推進やリサイクル活動等の支援による限りある資源の有効活用」「安全・快適な暮らしの実現と環境にやさしいごみ処理体制の整備」の3項目を挙げ、ごみに含まれる食品廃棄物の削減、適切な分別の徹底や再資源化可能なものについての可能な限りの再資源化を図るとともに高齢社会に対応したごみと資源物の収集のあり方について施策を講じることとしています。その結果、目標年次である平成36年度までに資源物を除く生活系ごみの1人1日当たりの排出量を約10パーセント減少させることを主な目標としております。

次に、生活系粗大ごみの自己搬入についてですが、まず全道の市で自己搬入のできない市につきましては本市以外にはありません。

また、本市で自己搬入を実施していない理由であります。処理施設がある周辺地域の静穏な生活環境の保全や施設内での安全確保の観点から認めておりません。

次に、生活系ごみに張るごみ処理券の手数料などにつきましては、ごみ処理券は長さ1メートル以内、容積0.1立方メートル以内、重さ50キログラム以内のもので指定有料袋に入らないものに直接張って出すものであり、手数料は有料袋のうち最大の40リットルの袋と同額の80円に設定しております。

また、粗大ごみの許可業者の収集料金については、それぞれの許可業者が収集品目や大きさ、排出方法や運搬距離などを勘案し設定しており、許可業者によって多少の差があると認識しております。

次に、粗大ごみに対する本市と他都市との違いなどにつきましては、それぞれの市で粗大ごみの定義や手数料設定は異なることから単純な比較はできませんが、他都市においては、一定の条件の粗大ごみについては市が業者に収集を委託し、排出者は市に定められた手数料を支払う委託方式が一般的であるのに対し、本市においては全ての粗大ごみを排出者と許可業者との直接契約としているのが他都市とは異なっております。

また、一方で粗大ごみの定義の違いによっては、本市でのごみ処理券による排出方法が有利になる場合もあります。しかしながら、許可業者の料金については排出者にわかりやすく説明することも必要であると認識しております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、除雪問題について伺います。

まず、空き家の危険な雪問題についてであります。

4年前、清水町で空き家の屋根から大量の雪が滑り落ちて、前面の幹線道路をふさぎ、一時通行止めとなりました。バスの運行にも影響があったようであります。ただ、幸いなことに人身、物損事故などはありませんでしたが、この道路は通学路でもあり、もし子供たちがここを通っていたら大変な事故になっていたことは間違いないと思われまます。先日、他の地域で空き家からの落雪による隣家の物損事故があり、大変な状況であったようであります。

また、傾いている隣家の屋根の雪を危険回避のため、自費で雪おろしをしている方からの相談もありました。ここ数年の小樽市内の空き家の状況は増加傾向のように感じますが、このような落雪による市民からの相談件数、内容について把握していただけますらお示してください。

先ほどの例のように管理されていない空き家について、今後、市内の人口減少に伴い、増加するものと推察されます。また、その影響により事故や危険性の増加が考えられるところであります。さらに、個人情報保護法により、情報が得られないことにより問題が解決しづらい環境にあると思われ、このような空き家の雪による問題は今後の大きな課題の一つであると思いますが、どのように認識されているのか見解を伺います。

さて、民家の空き家については当然所有者の責任であります。危険性のある場合、市からの注意喚起や所有者に連絡がとれない場合の緊急避難的な最低限の措置の検討や影響の大きい幹線道路付近や通学路周辺での危険な空き家の雪の見回りや市民からの情報収集も必要と考えますが、これらについてどのように対策を実施されているのか、また課題や問題点についてと、さらに空き家対策の関連法による今後の空き家の危険な雪問題の対策について市長の見解を伺います。

次に、貸出しダンプ制度についてであります。

本市は、道内でも比較的多雪地域であり、地形的に山坂が多く道幅が狭いため、冬道状況は厳しい環境にあります。このため、市民が安心して快適な生活を送るためには、除排雪の対策が重要となっております。今年度につきましては、昨年度と同様に積雪が多く、除排雪については補正予算を追加する状況であり、今後の積雪状況が懸念されています。そういう中であって、長年継続されてきた貸出しダンプ制度は、冬の市民生活にとって定着してきた有効な制度であります。この貸出しダンプ制度は昭和54年度から町会などが行う排雪作業に市が費用負担したダンプを無償で貸し出す制度であり、この制度の目的は生活道路の排雪を行う際に町会等の排雪費用の軽減を図るものとされています。

そこで、この制度について何点か伺います。

平成25年度の状況で、この制度の実施件数、使用ダンプ台数、ダンプの借上金額についてお示ください。

また、この制度の直近5年間についてどのような状況なのか、特徴も含めお答えください。

次に、貸出しダンプの契約について何点か伺います。

貸出しダンプについては、四つのダンプトラックの組合と契約を締結していますが、町会などがこの制度の申込み及び抽選後、市は四つの組合にどのような基準でダンプを手配されるのか。

また、積載量やダンプ単価について、その契約内容についてもお示ください。

懸念される点として考えられるのが、ダンプや積み込み重機の不足についてであります。最近の建設業の状況を見ますと、公共事業の削減や建設工事減少が続いた時期に建設業界では業務の縮小や廃業に伴い、ダンプや重機等、除雪に関連する機器が減少傾向にありましたが、本市ではどのような状況なのか、ダンプ組合の台数の推移や新規参入の状況について把握していただけますらお示ください。

以前、この本会議で質問した不適切な排雪については改善されているものと思いますが、道路以外の

排雪やダンプの排雪積載量が業者によって違いがあることなどについてはどのようにチェックされているのかお答えください。

また、排雪に当たっての関係課の連携強化はどのように進められてきたのか見解を伺います。

以上、5項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、除雪問題について御質問がありました。

初めに、空き家の危険な雪問題についてですが、まず空き家からの落雪による市民からの相談件数と内容につきましては、過去3年の落雪の相談件数は、平成23年度80件、24年度62件、25年度97件であり、主な相談内容は「道路に落雪した」、また「落雪しそうで危険である」「隣の家の屋根から落雪したら建物が損傷するかもしれないので指導してほしい」などであります。

次に、管理されていない空き家の問題につきましては、空き家はあくまでも個人の財産であり、個人の責任において管理すべきものであることから、行政としての対応には限界があると考えております。

また、迅速性が求められる落雪対応において、所有者の連絡先の調査や死亡している場合の相続人の調査に時間を要したり、所有者の高齢化や金銭的な理由などにより十分な管理が行われないという現状もあり、多くの課題があると認識しております。

次に、空き家の雪問題への対策等につきましては、落雪パトロールなどにより危険な空き家の把握に努めており、危険性のある場合の措置としては、落雪注意の看板設置やロープの設置による注意喚起を行うなど対応しているところであります。

また、空き家については所有者を特定し、指導することが必要であります。所有者の氏名や連絡先が不明な場合があることから、今後、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、固定資産税情報をどのように活用することができるかについて検討してまいりたいと考えております。

次に、貸出しダンプ制度についてですが、まず直近5年間の実績とその特徴につきましては各年度の実施件数、ダンプ台数、借上金額の順でお答えいたします。

平成21年度は365件、1,807台、約7,000万円、22年度は408件、2,354台、約9,000万円、23年度は394件、2,259台、約1億円、24年度は433件、2,838台、約1億2,000万円、25年度は461件、2,962台、約1億4,000万円となっております。いずれも年々増加傾向にあります。

次に、四つの組合へのダンプの手配につきましては、町会側で手配する積込み重機を保有する業者は1社を除きダンプも保有しており、いずれかの組合に加入していることから、その組合にダンプの派遣を依頼しております。そのダンプを保有していない業者の場合は町会に組合を選んでいただくこととしております。

次に、積載量や運搬単価の契約内容につきましては、4トンダンプ1台の積載量は5立方メートル、10トンダンプの積載量は14立方メートルと換算しております。

また、運搬単価については、排雪現場から雪捨場までの距離に応じて平成26年度ではタイヤドーザ積込みで4トンダンプは1立方メートルにつき320円から850円、10トンダンプは1立方メートルにつき330円から660円で契約をしております。

次に、ダンプ組合の台数の推移や新規参入の状況につきましては、平成24年度から26年度までの3か年では24年度は登録台数が179台で新規参入は4社、25年度は登録台数が171台で新規参入は5社、26年

度は登録台数が189台で新規参入は1社であります。

次に、排雪作業のチェックにつきましては、建設部の職員が全ての現場ではありませんがパトロールを実施し、申込書に記載された箇所以外の排雪を行っていないか、ダンプの積載量が適正であるか、未登録の積込み重機を使用していないかや排雪現場と雪捨場の間のダンプの運搬時間などを確認しております。さらに、これらの確認項目と翌日組合から提出される排出作業伝票との突き合わせを行い、チェックしております。

次に、排雪に当たっての関係課の連携強化につきましては、貸出しダンプによる排雪の日時、場所、雪捨場などの情報を担当である建設部庶務課から雪対策課に提供するとともに、各除雪ステーションにも通知しております。

また、救急車、消防車などの通行に支障が生じないように消防本部にも同様の情報を提供し、関係各課の連携に努めております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）

○10番（高橋克幸議員） 次に、教育問題についてであります。

学力の向上について何点か伺います。

平成25年度の全国学力・学習状況調査では、小学校で算数A以外は全道平均を下回り、中学校では全て全道平均を下回る結果でありました。平成26年度の同調査結果では、小学校、中学校のいずれの教科においても全道平均を下回っております。この2年間の比較についてどのような分析をされているのか、また25年度の調査の結果を基に課題解決のための5つの改善方を示し、実施されてきたことと認識していますが、その内容と結果について見解を伺います。

数年前に秋田市へ教育委員会として視察をされているようでありますが、その結果として本市との違い、参考にした内容及びその後どのような対策を検討され実施してきたのかお示してください。

次に、学校や教職員への取組であります。23の指針に基づき具体的な数値目標を設定し自己評価を行うなど、具体的な行動を確実に実行するよう今後指導していくという内容が昨年の教育行政執行方針にありましたが、教育委員会としてどのように把握し指導されてきたのか、その内容についてお示してください。

次に、小樽の歴史と文化を学ぶ学習についてであります。

小樽のまちは先人の築いてきた歴史とともに遺産として残っているものが多くあります。生まれ育った小樽の歴史と文化を知ること、学ぶことは大きな意味があり、できる限り推進を要望いたしますが、教育長の見解を伺います。

小学校の社会科の副読本「わたしたちの小樽」であります。特にこの中で、歴史と文化の部分についてどのように学習されているのか見解を伺います。

また、本市の歴史と文化を学ぶ場所として、博物館や歴史的建造物に係る内容など多くの題材があると思われませんが、総合的な学習の時間など、これまでに実施されてきた内容や特徴的な学習について把握していただけますらお答えください。

以上、再質問を留保して、私の代表質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育問題について御質問がありました。

初めに、全国学力・学習状況調査結果における平成25年度及び26年度2か年の結果の分析についてですが、平成26年度の全国学力・学習状況調査結果では、小学校国語においては、A問題は全国に比べ5.7ポイント、B問題は5.2ポイント低く、平成25年度と比べ、A問題は1.9ポイント、B問題は0.6ポイントその差が広がっております。

小学校算数においても、A問題は3.1ポイント、B問題は6.7ポイント全国に比べて低く、平成25年度と比べてA問題は1ポイント、B問題は2ポイント、その差が広がりました。

中学校国語においては、A問題が全国に比べ2.9ポイント、B問題が5.3ポイント低く、平成25年度と比べてB問題はその差が0.6ポイント広がりましたが、A問題においては全国との差が1.2ポイント縮まっております。

中学校数学においても、A問題が全国に比べ4.3ポイント、B問題は全国に比べ5.1ポイント低い結果となりましたが、平成25年度と比べ全国との差はA問題が1ポイント、B問題が3.4ポイント縮まっております、改善の傾向が見られました。

平成26年度の調査結果から本市の児童・生徒は全国に比べて基礎学力がしっかりと身につけていない児童・生徒の割合が高い状況にありますことから、今後は各学校において学年の学力定着目標を定め、学力向上検討委員会での分析を基に作成した確認テスト問題を学期ごとに実施するなど、基礎・基本の定着を目指した取組を継続的に行うこととしております。

次に、平成25年度の調査結果を基に作成した5つの改善方策の内容と結果についてですが、5つの改善方策は平成25年度の調査結果の分析を基に市内の教員で組織した学力向上検討委員会において作成し、「学力の定着状況の把握」「教職員の指導力の向上」「確かな学力をはぐくむ教育課程及び授業の改善」「学習習慣をはぐくむ家庭学習の充実」「学校と家庭が一体となった生活習慣の改善」の5項目で学力向上に向けた学校及び家庭の具体的な取組が示されております。この改善方策を示したことにより、全ての学校で校内研修による研究授業が実施されるとともに、学習規律の徹底や放課後及び長期休業中などを活用した補充学習が行われております。

また、家庭においても音読や読書を含めた家庭学習が定着しつつあり、児童生徒質問紙調査において、家庭での読書量の増加や家庭学習を全くしない児童・生徒が減少するなどの改善も図られております。しかしながら、今年度の調査結果から本市の児童・生徒の学力の定着にはまだまだ課題が多いことから、基礎学力の定着、書く力の育成、家庭での望ましい生活習慣の確立の3点を重点課題として、現在、各学校において具体的な取組が進められております。

次に、秋田市への視察研修の結果として参考になった内容や本市との違い並びに視察後の対策についてであります。まず秋田市における特色としては、学校にあっては教員が小・中学校9年間を連続したものと捉え、授業改善に向けた研修会を積み重ねるなど、一人一人が情熱を持って指導に当たっております。

また、児童・生徒の挨拶などの基本的な生活規律や授業中の姿勢、集中力などの学習規律が身につけていることなどが挙げられます。さらに、家庭学習においては小学校で8割から9割、中学校で6割から7割の児童・生徒が家庭学習ノートを毎日提出しており、小学校低学年から積み上げられた家庭学習の習慣が定着していることなどが挙げられます。

教育委員会としては、平成23年度に1名、24年度に3名の教員を秋田に派遣し、視察研修後に伝達の

ための研修会を実施してまいりましたが、その内容を市内の教職員に十分伝えきれなかったという反省から、平成25年度から秋田大学の教授を招いての研修会を開催し、昨年は菁園中学校と西陵中学校の共同研究者として招き、6月の研修会及び11月の公開研究会で授業改善に向けた取組や校内研修の推進などの指導・助言を通して、秋田の教育のノウハウを小樽の各学校に浸透させる取組を行ってきたところであります。

次に、小樽市学校教育推進計画23の指針の把握と指導についてですが、平成26年度の推進計画では、教育委員会が示した23の指針に基づき、各学校では学校経営目標を自校の目標として数値で設定し、達成度を評価することで具体的な行動を確実に行うよう指導してまいりました。教育委員会では、年度当初に各学校から提出された自校の目標が教育行政執行方針や学校の課題に則しているかなどを確認し、学校経営訪問などにおいて指導・助言を行うとともに、2学期末の中間報告により、各学校の数値目標の進捗状況の精査を行っており、最終的には学年末の達成状況報告を受けるなどして各学校の確実な改善を行ってまいります。

次に、小樽の歴史と文化の学習についての御質問がありました。小樽の歴史と文化を学ぶ教育の推進についてですが、私としては子供たちが生まれ育った小樽の歴史、伝統、文化について理解を深め、ふるさと小樽に自信と誇りを持つ教育の推進が大切であると考えており、そのために学校においては小樽の豊富な教育資源を活用し、体験的な学習を通して、ふるさと小樽について理解を深める学習を積極的に行うことが重要であると考えております。

あわせて、子供たちが地域とのかかわりを持ち、潮まつりなどの伝統行事への参加や外部人材を招いての茶道、生け花、和楽器の演奏などを学ぶ学習などが行われており、今後これらの取組を継続するとともに、来年度は各学校には社会貢献活動を積極的に取り組むよう指導してまいります。

次に、小学校社会科副読本「わたしたちの小樽」の歴史と文化の学習についてであります。小樽の歴史や文化を学ぶ学習については小学校3年、4年において副読本「わたしたちの小樽」を活用した学習が市内全ての学校で行われております。例を挙げますと、3年生の授業で副読本の中に書かれている古くから残る暮らしや道具について実際に総合博物館運河館を訪ね、昔の冷蔵庫や電話機、ミシンなどの道具や暮らしについて調べる体験的な活動が行われております。

また、4年生では、副読本から学んだ広井勇や伊藤長右衛門の防波堤づくりなどについて、実際におたるみなと資料館や小樽運河へ出向き詳しく調べることで小樽の歴史や文化の学習を深めるなどの教育活動も行われております。

次に、小樽市総合博物館や歴史的建造物を活用した総合的な学習の時間などにおける特徴的な学習についてであります。本市においては多くの小・中学校で小樽市総合博物館や歴史的建造物を活用したさまざまな取組が行われておりますが、その特徴的なものを挙げますと、色内小学校では、おたる案内人ジュニア育成プログラムとして、ふるさと小樽への愛着と社会性を育むことを目的に運河館を見学し、ニシン漁や北前船などの小樽の歴史や歴史的建造物などについて学び、その成果を観光ガイド体験活動に生かす取組を行っております。

潮見台小学校では、地域の歴史的建造物から小樽の歴史を学ぶ学習として、総合博物館学芸員から勝納川流域の産業や建造物などの説明を受け、その後、龍徳寺や宗円寺五百羅漢像、和光荘などを見学し、住職等の説明から学んだことを壁新聞にまとめ、発表し合う活動を行っております。

また、西陵中学校では、1年生がグループのテーマである小樽の鉄道の歴史についての学習を深めるため、総合博物館を見学し、鉄道開通による小樽のまちの変化についてまとめた成果を学年集会で保護者に向けてプレゼンテーションするという取組も行われております。

教育委員会としては、小樽の歴史や文化を学ぶ学習活動を充実させることは、子供たちがふるさと小樽への愛着を持つために重要なことであり、今後とも社会教育施設と連携した体験的な学習を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

○10番(高橋克幸議員) 空き家に関連してだけ再質問させていただきます。

空き家の実態調査について先ほど質問させていただきました。市長からは今後の体制ということで建設部に複数人の担当部署をつくるという答弁でした。まずこの点で伺いたいのですが、建設部につくるわけですから、当然、建築に詳しい職員の方々というふうに思うのですが、空き家に関するこの特別措置法がたしか記憶によれば施行が5月からだったと思います。実際、この体制をいつからスタートさせるのか、複数人というのはどういう方々を想定して、その仕事の内容を考えられているのかというのを聞かせていただきたいと思います。

もう一点は、空き家の危険な雪についてであります。私だけでなく各議員の方々も、もう雪解けシーズンになってきて、やはり落雪で大変な状況があるというのは御存じだと思っています。先日私の近隣のところで危ないなと思って見ていたら、やはり二、三日後にどっと雪が落ちて道をふさいでしまいました。質問でも言いましたけれども、幹線道路や通学路に関しては、事故が起きてからでは大変だと思うのです。そういうことを考えると、現状でどこまでできるかという問題もある中で、特別措置法の関連でいろいろ市長も検討していかれるということをお答えされましたけれども、結局、その落ちた雪というのは消防が来て、最低限の道を確保してあけていったという状況でしたから、先ほど御答弁にあったロープを張ったり、看板をつけたりということでは、むなしくもその看板やロープを落ちてきた雪が全部埋めてしまうわけです。

そういうことを考えると、結局もう少し手前の段階で緊急避難的に何かできなかったのかなというのはいつも感じますし、要望したいところなのです。過去にも緊急避難的にこの雪の問題に対して対応してきたことがたしかあったと思いますから、その件についてと、それから今後の考え方として、これから十分に対策を練られていく上で要望も含めてそういうことを前向きに検討していただきたいと思わずし、もう少し法の精神にのっとり、行政としても行政代執行も含めた動きが私はできるのではないかなと思っているのですけれども、その辺も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 高橋議員の再質問にお答えいたします。

空き家対策に向けての体制については、現在、人事の編成中でございますので、最終的な形を今示すことは差し控えたいと思いますが、現在考えているのは、空き家の実態調査や苦情処理などを含めまして複数名体制ということで、その中には管理職、建築技術職といった職員は含めていきたいと考えているところでございます。

また、法の施行との関係はございますが、基本的には選挙を終えた6月の人事異動の中で体制を組んでいきたいと思っております。法の施行との間にタイムラグがございますが、現行の空き家対策は企画政策室が中心になって作業を進めておりますので、新しい体制には円滑な形で引き継いでいくよう心がけていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） 危険な雪の対応については、先ほど市長からも答弁申し上げましたが、大変難しい問題で、市としても対応には限界があるという状況でございますけれども、今後、特措法を受けまして新体制もできますので、その中でできるだけどういった対応ができるかというのは検討してまいりたいと思っております。

○議長（横田久俊） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時05分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○19番（斎藤博行議員） 平成27年第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

最初は、平成26年度補正予算案と平成27年度予算案に関して質問します。

平成26年度補正予算案についてですが、政府は1月9日、平成27年度政府予算案に先立ち、2,500億円の地域消費喚起・生活支援型や1,700億円の地方創生先行型の地方向け交付金を含む3兆1,000億円の平成26年度補正予算案を閣議決定しました。政府は、この地方向けの交付金により、落ち込み、冷え込んだままの個人消費と地方経済を刺激しようとしています。しかし、一過性の経済政策で景気浮揚につながると思えません。

小樽市は、今定例会に一般会計5億3,532万円を含む6億8,212万円の平成26年度補正予算を提案しました。その中には、国の地域消費喚起・生活支援型交付金に対応して3億3,100万円、地方創生先行型に対応して1億8,833万円の新規事業が盛り込まれています。

その中のプレミアム商品券事業費2億6,000万円について伺います。

販売価格1セット1万円、プレミアム率20パーセントで2,000円、発行数10万セットですので、プレミアムに要する部分は2億円です。残りの6,000万円の内訳をお示ください。

次に、プレミアム商品券の販売所や利用できる店など、概要をお示ください。

また、この事業が小樽市内に与える経済効果についての見解をお示ください。

平成27年度予算案についてです。

政府は、1月14日の閣議で、平成27年度予算案を閣議決定しました。一般会計の総額は96兆3,420億円で、前年度に続き過去最大を更新しました。歳入のうち税収は、消費税率8パーセントへの引上げなどの影響で、前年比9パーセント増の54兆5,250億円と大幅増を見込んでいます。また、新規国債発行額は、前年比10.6パーセント減の36兆8,630億円で、4年ぶりに40兆円を割り込みました。全体的には税収増を背景に、平成27年度に赤字を半減するという政府の財政健全化目標は達成する見通しとなっています。

地方財政計画では、歳入歳出規模は85兆2,700億円に増額となりました。歳入のうち地方税と地方交付税を合わせた一般財源総額は1兆1,908億円増額で、過去最高の61兆5,485億円となりました。しかし、その内訳を見ると、地方交付税は、地方税等の大幅な増収を見込んで16兆7,548億円となり、前年度より0.8パーセント減となっています。また、地方創生に必要な経費として、約1兆円のまち・ひと・しごと創生事業費を新設し、地方財政計画に計上したことは一定評価できます。

しかし、将来にわたる安定した財源とは言えない点と国の財源保障、財源調整の責任を放棄し、地方

間の財政調整を個々に委ねたのは問題です。

特に問題になるのは、まち・ひと・しごと創生事業費の算定は、平成25年度に創設された自治体における行政改革努力を算定する地域の元気創造事業費に加え、地方創生の取組に応じた成果配分をさらに強化しようとしている点です。客観性、中立であるべき地方交付税算定に、時の政府の評価、判定を持ち込むことになり、本来の制度の趣旨から逸脱したやり方だと考えます。市長の見解を求めます。

次に、アベノミクス効果と市内の景気動向です。ちょうど1年前、これらの点について質疑を交わさせていただきました。市長はアベノミクス効果については、現段階ではアベノミクス効果が十分に行き渡っていない、市内経済全体として穏やかな回復傾向にあるなどと答弁しております。

改めて、アベノミクス効果の市内の企業業績や賃金・雇用状況や個人消費への波及はどうなっているのか、お示してください。

次に、歳入のうち市税についてです。歳入見込みは約129億2,000万円で、平成26年度当初予算と比較して約2億3,000万円、1.7パーセントの減となっています。税目ごとに見ても、多くの項目で減となっています。特に、法人市民税は約12億4,000万円で、約1億1,000万円、率で8.1パーセントの減となっています。その理由を小樽市はどのように押さえているのか、お聞かせください。

次に、特別交付税8億9,000万円を計上保留したことはわかりましたが、普通交付税が1億2,000万円増の算出根拠をお示してください。

次に、平成27年度主要施策などに関連して何点かお聞きします。

初めに、放課後児童健全育成事業です。平成27年度から法改正により対象児童を小学校6年生までに拡大し、各放課後児童クラブに支援員2名を配置することになりましたが、平成27年度のクラブ開設数と利用児童数の申込状況を学年ごとにお示してください。

次に、2名体制を確保するために、支援員など新たに何人募集したのか、お示してください。

放課後児童クラブの支援員の雇用形態の特徴として、3か月雇用者がありますが、そもそも1年間に4回も雇用を繰り返す3か月雇用は、何を目的にして長年にわたって続けられてきたのか、お聞かせください。

次に、市立保育所に関して質問します。

市立保育所の規模・配置に関する計画に基づき、3月31日に長橋保育所が廃止となります。

また、5年間、保育需要の動向を見てきた手宮保育所は廃止されないことになりましたが、手宮保育所は昭和51年建設の老朽化した施設のため、耐震補強工事に向け、耐震診断を行うべきと考えますが、見解をお示してください。

次に、小樽協会病院における分娩の新規受付休止についてです。

仮に平成25年1年間に約400件の分娩を扱ってきた協会病院が、今後、分娩を休止することになれば、市内のもう1か所の分娩可能な医療施設が、いろいろ工夫しても現状プラス100件が限度と話されていることから、差引き二、三百件の分娩が市内でできなくなるわけで、大変心配なことであります。

市長もいろいろ努力されていると聞いております。昨年12月17日に北海道に対して要望書を提出された以降の協会病院の動きなど、お聞かせください。

また、問題の背景に医師の待遇や助産師確保の課題が一部で指摘されているようですが、小樽市としてもそのような認識でこの問題を受け止め、対応策を考えているのか、お聞かせください。

平成27年4月以降の勤務医の動向もほぼ固まってきたとの話も聞こえています。時間は限られてきておりますが、今後の取組等、方針をお聞かせください。

次に、原子力防災計画についてお聞きします。

今年度も原子力防災活動に必要な資機材等の整備として、225万円が予算化されています。整備される資機材と使用目的をお示しください。

また、これらの資機材はどこで保管される予定か、お示しください。

市が独自に小樽市地域防災計画の中に原子力防災計画を織り込むと決めてから、ずいぶん時間が経過しました。改めて、この1年間の原子力防災計画づくりの進捗状況をお聞かせください。

今年の2月2日、原子力規制委員会の検討チームは、原発事故発生時の住民防災対策について、原子力災害対策指針の改正に向けた検討案を示しました。3年前に原子力規制委員会が策定した指針では、重大事故では、放射性物質が大量に放出されるおそれがある場合、原則半径5キロメートル圏内、いわゆるPAZは即時避難、半径5キロメートルから30キロメートル圏内、いわゆるUPZは屋内避難と定めておりました。今回は30キロメートル圏外の対策として、原発敷地内の空間放射線量を見て、放射性物質を含むプルーム、いわゆる放射性雲の移動方向や速度を推測して、原子力規制委員会が予防的に屋内避難を求める自治体を同心円的に設定するというものです。

私は、この考え方は、かつて小樽においても議論となった拡散シミュレーションによる被害予想と東京電力福島第一原発事故による30キロメートル圏外への汚染の広がりの実態との乖離を埋めようとしていてと考えていますが、市長は原子力規制委員会の今回の動きをどのように受け止めていますか、お聞かせください。

また、今回の原子力規制委員会の30キロメートル圏外の自治体の対策の基本は屋内避難となっています。小樽市が検討を進めている原子力防災計画の基本も屋内避難を基本に組み立てられることになるのか、小樽市の考えをお示しください。

また、今後の計画づくりのスケジュールをお示しください。

次に、私は議員になってから12年間、市民の皆さんにはスリムでコンパクトな2.5次レベルの良質な医療を提供する病院をつくと話してきました。また、病院で働く職員の皆さんには、職員が自信と誇りを持って働ける病院をつくと話してきました。

この思いは病院事業管理者も同じではないかと考えます。新市立病院開設から3か月たった今日、先ほどの2点を含め、小樽市立病院の経営目標についてどのような見解をお持ちか、お聞かせください。

次に、予算についてお聞きします。ヘリポートや免震構造など、以前の2病院とは規模・機能が違う病院ですので、新旧病院を比較することはできません。しかし、病院事業会計として見ますと、前年度当初予定額と今年度予定額は比較して見ざるを得ません。市民の皆さんの期待に応じて医師の確保が進めば、給与費が増加することはわかります。しかし、経費の部分は、平成26年度約14億6,100万円から平成27年度では約16億6,000万円に増額となり、その内訳を見ますと、委託料が約7億8,000万円から約10億3,700万円となり、約2億2,000万円増額となっています。その中には、新市立病院になり削減できたものや逆に新たに発生したものもあるだろうと考えます。主な増減要素をお示しください。

また、委託料はこれでほぼ固定されたと考えるべきなのかもお聞かせください。

以上で、1項目目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、平成26年度補正予算案及び平成27年度予算案について御質問がありました。

初めに、プレミアム商品券事業費に関しまして、まず、この事業費2億6,000万円のうちプレミアム部分を除いた6,000万円の主な内訳につきましては、この事業の委託を予定している小樽商工会議所の人件費、商品券やポスター、チラシなどの印刷費、商品券の換金手数料、事務室などの借上料金があります。

次に、プレミアム商品券の販売所や利用できる店舗などの概要につきましては、現在、販売所の数や場所についての検討を進めているところであり、また利用できる店舗については、市内の小売店、飲食店、サービス業などを対象に公募を行い、決定してまいります。

この事業が小樽市に与える経済効果につきましては、短期間で確実に12億円分の商品券が消費されることに加え、プレミアム部分が消費者の購買意欲を一層刺激することにより、市内の消費に大きな効果があるものと期待しております。

次に、地方財政計画に計上されたまち・ひと・しごと創生事業費に対する見解に関しましては、地方公共団体が求めていた地方創生のために必要な経費がまち・ひと・しごと創生事業費として創設され、地方財政計画に約1兆円が計上されましたことは、私としても一定の評価をしているところであります。この経費に係る普通交付税の算定は、既存の地域の元気創造事業費と同様、全国的かつ客観的な指標により算定されることが示されておりますが、自治体の状況は千差万別であることから、具体の算定に当たっては各自治体の実情を十分に勘案し、地方創生に取り組む地方の個性や独自性を尊重したものとすることを期待しております。

次に、平成26年度補正予算に関しまして、まず、アベノミクス効果の市内の企業業績などへの波及につきましては、小樽商工会議所の平成26年度第3・四半期小樽市経済動向調査によると、業況のD I 値が3期連続マイナスで推移しており、夏場の天候不順による個人消費の減退などの影響もあり、市内経済全体としてはその効果が十分に行き渡っていないものと考えております。

また、賃金、雇用状況につきましては、ハローワーク小樽によると、有効求人倍率は引き続き上昇しており、さらには新規求人の賃金も昨年より上がっていることから、改善傾向にあると考えております。

また、個人消費につきましては、北海道財務局小樽出張所の調査によると、飲食料品の売上げが堅調であったことなどから、昨年同様持ち直しているとの判断ではありますが、本格的な個人消費の回復までには至っていないと考えております。

次に、法人市民税の減少理由につきましては、均等割は法人数が減少傾向にあることから、減少と見込んでおります。

また、法人税割につきましても、算出基礎となる課税標準額は前年とほぼ同額で見込みましたが、平成26年度税制改正により、27年11月以降の確定申告分などに引下げとなった新税率が適用されるため、その影響により減少と積算したものであります。

次に、普通交付税の算出根拠につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、個別算定経費や包括算定経費の伸び率、さらには公債費など、本市の特殊事情を勘案して積算した結果、平成26年度当初予算に比して1億2,000万円の増額となったものであります。

次に、平成27年度主要施策などに関しまして、まず、手宮保育所の耐震診断につきましては、保育所に限らず公共施設全般について、優先順位を考慮しながら計画的に取り組んでいく必要があります。耐震診断や工事は大きな財政負担を伴いますので、中・長期的な収支を見通す中で、将来負担なども考慮しながら取り組んでいかなければならないものと認識しております。

次に、小樽協会病院の新規分娩受付の休止に関し、まず、北海道に対し、要望書を提出した以降の協会病院の動きにつきましては、分娩の新規受付は休止の状態が続いているものと聞いております。

次に、この問題の背景と対応策につきましては、医師の確保ができないことが根本的な原因であると

受け止めており、背景には全国的に産科の医師が不足していることにあると考えております。このことにつきましては、北海道市長会はもとより、全国市長会の重点提言として国等に対して申し入れておりますので、その成果に期待をしているところでありますが、本市といたしましても周産期体制を維持するため、医師確保に向けて関係機関へ働きかけているところであります。

次に、今後の取組方針につきましては、協会病院の分娩再開に向け、引き続き病院側と協議を行うとともに、関係機関に働きかけるなど、できる限りのことをしてまいりたいと考えております。

次に、原子力防災計画に関しまして、まず、原子力防災活動に必要な資機材等の整備につきましては、平成27年度はサーベイメーターの点検・校正などのほか、新たに整備するものとしまして、防災行政デジタル無線機と地図情報システムの購入を予定しております。

また、使用目的等につきましては、防災行政無線は、連絡手段の多重化を図るため、保健所など外局への配備を予定しており、地図情報システムにつきましては、避難行動要支援者名簿の整備に伴い、位置情報の把握を行うため、防災執務室で使用するものであります。

次に、原子力防災計画策定の進捗状況につきましては、国は平成25年7月にUPZ圏外における防護措置の考え方を示すとしており、本市はそれを待っての計画策定に着手する予定でありましたが、これが先送りされ、その後進展のない状況が続いたことから、現段階では資料収集などの準備にとどまっております。

次に、原子力規制委員会の原子力災害事前対策等に関する検討チームが示した検討案につきましては、本年2月2日に開催された検討会では、UPZ圏外の地域について、福島第一原発事故の例を基に、事故の様態や規模、気象条件、モニタリング結果等により、さまざまな角度から屋内退避の範囲の決め方などが議論されていると受け止めております。

次に、本市が検討している原子力防災計画につきましては、災害対策基本法では、市町村の地域防災計画は都道府県の計画に抵触するものであってはならないとされており、北海道では国が示す基準に基づいて計画を改定すると考えられることから、本市においても基本的には国の基準に沿った計画を策定していくことになるものと考えております。したがって、今後、国から具体的な基準が示された段階で、本格的に着手してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市立病院の運営目標の見解についてのお尋ねがありました。

私といたしましては、小樽市立病院の運営目標は、最良の医療、最高のサービス、最善の経営がバランスよく実施されるように、職員一同最大限の力を尽くすことであると職員に示しております。この実現のために、市民が安心して受診でき、2次救急医療にも対応できるよう、職員の意識改革を進め、チーム医療の充実が必要であると考えております。この方針を進めることによって、市民から選ばれる病院となり、職員が誇りを持って働くことができる病院になるものと思っております。

次に、平成27年度予算のうち委託料についてのお尋ねがありました。

市立病院の統合新築は経営改善を伴うため進めてきたものでありまして、経費についても、統合により電話交換業務など、これまで両病院で同時に委託していた経費などは削減されるものでありますが、小樽市立病院は旧病院にはない設備が充実していることやPET-CTなどの医療機器の保守費、あるいは患者増による患者給食数や医療系廃棄物の増加により、委託料は増加するものであります。今回の委託契約につきましては、図面段階で仕様書等を作成せざるを得なかったことや患者数を見込んで積算

しておりましたので、新年度の契約時には見直しを行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、平成26年度補正予算案及び平成27年度予算案について御質問がありました。

初めに、平成27年度に見込まれる放課後児童クラブの開設数及び利用児童の申込数についてであります。児童クラブの開設数につきましては、小学校は18校、24クラブ、そのほか、いなきた児童館、塩谷児童センター、勤労女性センターの3施設で4クラブ、合計21施設、28クラブを開設する見込みであります。

次に、利用児童の申込状況についてであります。現在のところ、21施設の合計で、1年生238名、2年生196名、3年生151名、4年生50名、5年生6名、6年生3名、合計644名であります。

次に、支援員の新たな募集人員についてであります。市全体の21施設、28クラブに配置する支援員は、全体で平日は77名、土曜日は95名であり、そのうち新たに必要となる支援員は、平日は47名、土曜日は60名を予定しております。

次に、支援員の雇用形態についてであります。これまでの支援員の配置については、利用児童数が22名までは1名を配置することとし、児童数が22名を超える場合は1名増員となるため、増員の1名については、利用児童数により不確定な要素があるため、3か月雇用としております。

また、特別支援学級に在籍する児童が放課後児童クラブを利用する際には、児童1名に支援員1名を配置しており、これについても利用児童数による不確定な要素があるため、3か月雇用としております。

平成27年度からは全てのクラブに2名配置となりますので、支援員2名は通年で雇用することとし、特別支援学級に在籍する児童を担当する支援員はこれまで同様、不確定な要素があるため、3か月雇用とするものであります。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

(19番 斎藤博行議員登壇)

○19番(斎藤博行議員) 第2項目めの質問を行います。

市長公約に関連して質問します。

小樽市自治基本条例が制定されてから1年になります。私は、この条例をさらに深め、市民と行政と議会が情報を共有し、議論を交わすルールの多様性がさらに求められていると考えております。それに向けた切り口はいろいろあるかと思いますが、私は予算編成過程の公開と市長公約の可視化があると考えております。

予算編成過程の公開については、昨年の議論経過に沿って各部ごとの予算要求額と最終の予算額を資料として提出していただきました。暫定予算とはいえ、それぞれの入り口と出口が議会に示されたことは大変ありがたく思います。限られた時間の中で苦勞された職員の皆さんに感謝申し上げます。この方式は今後の予算編成でも踏襲されるものと考えますが、来年度以降の方向性とあわせて見解をお示ください。

次に、市長公約に関してです。

市長が選挙で実現を訴えた公約を、市民は表にして家のどこかに張っておく、そして新聞等で日々報じられる市長の動向や予算づけがどの公約の実現のためなのか点検する、そして4年後に公約の達成度

などを判定する、この緊張感が市民の皆さんにも行政にも求められていると考えます。こうした観点から、4年前の選挙公約の進捗状況などについて伺います。

初めに、基本姿勢について伺います。

「人口減少の深刻化、超高齢社会の到来、厳しい財政状況、社会資本の老朽化など我が市における社会状況は大きく変化し、それらへの対応が行政課題として急務となっています。このような時こそ、持続可能な地域社会と活力ある地域経済の確立が必要であり、そのためには、小樽の歴史と伝統の上に立った「市民力」を今こそ結集し、市民・行政と協働で創意工夫をしながら、「活力あるおたる」を創造してまいります。」これが「市民力を生かした「活力あるおたる」の創造」を掲げた中松市長のまちづくりの基本姿勢です。

特に市民力については、「現在は主役交代の変わり目です。中央から地方へ、大企業から中小企業へ、そして今、市民へと主役が変わろうとしています。それは社会が新たな決め事や新たな機能を持つ組織の誕生を予測させます。市民であることは、行政サービスを受ける一方で、まちづくりにも参加できるということです。市民不在では真の地方主権は生まれません。今こそ市民力を生かしましょう」と力を入れていきます。この4年間を振り返って、市民力を生かしたまちづくりはどのぐらい実現できたのか、その評価をお聞かせください。

次に、公約についてです。

公約は5本で、17の項目から成っています。

第1は、「様々な連携による地域経済の活性化をはかります」で、「本市の経済を支えているのは多くの中小企業です。中小企業の活用なくして、活性化を考えることはできません。このため、本市の恵まれた地域資源や知名度など「強み」を活かすとともに、産業間の連携や北後志など他地域との連携によって、新たな商品開発や市場の開拓を進め産業振興を図ります。また、経済団体との相互連携によって中心市街地の活性化を図ります」としております。その内容としては、国際観光の推進、産業振興と雇用拡大、稲穂一丁目再開発施設の再生、小樽港の振興、そして北後志定住自立圏構想の5項目を挙げています。

第2は、「安心・安全で住みやすい環境整備を進めます」で、「誰もが安心して心豊かに暮らせるように地域医療体制の充実と子育て支援を推進します。また、高齢者や障がいを持った方々が健康で生きがいを持って生活できる地域社会を実現します」として、その内容として、新市立病院の新築統合と小児救急医療の充実、子育て支援、高齢者や障害者への支援体制強化、安心・安全なまちづくり、必要な社会資本の整備の5項目を挙げています。

第3は、「教育環境の充実と、文化芸術・スポーツの振興を進めます」で、「将来を担う子どもたちが心豊かに安心して学ぶことができるよう、教育環境の充実に努めるとともに、生活の豊かさを実感できるよう文化芸術やスポーツの振興を図ります」とし、その内容として、教育力と学力の向上、適正配置の推進と校舎の改修、文化芸術活動やスポーツに参加できる環境づくりの3項目を挙げています。

第4は、「市民共調の街づくりを進めます」で、「市民参加により、地域のニーズにあった事業を推進します。行政が一定の役割を果たしつつ、地域社会を構成する市民や企業と行政が協働して住みよいまちづくりを進めます」とし、市民の意見を行政機関に反映させる仕組みづくり、自治基本条例の制定、コミュニティ活動支援の3項目を挙げています。

第5は、「効率的で安定した行財政運営の確立を目指します」で、「人口が減少し、地域経済が低迷する中、大きな税収の伸びは期待できません。このため、財政の健全化を基本として、すべての事務事業や行政と民間の役割分担などについて行政評価システムの導入により検証し、見直すとともに積極的

に経済政策を進め、効率的で安定した行財政運営の確立を図ります」とあります。

以上17項目については、一定の成果が生み出されているものもあります。また、時間がかかる事業や計画もあります。あえて峻別はいたしませんので、この4年間における項目ごとのその達成状況と残された課題についてお聞かせください。

また、この公約は3・11東日本大震災以前に考えられたものだと思いますが、震災後に今後のまちづくりに向けてより強くお考えになったことがあれば、お聞かせください。

関連して2点質問します。

初めは、平成26年度行政評価、事業評価の実施結果についてです。昨年11月に99事業の実施結果が総務常任委員会資料として配付されました。私は昨年もこの問題を取り上げて議論させていただきました。その中で、試行を続ける理由として、客観的な評価指数の設定や膨大な作業量などが課題としてあり、より継続性のある評価手法の確立に向け、評価調書や指標の設定についての見直しを進めているとの答弁でした。その後、26年度から本格実施とのことですが、25年度と26年度で、事業評価調書など、実施に当たって見直された点をお示しください。

また、評価の対象が市民生活に関係する事業も含め、市の業務全般に関することから、実施結果の報告は本格実施を受けて各常任委員会ごとにすべきと考えますが、見解をお示しください。

次に、子ども・子育て支援に関連して質問します。

小樽市は、平成27年度予算案において、認可外保育施設かもめ保育園に対して、137万円の補助金を計上しています。

初めに、安心して子供を産み、育てるまちづくりの観点から、広く市民を受け入れている認可外保育施設の小樽における位置づけをお示しください。

次に、認可外保育施設かもめ保育園の入所定員、職員数とその内訳、施設面積等の概要をお示しください。

次に、子ども・子育て支援新制度に関する小樽市とかもめ保育園との協議経過をお聞かせください。

次に、かもめ保育園からの要望事項とそれに対する小樽市の回答をお示しください。

次に、認可外保育施設が小規模保育事業施設に移行しようとする認可申請についてです。30年近くの間、地域の子育てを一定程度支えてきた認可外保育施設の認可申請は、全く新たな新規の事業者の保育園の参入とは違い、地域の保育の需給関係の大きな変動にならないと考えますが、見解をお示しください。

次に、小規模保育事業の認可申請手続を扱う際の小樽市の裁量など、法的権限をお示しください。

最後に、小規模保育事業の設備や運営に関する基準はどうなっているのか、お示しください。

以上で、2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、市長公約に関連して御質問がありました。

初めに、予算編成過程公開の今後の方向性に関しましては、平成28年度以降の予算編成においても、今回の方式による公開を予定しております。

なお、予算編成過程の公開はそれぞれの自治体で取組の状況や公開の方法が大きく異なっておりますので、他都市の事例などを参考にしながら引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、私の公約に関しまして、まず、市民力を生かしたまちづくりに対する評価につきましては、個性豊かなふるさとづくりを進めるため、地域のまちづくり団体を支援するふるさとまちづくり協働事業により、おたる案内人ジュニア育成プログラム事業や小樽あんかけ焼そばPR事業などへの助成を行うことで、市民協働のまちづくりを進めることができたものと考えております。

また、フェイスブックの活用や記者会見の定例化など、情報発信の強化に努めたほか、昨年4月には小樽市自治基本条例を施行しましたが、この条例は公募による市民委員の参加の下、多くの議論を重ねてつくり上げたものであり、市民参加と協働による取組の成果であると考えております。

次に、私の公約、五つの項目ごとの達成状況と残された課題につきましては、まず、地域経済の活性化では、銭函地区への設備投資や企業進出が続いているほか、海外観光客やクルーズ客船の寄港が増加しており、取組の成果が着実に現れております。

安心・安全な環境整備では、市立病院の統合新築事業が完了したほか、保育環境の整備、防災・減災対策を進めてまいりました。

教育環境の充実では、小・中学校の適正配置や校舎等の耐震化などにも取り組んでまいりました。

市民共調のまちづくりでは、市民参加と協働によるまちづくりを進めるため、小樽市自治基本条例を制定し、効率的で安定した行財政運営に向けては、2年間の試行を経て行政評価を本格的に実施したところであります。

一方、今後に向けての課題としましては、まだ他会計から多額の借入残高があることから、真の財政再建に向け、引き続き財政健全化の取組を進める必要があるほか、今後、長期的かつ計画的な取組が必要となる人口対策と公共施設などの耐震化や老朽化対策などが挙げられます。

次に、東日本大震災後のまちづくりに向けた考え方につきましては、未曾有の被害をもたらしたこの震災により、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられ、防災・減災対策など市民の安全・安心な生活を守るための取組は重要課題の一つであると認識いたしました。このことから、避難所への防災行政無線や備蓄品の配備、津波ハザードマップの作成、避難訓練支援などの取組のほか、小・中学校の耐震化や老朽化対策を重点的に進めてまいりました。

次に、行政評価に関しまして、まず、平成25年度と26年度とで事業評価調書など、実施に当たって見直した点につきましては、行政評価の目的の一つであるコスト意識の醸成を図るため、事業に要した経費について、人件費を含めたコストの記載をするなどの見直しを行いました。

また、各部局での一次評価において、活動指標や成果指標の設定が容易となるよう、マニュアルの改善を行ったところです。

次に、評価結果の議会への報告につきましては、行政評価は、一次評価を行った各部局の考え方や意見などを基に、総務部と財政部が中心となって二次評価に向けた案の作成を行っており、個別の事業の最終的な評価結果だけではなく、全庁的な観点で行った評価のプロセスについては、総務部と財政部が所管し、整理を行っております。このため、対象とした個々の事業評価調書は議員の皆様へ配付しておりますが、行政評価の実施結果全体にかかわる報告としては常任委員会ごとではなく、総務常任委員会で行うことが望ましいと考えております。

次に、子ども・子育て支援に関しまして、まず、認可外保育施設の位置づけにつきましては、認可保育所と同様に、市内の不特定多数の児童を受け入れしていることから、認可保育所を補完している保育施設であると考えております。

次に、かもめ保育園の施設の概要につきましては、平成26年4月現在で、入所定員は45名、職員数は11名で、その内訳は施設長のほか保育士6名、調理員2名、その他2名であり、施設面積は約350平方メ

ートルであります。

次に、かもめ保育園との協議経過につきましては、昨年6月に、これまで市が実施している運営費補助の継続について要望を受けました。その後11月に小規模保育事業に関する説明会開催の要望を受けましたが、説明会を開催する予定はない旨回答しております。その後、本年1月に認可に関する要望書を受け、2月に回答したものであります。

次に、かもめ保育園から要望事項と本市の回答につきましては、4点の要望があり、一つ目として、小規模保育事業に関する説明の要望がありましたので、認可基準などの資料をお渡しし、申請書類の様式は3月末をめどに作成予定である旨回答しております。

二つ目として、小樽市子ども・子育て支援事業計画に小規模保育事業を盛り込んでほしい旨の要望がありました。本市では保育需要の増加が見込まれないことから、計画では新たな施設及び事業の拡大ではなく、原則として既存施設の活用を図ることとしており、小規模保育事業は含めていない旨回答しております。

三つ目として、小規模保育事業の認可後に、札幌市からの広域入所を可能にしてほしいとの要望がありました。本市においては銭函地区の保育需要があることから、札幌市からの広域入所を受け入れる状況にはない旨回答しております。

四つ目として、小規模保育事業と認可外保育施設の併設についての公的制限を明らかにしてほしいとの要望があり、設備や職員は共有できないことなどを回答しております。

次に、小規模保育事業の認可と保育需給の変動につきましては、新規事業者の参入ではないので、保育の受皿として見た場合は市内の需給関係の大きな変動にはなりません。現在の認可施設で保育需要が賄える状況にあることから、新たな認可は認可施設の需給関係に変動が生じるものと考えております。

次に、認可に関する本市の法的権限につきましては、改正後の児童福祉法の規定により、小規模保育事業の認可は市町村の権限とされ、条例等に基づき認可を行うものであります。

次に、小規模保育事業に関する主な基準につきましては、国の基準に基づき設備や運営などは市の条例で規定しております。小規模保育事業の類型は3類型あり、A型を例に挙げると、ゼロ歳児は児童3名に対し職員1名、1、2歳児は児童6名に対し職員1名、そのほか1名加算となっており、資格については保育士となっております。このほか保育室等の面積については、ゼロ歳児及び1歳児は1名当たり3.3平方メートル、2歳児は1.98平方メートルなどとなっております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、斎藤博行議員。

（19番 斎藤博行議員登壇）

○19番（斎藤博行議員） 3項目めの質問を行います。

小樽市いじめ防止対策推進条例案に関連して質問をいたします。

昨年10月、文部科学省は全国の小・中・高校と特別支援学校の平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査を発表しました。全国では、いじめの被害者の生命、身体の安全が脅かされたり、被害者が長期間不登校になったりする重大事態が181件もあったと報告しています。

私は、あるとき、子供がいじめに遭っていた保護者から話を聞く機会がありました。初めは、給食の配膳中に大好きなプリンを、「おまえプリン嫌いだよな」と言われて取り上げられたことなどを淡々と話してくれました。しかし、話が相手の子供とその保護者に及んだとき、10年以上たった今なお、いじめを受けた子供とその保護者の相手に対して抱いている怒り、悔しさの奥深さに戦慄を覚えました。い

じめはいじめられた子供と家族に消すことのできない傷を残していることを、強烈に教えられました。

初めに、平成23年度から25年度までの小樽市内の小学校、中学校におけるいじめの認知件数と認知学校数をお示してください。

あわせて、それらを認知に至った経過別に分けてお聞かせください。

次に、条例では、いじめの問題を学校だけでなく、保護者や地域の皆さんと一緒に取り組んでいく方向性が強く示されています。この方向性は正しいと思いますが、その実効性を考えるとき、課題も見えてきます。この間、いじめが認知された学校では、そうしたことについて、児童・生徒や保護者や地域の皆さんにどのように情報発信してきたのか、お聞かせください。

次に、先ほどの3年間の不登校の件数をお示してください。

いじめと不登校の問題は別々に起きたり、強く影響している場合もあると考えますが、この条例の中には不登校に関する記載がなく、条例制定後は別々に対処していく考えなのか、お聞かせください。

次に、いじめとは何か、なぜ絶対に許されないものなのかを条例の中に、例えば北海道いじめの防止等に関する条例の第1章第1条に書かれているように、「いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」といじめの本質をきちんと書き込むべきではないでしょうか。見解を求めます。

次に、第2条でいじめは「当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」と記載されています。これが意味することは、いじめは被害者と同じクラス、学年、学校に通学している児童・生徒によって起きているということで、加害者も児童・生徒という実態です。加害者である児童・生徒に対する教育的な配慮や理解が根本的解決のためにも必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

次に、インターネットの世界でのいじめです。道内では教員による北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動が行われていると聞きますが、どのようなものなのか、また小樽でも行われているのか、お示してください。

あわせて、小樽におけるネットいじめに関する現状をお示してください。

次に、いじめ防止対策は「いじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行わなければならない」と基本理念でうたっておりますが、このことはいじめの防止の主体は最終的には児童・生徒であるということと解釈いたしますが、見解を求めます。

次に、第4条では「児童生徒は、いじめが人権侵害であることを認識し、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない」と書かれています。全く同感です。先ほどの基本理念にもかかわりますが、いじめが人権侵害であるという意識を認識するための学習が非常に重要です。それは子供の自治能力を高める教育、言いかえれば自分と相手を同等にそれぞれを尊重し合う思いや、人間関係は互いの違いを認めた上でのみ成り立つという考え方を教えることが大切です。学校現場における人権教育を条例の中で位置づけるべきと考えます。見解を求めます。

次に、いじめ問題に関する教職員について、何点かお聞きします。

この条例が施行された後には、既存の生徒指導担当や生徒指導年間計画等との関係はどのように整理されるのですか、お示してください。

学校には専門性を有するスクールカウンセラーなどの配置も今後必要となると考えますが、必要性の認識と配置計画について見解をお聞かせください。

この条例制定に関して学校現場からどのような質問、意見・要望がありましたか、お知らせください。

市立学校及び市立学校の教職員の責務の中に、「児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間に信頼関係を構築し、主体的に考えて行動する児童生徒の育成に努めなければならない」とあります。今の学校現場の人、物、金、そして限られた時間の中で、こうしたことが本当に可能なのか心配になります。条例の掲げる理念や責務をどうやって学校現場で実のあるものにするのか、考えをお聞かせください。

次に、保護者の責務についてはそのとおりだと思いますが、1点お聞きします。それは、いじめに関して、被害者の子供にも、加害者の子供にも、家庭、そして保護者がついて回る点です。こうした子供の置かれた家庭状況などについて、どのように考えて対策を考えていこうとしているのか、お聞かせください。

次に、いじめ防止での市民の役割についてです。さきに行われたパブリックコメントに寄せられた市民の皆さんからの意見は何件で、どのようなものでしたか、お聞かせください。

市民は当該地域全体で児童・生徒を見守る、心身ともに健全に成長できる環境づくりに努める、いじめ防止の取組に協力するよう努めるとありますが、社会全体でいじめ問題克服と考えるのであれば、パブリックコメントだけでなく、直接校区の町会など地域からの声を聞いて、初めから条例づくりに関わってもらわなければならないのではなかったでしょうか、見解を求めます。

次に、北海道との連携です。北海道との連携は必要と考えますが、後段に「いじめ防止対策に関して必要があると認めるときは、北海道に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする」とあります。どのようなことを想定されて、どのような措置を念頭にあって条例に載せたのか、見解をお示しく下さい。

次に、4月1日施行とありますが、教職員、児童・生徒、関係機関、そして地域の皆さんに周知を図るには極めて時間が限られています。今後のスケジュールを、学校での教職員と児童・生徒、また地域に分けてお示しく下さい。

あわせて、いじめ防止基本方針はいつまでにどこで作成されるのか、お示しく下さい。

以上で、3項目目の質問を終え、再質問を留保し、会派代表質問を終わります。

さて、この場から私が皆さんにお話しするのはこれが最後と思います。厚生常任委員会と市立病院調査特別委員会一筋の12年間を振り返ると、いろいろな思いがあります。改めて12年間大変お世話になった市長をはじめ理事者の皆さんにお礼を申し上げます。

また、議員の皆さんには、対立した課題も多々ありましたが、今にして思えば、ともに取り組んだ課題が思い出として浮かんできます。この間の御指導、御鞭撻に心よりお礼を申し上げます。

なお、聞くところでは、4月の市議会議員選挙に立起する議員がたくさんいらっしゃるということです。立起される議員各位におかれましては、この間の議員活動での経験を生かし、新たなステージでの活躍を大いに期待しております。そのためには選挙に勝ち抜かなければなりません。思想、信条の違いはあります。また、政治政策課題の違いもありますが、こうした違いを横に置いておけば、そこに残るのは人情です。人情としましては、この4年間、ともに議会の場で議会の活性化や市政の発展に取り組んできた全ての皆さんが選挙に勝ち抜き、再び議員として活躍することができますことを心より御祈念申し上げます。頑張ってください。

以上申し上げます、私の発言を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小樽市いじめ防止対策推進条例案について御質問がありました。

平成23年度から25年度までの市内の小・中学校におけるいじめの認知件数と学校数及びそれらを認知するに至った主なきっかけについてであります。認知件数と学校数については、平成23年度は小学校30件、15校、中学校50件、12校、24年度は、小学校24件、11校、中学校66件、11校、25年度は、小学校15件、9校、中学校37件、11校となっております。

次に、認知するに至った主なきっかけとしては、小・中学校とも一番多いのはアンケート調査によるものであり、次に本人の保護者からの訴え、本人の訴え、学級担任の発見の順となっております。

次に、いじめが起きた場合の情報発信についてですが、いじめがあった場合には、まず、事実確認を正確に把握し、児童・生徒や保護者のプライバシーに十分配慮しながら、情報を伝える範囲など、個々の状況に応じ、慎重に判断しております。

次に、平成23年度から25年度までの不登校の件数についてですが、平成23年度は、小学校10件、中学校64件、24年度は、小学校6件、中学校52件、25年度は、小学校18件、中学校60件となっております。

次に、条例制定後のいじめの問題と不登校についてでございますが、不登校の原因はいじめに起因する以外にもさまざまな要因が考えられますので、個々の状況に応じ対応することになりますが、いじめに起因する事案につきましては、本条例に沿った対応になるものと考えております。

次に、いじめの目的規定の表現についてであります。国の法律や道の条例においては、いじめは心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることや生命又は身体に重大な危険を生じさせることなど、いじめが与える影響について目的規定の前段に記載しておりますが、本市においてはこの条例の目的を、児童・生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境をつくとわかりやすく端的に表現したものであります。

次に、加害者である児童・生徒に対する教育的な配慮やケアについてであります。いじめの問題が発生した場合には、まずはいじめられた児童・生徒の安全確保や心のケアなどが優先されるものと考えております。しかしながら、いじめた児童・生徒に対しても、教育的な配慮が必要と考えておりますが、状況によっては厳正な対応が必要な場合もあるものと考えております。

次に、北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動と本市の現状についてであります。この活動はインターネットのウェブサイトなどを監視し、不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブルに発展しないよう未然防止を図ることを目的に、道教委が中心となり、市町村教育委員会や学校が一体となって取り組む活動であります。

本市では、平成24年度より小樽市情報モラル対策委員会を設置し、市内全ての学校に情報モラル対策委員を位置づけ、自校における定期的なネットパトロールのほか、情報モラル対策委員が市内中学校に集まり、ネットパトロールを実施するなどの取組を行っております。

なお、道教委の調査によると、本市におけるネットいじめはないものと報告を受けておりますが、このネットパトロール調査では、児童・生徒の間で使用されるLINEの検索ができないことから、全ての情報を把握することは難しいものと考えております。

次に、条例案第3条第2項の基本理念についてであります。いじめの解決に向け、児童・生徒が主体的に行動できるようにすることとしたのは、児童・生徒がいじめの問題を他人のことではなく、自分の問題として捉え、みずから行動することを促すことを狙いとしたものでございます。

次に、学校における人権教育を条例に位置づけることについてであります。人権教育については、

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、各学校では発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、各教科や道徳の授業などで既に学習されていることから、本条例には盛り込まなかったものであります。

次に、条例制定後の学校における生徒指導のあり方についてですが、本市においては、平成25年9月のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、26年4月末までに全ての小・中学校において学校いじめ防止基本方針を定め、いじめ対策委員会を設置し、年間指導計画に基づき、組織的な対応を行っております。本年4月に本市の条例が施行され、基本方針が制定されても、いずれも国の法律や道の条例に基づくものでありますので、学校における取組には影響することはないと考えております。

次に、スクールカウンセラーなどの今後の配置等についてであります。本市では平成11年度より道教委のスクールカウンセラー活用事業を活用し、中学校14校に5名を配置するとともに、市費の事業としてスクールカウンセラー1名を週2回教育委員会内に配置し、臨床心理士等の専門性を発揮した適切なカウンセリングを行っております。さらに、平成26年度より本市においてはスクールソーシャルワーカー1名を研究所に配置し、学校だけでは解決が難しいいじめや不登校などに対応しております。生徒指導上の事案が複雑化しており、関係機関と連携するケースが多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性が求められており、今後、国や道の財政的支援の状況などを見据えながら対応してまいりたいと考えております。

次に、条例制定に関する学校からの質問や意見・要望についてであります。昨年10月、校長会、PTA連合会事務局を通じて条例の素案を示しましたが、特に意見などは上がっておりません。本条例の施行に当たっては、全ての教職員、児童・生徒、保護者への周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、条例の基本理念や責務をどのように学校で実のあるものにするかについてですが、今回の条例制定に伴って、市として児童・生徒向けや教職員、保護者向けのわかりやすいパンフレットを作成、配付し、周知徹底に努めるとともに、各学校においては、児童会、生徒会活動の一環として取り上げることや、教職員の校内研修やPTAの研修会などを通して、条例の理念や責務などについて浸透を図ることが重要であると考えております。

次に、いじめの被害者及び加害者となった児童・生徒の家庭状況に応じた対応策についてであります。いじめが発生した場合には、各学校においては事実関係を正確に把握し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援をいただきながら、場合によっては児童相談所などの関係機関と連携するなど、個々の状況に応じてきめ細かな対応を行ってまいります。

次に、パブリックコメントに寄せられた市民からの意見についてであります。本条例は12月26日から1月26日までの期間にパブリックコメントを実施しましたが、市民から寄せられた意見などはございませんでした。

次に、条例をつくる際の町会や地域のかかわりについてですが、いじめ防止の条例は市民生活に直結する内容ではないことから、町会などからの意見聴取は行わなかったものであります。

次に、いじめ防止対策に関して必要であると認めたときの北海道への要請や措置についてであります。いじめの被害や加害の状況によっては、全道的な情報収集や対応について、道との協力関係が想定されますので、条例に盛り込んだものであります。

次に、今後のスケジュールといじめ防止基本方針についてであります。本条例は本年4月1日に施行し、速やかにホームページに掲載し、教職員、保護者向けのチラシ、児童・生徒向けのチラシを配付するとともに、市民向けには町会の回覧板などを通じ、周知してまいります。

また、いじめ防止基本方針については、今定例会中にお示しし、御議論をいただき、3月中に教育委員会において決定し、4月1日に制定することとし、条例と同様の方法により周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

○19番(斎藤博行議員) 何点か再質問をさせていただきます。

最初に、私の聞き漏れかどうか確認したいのですが、協会病院の周産期の関係の質問の中で、一部に問題を医師の待遇の問題とか、助産師確保の問題というふうに聞くところもあるのだけれども、小樽市もそういう問題として受け止めているのですかと聞いているのです。それをそういうふうを受け止めて対策を考えているのですかと聞いている部分があるのですけれども、その部分の答弁がはっきりしなかったものですから、もう一度お願いしたいと思います。

それから、原子力防災計画の関係ですが、今日の市長の答弁を聞いていると、国ができてという順番なのですが、最初に小樽市が原子力防災計画を考えなければならぬとこの本会議場でお話したときというのは、まだ国とかが地方、特に30キロメートル圏外の部分を意識した話がない中で、小樽市はそういった状況の中でも、市民の安心・安全を確保するために原子力防災計画を考えなければならぬと言ったと思っております。ですから、事実関係から言うと、国とか道が決まったらそれに沿って原子力防災計画をつくるというのは、順番が逆になっているのではないのかなと思うものですから、その辺についてもう一度整理して答弁いただきたいと思っております。

それから、手宮保育所の耐震化の調査の部分ですが、手宮保育所は、先ほども述べましたけれども、築39年、40年の建物になっているわけでありまして。厚生常任委員会の議論の中で、奥沢保育所それから赤岩保育所と新しい銭函保育所はそれぞれ新しい基準をクリアしているという話です。それから、最上保育所は最上保育所が入っている市営住宅の耐震診断の結果、大丈夫だという結論が出たという報告を受けています。そういった中で残っているのは、公立では手宮保育所だけでありまして。2階建てで、小さい子供もたくさんいる施設でありまして、安全性の確保というのは必要だと思っております。今言ったように、保育所の関係で言うと、手宮保育所だけが残っているわけなので、先ほどの答弁にあった計画的に取り組んでいくというその計画とは一体何かと思ってしまうわけなので、そこら辺をもう少し手宮保育所はその計画の中でどういうふう位置づけられているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、経費もかかることはわかるのですけれども、まず、規模とかを考えたとき、手宮保育所ぐらいの大きさの保育所の耐震診断はどのぐらいお金がかかるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、かもめ保育園に関しては、今、考え方を聞かせていただきました。私が聞いたかったのは、小樽市は民間の無認可保育施設を運営してきた事業者が申請をしたときに、申請内容に不備があるからダメだということであれば十分わかるのですけれども、申請そのものを認めないとか断るという権限がある根拠を聞いたかったものですから、その辺についてもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 保健所長。

○保健所長(秋野恵美子) 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

先ほど御質問いただきました、問題の背景に医師の待遇や助産師確保の課題が一部で指摘されているようだけれども、小樽市としてそのような認識でこの問題を受け止め、対応策を考えているのかお聞かせくださいという質問に対する答弁といたしましては、先ほどの繰り返しになりますが、市長はこの問

題の背景と対応策につきましては、医師の確保ができないことが根本的な原因であると受け止めておりますと答弁しており、これが小樽市の認識でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 再質問にお答えいたします。

地域防災計画への原子力防災計画の位置づけということでお尋ねがございましたけれども、当時どのようなことで答弁をさせていただいて、どういったやりとりがあったのか記憶にないのですけれども、現在の考え方といたしましては、やはりこれから国の考え方が一定程度示されることになっておりますので、国の考え方に沿った形で地域防災計画の中に原子力防災計画を組み込んでいきたいという考え方で進めていきたいと考えているところでございますので、御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは、2点、一つは手宮保育所の耐震化でございますけれども、市内には手宮保育所以外にも公的な建物があって、耐震化が進んでいないところがあるということでございますので、そうした全体の中で計画を立てていくという考えでございます。費用的なものは恐らく手宮保育所の場合ですと、数百万円規模になるのではないかと考えているところでございます。

それから、かもめ保育園の件でございますけれども、今回は無認可の保育施設が認可を求めるということよりも、正確に言いますと、まずは小規模保育施設の認可をとということでございます。子ども・子育て新制度で教育・保育の必要量とか確保の方策ということに限って言いますと、そもそも大都市などで起きている待機児童の解消のために、本来は認可保育所をたくさん整備して、その解消に持っていくのが筋なのですが、認可保育所は非常にハードルが高いということで、それよりも若干緩くした小規模保育というものを新制度の中で新たに設けたわけでございます。今回は、かもめ保育園はその小規模保育の認可を求めているということで、実際は各自治体の中で現在保育需要が満たされていない、そういう場合に新たに認可をしていくというようなことでございますが、小樽では現在、認可保育所の中で一定程度の保育需要は満たされているということでございますので、認可の方向にはならないというような考えを示したところでございます。

なお、認可申請が出てきた場合には、当然その審査をさせていただく形になります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

○19番(斎藤博行議員) 医師不足というのは、もう少し普遍的なことをおっしゃっているのかと、病院で産婦人科の医師が少なくなっている。私が聞いたかったのは、新聞なのですけれども、小樽協会病院に関する報道の中で、医師の待遇とか、それから助産師の確保の部分というのが記載されていたものを読んだ記憶があるのでして、それを突き詰めていくと、小樽市ができることの中に、例えば経済支援となったときに、医師の待遇の問題とか、それから助産師の確保という観点になってくると、小樽市の予算にかかわるような問題にもなりかねないものですから、そこら辺を聞いたわけなのですけれども、今の保健所長の答弁で言うと、要するに協会病院で起きている医師の不補充の原因は、待遇とか助産師等の問題ではなくて、あくまでも全道・全国的な医師不足による事案だと、そういうふうに小樽市は押さえているということよろしいですか。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 保健所長。

○保健所長(秋野恵美子) 私の答弁で誤解が生じてはいけないので、もう少し丁寧に説明申し上げますと、先ほど、医師の確保ができないことが根本的な原因で、背景には全国的に産科の医師が不足していることにあると考えていると市長は答弁しております。今、斎藤博行議員がおっしゃいましたように、北海道でも顕著でございますけれども、産科医師の絶対数、総数が年々減ってきていると。小児科の医師数については増えておりますが、産科の絶対数がとにかく減ってきていると。この現実が何とていっても一番の原因と考えております。それだけで全てが解決できるということにはもちろんならないと思いますが、一つの問題が起きた場合に、当然複合する要因が多々あると思います。しかし、小樽市の認識としては、まず何とていっても絶対的な医師数の不足、これが今回の最大の原因であると認識しているところでございます。

○議長(横田久俊) 斎藤博行議員の最後の会派代表質問を終結します。お疲れさまでした。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時55分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○6番(安斎哲也議員) 代表質問いたします。

今定例会が、市長や我々議員の任期最後の定例会となります。斎藤博行議員、先ほどは激励ありがとうございました。

それでは、質問に入りたいと思います。

さて、4年前にこの立場をいただき、この間、小樽市の抱える諸課題において、さまざま質問をさせていただきました。

提案説明の冒頭において、中松市長が4年間の市政運営を振り返り、所信を述べられ、さらに昨日、本日とで会派代表質問が行われていますが、通告に従いまして幾つか質問させていただきます。

中松市長は、4年前の選挙において、グローバル化時代に沿った観光の充実、商工業の振興など地域活性化の推進と新たな雇用創出による若者の定着、稲一再開発の道筋、市立病院の統合新築・新市立病院の平成26年度開業、学校統廃合など教育環境の整備、保育所施設や民間の保育への支援などの子育て環境の整備、高齢者や障害者の方が安心して暮らせる施設整備、そして真の財政再建、この七つの重点公約を掲げ、当選されました。

4年の間、予算などを審議し、議決を行ってきましたが、稲一再開発の道筋をはじめ、山田市政から引き継いだ新市立病院の開業とともに、並木局長による病院経営、上林教育長を迎えて進めた教育改善など、細かな施策・運営などで課題があり、議論することはあったにせよ、公約に沿って進めてこられたことについては評価いたします。

ただ、公約に明記された中で、その効果は一体どれほどなのか、疑問もある部分があります。これらについて質問をさせていただきたいと思います。

観光問題についてです。

まず1点目は、グローバル化時代に沿った観光の充実についてです。次期政策において、人口減対策を基軸として七つの挑戦を掲げ、その中で基幹産業である観光のさらなる充実と国際観光都市への挑戦として第1番目に掲げていることから、この観光問題について質問いたします。

これまで、小樽国際インフォメーションセンターの開設や観光事業者向け外国語講座の実施など、ソフト面での対応を行ってきました。また、中国や台湾、香港などの東アジア圏のほか、来道観光客数が急増しているタイなどに対し、積極的な外国人観光客誘致に努められ、実際に東アジア圏などからの外国人宿泊客数は増加してきています。

今後の小樽観光を考えると、まずは今抱える課題を一つずつクリアし、今ある小樽の観光資源を生かして観光客の増加を目指していくことが最善の策と考えます。

そこで伺いますが、市長は、国際観光の振興を含む小樽観光の充実に向けて、何を喫緊の課題と捉え、今定例会に上程されている予算案の中で、その課題解決に向けた施策を実施しようとお考えなのでしょうか。主なもので結構ですから、具体的にお示しください。

市内の宿泊施設の現況は、繁忙期はキャパシティの問題で施設からあふれ、札幌に泊まらざるを得ない観光客の方々もいるようです。宿泊施設においては民間の力が必要となりますが、繁忙期以外の宿泊数を増加させることがまずは底上げになるだろうと思っていますし、滞在時間も減少している状況ですから、それらの課題解決に向けて官民協力して取組を進めるべきだと思います。

私としては、今後、現在のニセコのように、民間投資による観光資源の再開発が必要だと思っています。今は、運河で記念撮影し、堺町で買物、そしてツアー中に時間があれば寿司屋通りで昼食というのがオーソドックスな流れとなっています。そこでさらに楽しんでもらえれば、再び小樽を訪れ、さらにディープな小樽観光へとつながるわけですが、今はまだ少数であると感じています。

そこで、市長も提案説明で述べられていましたが、北運河や天狗山などの新たな観光拠点の開発について取り組んでいかなければいけないと私も思っております。本市の基幹産業である観光のさらなる充実に向けて、どのような考え方をお持ちなのでしょうか。ぜひともお聞かせいただきたいと思います。

また、安倍総理大臣がアベノミクスの成長戦略の目玉として位置づけている統合型リゾートに関して、中松市長は、統合型リゾートは、ホテルやショッピングモールなどさまざまな施設が一体となった施設で、新たな観光を担う施設として期待が寄せられており、経済の活性化にも寄与するものと考えるところで、I R誘致に向けた各種情報の収集に努めると過去の議会で発言されてきました。

三つ目の大項目でも質問しますが、老朽化する公共施設への課題です。特に会議場施設やレクリエーション施設などとともに、全国有数の観光都市でありながら宿泊施設が少ないという問題がある小樽市において、民間投資によって、財政の苦しい小樽の課題解決の一つとしてメリットがあるとの観点で考えてこられたと思いますし、カジノ運営者からの納付金やカジノ入場者からの入場料の徴収などによる財源手当てのうまみもあるかもしれないとの視点もあったと推測いたします。小樽市政を担うリーダーとして、小樽の活性化のためにさまざまな面で検討し、夢を描き実現させるための取組を進める姿勢は評価をいたすところでございます。

しかし、市民の中には、カジノと聞けばギャンブル依存症が増え問題になるといった反対意見が根強くあります。

また、さきのカジノ議連の実施法案に関する基本的な考え方では、カジノ施設を全国津々浦々に設置すべきではないとし、全国で2か所か3か所を選び、その後10か所程度に広げるとの考え方もありましたが、そもそも大都市型と地方型の2種類で構想されていましたが、大都市と地方という区別が立地条件に着目したものなのか、それともM I C E機能などの開発様式に着目したものなのか明らかではな

く、どのようなIRなのか空中論戦でした。

そして、ここに来て、政府が2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに横浜市と大阪市の2か所で開設を目指す方針が固まったとの報道がなされました。法案審議が遅れている中で、2市と調整を進める狙いがあるとの報道がありますが、たとえ法案が今国会に提出され成立したとしても、東京五輪開催の2020年時点でも部分開業にとどまるという見方もありますし、さらに次期小樽市長の任期は2019年までです。

このような状況において、次期市長選で、「カジノ争点化綱引き」との見出しで新聞報道が2月にありましたが、反カジノとか推進だとかではなく、そもそも法案もどうなるかわからないですし、横浜、大阪の2市の候補地で決定しては、カジノでまちの未来をどうするかとの議論は成り立たないと感じているところです。もしもまた、ほかの候補地の話が浮上したといっても、2020年以降になろうことから、本市においては、現在はもう白紙状態と言っても過言ではないと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 安齋議員の御質問にお答えします。

ただいま、観光問題について御質問がありました。

まず、小樽観光の充実に向けた喫緊の課題につきましては、宿泊客数の増加を図ること、増加している外国人観光客の受入れ態勢を整備すること、新たな魅力づくりを進めることが挙げられます。このたびの予算案の中で、これら課題の解決に向けた施策といたしましては、宿泊客の増加に向けては、宿泊客誘致事業費補助金や国内外観光客誘致実行委員会補助金、受入れ態勢の整備に向けては、外国語通訳配置支援事業費補助金や小樽国際インフォメーションセンター運営費交付金、移動式Wi-Fi環境整備事業費、新たな魅力づくりに向けは、小樽あんかけ焼そば親衛隊観光PR補助金や小樽kawaiiティーパーティー実行委員会補助金などがあります。

次に、観光のさらなる充実に向けた考え方につきましては、観光協会をはじめとする市内観光関連団体との連携を強化し、国際観光都市として東アジアから東南アジア圏に対する積極的な観光客誘致活動や、受入れ態勢強化を進めていかなければならないものと考えております。このほか、北運河エリアや天狗山の整備などによる魅力あふれる観光拠点の形成を進めるとともに、国内外のクルーズ船社に対する積極的な誘致活動などを展開することにより、一層の観光振興を図り、本市における経済波及効果を高めていく必要があると考えております。

次に、IRに関する見解につきましては、今後、国会で十分な議論がなされ、IR関連法案が成立したときには、その内容を慎重に見極めるとともに、市民の皆さんの御意見を伺い、本市の方向性を決定してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安齋哲也議員。

（6番 安齋哲也議員登壇）

○6番（安齋哲也議員） 財政問題についてです。

まず、新年度予算編成について質問します。

中松市長は、4年前の公約の中で、「小樽市の真の財政再建を成し遂げます」とし、効率的で安定した行財政運営の確立を目指してこられました。

おっしゃるとおり人口が減少し、地域経済が低迷する中で、大きな税収の伸びは期待できません。新年度予算では、税制改正による法人市民税の法人割の税率引下げ、固定資産の評価替えによる固定資産税の減収などを見込んで、市税収入は前年度比較で1.7パーセント、2億2,700万円減の129億2,220万円が計上されました。

小樽市は、経常一般財源の半分以上を普通交付税に依存し、平成25年度決算時、財政力指数が道内主要都市で一番低く、経常収支比率が一番高く、政策的な事業に使える財源が少ない、非常に硬直した財政構造となっています。

こうした中、新年度予算では、骨格予算ではあっても、放課後児童クラブの拡大や教育支援活動など教育予算の拡充を行ったり、地域包括支援センターの拡大、さらに地域から強い要望のあった既存街路防犯灯LED化推進事業費を盛り込むなど、限りある財源の中での対応は評価できるものです。

しかし、骨格予算ではあっても予算編成に財源不足が生じ、平成26年度同様に財政調整基金を取り崩しての収支均衡で、依然として自転車操業で厳しい財政状況には変わらないという認識であります。

ここで伺いますが、今回の予算編成において財源不足が生じた要因は何か、お聞かせください。

また、予算規模約550億5,000万円のうち58.4パーセントの約321億7,000万円が義務的経費となっています。義務的経費においては、扶助費や公債費が減少していますが、その主な内訳をお示しください。

骨格予算であっても、新規事業とともに事業の拡大が盛り込まれています。細かな施策については予算特別委員会で議論をしたいと思いますが、新規事業、事業拡大についての市長の考え方についてお聞かせください。

提案説明の中で、重要課題である財政健全化について、平成24年度から他会計からの新たな借入れを行わずに予算編成を行ったことを挙げておられましたが、これは中松市長の真の財政再建に向けた強い決意の下で行われたと思います。しかし、平成26年度末で約42億円の多額の借入残高があり、真の財政再建に向けて引き続き健全化の取組を進める必要があるとも明言されていました。私も同感するところでございます。

一方、次期政策の中では、財政再建についての件が触れられていません。これについては、4年前と比較し改善されたことやこのままの市政運営が続けば他会計からの借入残高は減り、市債残高も新たな市債が必要となる事業がない限り減少していくという考え方から、真の財政再建を次期政策に盛り込まなかったのでしょうか。小樽市の今後の財政の動向と市長の考え方をあわせてお聞かせください。

生活困窮者自立支援事業費について伺います。

生活困窮者自立支援制度は、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づいた事業で、生活保護に頼らず、働いて自立できるよう生活困窮者を支援する制度となっています。

自立相談支援事業にかかわる国庫負担、任意事業にかかわる国庫補助があり、現在、生活保護を受給していないが生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者を対象に事業が行われます。

小樽市においては、平成26年度にモデル事業として自立相談を行い、新年度で国庫負担である必須の住居確保給付金支給事業、自立相談支援事業、任意事業の就労準備支援事業の3事業に2,213万5,000円の予算をつけて取り組むことにしています。

この制度は、国が課題としている最後のセーフティーネットである生活保護の受給者の増加に対し、その手前の生活困窮者を支援し、自立を促すためのものです。

小樽市においては、昨年12月現在、生活保護受給が3,833世帯で、北海道内で4番目に高い保護率で、生活保護を含める扶助費はここ二、三年は微増ですが、過去数年上がっている経緯があります。

まず伺いますが、小樽市における生活保護の受給者数の過去5年間の推移をお聞かせください。

先ほど、財政問題の質問の中で硬直している点について触れましたが、新年度の一般会計の歳出のうち約6割の義務的経費の中で、半分以上が扶助費であり、特に生活保護費の占める割合が大きくなっています。その生活保護を含めた扶助費が、財政の硬直化を生じさせている原因の一つだと思っておりますが、見解をお示しください。

生活保護は現在25パーセントを地元負担しなければいけないので、小樽市では約90億円、その財政負担がどんどん大きくなっています。そもそも国できちんと財政措置をしてもらえないのかということもありますが、これはさまざまな機会に要望されていると思います。生活保護の問題では、不正受給をはじめとする医療費の問題もあります。そこで、この生活困窮者自立支援事業につながるわけですが、まず、3事業それぞれの事業内容をお示しください。

就労支援事業、就労準備支援事業については、プロポーザル方式により、受託法人選定委員会による書類審査とヒアリング審査に基づく採点を行い、この結果に基づいて市長が最終決定したとのこと。これにより受託業者は、高齢者、子供、障害者、まちづくりにかかわるさまざまな地域密着事業を行う特定非営利活動法人ワーカーズコープが選定されました。同NPOによる就労準備支援事業で今後どのような生活習慣形成指導・訓練、社会的能力や就職活動に向けた技法・知識の習得などの支援が行われるのか、期待しているところです。

この生活保護制度は大変重要で、本当に困った方々への最後のセーフティネットとして必要だと思いますが、その一歩手前で支援する、それが一番大事だと思っています。事業実施への市長の見解と今後の方針をお示しください。

また、市としては、今回、国庫負担である必須2事業、任意1事業の計3事業のみ実施することとされていますが、私は任意事業である生活困窮者世帯の子供の学習を支援する子どもの学習支援事業をなぜ加えなかったのか、疑問であります。なぜでしょうか。

以前も議会で例に出し質問をいたしました。生活保護と基礎学力の関係です。基礎学力がないことで、消費税の計算や預金利息の算出ができない、マニュアルが理解できないなどの問題が実際にあること、新規高卒者の離職率が高い傾向にあり、高校中退など、将来的な問題があります。

この状況の中、2007年就業構造基本調査に基づくデータで、生活保護世帯の母親の中卒率が34パーセント、その父親の42.3パーセントが中卒、その母親の51.9パーセントが中卒、保護母子世帯の母親の14.6パーセントが保護世帯で育っているなどという数字があります。

地域の発展は労働力に直結していると言われますが、将来就業する子供たちがしっかりと基礎学力を身につけなければ、雇用先という受皿があったとしても企業が求める労働力につながらず、まちの経済の衰退につながります。

市長は、次期政策の中で、人口減対策を基軸として、教育環境の整備と学力・教育力向上を掲げています。生活保護世帯の子供が生活保護受給者になってしまう連鎖があるということを重く受け止め、生活困窮者世帯の子供への学習支援はぜひとも盛り込んでいただきたいと考えているところですが、市長のお考えをお聞かせください。

地方創生先行型事業についてです。

財政問題の最後に、平成26年度補正予算について質問します。

平成27年度予算は、義務的経費や継続的な事務事業などを中心とした骨格予算としての編成となって

いますが、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金に対応し、地方創生先行型として40事業、1億8,833万円が26年度補正予算に計上されています。

国の方針により緊急的に事業を選別しなければならない中、交流人口の拡大として、観光案内所運営費交付金や外国語通訳配置支援事業費補助金、移動式Wi-Fi環境整備事業費などの観光事業に5,965万円、若者などへの地元就労支援として、女性・若年者の地元定着を目指した人材育成事業費などに2,855万円、子育て支援と教育の充実として、移動式赤ちゃんの駅事業費やデジタル機器整備事業費などが計上されるなど、新規施策が盛り込まれていることは評価をいたします。特に、地域活性化策として、子育てと女性の人材育成、教育の充実にも配慮している部分は評価をしているところです。

ただ一方、新規事業以外の施策では、前年度と同様の予算規模や事業内容にとどまるものもあり、物足りなさもあります。

まず、今回の平成26年度補正の中の地方創生先行型事業に対し、どのような理念の下、これらの事業を計上されたのか、お考えをお聞かせください。

また、新規事業以外で前年度同様の予算規模、事業内容にとどまった要因もお聞かせください。

また、新規事業、事業拡大を除いた事業を地方創生先行型事業として補正に盛り込まなかった場合、予算編成において歳出がさらに膨らみ、財政調整基金をさらに取り崩さなければならなかったのかと危惧するところですが、見解をお聞かせください。

2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、新年度予算編成についてですが、まず、予算編成で財源不足が生じた理由につきましては、国は、平成27年度の地方財政計画において、地方税を対前年度比7.1パーセントの増加と見込み、臨時財政対策債を約1兆円の大幅な減としております。本市では、地方消費税交付金の増加が見込まれるものの、市税は国が示しているような税収の増加を期待することができず、平成26年度当初予算と比べて約2億3,000万円の減、臨時財政対策債は約2億8,000万円の減となったことが主な要因と考えております。

次に、扶助費と公債費の減少の主な内訳につきましては、扶助費では、国の子ども・子育て支援新制度に伴う予算の増加が見込まれるものの、生活保護費の扶助費で約2億6,000万円、臨時福祉給付金給付事業費で約2億3,000万円減少しているほか、公債費では平成6年度、11年度に借入れした市債の完済などにより、元金で約7億円、利子で約9,000万円減少しております。

次に、骨格予算における事業の新規、拡大の考え方につきましては、平成27年度は改選期であることから、骨格予算として編成しておりますが、当初予算に計上しなければ事務執行に支障を来す事業や国・道の補助事業等で事業の継続性の面から当初予算に計上が必要な事業につきましては、行政の継続性を踏まえて当初予算での計上としております。

また、多くの市民の皆さんから要望が寄せられていた街路防犯灯のLED化助成につきましては、町会等の電気代の負担軽減を図るため、早期の取組が効果的であると判断し、当初予算に計上させていただいたところです。

次に、今後の財政の動向と財政運営に臨む姿勢につきましては、私が市長に立起した当時は、平成22年度も累積赤字を抱える見込みで財政調整基金残高もなく、本市財政は危機的な状況にありましたので、

財政再建を最優先課題として取り組んできたところであります。引き続き本市の財政構造は、歳入では市税などの自主財源に乏しく、歳出では扶助費などの義務的経費の占める割合が高いといった硬直した状況が続いており、限られた財源の中で市政を運営していくためには、財政の健全化を確保し、改善に努めていかなければならないという基本的な姿勢に変わりはありません。

次に、生活困窮者自立支援事業費についてですが、まず、本市における生活保護受給者数の過去5年間の推移につきましては、年度平均でお答えしますと、平成21年度は5,389人、22年度は5,390人、23年度は5,453人、24年度は5,465人、25年度は5,375人となっております。

次に、扶助費についての見解につきましては、義務的経費の中でも扶助費は、社会保障費の増大に伴い、年々増加傾向にあるほか、今後も社会保障制度改革に伴う負担の増加が懸念されており、財政の硬直化の大きな要因になっていると認識しております。

次に、本市が実施する3事業の事業内容につきましては、住居確保給付金支給事業は、離職等で住宅を失った又は失うおそれがある生活困窮者で一定の条件に該当する方に対して、原則3か月、最長9か月間、家賃相当額を支給するものです。自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、抱えている問題を分析した上で、解決に向けたプランを作成し、それに基づいて関係機関とも連携しながら継続的、包括的に支援を行うものです。就労準備支援事業は、すぐに就労が難しい方に対して、日常生活自立や社会生活自立の支援を行い、就労体験などを経て一般就労に結びつけていくものであります。

次に、事業実施への見解につきましては、生活困窮者自立支援事業を実施することにより、生活困窮状態を抜け出せる方が少しでも増えるのであれば、本人にとっても本市にとっても大変喜ばしいことであり、事業の実施は非常に有意義なものであると考えております。

また、今後につきましては、事業実施後の状況を見ながら、必要があれば他の任意事業についても取り組みたいと考えております。

次に、子どもの学習支援事業を加えなかった理由と事業に盛り込む考え方につきましては、平成27年度の事業を決定する際に、経済的な自立に直接結びつく事業を優先に考えて、まずは就労準備支援事業を実施することとしたために加えなかったもので、子どもの学習支援事業についての必要性も十分理解しておりますので、本年4月以降の相談状況なども見ながら、今後、事業の実施について検討してまいりたいと考えております。

次に、地方創生先行型事業についてですが、まず、計上した事業の考え方につきましては、この交付金は、人口減少の克服と地方創生を目指すまち・ひと・しごと創生法により努力義務とされた地方版総合戦略の策定と、これに関する施策を先行的に支援するものでありますので、現時点での人口対策の検討に向けたポイントとして取りまとめた「産業振興による働く場の創出・拡大」「子育て支援と教育の充実」「生活環境の整備」を柱に事業を検討し、計上したものであります。

また、継続した取組であっても、地場産品の販路開拓や観光振興など、今後の地方創生に向けての取組を進めていく上で必要となる事業を計上したものであります。

次に、既存事業を地方創生先行型事業として盛り込まなかった場合の財源対策につきましては、平成27年度予算編成は、財政調整基金の取崩しによる財源対策で収支均衡予算としておりますので、国の新交付金を活用しない場合はさらなる財政調整基金の取崩しが必要となるものです。しかし、これらの事業の中には、これまで地域経済活性化等推進資金基金などの基金を財源として取り組んできた事業もありますので、その全額が財源不足になるとは考えておりません。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安齋哲也議員。

（6番 安齋哲也議員登壇）

○6番（安齋哲也議員） 最後の項目の質問に移ります。

公共インフラについてです。

人口減少が進む小樽市において、市長も次期政策に掲げているコンパクトシティ化が必要となってきました。

コンパクトシティの概念や目的は、必ずしも万人共通の理解として定まったものではないようですが、郊外の開発を抑制し、より集中した居住形態にすることで、周辺部の環境保全や都心の商業などの再活性化を図るとともに、道路などのハードな公共施設の整備費用や各種のソフトな自治体の行政サービス費用の節約を目的としているとされています。

小樽市の現状としては、海岸線に沿って約69キロメートルの細長い地形です。このため、横長にインフラを整備したり、消防署の出張所が必要だったり維持コストが人口密度の割に必要な状態です。

その状態の中、小樽市は人口減少に悩み、さまざまな施策を講じてはまだ減少に歯止めをかけられない状況です。さらに、小樽協会病院の周産期医療の問題もあり、これまで予測していた以上に人口減が進むことが予想されます。今後、人口対策を行ったとしても、現状の周産期問題から想定すると、一時的に小樽の出生数が減り、さらなる負の連鎖が起こり得る可能性が高くなっていると考えます。

小樽市では人口対策庁内検討会議とともに小樽市人口対策会議を設け、諸課題の洗い出しを行い、人口対策についての検討を始めていますが、それらを進めながらこのまちの将来ビジョン、将来のまちの形をもしっかり示した中で、人口対策を打ち出していかなければなりません。

人口減対策に関連しては、総務常任委員会で報告された人口減少要因として考えられる要素については、まさに私も同感していますが、国民健康保険料や水道料金などの生活環境についてが除かれている点に疑問があります。この点に加え、教育・子育て環境、産業・雇用問題により移住してしまっている現実がありますので、細かな点については予算特別委員会で質問させていただきます。

これらの対策を行ったとしても、急激に人口が増えることは自然動態関係から見ても難しく、残念ながら一定期間は人口減を見込まなければなりません。昨日の会派代表質問の中でも取り上げられていた増田レポートの中でも、どのような対策を行っても、出生率の回復が5年遅れるごとに将来の安定人口数は減少し、回復時期がずれ込むと人口減少がとまる時期も数十年にわたって遅れるということがあります。

ですので、私としては、今後の人口対策による効果が見える間、人口1人当たりの交付税について、基準財政需要額ベースで約13万円の影響があるとされる中で、公共インフラにおいては、人口に見合った適切な施設規模が必要だと思っています。

小樽市において人口が減り、密集度が少なくても道路や水道施設などの維持・管理が必要となってしまう状況は、硬直した財政の中で負担がかなり重なることになると思います。ただし、小樽市の公共施設は老朽化しているという状況もあります。コンパクトシティという観点で、必要な公共インフラ整備を進めつつ、道路や水道などのハードな公共施設の整備費用や各種ソフトな自治体の行政サービス費用の節約も行っていかなければならないと考えています。

この観点から、市長の言うコンパクトシティに向けたまちづくりとはどのようなものなのか、お聞かせください。

老朽化する公共施設においては、小・中学校をはじめ保育所、消防庁舎、学校給食共同調理場や市立病院の統廃合が進められてきましたが、昨年第1回定例会において、「本庁舎や市民会館など、耐用

年数を経過し、老朽化が進んでいる施設もいまだ多いことから、これらの施設の今後のあり方についても検討を進めることは重要な課題と認識しております」との答弁がありました。今年度中に終わる予定の市民会館と総合体育館の耐震診断の結果はどのような状況になっているか、お聞かせください。

国は、公共施設等の老朽化対策に要する経費について、地方財政計画に所要の歳出を計上し、集約化・複合化等に対する地方財政措置を充実させるとのことです。公共施設等総合管理計画の策定が急がれますが、これに基づいて実施する公共施設等の最適化には充当率90パーセント、交付税算入率50パーセントで、平成29年度までの3か年となっています。早急に公共施設等総合管理計画を策定し、市の抱える老朽、非耐震の公共インフラの整備を進めていただきたいと考えていますが、御所見をお聞かせください。

最後に、これにあわせて、市長の次期政策でも掲げられている新・市民プールの整備にも弾みをつけていただきたいと思いますので、お考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、公共インフラについて御質問がありました。

まず、コンパクトシティに向けたまちづくりにつきましては、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、市が管理する公共施設の集約化やまちなか居住などを推進することにより、人口の減少や少子高齢化などの社会動向も考慮した利便性の高いコンパクトで安全、快適なまちづくりを目指すことであります。

次に、市民会館と総合体育館の耐震診断の結果につきましては、これらの耐震診断業務は委託期間中であり、業務が完了していないため、診断結果はまだ出ておりません。

次に、公共施設等総合管理計画の策定と公共インフラの整備につきましては、本市ではこれまでも病院の統合新築、学校の耐震化や再編に伴う校舎等の改築、さらには保育所の建設など、将来を見据えた諸課題への対応に優先的に取り組んできたところであり、新年度予算では引き続き橋梁の長寿命化や道路ストックの更新など、既存インフラ施設の老朽化対策にも着手することとしております。今後は公共施設全般を網羅した総合管理計画を策定し、計画的に取り組んでいく必要がありますが、これらは大変大きな財政負担を伴いますので、中・長期的な収支を見通す中で財政規律を損なうことがないように、将来負担なども考慮しながら取り組んでいかなければならないものと認識しております。

次に、新・市民プールの整備につきましては、これまでも多くの方々から御要望をいただいているところであり、第6次小樽市総合計画後期実施計画にも位置づけておりますことから、私といたしましては、今後、できるだけ早い段階で具体的な検討案を示してまいりたいと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安齋哲也議員。

○6番（安齋哲也議員） 2点のみに絞って再質問させていただきます。

I Rについてなのですが、これまでの、北野議員への答弁と変わりがないといいますが、その法案が出てからということとは重々承知はしているところでございますが、私の考え方としては、先ほど述べたとおり、2020年の東京オリンピックに向けて、横浜市と大阪市の2都市の対象となるだろう都市型のI Rに向けて、たぶん推進法案はこれから議論されるだろうと思っています。ただ、推進法案を成

立させて、その後、実施法案をまとめるという流れでつくっていくと、たぶん2020年のオリンピックには、開業は間に合わないだろうというふうに私も考えています。それらを考えると、まず、今国会で提出されるかもしれない法案については、都市型のIRを設置するための実施法案に近い法律になってくるのかなと思っていて、そう考えると都市型のIRですと、小樽にそもそもそれを誘致できる受皿というか、土地がないというふうに考えていて、たとえ法案が成立して2都市にIRができたとしても、その検証が行われた後に、全国の地方に向けた部分が検証されていくのだろうというふうに考えておりますから、もしまたIR誘致の話が浮上したとしても、次期市長の任期の2019年、さらにそれを超えた2020年以降になってくるのではないかなというふうに私は考えています。

(発言する者あり)

その考え方について、市長がどういうふうに思っているか、見解を求めたいと思います。

もう一つが、地方創生先行型事業についてなのですが、今回、国の方針で短時間で補正予算計上というふうに義務づけられているため、なかなか新規事業以外の部分で今までの事業を形にして、補正予算の中に入れるというぐらいにしかならなかったのも十分理解しています。本来であればもう少し時間をいただいて、もっとクリエイティブな発想の下で地方創生先行型の事業ができていけばよかったのだろうなと思ってはいるのですが、今後、まち・ひと・しごと創生法に基づいた地方人口ビジョンや地方版総合戦略の策定が進められていくと思いますので、その中でいろいろな事業を盛り込んでいただきたいというふうに思っております。

ただ1点だけ、かなり報道でも取り上げられているのですが、さまざまな自治体で、コンサルタントに任せてしまって劣化版のようなものも出てくるとか、そういった問題視をしている報道もあります。小樽市においては、昨日、北野議員も指摘されていましたが、ただコンサルタントに任せただけではなく、やはり今まで皆さん努力されているいろいろな頭脳を持っていらっしゃる方々がいると私は信じていますので、不十分な部分でもいいのですが、職員一丸となって小樽らしい独自プランをつくって、地方創生の戦略に向けて進めていっていただきたいなというふうに思っておりますので、その点について御答弁をいただいて、代表質問を終わりたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 安齋議員の再質問にお答えいたします。

私からはIRについて答弁をさせていただいて、残りは担当部長からいたします。

安齋議員もおっしゃるとおり、IRについては、物すごくハードルが高いのです。もともと高いのです。もともと国は1か所か2か所、しかもその1か所か2か所を設置してからさらに何年間か、10年、20年の中で次を設置するということですから、極めて高いわけです。

しかし、何度も申し上げておりますように、このIRにつきましては、コンベンションホールですとか、ショッピングモールですとか、ホテルですとか、劇場であるとか、スポーツ施設だとか、そういった中でかなりの面積も要りますし、そこでの雇用というのは3,000人とも5,000人とも言われているわけです。それだけ広い施設ですから、当然ながら地域振興の問題、観光振興の問題、それから税収の問題だとか、いろいろな中でかなりプラスに働くものがあるわけでございます。そういったことから、全国各地でIRの誘致がされているわけでございます。ですから、私としては、IRについては、非常にプラスに働くものと、このように考えているわけですが、しかし一方では法律がまだできていないわけです。法律ができていないというのは、中央としてもいろいろな御意見があって、いろいろなお考

えがあるのだらうというふうに思います。しかも、今、法案として廃案になっているわけですから、今度の新たな法案がどういう形になるのか、そういったことをしっかり見極めた上で、もう一度市民の皆さんにもお話をしながら、IRについてはどうなのかということをしかりとした形で取り組んでいきたいというふうに思っているわけです。

ですから、まずは法律ができてから、その法律の中身を見て、そしてそれが小樽市にとってプラスなのかマイナスなのか、そういったことを市民の皆さんにお話をし、そして決定をしていきたいというふうに思っております。今の時点では法律自体はまだありませんから、法律ができた後にもう一度取り組んでみたいと思います。しかし、冒頭に話したように、非常にハードルが高いということですから、何か手を挙げたら簡単にできるような、そういうイメージをお持ちの方はいらっしゃるかもしれませんが、そんなことは決してありません。ですから、非常に高いハードルでありますし、あるいは期間、時間もかなりかかるものであると、このように私は思っております。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 地方創生先行型事業につきましての再質問にお答えいたします。

三つほど質問があったかと思いますが、今回、地方創生先行型事業につきましては、新旧織りまぜて事業を計上させていただいておりますが、地方創生という言葉自体は新しいものではありませんけれども、目指すところは人口対策であったりですとか、地域経済の活性化だということでございますので、我々のこれまでの取組と全く同じでございますので、それを今回の交付金の中に盛り込ませていただいたというのが一つございます。

それから、独自性の問題について御質問がございましたけれども、今回、新しい事業を若干入れてありますが、今後、国では300億円の上乗せというのが予定されておまして、まだ詳しいことはわかっておりませんが、4月以降にはそのスケジュールなども発表されるのではないかとというふうに伺っておりますので、全国で300億円交付金として用意されておりますが、ある意味、言葉が適切ではありませんけれども、いわゆる予算の分捕り合戦みたいな形になりまして、新規性だとか独自性というのは当然問われてくると思いますので、その交付金の活用の際には、小樽市としては、新規の事業を盛り込むような形で新規性、独自性を発揮していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、コンサルタント任せの件につきましては、昨日、北野議員にもお答えいたしましたけれども、あくまでも核となる部分につきましては、人口対策庁内検討会議あるいは小樽市人口対策会議の中で御議論いただいた御意見を基に、市が最終的に総合戦略を策定していくわけでありますから、議員がおっしゃるとおり、小樽市の職員なり民間の方々なりの人的資源を活用して、小樽らしさを発揮していきたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（横田久俊） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、久末議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 28番、久末恵子議員。

(28番 久末恵子議員登壇) (拍手)

○28番（久末恵子議員） 質問も最後になりました。質問された方も、答弁された方も、本当にお疲れだと思いますけれども、もう少々のお時間を私にもいただければありがたいと思います。

平成27年第1回定例会における質疑及び一般質問をさせていただきます。

今後の北小樽における観光振興についてということでやりたいと思います。

初めに、私にとりまして、この本会議場での最後の質問となりました。万感の思いでこの壇上に立たせていただいております。8期32年の長きにわたり、伝統ある小樽市議会の一員として重責を務め上げることができましたのも、まずは地域住民の皆様をはじめ議員の皆様、市の理事者の皆様のおかげだと思っております。この場をおかりいたしまして、深く感謝を申し上げたいと思います。皆さん、ありがとうございました。

この間、私としましては、党派の分け隔てなく、地域住民の方はもちろんのこと、市民の皆様の御意見に真摯に耳を傾け、精いっぱい力を尽くしてきたつもりでございます。道路整備をはじめさまざまな事業にかかわることができ、お声をお寄せいただいた皆様に微力ながらお応えすることができたのではないかと自負しているところでございます。

残念なことは、昭和58年の初当選時にはほぼ18万人あった人口が、今では12万5,000人を切るような状況になっており、今後、さらなる人口減少も見込まれているとのことでございます。中でも北小樽は昭和60年11月の旧国鉄手宮線の廃止以降、徐々ににぎわいを失ってきており、往時の手宮駅かいはの繁栄ぶりを知る一人として、とても寂しさを感じているところでございます。この間、小樽が一大観光都市に成長したことはすばらしいことですが、運河周辺だけではなく、観光客の方々にはかに祝津方面までお越しいただくか、これが北小樽の活性化の鍵となると考えております。

私は、この任期で初めて経済常任委員会所属となりましたので、北小樽の活性化に向け、懸命に取り組んでまいりました。特に赤岩遊歩道の整備実現に力を注いでまいりましたが、先般、後志総合振興局長、そして副局長にお会いする機会を得まして、遊歩道を所管する北海道にも直接お力添えをお願いすることができました。また一歩、私の取組が実現に向け着実に進んだように感じ、大変うれしく思っております。

赤岩遊歩道から見る海に沈む真っ赤な夕日、時がたつのを忘れるほどの絶景をぜひとも多くの方々にごらんいただきたいと常に思っているところでございます。赤岩遊歩道ばかりではなく、鯉御殿、茨木家中出張番屋、水族館など、北小樽は観光資源も豊富です。先ほども申し上げましたが、いかに多くの観光客の方々には足を運んでいただくか、これが北小樽の再生に向けた重要なポイントになると信じております。

中松市長におかれましては、北小樽の活性化に向け、今後の北小樽全般における観光振興について、どのようなお考えをお持ちであるのか、この1点を伺いまして、私のこの議場での最後の質問とさせていただきます。

皆様には御健康に留意され、市政発展のためさらなる御活躍をお祈りし、私の質問を閉じさせていただきます。

本当に長い間、皆さんにお世話になりまして、ありがとうございました。

再質問はいたしませんので、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 久末議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、北小樽全般における観光振興について御質問がありました。

祝津、赤岩を含むいわゆる北小樽エリアは、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている勇壮な海

岸線や小樽海岸自然探勝路、小樽市鯨御殿をはじめとするにしん漁場建築やおたる水族館、ヨットハーバーなど、多彩な観光資源を有し、古くから本市観光を先導してきた重点地域の一つであります。

私も、昨年7月、姉妹都市であります韓国ソウル特別市江西区の盧頭松区庁長や使節団の皆さんをこの地域に御案内させていただきました。そのとき、運河周辺や色内かいわいとは異なる雰囲気にとっても満足をしていただきましたし、ニシン漁で栄えた歴史を有する本市に残る伝統的な建物に大変興味を持たれておられましたことは、強く印象に残っているところであります。

今後の北小樽全般における観光振興につきましては、地域のニシン漁の歴史や文化を生かした取組をさらに進めるとともに、地域の特性である海の魅力を最大限に活用することが大変重要であると認識しており、このことが小樽観光全体の振興にとりましても、とても大きな役割を果たすものと考えております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、久末議員の質疑及び一般質問を終結します。長い間お疲れさまでした。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 6時03分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 川 畑 正 美

議員 佐々木 秩

平成27年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成27年3月4日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
6番	安	斎	哲	也	7番	小	貫		元
8番	川	畑	正	美	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	上	野	智	真	15番	濱	本		進
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々木			秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々木			茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	監	査	委	員	菊	池	洋	一
副	市	長	貞	村	英	之	教	育	長	上	林		猛
病	院	局	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊
総	務	部	迫		俊	哉	財	政	部	長	小	山	秀
産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一	生	活	環	境
医	療	保	險	部	長	藤	井	秀	喜	福	祉	部	長
保	健	所	長	秋	野	恵	美	子	建	設	部	長	工
消	防	長	飯	田		敬	病	院	局	小	樽	市	立
教	育	部	長	田	中	泰	彦	事	務	部	長	笠	原
監	査	委	員	花	野	眞	一	総	務	部	長	中	田
監	事	務	局	長				企	画	政	策	室	長
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	眞	一	総	務
												課	長
												佐	藤
												靖	久

議事参与事務局職員

事務局長 小鷹孝一
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○24番（山田雅敏議員） 一般質問をいたします。

最初に、まちづくり助成制度について伺います。

国の都市再生整備計画事業は、地域の歴史、文化、自然環境などの特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、平成16年度にまちづくり交付金制度として創設された制度と認識しています。

近年、まちづくり情報サイトや財団法人まちづくり市民財団では、まちづくり助成事業や助成金の応募資格、委細なども紹介しているとお聞きします。

本市では、まちづくり助成制度を通じ、まちづくり団体、町会、NPO法人に支援をしていますが、制度の概要や方法、期限などの周知が十分ではなく、なかなか利用されていないと聞いています。

最初に、まちづくり団体や町会などの活動を応援する交付金や助成事業などが小樽市のホームページで示されていますが、このうち、平成26年度にまちづくり団体などが利用した助成事業名と、その概要や利用実績をお聞かせください。

また、まちづくり団体などによるまちづくり助成制度の活用が増えることで、本市にどのような効果があるのか、お聞かせください。

まちづくり団体などにまちづくり助成制度をより利用してもらうために、今後、本市としてどんな工夫ができるのか、見解をお聞かせください。

次に、人口減対策について伺います。

政府の人口減対策と地方創生の最終案がまとまったと聞きます。

戦略の内容は、若者の東京転入超過の抑制を当面の目標と設定、地方に今後5年間で若者30万人分の雇用目標を掲げ、地方の雇用対策と人口増への取組と聞きます。

最初に、若者の都市への流入を抑制するための対策が示されましたが、その対策を数字なども交えてお聞かせください。

次に、国は、地方自治体にも地方版総合戦略の策定を求めています。本市では、昨年8月に人口対策庁内検討会議を発足させ、施策の方向性や行う事業を1年かけ検討されています。

そこで、半年過ぎ、中間までの議論の中で、大まかな議論や方向性、方針などをお聞かせください。

次に、関連して、移住・定住策についてお聞きいたします。

今年度も、道央圏の北広島市をはじめとする各自治体が移住促進・定住対策に知恵を絞っています。三笠市ではテレビCM、江別市、教育支援、北広島市、住宅助成、恵庭市、子育てバスツアー、室蘭市、固定資産税の優遇、空知管内秩父別町、定住促進団地の分譲、厚真町、賃貸住宅の整備、当別町、移住体験事業、蘭越町、移住歓迎米など11項目の定住策、壮瞥町、専用賃貸住宅整備、浦河町、体験移住住

宅があります。

一方、石狩市では、近隣自治体で人口を奪い合う移住者政策より、子育てしやすい環境と雇用を生み出す総合的な政策と長期的なビジョンで人口を増やす努力が必要と考え、助成制度はないと聞きますが、本市の現状をお聞かせください。

次に、本年1月18日、東京ビッグサイトで、地方の自治体が都市住民を受け入れ、地域のために活動してもらう地域おこし協力隊による移住・交流&地域おこしフェアが行われ、北海道から九州まで200以上の自治体が説明を実施、昨年の倍近い約6,800人が訪れたと聞きます。地域おこし協力隊導入の取組について、どういった効果を及ぼすものか、本市の見解をお聞かせください。

次に、消防団と地域防災についてお聞きいたします。

地域の消防防災体制の中核的存在として、消防団の役割が多岐にわたり拡大しています。平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、1年が過ぎました。

最初に、この法律制定の趣旨と主な内容についてお示しください。

また、この法律制定以降、消防団を中核とした地域防災力の強化に関して、本市として取り組んできた事柄があればお答えください。

次に、全国的に長期にわたる消防団員の減少が大きな問題と捉えられていますが、団員確保対策の一つとして、消防団協力事業所表示制度があります。この制度は、事業所の消防団活動への協力を社会貢献として広く認めるとともに、事業所の協力を通じ地域防災体制をより一層充実させることを目的にしたものであると承知しております。

まず、本市における消防団協力事業所数について、3年間の推移をお示しください。

また、協力事業所数を増やすための方策について、現在、検討されていることがあればお答えください。

この項の終わりに、消防団員確保のための方策として、機能別団員、機能別分団という取組をしている消防団があると聞いています。

まず、機能別分団とはどのような分団なのか説明の上、本市において機能別分団を取り入れる考えはないのか、お答えください。

次に、子供の貧困対策についてお聞きしてまいります。

国連開発計画(UNDP)が2014年7月に出した人間開発報告書2014年版によると、国民生活の豊かさを示す豊かさ指数(HDI)の1位はノルウェーで、2位のオーストラリア、3位のスイスなど、以下欧米諸国が並ぶ中、日本は韓国の15位よりも下位の17位と発表、こんな我が国で、現在、子供の貧困についてショッキングなデータが示されました。厚生労働省の相対的貧困率の平成24年データでは、16.3パーセントと、我が国における貧困状況にある子供の割合がかなり高いと聞きます。

また、ユニセフ・イノチェンティ研究所のレポートカード10におさめられている子供の貧困測定では、平成21年ころのデータにより測定された各国の貧困率が示されており、日本は、先進国中、ワースト4位の貧困率となっています。そこでお聞きいたします。

昨年1月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、1年たった今、今年1月12日に「子ども食堂」サミットが東京都内で開催されました。経済的な苦しさが親から子に引き継がれる貧困の連鎖に歯止めをかけるための一助と聞きます。

最初に、子供の貧困対策にかかわって、各地で学習支援や食事の提供が行われていると聞きますが、主な取組についてお聞かせください。

あわせて、道内や本市で、これらの取組があれば、お聞かせください。

次に、新年度を迎え、入学準備となる3月、児童の就学が気になります。準要保護の就学援助を受ける児童・生徒の3年間の推移をお聞かせの上、周知の方法や審査の結果、数値など、手続の流れをお聞かせください。

次に、市立病院の物品について伺います。

昨年12月1日に、本市の二つある市立病院が統合され、以前のようになれ親しんだ多くの患者が病院を訪れています。院内会議では、以前は、少ない患者をどう多く呼び込むか話題でしたが、現在は、来院する多くの患者の対応に話題が移っていると聞きます。

多くの患者が訪れるようになった小樽市立病院で、新たに契約した主な業務、両病院の医事業務統合の考え方、消耗品や地元食材の購入率など選定理由が述べられていました。

そこで、お聞きいたします。

小樽市立病院で多く使われる医薬品や事務用品など、また、消耗品、食材などの、昨年度の地元からの納入率は約80パーセント程度と聞きます。医薬品や消耗品、食材などに分け、3年間の年ごとの内容をお聞かせください。

今まで以上に小樽市民に愛される病院になることを期待するものです。

次に、空き家条例に関連して何点かお聞きいたします。

国土交通省の集計では、平成26年4月時点で空き家条例を持つ自治体は355自治体に及び、半数程度が行政代執行に関する条項を盛り込んでいると聞きます。

昨年11月19日、空家等対策の推進に関する特別措置法が成立、固定資産税などの情報を内部で利用することや立入調査を条件つきで認める等が柱であると聞きます。

そこで、お聞きいたします。

本市では、これまで空き家対策は各部署で連携をとり、対応を推し進めていますが、来年度、事業を推進するに当たって、窓口の一元化や、さらなる取組を期待するものです。

今後の事業推進に向け、本市はどのような体制で臨んでいくのか、お伺いいたします。

次に、老朽家屋は放置されたままだと、青少年の非行や不審者の侵入、火災や倒壊のおそれがあるが、解体助成金制度を取り入れる自治体は少ないと聞きます。

ネットで解体業者を紹介する解体サポートによれば、建物解体、足場養生、重機回送が本体の解体費用で、坪単価3万円から3万5,000円が目安と聞きます。

そこで、現在、この助成制度を持つ自治体をお示しください。

この項最後に、近年、放置される空き家の初期費用と、毎月100円程度で見回り巡回や巡回報告書を写真つきで作成してくれるサービスもあると聞きます。

国は、平成27年度の税制改正大綱に、固定資産税の住宅用地の特例措置を見直す方針を示しました。

今後、中古住宅の活用やまちの中心部に住居と職場の機能を集めるコンパクトシティ化がますます必要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

次に、教育に関連して、小・中学校の統廃合基準についてお聞きいたします。

国では、学校教育法施行規則などの関係法令で、学校の適正規模等の標準を示すとともに、昭和31年に、当時の文部事務次官の通達により、学校を統合する場合の基準などを示す学校規模の適正化の推進を各自治体に求めてきました。

本市では、児童・生徒の減少を受け、平成21年に適正化基本計画を策定し、学校再編を進め、これまで小学校3校を統合してまいりました。

当初の通達から59年が経過し、59年前と昨年度を比べると、全国に1,858万人いた小・中学生は半減し、

学校は4万校から約2割余り減ったと聞きます。このような社会情勢の変化を受けて、文部科学省では、統廃合基準を見直し、本年1月27日に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定、全国の自治体に通知したと承知しております。

そこで、何点かお尋ねいたします。

まず、文部科学省の手引策定の背景と手引の位置づけをお聞かせください。

また、手引策定による本市の適正化基本計画への影響についてお聞かせください。

続いて、教育に関連して、ノーゲームデーについてお聞きいたします。

昨年の第3回定例会における代表質問で、全国学力・学習状況調査と同時に行われた質問紙調査で、本市の子供は勉強時間が全国平均以下であると聞きました。

そこで、現在、北海道教育委員会と北海道子どもの生活習慣づくり実行委員会が、毎月第1・第3日曜日をノーゲームデーとするよう呼びかけ、話題になっていると聞きます。全国の調査では、北海道の子供の学力は全国平均を下回っていて、その対策の一環だと私は感じました。

最初に、この呼びかけをした経緯と施策の内容を具体的に示し、本市の状況をお示しください。

次に、学校では、情報教育の一環としてパソコンを活用した学習に取り組んでいますが、ネットワーク上のルールやマナー、人権侵害など、指導することと家庭で携帯電話を使ってメールのやりとりをする児童・生徒が増えた面、保護者の家庭教育が重要であり、あり方が問われています。

ゲーム機やパソコンなどの情報モラル教育に対して、本市の考えや今後の推進策があればお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 山田議員の御質問にお答えします。

初めに、まちづくり助成制度について御質問がありました。

まず、まちづくり団体などが利用した平成26年度の助成事業につきましては、三つの事業で利用実績がありました。

一つ目の助成事業は、本市のふるさとまちづくり協働事業で、公益性の高いまちづくり事業を主体的に実施する団体に対し助成金を交付する制度で、実績は12件となっております。

二つ目の助成事業は、北海道の地域づくり総合交付金で、民間等が地域課題の解決や地域の活性化を目的として取り組む事業に交付金を交付する制度で、実績は15件となっております。

三つ目の助成事業は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業で、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図る事業に助成金を交付する制度で、実績は1件となっております。

次に、まちづくり助成制度の活用が増えることによる本市への効果につきましては、市内におけるまちづくり団体等の活動を後押しすることで、多くの市民や団体がまちづくりに参加しようとする機運が次第に高まり、地域社会の活性化につながっていくものと考えております。

次に、助成制度の利用増に向けての取組につきましては、広報誌やホームページなどでよりわかりやすく制度内容の周知を行うことで、助成制度の利用の拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、人口減対策について御質問がありました。

初めに、国が示した東京一極集中の是正を目指す若者の都市への流入を抑制する対策につきましては、

雇用を生み出す力を持った地域産業の競争力強化に取り組むことにより、2020年までの5年間の累計で、地方に30万人の安定した雇用を創出することが示されており、その内訳としましては、地域の起業3万人、中核企業支援8万人、サービス産業6万人、農林水産業5万人、観光8万人となっております。

また、こうした取組と移住促進や地元出身者の地元での就職率向上などを結びつけることで、地方へ新たな人の流れをつくることにより、東京圏からの転出を4万人増加、地方からの転入を6万人減少させ、転出・転入の均衡を図ることで東京一極集中の是正を目指すことが示されております。

次に、人口対策庁内検討会議でのこれまでの議論や方向性、方針につきましては、本市人口の現状についての共通認識を持つとともに、これまでの取組について整理を行った上で、人口対策としてどのような取組を進めていくべきか議論を進めたところであります。

現時点での大きな方向性として、産業振興による働く場の創出・拡大、子育て支援と教育の充実、生活環境の整備の三つを検討に向けたポイントとしたところであります。

今後は、検討を加速させながら、まち・ひと・しごと創生法で努力義務とされた本市の総合戦略策定に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の移住促進、定住対策など、人口対策の現状につきましては、人口の減少はさまざまな要因が複雑に関係する複合的なものであることから、企業誘致や地場企業への支援のほか、交流人口の拡大に向けた観光客やクルーズ客船の誘致など、市内経済の活性化による雇用の場の創出を図るほか、子供を産み育てやすい環境の整備、本市への移住促進に向けた取組など、総合的かつ着実に実施していくことが重要であると考えております。

次に、地域おこし協力隊導入の効果に対する見解につきましては、地域おこし協力隊は、生活の拠点を都市圏から地方に移し、イベントの応援など、地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域力の維持・強化に資する活動を行いながら、地域への定住・定着を図る取組であると認識しております。

その効果としましては、地域活動の担い手が減少している地域において、コミュニティの維持につながることや地域にはない斬新な視点による取組が期待できることから、都市から地方への定住が促進されることなどが挙げられております。

次に、消防団と地域防災について御質問がありました。

まず、法律の制定趣旨につきましては、消防団を中核として地域防災力を強化し、住民の安全の確保に資することであり、主な内容につきましては、消防団の強化を図る施策として、団員確保や処遇改善、装備の充実など、地域防災力の強化を図る施策として、防災に関する指導者の確保や育成、自主防災組織の訓練などとなっております。

また、本市の取組では、分団長や副分団長に対し、法律の内容に関する研修会を開催したほか、昨年、銭函地区で開催した消防フェアでは、北海道と連携し、消防団のPRと入団募集を行うとともに、消防団員の処遇改善として、退職報奨金の一律5万円の増額を行ったところです。

次に、消防団協力事業所についてですが、まず事業所数は、平成24年度、25年度はいずれも12事業所となっておりますが、今年度は新たに3事業所より申請が提出されたことから、15事業所となる見込みであります。

また、協力事業所を増やすための方策についてですが、現在は、消防本部のホームページに制度の趣旨や登録事業名を掲載し、PRに努めておりますが、今後、他都市の取組などについても調査してまいりたいと考えております。

次に、機能別分団についてですが、機能別分団は、通常の訓練や活動を行う一般団員とは異なり、自

分の時間の許す範囲で特定の技術・技能に特化した活動に参加する団員をいい、新たな団員の確保と消防団活動の補完をしようとするものです。

本市では、現在のところ、機能別分団の導入は考えておりませんが、団員が有するさまざまな技術等の活用につきましては、今後とも十分考慮してまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困対策について御質問がありました。

まず、子供の貧困対策に係る学習支援につきましては、全国的に自治体などが生活保護及び生活困窮世帯の子供を対象に、高校進学に向けた学習塾の開催や進学後の中退防止に関する支援などを行っております。

また、食事の提供につきましては、首都圏を中心に、NPO法人などが生活困窮や親の不在等で十分な食事がとれない子供のために、無料又は低額での食事提供を行う、いわゆる「子ども食堂」の取組などを行っております。

次に、道内や本市における取組についてですが、学習支援につきましては、道内では、北海道が各振興局で町村の生活保護受給世帯の中高生を対象とする学習支援事業を実施しているほか、札幌市、旭川市など、8市が独自に学習支援事業を実施しておりますが、本市においては実施しておりません。

また、食事の提供につきましては、確認している限り道内で実施しているところはなく、本市においても同様の取組は行っていないものであります。

次に、空き家条例に関連して御質問がありました。

まず、今後の空き家対策に向けての体制についてですが、これまで行ってきた空き家の情報収集や現地確認、市民からの相談や苦情対応のほか、昨年11月に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、必要な措置について検討を行っていくことになっております。このため、来年度、建設部において専任の職員複数名を配置し、空き家対策を効率的かつ総合的に推進しようと考えております。

次に、解体助成制度を持つ自治体につきましては、北海道内で申し上げますと、旭川市や紋別市のほか、後志管内では島牧村などで実施されており、平成26年4月に国土交通省が実施した調査によりますと、全国で203の自治体が制度を有しているとされております。

次に、中古住宅の活用とコンパクトシティ化についてですが、まず中古住宅の活用につきましては、管理不全な空き家の発生防止策としても有効であることから、現在、本市が行っている空き家・空き地バンク制度のさらなる充実などを図ってまいりたいと考えております。

また、コンパクトシティ化につきましては、本市におきましても人口減少や少子高齢化などの社会動向を考慮した、より利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めることが課題であると認識しており、その手法の一つとして、今後、まちなかにある既存の民間共同住宅の空き家を公営住宅として借り上げる制度について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 山田議員の市立病院の物品についての御質問にお答えいたします。

市立病院で使われている医薬品、消耗品、食材の過去3年分の市内業者からの納入率についてのお尋ねがありました。

まず、医薬品ですが、平成24年度は82パーセント、25年度は81パーセント、26年度は、12月分までですが、75パーセントとなっております。

消耗品は、24年度83パーセント、25年度81パーセント、26年度82パーセント。

食材については、病院で直接購入しておりませんので、委託業者からの聞き取りであります、24年

度が87パーセント、25年度86パーセント、26年度79パーセントとなっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子供の貧困対策にかかわって、就学援助について御質問がありました。

まず、本市の小・中学校の全児童・生徒のうち、準要保護家庭に対する就学援助を受けている児童・生徒の割合についてですが、平成24年度末で23.8パーセント、25年度末で23.0パーセント、26年度は1月末時点で22.7パーセントとなっております。

次に、就学援助に係る周知の方法や審査の結果などについてですが、保護者への周知方法としては、在校生にあっては、2月上旬に各小・中学校の児童・生徒を通じ、全保護者に就学援助のお知らせと申請書を配付しております。また、小学校入学予定者については、各小学校で、2月上旬から中旬に実施する入学説明会の際にこれらを配付しております。

就学援助を希望する保護者は、在校生にあっては2月下旬までに、新入生にあっては入学式までに、申請書に収入を証明する書類を添付し、学校を通じて教育委員会に提出し、教育委員会では書面審査を行い、その結果について、4月中旬から5月上旬にかけて各学校を通じ保護者に通知することとしております。

次に、教育に関連して御質問がありました。

初めに、小・中学校の統廃合基準見直しについてであります。まず文部科学省が手引を策定した背景とその位置づけにつきましては、文部科学省では、全国的な少子化の進展により学校の小規模化が進み、クラス替えができず、人間関係が固定化すること、体育などの集団学習に制約が出ることなどの教育上の諸課題が懸念されることを背景に、各市町村が統合の検討を行うに当たっての参考資料として、標準的な学校規模、通学距離や時間などの目安、統合を進める上での配慮すべき事項などを示したものと承知しております。

次に、手引策定による本市の適正化基本計画への影響についてであります。文部科学省が策定した手引は、望ましい学校規模を、小学校では12学級以上、中学校では9学級以上とし、徒歩による通学距離を小学校では4キロメートル以内、中学校では6キロメートル以内、さらに交通機関を利用する場合にあっては、通学時間をおおむね1時間以内とするなどの目安を示したものであります。本市が小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき進めている学校再編は、この手引の内容に沿ったものとなっており、特に影響はないものと考えております。

次に、ノーゲームデーについてでございます。まずノーゲームデーを設定した経緯につきましては、北海道、北海道教育委員会、札幌市教育委員会、北海道PTA連合会などで組織する北海道子どもの生活習慣づくり実行委員会が電子メディアへの接触する時間を見直す取組のどさんこアウトメディアプロジェクトの一環として三つのメッセージを発し、その具体的な行動の一つとしてノーゲームデーの取組を推進するものであります。それを受けて、北海道教育委員会がノーゲームデーの推進について、市町村教育委員会や各学校へ通知を発したものであります。

次に、施策の具体的な内容につきましては、ノーゲームデーは、毎月第1・第3日曜日に、大人も子供も各家庭の中でゲームを行わず、家族団らんを大切にすることを通して、望ましいネット利用に向けたルールづくりの促進を図ることを目的としたものであります。

次に、本市の状況につきましては、教育委員会においては、平成24年度から、携10運動を通し、10時以降は携帯電話やインターネットの使用を制限することや、ネットパトロールによる不適切な書き込み

などをインターネット上で監視する取組を行っております。また、現在、市内の小・中学校6校において、学校独自のノーゲームデーを設定するなどの取組を行っております。

次に、情報モラル教育に対しての本市の考え方や今後の推進策についてであります。本市の児童・生徒は、全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、携帯電話やスマートフォンを1日1時間以上使用している割合が、小学生では全国より4.1ポイント、中学生では10.2ポイント高く、またテレビゲームなどをやる時間においても4時間以上する割合が、小学生では全国より5.9ポイント、中学生では10.2ポイント高い結果となっており、看過できない状況にあると認識しております。

現在、小樽市情報モラル対策委員会では、市内全ての保護者を対象にスマートフォンやパソコンによるインターネット利用にかかわるアンケート調査を実施し、3月中に結果を取りまとめることとしており、その結果を参考として子供たちにおいては、児童会や生徒会活動の中でみずから取り組む方法について議論を深める取組や大人にできることとして、市町村教委、学校、保護者などが一体となった具体的なルールづくりを早急に進めるなど、北海道教育委員会のノーゲームデーの活動と連動した実効性のある取組を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 24番、山田雅敏議員。

○24番(山田雅敏議員) 最初に、病院局長にお聞きしますが、今、るる医薬品や消耗品、食材など、平成24年から26年度をお聞きいたしました。この中で、医薬品、24年度から26年度へは、75パーセントに減っております。また、食材に関しても、24年度から26年度に関しては、87パーセントから79パーセントに下がっておりますが、この下がった経緯と理由を聞かせていただきたいと思っております。

次に、教育長にお聞きしますが、今回、子供の6人に1人が貧困ということであるというデータが示されたわけですが、一説によると、子供の貧困に対して、その結果が最近の不登校だとか引きこもりの要因にはなっているのではということも言われております。子供の貧困、これがこういうようなことにも影響を与えているのではないかと、その点について、教育長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思っております。

その2点、お聞きいたします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 小樽市立病院事務部長。

○小樽市立病院事務部長(笠原啓二) 山田議員の再質問にお答えいたします。

まず、医薬品の関係で、平成26年度の12月分までの納入が24年度、25年度に比べて下がっている理由でございますけれども、26年度から両院が院外処方になった関係がございまして、市内から納入できない医薬品の割合が増えたということで市内の購入率が下がっている状況でございます。

もう一点、食材も割合が下がっているということで、この割合につきましては、12月の新市立病院開院後、委託事業者が新しい調理器具等を使用していく中で、調理にふなれな部分等がございまして、加工食品を多く使っているというようなことで市内の調達率が下がっているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 子供の貧困が不登校などに影響しているのではないかと、という件でございますけれども、そのような具体的な事項についての調査結果はございませんけれども、実態を見れば、やはり家庭の状況というのが不登校などに大きく影響しているということがございますので、今後、子ども・

子育て支援対策の一環として、福祉部などと連携しながら、その対策も十分講じていかなければならないものと考えております。

○議長（横田久俊） 山田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 一般質問いたします。

議員に初当選してから2期8年目となりました。この間、28パーセント台であった本市の高齢化率は、平成27年1月末現在で36パーセント台となり、私に寄せられる高齢者世帯が抱える悩みや相談件数は年々増えております。中でも、ここ数年続いている大雪で、高齢者がみずから行う除雪作業は身体的にも精神的にも大きなダメージを与えており、今後ますます増えるであろう除雪弱者への対策をさらに進めることが大切であると強く感じております。

先月、ある高齢者宅に行きました。車が入ることのできない小路を上っていくと目的のお宅があります。家の近くまで行くと、除雪がされておらず、30センチほどの積雪が5メートルほど先の玄関まで続き、やっとの思いでたどり着きました。ひとり暮らしのこの方は、3日ほど降り続いた雪で体調を崩し、除雪作業ができずにいたそうであります。また、訪問宅の周りには空き家もあり、ここで暮らす高齢者は、自宅だけでなく、隣接する空き家の前も除雪しなければ公道に出ることができない状況でした。除雪した雪を堆積するスペースも限られると、高く積み上げる作業を行うのは高齢者には厳しいものがあります。除雪が思うようにできないため、車椅子を運んで夫を迎えに来てくれるデイサービスを冬期間は断っている、そのような相談者の声も聞かれるようになりました。

このように、今後ますます増えるであろう除雪弱者に対して、安心して冬期間の生活ができるよう支援対策の充実を図ることが求められていると考えます。

そこで、何点か伺います。

本市では、小樽市社会福祉協議会との連携により、ボランティアを活用しながら高齢者や障害者等を対象にした福祉除雪サービスを行っておりますが、サービスを受けられる対象者になっていながら、除雪を担う人員不足を理由にすぐ対応してもらえなかったという方もいると聞いています。

現在行われている福祉除雪サービスのうち、福祉除雪、屋根の雪おろし助成について、今年度の登録世帯の利用状況はどのようになっていますか、御説明願います。

また、利用者からの意見や要望の説明をお願いするとともに、福祉除雪サービスの課題についてお聞かせ願います。

本市の厳しい財政状況や高齢化などを勘案すると、年々増加する除雪弱者対策を進めるには行政だけの力だけでなく、地域住民の協力が不可欠であります。

ある自治体では、除雪ボランティアの拡充のため、「共助」「協働」「交流」を基本方針に掲げ、除雪ボランティアセンターを開設、社協が中心となり、地域住民、そして行政が連携をとり、さまざまな活動をしております。ここでは、中学生を対象に雪かき塾を開催したり、除雪ボランティア活動に訪れたゆるキャラくまモンの除雪作業を小学生が応援する交流除雪ボランティアを開くなどして、担い手育成にも取り組んでおります。

本市のボランティア活動は、小樽市社会福祉協議会が中心となり進められておりますが、地域の除雪活動をしている市内のボランティア組織や民間企業はどのくらいあるのか把握されていますか。除雪の活動状況についてもお聞かせ願います。

市内には、近隣住民で助け合いながら地域の除雪を行っているところも多く見受けられますが、頼りにしている近隣住民も高齢化し、二、三年の間に除雪できる人が誰もいなくなるのではと危惧している方もおります。

今後、積極的な取組が必要と考える除雪ボランティアの拡充と担い手の育成にどのように取り組んでいこうとお考えでしょうか、お聞かせ願います。

次に、移動式小型融雪機の貸出し制度についてです。

高齢者や障害者等の方で、みずから除雪を行っている世帯の中には、自宅敷地内に雪を置くスペースがないため、玄関以外の窓は雪に覆われ、日常生活に支障を来しているケースやマナー違反と思いつながらやむを得ず自宅前の道路へ積んでしまうケースなどがあります。除雪の労力は過大であり、除雪弱者や支援する側の労力軽減策も今後の課題ではないでしょうか。

移動式小型融雪機は、このような世帯に対して容易に雪処理が行えるのが特徴で、近隣住民の手助けなども少人数で支援が可能です。他の自治体では、移動式小型融雪機の貸出し制度で、除雪ボランティア活動に対する支援を行っているところがあります。

今後、本市でも検討していただきたいと思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

本市の高齢者等の世帯の中には、除雪を行うことが困難となり、生活に最低限必要な通路の確保すらも難しいと訴える方が増えました。中には、施設入所を希望する方、マンション等へ引っ越しされる方もいて、本市の空き家の増加、人口減少の要因の一つになっていることが考えられます。

現在の雪対策だけでは、住みなれた地域で暮らし続けることさえ苦痛になってしまう懸念があり、心配です。

小樽市総合計画の雪対策の基本施策は、市民との協働による雪対策の推進であり、除排雪サービスに対する市民ニーズが多様化している今、市民との協働による雪対策のあり方を協議していかなければならないときに来ていると感じています。

今後、市民との協働による雪対策について、どのように市民との連携を図り、除排雪体制の確立を図っていられるのか、市長の御所見を伺います。

次に、認知症対策・新オレンジプランについて伺います。

厚生労働省が本年1月7日に出した、団塊世代が皆75歳になる10年後の2025年に、認知症の方が約700万人、有病率が上昇する場合は最大で730万人に達するとの推計に波紋が広がりました。これは、2025年になる前に、国民の20人に1人、高齢者の5人に1人が認知症になる計算です。

以前から質問させていただいている認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランは、国家戦略、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）としてまとめ、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて国を挙げて取組が必要とされ、「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」や「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」「若年性認知症施策の強化」、そして「認知症の人の介護者への支援」など、七つの柱から成っております。

そこで、新オレンジプランの本市の取組について何点か伺います。

初めに、認知症サポーターについてです。

認知症対策を進める上で、認知症について正しい基礎知識を身につけ、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターの養成について、本市でも積極的に取り組んでいただいております。

私は、以前から、今後増え続ける認知症の方々を住みなれた地域で支えるため、認知症サポーターの皆さんが見守り役としてだけでなく、支援者として活動できないか提案してきましたが、国の考えがそこまで求めていない理由から進んでおりませんでした。

しかし、新オレンジプランでは、認知症サポーターがさまざまな場面で活躍してもらうことに重点を置くことや認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、より上級な講座などを地域や職域の実情に応じた取組を推進することが盛り込まれ、サポーターの人数の目標も新プランでは800万人に引き上げられました。

そこでお伺いいたしますが、直近の小樽市の認知症サポーターの人数と今後の目標についてお考えをお聞かせ願います。

人口17万4,000人の苫小牧市では、人口の5.8パーセントに当たる約1万人が認知症サポーターに登録し、さらに意欲のある市民を対象にスキルアップ講習やグループホームでの体験実習も行われ、認知症高齢者を地域で支える取組が進んでおります。

高齢化率の高い本市こそ、認知症サポーターが認知症の方と家族を手助けし、支援者として活動できるよう積極的に取り組むべきと考えますが、今後どのように推進していくのか、市長の見解をお伺いいたします。

認知症高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送るために、早期診断、早期対応が求められております。その上でも、認知症疾患医療センターへの体制整備や新オレンジプランで、2018年度から全ての市町村で実施されることになった認知症初期集中支援チームの設置は着実に進めていかなくてはなりません。

本市では、既に小樽市立病院に認知症疾患医療センターが設置されており、道の指定を受けてから約8か月となりますが、センターの役割について説明願います。

また、センターでの取扱件数はどのくらいになっているのか、専門医療相談件数、認知症に係る外来件数、そして、そのうち認知症と診断された件数についてもお聞かせ願います。

今年度、かかりつけ医等との連携はどのように行われてきたのでしょうか。課題についてもお聞かせ願います。

次に、認知症初期集中支援チームですが、看護師等が認知症の疑いのある高齢者等の自宅を訪問し、早期発見、早期対応につなげ、支援者が認知症本人や家族の相談を受け、必要な医療や介護サービス等の方向性を検討し、自立した生活のサポートを行うとされています。

今までの私に対する答弁からも、本市では、専門職の人材確保や医療と介護の連携など、課題が多いということですが、第6期介護保険事業計画の中でどのように取組が推進されることになったのか、お答えください。

特に認知症高齢者等、家族への支援を円滑に進めるには、かかりつけ医との連携や情報の共有が必要であります。そのため、小樽市医師会と連携体制の協議をしっかりと行っていただきたいと思いますが、具体的にどのように進められるのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、住宅の防火対策について伺います。

昨年11月の市長定例記者会見で発表された小樽市の住宅火災死者ゼロ1000日達成は、消防本部をはじめ地域防災に御尽力いただいている消防団の活動、そして市民の防火意識の向上がもたらした結果だと思っております。

しかし、先月、花園で起きた火災は、まことに残念ではありますが、お一人の方がお亡くなりになり、改めて防火・防災意識の啓発と火の元の安全確認の重要性を感じたところです。

市内における火災件数は、住宅用火災警報器の設置が義務づけられた平成23年が67件で、以降、減少傾向となり、24年47件、25年44件、26年38件となっています。また、そのうち住宅火災件数は、23年が18件、24年14件、25年22件、26年11件です。

全国の火災状況を見ますと、住宅火災件数、死亡者数とも減少傾向にありますが、死亡者数のおよそ7割近くが高齢者であります。高齢化が進む本市は、高齢者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯に対して日ごろからの声かけや住宅用火災警報器の設置率の向上に一層努めていただきたく質問いたします。

初めに、本市における防火意識の向上についてです。

現在、どのような取組が行われているのか御説明願います。

次に、先ほど平成23年から26年の住宅火災発生件数について説明させていただきましたが、本市の住宅火災が発生した世帯は、高齢者世帯が多いのか、状況について説明願います。

昨年、消防庁から、平成26年6月1日時点の住宅用火災警報器の設置率等の調査結果が発表になりました。これは、市町村の火災予防条例において設置が義務づけられている住宅部分のうち、1か所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合を示す設置率と市町村の火災予防条例において設置が義務づけられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合、条例適合率の調査結果であります。これによりますと、全国の設置率は79.6パーセント、条例適合率は66.9パーセントで、北海道の設置率は84.8パーセント、条例適合率は75.4パーセントと、全国数値より高くなっています。

本市の住宅用火災警報器の設置率はどのようになっていますか。

また、平成23年に住宅用火災警報器の設置にかかる経過措置が終了してから、現在までの設置率の推移についても説明願います。

さらに、未設置の住宅に対してどのように設置推進を図っているのか、お伺いいたします。

札幌市を除く道内10万他都市の設置率を見ても、小樽市の設置率は約10ポイント低いことに懸念を抱いております。設置率を全国・全道レベルまで到達するよう要望いたしますが、市長の見解をお聞かせ願います。

最後の項です。

心の健康について伺います。

警視庁のまとめによりますと、昨年1年間に自殺した人は、5年連続で減少したとはいえ、約2万5,000人の方がみずから命を絶ち、深刻なのは、15歳から34歳の若い世代の死因のトップが自殺となっている状況です。

自殺対策白書によると、若い世代の死因のトップが自殺となっているのは、先進7か国で日本だけであり、人口10万人当たり20人という数字は、2位カナダの12.2人を大きく上回っていて深刻です。

自殺の原因とされる動機については、健康問題が約半数を占め最も多く、経済生活問題、家庭問題と続いています。これらには心の健康問題が大きくかかわっているとの指摘もあり、自治体や関係機関との連携体制や相談体制の強化がまとめられております。

本市の自殺者数は、内閣府の集計資料によりますと、平成26年26人、24年19人、25年23人と推移し、全国・全道と比較しても自殺率は低くなっておりますが、25年について本市における年齢層や動機などの現状はどのようになっているのか、御説明願います。

小樽市が平成24年2月に行った小樽市健康増進計画策定のための市民健康意識調査報告書では、ストレスや悩みの相談について、約半数の人は周りに相談はあまりしない、若しくはしないと答え、約65パーセントの方が何らかのストレスを感じ、特に20歳代から30歳代の若年層のストレス度が高い調査結果が出ています。

現代社会の急激な変化は、心の健康にも大きな影響を与え、学校や勤務先の人間関係、子育てや経済的不安、介護問題など、悩みやストレスの要因は多岐にわたり、それらの不安を一人で抱え、自分自身が気がつかないうちに心の健康を崩し、みずから命を絶ってしまう最悪の事態につながってしまうこと

は大きな問題です。自殺者の大半が鬱病などの精神疾患にかかっていたこともわかっており、これらのことから、市民の心の健康に対する事業にしっかり取り組んでいただきたいと思います。市長の見解をお聞かせ願います。

また、26年度、本市が行っている取組内容と効果について御説明願います。

次に、こころの体温計について提案いたします。

小樽市のホームページで、心の健康について関係する情報や事業など、工夫をされ、発信をしております。ページの中に、ストレスや鬱病のセルフチェックなどがあり、チェック数に応じて注意を促していますが、画面上にチェックできないため、チェック数を指で数えなければならず、相談機関の案内画面にスムーズにつながっていないことが残念であります。

こころの体温計は、携帯電話やパソコンを利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムで、鬱病や自殺予防啓発事業として導入する自治体が増えてきました。健康状態や人間関係、落ち込み度などをチェックし、回答すると、金魚や猫などのキャラクターが心の状態を表示するもので、市の相談窓口や専門機関などの連絡先が表示されるようになっています。

道内では、帯広市で導入が始まり、昨年は民間バス事業者と連携し、車内にこころの体温計のポスターやステッカーを張り、自殺予防啓発活動の取組を行ったところ、新聞や広報誌等では情報が伝わりにくい若年層からのアクセスが大変多くなり、普及啓発に一役買ったそうであります。

ストレスや心の状態に不安を感じている方が一人で悩まず、相談窓口や専門機関等へ足を運ぶきっかけになる本システムの導入を本市でもぜひ行っていただきたいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、高齢者等の除雪弱者対策について御質問がありました。

まず、今年度の福祉除雪と屋根の雪おろし助成の登録世帯数などにつきましては、いずれも小樽市社会福祉協議会が行っており、2月末現在で、福祉除雪は448世帯の登録、そのうち100世帯、延べ157回の利用、屋根の雪おろし助成は612世帯の登録、そのうち265世帯の利用があったものと聞いております。

次に、福祉除雪サービスへの意見や要望、課題につきましては、社会福祉協議会によりますと、利用者からは、雪が降ったらすぐに来てほしい、家の周りを排雪してほしいなどといった意見や要望が多いとのことです。

また、課題といたしましては、平日に活動できるボランティアが少ないこと、大雪で出勤の要請が集中した際、ボランティアや社会福祉協議会の除雪作業員で対応するのにも限界があり、日にちをずらし対応せざるを得ないことなどがあると聞いております。

次に、除雪活動するボランティア組織等の数と活動状況につきましては、福祉除雪サービス事業のボランティアに登録している数で申し上げますと、企業や学生組織など23団体が登録し、その活動状況は、企業では年に一度が多く、学生組織でも年に数回ほどとなっており、団体のほとんどが週末のみの参加となっております。

次に、除雪ボランティアの拡充と担い手の育成につきましては、団体では活動日などの制限があり、

サービス利用者の要請に応えることが難しいため、活動日を限定しない、平日の昼間でも活動できる個人ボランティアを中心に拡充することが必要であるものと考えております。

しかし、この現代社会において時間に余裕のある方は少なく、担い手の確保と育成は大きな課題でありますので、社会福祉協議会と話をしてみたいと考えております。

次に、移動式小型融雪機の貸出制度につきましては、社会福祉協議会に伺いましたところ、ボランティアが除雪を行う際、複数のグループに分かれ別々の場所で作業を行う場合もあり、運搬などの問題があることから導入は難しいとのことでありましたが、市としましては、実施している旭川市など、他の自治体の事例などを調査してみたいと考えております。

次に、市民との協働による雪対策につきましては、現在、貸出しダンプ事業、砂まきや除雪ボランティア事業により市民との協働を進めておりますが、今後ますますこれらの取組が重要になってくると考えております。

このことから、除雪懇談会などを活用し、多様化する市民ニーズを的確に捉えるとともに、市民との協働を進めるため、社会福祉協議会など、関係団体との連携を図るとともに必要な支援に努め、効率的な除排雪体制の確立を図ってみたいと考えております。

次に、認知症対策・新オレンジプランについて御質問がありました。

まず、本市の認知症サポーターの人数につきましては、平成27年1月末現在で5,986人となっております。

また、今後の目標についてですが、本市として独自の目標は設定しておりませんが、新オレンジプランでは、29年度末に全国で800万人を養成することを目標としており、これを本市の人口割合で算出しますと7,800人程度になると考えております。

次に、認知症サポーターが支援者として活動するための取組につきましては、本市としてどのような取組が必要なのか、今後、他都市の事例などを参考にしながら、認知症の人を支える家族の会や認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトなどの関係者と協議してみたいと考えております。

次に、認知症初期集中支援チームの取組につきましては、第6期介護保険事業計画の中で、小樽市医師会や小樽市認知症疾患医療センターなど、関係機関との協議、連携が必要なことから、準備期間を設け、平成30年度までの実施を目指すこととしており、27年度以降、支援チームの設置に向けて準備を進めていきたいと考えております。

次に、認知症高齢者等、家族への支援を進めるための医師会との連携体制につきましては、昨年10月に、小樽市医師会を中心に、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、リハビリなどの専門職や市などの関係機関で構成するおたる地域包括ビジョン協議会が設立され、医療・介護の連携について協議していくこととなりました。平成27年度には、協議会の議論も踏まえ、医療機関や介護サービスに関する資源の把握、関係者の研修事業などの実施を予定しております。

また、第6期介護保険事業計画では、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れを示す認知症ケアパスの作成に取り組むこととしており、作成に当たっては医師会等とも十分協議してみたいと考えております。

次に、住宅の防火対策について御質問がありました。

まず、本市における防火意識の向上についての取組につきましては、全国的に行われる春・秋の火災予防運動や本市独自で行っている歳末特別警戒、シルバーふれあい防火週間、焼死火災防止強調運動において、女性防火クラブなどの市民防災組織と協力し、各種防火行事を開催しているほか、防火訪問や

立入検査を通じて市民や事業所における防火意識の向上に努めております。

次に、平成23年から26年までの4年間における高齢者世帯の火災発生状況につきましては、全住宅火災件数の約35パーセントとなっております。

次に、住宅用火災警報器の設置率につきましては、平成26年の設置率は68パーセントとなっており、また、23年からの推移では、23年が62.3パーセント、24年が71.9パーセント、25年が76.3パーセントとなっております。

次に、未設置の住宅に対する設置推進についてですが、未設置が確認された世帯に対しては、実際の奏功事例を基に、その必要性和効果を説明し、設置を促すとともに、各町会の回覧板や小樽市ホームページの活用により広く市民に広報することで設置推進を図っております。

次に、設置率を全国・全道レベルまで引き上げることについてですが、住宅用火災警報器は火災の発生を早期に知らせ、初期消火や逃げ遅れ防止に大変有効ですので、引き続き、さまざまな機会を捉えて、その有効性や必要性について周知に努め、多くの市民の皆様にご理解いただけるよう取り組んでまいります。

次に、心の健康について御質問がありました。

まず、平成25年の本市における自殺者の年齢層や動機の現状につきましては、警察庁の発表によりますと、年代別の自殺者数は、20歳代が2名、30歳代が4名、40歳代が3名、50歳代が3名、60歳代が8名、70歳代が1名、80歳以上が2名であります。また、動機別では、一部重複しておりますが、家庭問題が3名、健康問題が10名、経済・生活問題が2名、男女問題が1名、その他が4名、不詳が9名となっております。

次に、市民の心の健康に対する事業の取組につきましては、心の健康は生活の質に大きく影響するものであり、重要なことと考えております。

本市といたしましては、第2次健康おたる21の中で、心の健康に対する事業をしっかりと取り組んでまいります。

次に、平成26年度における本市の心の健康に対する主な取組につきましては、自殺予防に関するところでは、啓発用のチラシを市内の企業、福祉施設など約680か所に配布するとともに、街頭キャンペーンを8月と12月に行っております。また、自殺予防のための人材育成及び連携体制を整備するための研修会を10月に開催したほか、企業などに対して健康教育を行っております。本市の取組は、国が定めた自殺総合対策大綱により進めており、効果があるものと考えております。

次に、こころの体温計システムの導入につきましては、本市といたしましては、まず類似のシステムである厚生労働省のこころの耳を活用してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 千葉議員の認知症疾患医療センターについての御質問にお答えいたします。

初めに、認知症疾患医療センターの役割についてのお尋ねがありました。

まず、認知症疾患医療センターは、専門的医療の提供のほか、地域のかかりつけ医、地域包括支援センター、介護サービス事業者、行政機関等と連携を図りながら、認知症の方が住みなれた地域で安心して生活できるよう地域の認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的としており、そのための役割は六つあります。一つは専門医療相談の実施、二つ目は認知症の診断とその初期対応、三つ目は身体合併症、周辺症状への急性期対応、四つ目は地域連携の推進、五つ目は専門医療、地域連携を支える人材の育成、六つ目は情報発信でございます。

次に、認知症疾患医療センターでの取扱件数についてのお尋ねがありました。

昨年7月16日の指定以降、本年2月20日までの期間では、専門医療相談は14件、認知症に係る外来件数は73件、そのうち認知症と診断された患者は67件でございます。

次に、かかりつけ医との連携についてのお尋ねがありました。

まず、後志管内各地域の医師会、地域包括支援センター、介護関係者、行政機関などの連携促進を図るため、後志認知症疾患医療連携協議会を設置し、今年度は2回開催しております。また、小樽市、岩内町、倶知安町、黒松内町において、かかりつけ医、医療・保健・福祉スタッフ、地域住民を対象とした研修会、講演会を6回実施し、認知症疾患医療センターの目的、役割等について周知するとともに、各地域の特性や状況について把握に努めているところであります。今後、さまざまな課題がはっきりしてくるものと考えております。

今後引き続き、後志地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、取組を進めていくつもりでございます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) 1点、除雪弱者対策について伺います。

今、市長からいろいろ答弁をいただいたのですが、小樽市としては、先ほどお話があったとおり、貸しダンプですとか、砂まきボランティアということで、対策は進められているのですが、私これから課題ではなく、大きな問題になると感じているのは、そういう手が届きにくいところの問題が非常に大きくなってきていると思っています。ボランティアも少ない、社協とともに何とかやっていくという話を伺ったのですが、今回いろいろ回って4年前と比べると、高齢者の除雪に対する不平不満というよりは、困難さが非常に増していると思っています。ですから、貸しダンプの入るところはいいのです。ただ、入らないところの対策をこれからどうやっていくかということに、もう少し雪対策課と福祉の横の連携をとりながら計画をしっかりと進めていただきたいと思っています。その辺について、もう一度御答弁をお願いします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 千葉議員の再質問にお答えします。

先ほど、御質問の中にもありましたように、年々高齢者が増えている状況にあります。1月末で言うと、高齢者の比率が36.01パーセントという状況になっておりますので、これから小樽市といたしましては、やはり雪の多いまちでございますので、この除雪の問題については、今後ともしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、特に高齢者が増える、除雪弱者と言われる人たちに対して安心していただけるような、そういうようなまちづくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、できるだけ幅広くいろいろな皆さんの御意見を聞きながら、今後、除雪問題については取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長(横田久俊) 千葉議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時45分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○7番(小貫 元議員) 一般質問します。

最初に、市営住宅について伺います。

建築住宅課に聞いたところ、市営住宅の一般住宅の申込み倍率は、2012年度が8.8倍、2013年度が12.14倍、2014年度が5.09倍です。この数字には、募集ゼロの住宅も含まれています。最も倍率が高い住宅は、2012年度が手宮公園住宅で113倍、2013年度が勝納住宅で118倍、2014年度も勝納住宅で92倍となっています。このように、市営住宅の抽選が一部で高倍率が続いている原因について説明してください。

何人かの方から、何度応募しても市営住宅に入ることができないとの相談を受けてきました。中には、1年以上、申し込み続けながら抽選に外れている方もいます。2014年度で、1年以上申込みを続けている方はどのぐらいいるのか、説明をしてください。

小樽市営住宅条例第18条には、「特定目的公営住宅の入居」が規定されており、規則で定める条件を有する者を優先的に選考して入居者を決定するとあり、困窮事情採点表で困窮度を判断しています。しかし、採点表では、困窮度が反映されているとは言えない場合があります。例えば、障害を持っている方が、比較的新しく、階段等のない民間住宅に住んでいて普通に暮らしている場合で、引き続きその住宅に暮らせればよいのですが、何らかの事情で収入が減少し、引っ越しせざるを得ないときに特定目的住宅に申し込んだ場合、収入に対する家賃の部分は採点されても、現在の住宅に階段等がなければ障害の部分では採点されません。このような方の場合、障害を持っているということで困窮事情採点の点数がつかないようにすることが必要ではないでしょうか、お答えください。

公営住宅法第1条には、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。また、特定目的住宅に入居を求める市民は、ほかの福祉制度を必要とする場合が多くあります。行政として、住宅の供給だけでなく、必要な福祉制度へと導くことも必要です。法律の趣旨や行政の果たす役割からも、困窮度調査は指定管理者ではなく、市の直営に戻すべきと考えますが、市長の見解を示してください。

次に、ふるさと納税について質問をします。

小樽市のホームページには、「ふるさと納税は、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを実現するため」とあります。今、全国各地で、寄附をしてくれた方へお礼として、その土地の特産品を送る制度が増えています。

そこで、現在の小樽市のふるさと納税制度の税控除の対象となる寄附の内容と、直近で、小樽市へのふるさと納税に対応する寄附の件数と金額、市民がふるさと納税を活用して住民税控除を申請した件数と税額控除額について説明をしてください。

国では、ふるさと納税の拡充が検討され、住民税控除の限度額を2倍に引き上げようとしています。寄附をした人から見れば、控除の拡大はうれしい話です。しかし、寄附をした人の住む自治体では、住民税の税収減が2倍になります。税収減は地方交付税で穴埋めされますが、満額ではありませんし、全体として交付税が減っている中では影響は無視できません。

ふるさと納税は、2007年の参議院議員選挙の対策の一つとして自民党が打ち出したものです。しかし、ふるさとを壊してきた最大の原因は、自民党政治の下で当時5兆円もの地方交付税を削減し、地方経済や財政を痛めつけてきたことにあります。ふるさとを応援するといって国による地方公共団体間の財源

の不均衡調整を横に置くものです。

ふるさと納税が返礼品をもらうための寄附となっている中で、ふるさと納税制度の拡大より、国が本来の財政力格差の是正機能を発揮し、地方交付税を回復、充実させることが先だと考えます。市長の見解を示してください。

昨年12月の自民党と公明党の2015年度税制改正大綱では、「地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する」と記されています。寄附する自治体を応援したいという制度の趣旨から外れて、お返しの特産品を2,000円でもらうために自治体を選ぶようになっています。このように、寄附を集めるために原点である自治体の応援の趣旨から各自自治体が返礼品を競う状況になっていることについて、市長の見解を示してください。

市民の中には、小樽市も特産品の返礼を行ったほうがいいのではないかという意見も多数聞かれます。今後の小樽市として、ふるさと納税への対応についてどのようなことを検討しているのでしょうか、お答えください。

最後に、南小樽駅のバリアフリー化について1点のみ質問をいたします。

何度も取り上げてきたように、2020年度までに乗降客数3,000人以上の駅舎についてはバリアフリー化を進めるという国の方針に従い、JR北海道も、2020年度までに計画を立てると言われてきました。しかし、一向に示されてきませんでした。

次期市長選挙で当選する新しい市長の任期は、この期限の直前である2018年度までとなります。先日、偶然手にした次期市長選挙での中松市長の対立候補と見られる人物の後援会パンフレットには、JR駅のバリアフリー化について政策として掲げられていました。対立する中松市長としては、JR南小樽駅のバリアフリー化を公約として位置づけるつもりはありませんか。お気持ちをお聞かせください。

以上、再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 小貫議員の御質問にお答えします。

初めに、市営住宅について御質問がありました。

まず、一部の住宅での申込みで高倍率が続く原因につきましては、比較的平たんな場所にあり、エレベーターが設置されており、交通の利便性が高い住宅に人気が集まっていると考えております。

次に、平成26年度で、市営住宅に1年以上申込みを続けている方につきましては、133人となっております。

次に、障害をお持ちの方の困窮事情採点表の採点につきましては、現行の採点表が前回の見直しから10年以上経過していることから見直し作業を始めたところであり、今後、御指摘があった点も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、特定目的住宅の困窮度調査は、指定管理者ではなく、市の直営に戻すべきではないかにつきましては、指定管理者は、市営住宅の入居に関する受付業務や、相談業務を行う中で、福祉制度を必要とする市民の方がいた場合には、担当課をお知らせするなど、市と連携しながら業務を行っており、指定管理業務として実施することに問題はないと考えております。

次に、ふるさと納税について御質問がありました。

まず、ふるさと納税制度の税額控除の対象となる寄附の内容につきましては、小樽ファンが支えるふ

るさとまちづくりの寄附をはじめ、教育振興資金基金、社会福祉事業資金基金など、小樽市に対する個人からの全ての寄附が対象となります。

また、小樽市への寄附のうち、ふるさと納税の対象となる個人からの寄附は、平成25年度で203件、約2,180万円であり、ふるさと納税を活用して小樽市民が税額控除を受けた件数は、平成26年度申告の実績で56件、税額控除額は約235万円となっております。

次に、財政力格差の是正に関してのふるさと納税と地方交付税に対する見解につきましては、財政力格差の是正は、財源調整、財源保障の機能を有する地方交付税の堅持・充実によることを基本としながら、ふるさと納税については、制度の趣旨を踏まえ、よりよい形で運用されることが大切であると考えております。

次に、返礼品を競う状況になっていることの見解につきましては、最近は豪華な返礼品の提供のみがクローズアップされ、行き過ぎを指摘する声も耳にしておりますが、一方で、特産品の返礼によって地域の産業振興やまちのイメージ向上につながる面もあるものと認識しております。

次に、ふるさと納税に対する検討状況につきましては、一定以上の寄附者に対して特産品の送付を前提とした仕組みづくりを現在検討しているところであります。ふるさと納税を考えている方の気持ちを動かすような仕掛けづくりなど、さまざまな観点で検討を行いながら、より多くの方から本市を応援していただけるような制度をつくり上げてまいりたいと考えております。

次に、南小樽駅のバリアフリー化について御質問がありました。

南小樽駅を含めたJR駅舎のバリアフリー化につきましては、2月上旬にJR北海道本社に出向き、直接要請を行ってまいりました。JR北海道とは今後、バリアフリー化の実現に向けて、より具体的な協議を行っていくことを確認してきたところであります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫元議員) 再質問をさせていただきます。

市営住宅についてです。

エレベーターなど、便利なところの倍率が高いということでした。

先ほど、高倍率のところは、いずれも単身用でして、一般住宅の場合、単身だけ拾えば、2012年度と13年度が18倍前後、2015年度が塩谷の3DKを単身でも可能としたことで7.8パーセントへと下がっていますけれども、いずれにしても複数人数のところと比べてやはり高い状況になっています。一方で、複数人数のところ、申込みが1倍を切っているところが幾つかの住宅で見受けられるわけでして、塩谷の例があるように、こういったところまで単身用を広げてはどうかと思いますが、これがまず1点目です。

あと、申込みについてなのですが、単身でも1倍に満たなかった住宅もありまして、今年度で言えば、最上A改良住宅です。先ほど、答弁で133人の方だということで、1年以上という話がありましたけれども、最上A改良住宅は8月と10月が応募ゼロでした。ですから、このような住宅が発生した場合に、翌月、奇数月ですけれども、長い間、申込みをしている方に対してお知らせをして、受付を奇数月に行ってはどうかと思いますが、これについて2点目としてお答えいただきたいと思います。

指定管理者の問題では、しっかり連携をとってやっているということなのですが、それならば具体的に連携をとって福祉制度などに導いてきた件数、実績というのはどのくらいあるのか、お答えいただきたいと思います。

あと、ふるさと納税に関してですけれども、控除額が、限度額が2倍になるということで、これが広

がっていくことが予想されるのですが、現在は、所得税と住民税の控除という形で確定申告をして受ける。ところが、ワンストップサービスとして全額住民税控除にするということが言われています。このことに関して、小樽市への影響なのですけれども、単純な比較で構いませんので、今言われているように、全額が住民税控除のみになったら小樽市の財政に与える影響というのはどの程度考えているのか、お答えください。

あと、よりよい形ということで国の政策について答弁がありましたけれども、これはどういうよりよい形なのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

ふるさと納税について検討されていることの中で、全て少し具体性に欠ける文言で、具体的に言えば、この特産品という項目を検討課題に挙げているのかどうなのか、そのことを示していただきたいと思います。

最後に、JR南小樽駅の問題です。

JR北海道に対して、2月上旬に直接出向してきたという説明がありました。市民の中でも、やはり市長が先頭に立って交渉してほしいという要望が上がっていましたから、そういった市民の声に応えるものだと思います。ところが、協議を行っていくという答弁はいただいたのですが、具体的にしっかりこれを掲げていきたいという決意がもう少し感じられたらいい答弁だったかなというふうに私は感じていまして、その辺はいかがなものなのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） まず、市営住宅の関係から答えさせていただきます。

まず、单身をもっと広げられないかということなのですが、議員からもありましたように、塩谷につきましては、広い部屋でも単身用ということで入居を可能にした状況がございますが、今後も、入居の状況、応募の状況を見て、拡大については検討していきたいと思っております。

それから、2点目の最上A改良住宅の奇数月の関係でございますけれども、先ほど言いましたように、2年申し込んでも、3年申し込んでも、やはり抽選というものがあまして、公平性がありますので、なかなか難しいかと思っております。

それから、3番目の指定管理者の導いた数なのですが、今、数字を持っていませんので、答弁できません。

最後に、JR南小樽駅のバリアフリー化につきましては、先ほども市長が答弁いたしましたけれども、今後ともJR北海道と話し合いながらしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（小山秀昭） 小貫委員の再質問にお答えいたします。

所得税からも引かれていたものがワンストップで住民税から引かれる場合ですけれども、単純に、先ほど申しました235万円を、住民税6パーセント、その方によって所得税は違いますが、所得税を10パーセントとして考えますと400万円になります。ただ、そのうちの75パーセントは交付税で戻ってきますので、実際の影響額というか、負担額としては100万円ほどだというふうに単純計算ではなります。

ただ、この所得税にかわる部分については、そういうふうに金額が少ない場合には影響はそうでもないのですが、これがどんどん増えていきますと大変な影響になりますので、その辺を国がどのように措置するのか、交付税で措置するのか、それとも次年度の精算にするのか、その辺はまだ決まっておま

せん。その辺については注視してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の制度設計にかかわることだと思いますけれども、私から答えさせていただきます。

よりよい形で運用されることについてどのようなことかというお尋ねでございますけれども、私どもといたしましては、このふるさと納税の対応についての制度設計については、これから具体的に検討していくこととしておりますが、これまでの全国的な動きを見ただけで、よりよい形ということで考えますと、やはりふるさと納税の本来の目的をまずしっかり守っていくということで、税源の確保をするということと、産業振興を図っていくということのバランスをとりながら地域振興に役立てていくと、そういう形がよりよい形ではないかというふうに考えているところでございます。

それからもう一つは、特産品を検討課題として掲げているのかということでございますけれども、制度設計を行っている最中ではございますが、やはりお返しとして特産品を考えていくというのは、一つの方法として考えているところでございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

○7番(小貫 元議員) 再々質問をいたします。

市営住宅の問題なのですけれども、抽選ということで、公平性の問題があるということがありました。ただ、逆に何年もの間申し込んでいる人と1回申込みの人との間の公平性という問題では、同じ土台で検討していいものなのかどうかという、逆の公平性が問われているのではないかなというふうに思います。何度も申し込みながら、収入に合わないところに住まわれていると、これこそ公営住宅法の目的に照らしてみれば、市ないし地方自治体が供給しなければいけない分野に当たるのではないかと思います。この公営住宅法に照らして、それで公正と言えるのかどうか、見識を伺いたいと思います。

あと、JR南小樽駅の問題について、しっかり取り組んでいくというふうに、今、御答弁がありました。中松市長を支えるのは自民党、民主党・市民連合、公明党という3党派、それぞれの3党派が押しています、一新小樽はどうかわかりませんが、いずれにしても、みずからが押す市長がしっかり取り組んでいくという言明を行っているということをよく考えて今定例会の態度を表明していただきたいというふうに感じているところです。これは質問でも何でもなくて、つぶやきです。しっかり検討していただきたいというふうに思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) 市営住宅の抽選の関係ですけれども、現在、1年目の人には1票、それから2年目に入った人には2票、それから3年目の人は3票ということで、通常の方よりは3倍の権利、3回と申しますか、そういったふうにしていきますので、そういった中で配慮されていると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 小貫議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇) (拍手)

○4番（吹田友三郎議員） 一般質問をさせていただきます。

初めに、公共工事の入札についてであります。

議員の皆様もごらんになったことと思いますが、平成27年1月29日の読売新聞朝刊に大見出しで、「震災道路復旧 落札率9割 11～14年 13社談合疑い」とありました。記事の内容は、「公正取引委員会が28日、東北地方の震災復旧工事などの入札で談合が行われていた疑いがあるとして、独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で道路舗装業界大手のNIPPON（東京）、前田道路（同）、日本道路（同）など13社の強制調査に乗り出した。高速道路の舗装工事では、東日本大震災前は7割台だった落札率（予定価格に占める落札価格の割合）が、震災後の大半の工事で9割を超えていた。談合の疑いが持たれているのは、国土交通省東北地方整備局と東日本高速道路東北支社が震災以降の2011～14年に契約した道路舗装工事。強制調査は犯則調査権に基づくもので、公取委は検察当局への刑事告発も視野に調べを進める。対象となる工事には、震災で被害を受けた高速道路や国道などの復旧舗装工事も含まれており、公取委は被災地の復旧に必要な道路の舗装工事を巡って談合を繰り返していた行為を悪質と判断したとみられる。入札資料によると、震災前の10年に同東北支社が発注した道路舗装工事8件の予定価格に対する平均落札率は約77.7%だったが、11年の震災以降に契約が結ばれた38件の平均落札率は約93.5%と大幅に上昇。うち30件で落札率が90%を超えており、95%超の入札も17件あった」。震災前は公共事業削減による業者間の価格競争があったが、震災をきっかけに業界のなれ合い体質が深まったと見られている。

公共工事については、この程度の動きでも疑義を感じ、調査が行われております。本市の公共工事におきましては、市の契約管財課の答弁では適切な入札が行われているとありますが、本市の大規模公共工事でA1クラス業者がかかわるものについては、落札率が予定価格の94.5パーセントから95パーセントの間で落札されていることが常態化しており、A2又はBクラス業者のかかわる公共工事については、80パーセント台を前後する大変厳しい競争が行われております。国土交通省の工事では、通常70パーセント後半で落札されていることがうかがわれます。

本市では、なぜこのような高額な落札が常態化しているのか、市民の税金を使っているわけですから、適切な工事を適切な価格で進めるべきで、市は、これらの問題を踏まえて入札業者の選定、入札方法に再検討を加える必要があると考えますが、市長はどのように考えますか、伺います。

私は、いつも限られたメンバーによる競争入札ではなく、参加者の数を10社以上にするなどの方法を取り、現在のように予定価格の95パーセントでしか落札しないのであれば、予定価格の入札上限額を積算工事価格の85パーセントに設定するなどの手法をとることが必要と思われる。この問題に対する個々具体的な解決策を御提示いただけませんか、伺います。

次に、建築基準法の違反についてであります。

現時点での建設部が所管しているもので、建築関係の違反行為が行われ、是正勧告等が出されているものの内容と件数を過去3年間について伺います。

2月1日の読売新聞の紙面に大見出しで、「小樽市 海の家に甘く」、ドゥリポートとして取り上げられておりました。これは、「小樽市の海水浴場おたるドリームビーチにある「海の家」が建築基準法上、毎年撤去する必要があるのに11年間も建ったままになっていた問題で、この違法状態を事実上、黙認してきた市が、ようやく重い腰を上げ、3月末までの撤去を指導するなど是正措置を決めた。海の家を経営者でつくるドリームビーチ協同組合は反発しており、海岸利用の適正化へ市の実行力が問われることになる」「市などによると、1950年頃に海産物を販売する浜小屋ができたのが、海を家の始まりとされる。現在の海の家は、海岸浸食の影響で移転した2004年以降、一度も撤去されていない。市は、違

法状態を知りながら、「毎年、撤去すると費用がかさみ、経営が成り立たない」という組合の主張を受け入れてきた」「建設部長は、「撤去は組合に大打撃になるので、猶予期間を設けて指導を続けてきた」と釈明するが、04年の移転後、建築部長はすでに5人目。具体的な改善はとられてこなかった」と記事になっています。

この問題にかかわり、平成7年10月30日の北海道新聞夕刊に「「言いなり」市、対策委」「恐喝現場に市幹部」、「一連の不祥事は、昨年2月に高波被害を受けた同ビーチの整備、海の家への修復工事費用の負担をめぐる問題が発端。その後、海を家の違法建築、無許可の宿泊施設、駐車場の夜間収入の不明朗な処理などが次々に明らかになった」、この記事の最後は、「ある関係者は「市はあいまいな態度ゆえに、いつも組合の要求をのまされ、引きずられていた」とのコメントで終わっています。当時、警察から、現職の道議会議員1名、そして小樽市議会議員1名が利益誘導の嫌疑で事情聴取を受けるなど、疑惑のデパートみたいなものであったと。

今回の件では、原課の対応はどのような引継ぎを受けて放置したのか、また、過去の特別な関係により業務の執行ができなかったものなのか、伺います。

現在ある海の家は、仮設の状態となっているのですか。3月末までに解決しない場合、市はどのように対処するのですか、伺います。

この問題は、原課の業務執行監査を監査委員はどのようにしていたものなのですか。監査委員は、これらのほかにも放置しているものはないのですか、伺います。

次に、少子化の対策についてであります。

少子高齢社会と言われて四半世紀がたつと考えております。小泉さんが総理大臣をしていたころに1.57ショックなどと言われ、マスコミも少し記事にしたことを覚えています。しかし、この少子化は、国、地方自治体などが行ってきた施策では全く効果がないことが示されております。近現代社会は貨幣経済となっており、子育てにかかる膨大な費用を個々人に負担させるやり方を基本としております。現在の若年の低所得者に、子供を産み育てる「命をつなぐ」という人間社会の根源的な部分を期待することはできないと考えております。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口から見ますと、高齢世代人口比率では、70歳以上の人口を20歳から69歳で支える場合、私が生まれた翌年の1950年当時では18人強で1人を、しかし現在は2.9人で1人、30年後には1.6人で1人を支えるという、言葉では一つの事象ですが、全く現実離れたことになることは明白であり、現世代がこれを放置するべきか問われていると考えます。

今は、子供を育てる世帯が、最高学府までの費用を考えますと1人2,000万円とも言われ、収入の多くを、そして預貯金をなくし、そのあげくに奨学金の返済を退職金で支払うことになっている人もおり、自身の老後の対策もおぼつかないこととなっております。反面、子育てにかかわらない世代等は、これらの負担がなく、社会で活躍しながら余裕のある生活をし、老後の資産形成も十分となっております。

私は、子育てをすると少しは裕福になれる、そして社会に大きな貢献ができる社会をつくる必要があります。現代社会では、個々人の考え方が尊重されており、結婚を望む人、望まない人、子供を望む人、望まない人、就労については、特に女性の方で働き続けたい方、専業の家庭人になりたい方と、さまざまです。人間社会を適切に未来につなげるため、国民が次世代の育成費用を公平に負担することが必要です。現在の自助の社会システムでは、子育ては無理であり、共助のシステムとし、全ての人々が安心な老後を迎えるために支える世代をつくるのが喫緊の問題であります。

私は、この財源として消費税5パーセントを投入し、子育て費用として20歳まで国が4パーセントを使い、3人目以降に1人月8万円、1パーセントを地方自治体で、3人目以降に月2万円、各自自治体の

独自のプレミアムを可能とする。また、子供が4人以上の人は、介護保険料は無料とし、介護利用料を半額とする政策を進め、来年からでも出生数の引上げを行うことが必要と考えます。市長はどのように考えますか。

本市の現在の人口を維持するためには、年間に1,500人の出生数が必要と考えますが、市長はどのような施策で実現させるのですか、伺います。

私は、保育を通じて就労と子育ての両立にかかわっておりますが、家庭での子育てで活躍していただく母親ないし父親にその費用を支払うことによる経済効果は想像に値するものと考えており、子供が6人でも8人でも、安心して育てられる社会システムの構築が望まれます。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 吹田議員の御質問にお答えします。

初めに、公共工事の入札について御質問がありました。

まず、入札業者の選定や入札方法等の再検討につきましては、現在、工事契約は、主に入札参加資格がある方がみずから入札に参加する方法である一般競争入札の方法を行っており、透明性が確保され、公正な競争がなされていると考えており、現時点で再検討は予定しておりません。

次に、入札の個々具体的な解決策の提示につきましては、現在行っている主な入札は、既に入札参加者の資格を有する10社程度が参加可能な一般競争入札で執行しております。また、適正な積算に基づく設計金額の一部を控除して予定価格とすること、いわゆる歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法第7条第1項第1号の規定に違反することになりますので、御指摘の手法はとることができません。

いずれにしましても、さらに透明性の高い、公平・公正な競争入札がなされるよう、必要に応じ入札制度などを研究してまいります。

次に、建築基準法の違反について御質問がありました。

まず、過去3年間において、違法行為が行われ、是正勧告等が出されている内容と件数については、過去3年間の違反行為は全て建築確認申請が提出されず、無届けで工事が行われたものであり、件数については、平成23年度4件、24年度3件、25年度7件となっております。

次に、おたるドリームビーチの海の家への対応についてですが、海の家につきましては、年度末までの除却を条件とし、組合に対し、仮設建築物として許可しておりましたが、除却費用が多額になることから、担当課では相当の猶予期間をつけて指導しているという引継ぎの中で対応してまいりました。しかしながら、具体的な猶予期間を設定していなかったことから長年にわたり除却されなかったものであります。

次に、現在ある海の家は仮設の状態になっているかについてですが、ドリームビーチ協同組合からの申請に基づいて判断するものであり、現在ある海の家については、仮設建築物であると判断し、許可しているものであります。

また、3月末までに解決しない場合の市の対応についてですが、許可に付した条件が履行されない場合は、違反建築物の是正措置として許可申請者に対し、除却の勧告を行うこととします。

次に、少子化の対策について御質問がありました。

本市の人口維持のための出生数の増加につきましては、少子化と人口減少は我が国全体に及ぶ問題であり、一つの地方自治体だけでは解決が難しい問題であります。そのため、本市の出生数の増加に向けても、若年世代への支援施策をはじめ、経済や雇用などの施策が必要と認識しておりますので、これらのことを含めて、今後も小樽市人口対策会議などで検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 監査委員。

○監査委員(菊池洋一) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

ドリームビーチの仮設建築物の許可に係る事務について、監査をどのようにしていたのかということですが、所管課の監査につきましては、通常定期監査として財務に関する事務の執行を中心として実施しており、その中で建築基準法に係る事務全般の流れや関係書類の確認などを行ってはおりますが、これまでに本事案に特化した監査を実施したという経緯はございません。

また、これらのほかに放置しているものはないのかのことでありますが、現時点で承知している事案もございませんし、本事案のような許可等の適否につきましては、職務権限上、その判断の適否、あるいは妥当性を直接的に監査することが認められているものではありませんので、その権限が及ばない範囲について放置しているものがないのかと言われましてもお答えのしようがございませんので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

○4番(吹田友三郎議員) 再質問させていただきます。

まず、今、市長から、法律に基づいて、例えば積算金額を下げることはという話があったのですが、これは基本的には、国のかかわっているもののお金がかかわっていますと完全に国の守備範囲でございますから、そういう形の法律の中でのことでしょうか。例えば、今も地方創生などといって、各自治体が独自に物事をやるという場合は、国があまりそういうものについて意見などを言わないという考え方がございますけれども、そういう形のことではできないのかなという感じがしております。それについて1点です。

それと、適切にやっていっちゃるということで、今までもずっと私は言ってきたのですが、基本的に、今、国などがやっているのは、落札率が80パーセントを切るぐらいが通常の競争のものだという感じになっているのですが、ほとんど多くが、私たちが議会をやっている場合もほとんど95パーセントに近い、ほとんどがそのような感じになっていますので、この辺はもう少し何か工夫が必要ではないかなという感じがするわけです。

それと、おたるドリームビーチにつきましては、今、ドリームビーチ協同組合の申請の書類上ではいわゆる仮設になっているのだということですが、これだけ置いてあるわけですから、実態的なものの確認というのは私は通常やっているのではないかと思います。この辺のところにつきまして、毎年確認が来ているからということなのだと思いますけれども、今まで11年間で、実際に現場を確認することはなかったのでしょうか。

また、こういう場合、確認をしなくてもいいという形の、いわゆる基本的な、法律的なものが、書類さえそろってればいいですよという形になっているのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

また、今、監査委員の御答弁をいただいたのですが、多くの市民の方から、何かあるときに監査委員の方は何をやっているのかという話がよく出るわけですよ。

今も、会計を中心という話をされたのですけれども、実際に小樽市の行政がやっていることについて、監査委員以外で行政のチェックをする方はあとどなたがいるのかなど。監査委員が……

(発言する者あり)

それは議会行って何かを見せてほしいと言っても簡単に見られる状況にならないのですよ。ただし、監査委員はそういう形のものができるというような形になっていると考えています。だから、私たちのほうでは、何かあったときに、現場に行ってこれとこれの書類をとという形には少しなじまないという感じになっております。だから、私は、監査委員がそういう形できちんとこういうものをされなければならないのかなと思っているのです。私たち議会でいつでも何でも見られますよという形であるのであればよいのですけれども、私たちも決算特別委員会の書類審査のときにあるものしか見ることができない形になっていますので、その辺について、やはり監査委員のほうでそういうところのことを、監査委員は完全にそこに張りついている専門員でございますから、そういう形で、そういうところについて何か新しい考え方が出ないのかどうかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（小山秀昭） ただいま、歩切りは国の補助事業等だけにかかわるものかという御質問がありました。この品確法というものは全ての公共工事に適用されるものでございますので、市が単独で行う工事にも当然、適用されるものでございます。

もう一つ、通常は落札率が80パーセントを切るぐらいが普通で、小樽市では90パーセントで工夫が必要だということでございますが、これは私どもの考えとしては、適切な入札を行った結果でございますので、それはそのまま受け止めたいと思っております。

実際、入札工事の受注に当たりましては、工期やその規模、その時々の子会社の受注状況、そういうもので経営的に判断されて札を入れられるものだと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） 仮設建築物の確認についてなのですけれども、この確認につきましては、あくまでも書類の確認ということで行えばよいということになっております。

過去2年間につきましては、現物の確認ということはありません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 監査委員。

○監査委員（菊池洋一） 吹田議員の再質問にお答えいたします。

監査委員は、要するに何でも見られるのかというような御趣旨かと思っておりますけれども、まず監査委員の選任に関して申しますと、地方自治法上、本市の場合には識見を有する者1名、それから議員のうちから1名が選任されますが、識見を有する監査委員については常勤を要する者とは規定されておらず、平成11年から非常勤となっているということでもあります。

また、監査等を適正に執行するためのスキルの習得や監査リスクへの対応などに向けては、地方自治に係る法令等のたび重なる改正等の影響から、技術的な面を含めハードルが高くなっているのも事実でありまして、加えて私どもをサポートします事務局におきましても同様な状況がうかがわれるところがあります。

こうした中、一方では、市政に対する住民からの要求がますます大きくなる現状におきまして、私ど

もに対する風当たりも変化してきているということは事実であります。職務権限に対する法令上の壁を監査委員みずからが逸脱することはできませんし、また、ある一定の監査水準を確保し、その実効性を担保するためには、法令や監査基準を遵守せざるを得ないということも私ども監査委員の責務であるというふうに考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

○4番(吹田友三郎議員) 私は、監査委員の皆さんも一生懸命されていると思うのですが、逸脱してまでとはお願いしませんので、ただ言えることは、よりそういう形のものができるような形のことをぜひ法律を含めて進めていただきたいと思います。

あとは予算特別委員会なり常任委員会なりで質問したいと思いますので、これで終わりたいと思います。

○議長(横田久俊) 吹田議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 4時05分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 初めに、子育て支援について質問します。

子供の医療費無料化拡大についてです。

市長は、市長選の公約で人口減対策を最重要課題に掲げています。私は、第3回定例会一般質問で、人口増対策の一つとして、「小樽に住んで安心」のために子供の医療費助成の拡大を求めました。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は2.08ですが、OECD報告書、世界の社会政策の動向では、子供を持って所得が減らない措置など、子供の直接費用の減少が出生率に影響していると報告されています。

日本の出生率の低さの原因に、晩婚化と未婚率の高さがありますが、2013年度に内閣府が実施した家族と地域における子育てに関する意識調査では、「若い世代で未婚・晩婚が増えている理由」として「経済的に余裕がないから」が47.4パーセントで2位、子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査によると、「将来的に子どもを(さらに)持つと考えた時の不安」では、「経済的負担の増加」が70.9パーセントと最も大きくなっています。

小樽市の出生状況を見ると、2012年の出生数は646人、合計特殊出生率は1.08で全国1.41、北海道1.26に比べても低い状況ですから、合計特殊出生率引上げの施策が急がれます。そのためにも、子供の医療費無料化を進め、経済的負担を軽減すべきです。

全国保険医団体連合会、保険医協会が2010年と2012年に実施した患者受診実態調査では、主に患者の経済的理由から半年の間に治療を中断、中止する事例があったと回答した医療機関は、医科で2010年の33.6パーセントから2012年には49.6パーセントに増え、歯科では2010年の51.3パーセントが2012年には64パーセントに増えています。この調査は年齢別調査ではありませんが、医療費無料化対象外の子供にも当てはまるものです。小樽市では、このような子供の治療の中断の実態を把握していますか。

全国的に見ると、ここ数年間で各自治体において、市民の運動を背景に子供の医療費無料化が急速に

広がっていて、2013年4月現在で中学校卒業まで助成している市区町村は、入院で72.9パーセント、外来で56.7パーセントです。現在、北海道の子供の医療費に対する助成は、通院で就学前まで、入院で小学校卒業までですが、所得制限と、市町村民税課税世帯の3歳以上児は1割負担、3歳未満児及び市町村民税非課税世帯は初診時一部負担金があります。

2014年4月1日現在、全道主要10市において、北海道と同一基準は小樽市、釧路市、室蘭市の3市のみで、他市は初診時一部負担金の助成、又は年齢拡大などを実施しています。3市以外の市の直近の子供医療費助成状況、2012年における合計特殊出生率をお知らせください。

市長は、第3回定例会での私の質問に対し、検討を約束しましたが、その後どのような検討を行っていますか。

小学校卒業までの医療費無料化は2014年、小貫議員の一般質問で4,000万円の予算上乗せで実施できることを確認していますが、子育ての経済的負担を軽減する上でも、また、成長期における子供の受診抑制で子供の身体の健全発達を阻害することがないように、国に無料化拡大を求めつつ、小学校卒業までの子供の医療費助成拡大を求めます。いかがですか。

次に、水族館の入館料助成についてです。

子育て中の世代で困っていることは、子供を遊ばせるところがないということです。小樽公園のこども国の遊園地、小動物園がなくなり、今、近くに子供が遊べる祝津マリランドもあるおたる水族館が喜ばれているようです。おたる水族館の個人入館者数は増加しているようですが、ここ3年間の個人入館者数を区分ごとにお知らせください。

おたる水族館は、ワモンアザラシの世界で初めての人工繁殖、釧路湿原にのみ生息するキタサンショウウオの人工繁殖に成功するなど、北海道の希少種保護・繁殖に力を入れており、学習にも役立ち、子供から大人まで楽しめます。しかし、子供が幼児、小学生2人の5人家族の場合、入館料、駐車場代を合わせると5,000円ほどにもなり、安月給ではそうそう行けない、もう少し安くしてほしいとの声も聞きます。年間パスポートの割引もありますが、それほど利用できない子育て世帯もいます。

道内の水族館では、市立室蘭水族館の入館料は大人300円、中学生以下は無料、稚内市ノシャップ寒流水族館は一般500円、小・中学生100円、年間パスポートは科学館・水族館共通で一般は1,000円、小・中学生300円です。市立室蘭水族館は遊具もあり、芝生ではピクニックシートを広げて休憩でき、インターネットによる口コミでは、「小さな水族館なのに満足度高し」「幼児のパラダイス」など、評判が高く、年間入館者はここ9年連続で10万人を超えています。

おたる水族館もインターネットによる口コミでは、小樽市の観光名所46件中2位で「落ち着いた老舗の水族館」など評判は大変よいのですが、先述したように子育て世帯にとって料金がネックになっています。おたる水族館は第三セクターで小樽市も出資していることから、小樽市が小樽市在住の子供料金を補助するなどできないでしょうか。

次に、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業について伺います。

子ども・子育て支援新制度では、ゼロ歳から2歳児を対象とする19人以下の小規模保育事業への給付の創設がされました。また、厚生労働省は、認可を目指す施設に対しては、認可保育所への円滑な移行を支援するよう、待機児童解消加速化プランによる取組を開始しており、内閣府は「新制度では、認可基準を満たす施設が原則として認可される仕組みが導入され、こうした取組により認可施設が増加することが期待されます」としています。国が小規模保育事業を進めることに対して、小樽市内の認可外保育施設から説明を求める要望が上がっていたにもかかわらず、小樽市は説明会を開きませんでした。なぜなのか、理由をお聞きます。

小規模保育事業を希望している認可外保育施設の一つに、張碓にあるかもめ保育園があります。かもめ保育園は、保育の質の高さ、特色ある保育、障害児も健常児も一緒に成長する保育はテレビで放映になり、感動を呼びました。この内容が日本のみならず、世界にも発信され、昨年は他市の議会などの視察が相次ぎました。かもめ保育園に入園させ、小樽の自然が子育て環境によいと小樽市に移住してきた世帯は2014年で9世帯、小樽市の人口増にも一役買っています。

一般の子供を受け入れる小樽市の認可外保育施設は、2005年の9園から2014年4月1日現在5園に減っている中で、かもめ保育園は1986年以来、持続し、NPO法人にもなり健闘しています。2014年10月1日現在、45人の園児を保育、3歳未満児は12人で人数の基準は満たしています。

2013年12月にまとめた小樽市子ども・子育て支援アンケートの中間報告を見ると、「子育てに影響すると思われる環境」に「保育所」と回答した方は33.3パーセント、「教育・保育の事業を利用している理由」は「子どもの教育や発達のため」が60.9パーセントと最も高い数値です。この点でも、かもめ保育園はその大きな役割を果たしています。しかし、保育料が高くて入れたくても入れられないという方も多いのが実態です。

新制度を受け、石狩市では、認可外保育施設の希望を取り入れ、小規模保育事業施設として認可し、3歳児以上の認可外保育施設と複合の保育所として新年度からスタートします。また、北見市でも小規模保育事業の認可に向けた認可外保育施設の取組があります。

小樽市の認可保育所のゼロ歳から2歳児の待機児童数は、2015年2月1日現在、ゼロ歳児は36人、1歳児は9人、2歳児は6人、計51人にもなっています。小樽市は、小樽市子ども・子育て支援事業計画の中で新制度の特定地域型保育事業、小規模保育事業を記載しているにもかかわらず、確保方策の中に入れていません。新制度に基づき、かもめ保育園だけではなく、小規模保育事業を希望し条件が満たされる認可外保育施設は、市の認可とすべきではないですか。市長の見解を伺います。

次に、ドリームビーチ協同組合の海の家の違法設置問題について伺います。

ドリームビーチの海の家の違法設置は11年間にわたって建築基準法に違反してきたという報道が相次ぎました。

小樽市は、おたるドリームビーチと隣接する銭函海水浴場の組合の仮設建築物の設置申請を受け付けていますが、銭函海水浴場組合とドリームビーチ協同組合に対する許可期間はどのようになっていますか。

また、二つの組合は、毎年、小樽市に許可申請を出していたのですか。

建築基準法に基づくと、海の家は夏季のみの許可です。土地利用の占用許可を出すのは北海道ですが、北海道はドリームビーチ協同組合には1年間の許可をしていると聞いています。ドリームビーチ協同組合の言うままに、海の家に対して1年間の許可をしてきた北海道の責任も大きいと考えます。他の都府県では、法律に従わない海の家は強制撤去をしているケースもありますが、市が提示している3月末の撤去期限を守らない場合は、どのような措置をするのか伺います。

次に、屋外広告物・看板の安全確保について伺います。

札幌市の飲食店の看板が落下し、通行人に被害を与え、今も意識不明の状態という事故は、大変大きな衝撃です。歩行者の安全を確保するため、看板が落下することがないようにしなければなりません。

小樽市は、2月20日、屋外広告物の安全管理の徹底について広告主や管理者に、事故防止のため定期的な安全点検を実施し、適切な維持・管理を徹底し、異常が見られた場合には速やかに改修や撤去など適切な措置を行うよう求めています。

小樽市は、小樽市屋外広告物条例により、広告物に関するルールを定め、屋外広告物を表示、設置す

るときは原則として市長の許可が必要です。さらに継続許可を申請する際には、屋外広告物点検結果報告書を提出しなければなりません、これまでに市が報告を受けた件数と報告状況をお知らせください。

また、小樽市は報告書どおりに実施されているのかをどのように点検するのか、伺います。

今回の事故を受けて函館市、北見市はビルの看板を緊急点検するとのことですが、小樽市もその必要があるではありませんか。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 新谷議員の御質問にお答えします。

初めに、子育て支援について御質問がありました。

まず、子供の医療費無料化拡大についてですが、子供の治療中断の実態につきましては、本市では把握しておりません。

次に、北海道と同一基準である3市以外の子供の医療費助成の状況につきましては、まず札幌市では、給付対象を中学生の入院まで拡大しているほか、就学前は初診時一時負担金のみの自己負担としております。函館市では、小学生の外来のほか中学生の外来及び入院、旭川市は小学生の外来、帯広市は就学前は全額助成、市民税非課税世帯の小学生は入院・外来とも全額助成、北見市と苫小牧市は、いずれも就学前は初診時一部負担金のみの、江別市は入院のみの初診時一部負担金のみとなっております。

また、2012年の合計特殊出生率につきましては、札幌市が1.11、函館市が1.17、旭川市が1.24、江別市が1.08であり、帯広市、北見市、苫小牧市については公表されておりません。

次に、第3回定例会以降の検討状況につきましては、人口対策庁内検討会議におきまして、各部から人口対策事業案が出された中で検討すべき事業項目の一つとして位置づけたところであります。

次に、小学校卒業までの子供の医療費無料化につきましては、国の責任において制度を創設すべきと全国市長会などを通じて国に要望をしているところであります。

また、本市における子供の医療費の助成拡大については、小樽市人口対策会議の検討結果や財政負担なども考慮し、最終的に判断してまいりたいと考えております。

次に、水族館入館料金についてですが、まず、ここ3年間の個人入館者数につきましては、平成23年度は大人16万5,188人、小・中学生3万3,663人、幼児2万2,935人、24年度は大人18万1,734人、小・中学生3万2,245人、幼児2万4,925人、25年度は大人18万9,783人、小・中学生3万3,800人、幼児2万5,512人となっております。

次に、水族館の中学生以下の子供料金補助につきましては、市全体のさまざまな施策や民間事業者への影響などを考えていかなければならないため、水族館の入館料だけに補助することはできないものと考えております。

次に、小規模保育事業についてですが、まず小規模保育事業に関する説明会を開催しなかった理由につきましては、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に関して、本市では、既存の保育施設で保育需要は満たされていると考えていたため、新たな保育施設の参入を想定した説明会を開催しなかったものであります。

次に、小規模保育事業の認可につきましては、認可基準に関する審査のほか、本市の保育の需給状態を基に判断してまいります、このほど取りまとめた小樽市子ども・子育て支援事業計画では、今後、

保育施設の不足は想定されないことから、当面新たな認可は考えていないものであります。

次に、ドリームビーチ協同組合の海の家の違法設置問題について御質問がありました。

まず、ドリームビーチ協同組合、銭函海水浴場組合の仮設建築物の許可期間についてですが、ドリームビーチ協同組合は1年、銭函海水浴場組合は2か月となっています。

また、仮設建築物の許可申請については、両組合とも毎年提出されております。

次に、3月の撤去期限が守られない場合の措置につきましては、許可に付した条件が履行されない場合は、違反建築物の是正措置として許可申請者に対し、除却の勧告を行うこととします。

次に、屋外広告物・看板の安全確保について御質問がありました。

まず、点検結果報告を受けた件数と、報告状況についてですが、条例を施行した平成24年7月1日から今年1月末までの間に点検結果報告を受けた件数は246件であり、全ての施設で異常なしとの報告がありました。

また、報告内容については、申請者から提出される広告物の取付け状況などのカラー写真を確認することにより点検を行っております。

次に、屋外広告物の事故を受けての緊急点検の実施につきましては、国土交通省から2月18日付けで屋外広告物許可を受けた申請者に対する安全点検の実施についての通知があったことから、全申請者に対する文書による注意喚起のほか、設置から10年を経過する広告物の申請者に対して、安全点検の実施と結果報告を要請したところであります。

なお、市独自の点検の実施につきましては、現在、検討しているところであります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 再質問いたします。

最初に、子育て支援の立場から子供の医療費の無料化拡大についてです。

今後、小樽市人口対策会議又は人口対策庁内検討会議で検討されるということは、北野議員の質問に対する答弁でも伺っております。

まず、改めて市長の認識を伺いたいのですが、出生率の低さというのは若い世代の経済的負担への不安が要因となっているというのは、政府の調査でも明らかです。ですから、若い世代の経済的負担を軽減することが、人口増対策としても、子供の心身の健全な発達のためにも必要なことです。

2006年、日本医師会は「子ども支援日本医師会宣言」を行って、その一つとして「子どもが育ちやすい医療環境の充実」を掲げ、「乳幼児医療費助成制度の拡充」や「15歳までの医療費1割負担の実現」などを積極的に取り組むことを宣言して、その後も一貫して拡充を求めています。

受診抑制ですが、日本医師会の釜薙常任理事は、今、子供の貧困が大きな社会問題となっており、その中でも国民全体で子供を守り、育てる環境づくりとして子供の医療費助成制度の拡充は非常に重要で、病院の窓口負担が気になって病気の子供が受診できないという事態は何としても避けなければならないと話しております。こういうことから、子供の医療費無料化の拡大は必要で、これは今、検討中といいますけれども、改めて市長の認識を伺います。

それと、小樽市は、子供の治療の中断の実態を把握していないということでしたけれども、これはぜひ、今後、医師会などの協力を得て調査をしていただきたいと、このように要望いたしますが、いかがでしょうか。

それから、検討中ということですので、子供の医療費の年齢拡大、内容拡大、それを前提に検討をしているのかどうか、その点について伺います。

それから、小規模保育事業についてです。国の制度改正で小規模保育事業が打ち出されているのに、認可外保育施設に対する説明会を持たないこと自体問題です。子ども・子育て支援新制度は、消費税10パーセント引上げを前提としていたものですが、昨年11月19日に消費税引上げは先送りされたけれども、予定どおり施行するという通知が内閣府から北海道経由で来ているはずですが、ですから、説明を求めたかもめ保育園、たしか11月だったと思いますけれども、ここだけではなくて、ほかの認可外保育施設にも説明するのは当然ではないでしょうか。

石狩市は今回、認可外保育施設に対して小規模保育事業を認めましたけれども、職員が各施設に出向いて説明をしていると、このように聞き取りをしております。江別市は、2014年5月に認可外保育施設に対して、小規模保育事業に移行できると声をかけて説明をしております。ここは小規模保育事業として2施設が条例制定後に認可を受けたいと希望して、この4月1日からスタートするという事です。千歳市も昨年6月に説明会を開いております。このように近隣の市では説明会を開いたり、声がけをしているのに、小樽市は説明会を求められているにもかかわらず説明会を開かない、子育て支援どころか法に逆行するようなやり方ではないのでしょうか。

それから、認可の点ですけれども、この間、旭川市では2014年から意向調査をして、2015年1月末まで7園と認可が大きく進んでいます。恵庭市、千歳市、江別市など、他の市では認可基準を示して申請を受け付けております。

市長は、先ほど御答弁で、保育施設の不足は想定されていないからやらないのだと言いましたけれども、今、待機児童がいますよね、2月1日の時点で、銭函保育所もゼロ歳児は5人、1歳児1人の待機児童がおりますし、認定こども園桂岡幼稚園は、待機児童ではないですが、ゼロ歳から2歳児はほぼ定員になっています。市内の民間の認可保育所は、かなり定員オーバーで受け入れております。これが正常な形なのではないでしょうか。

かもめ保育園に特化しますけれども、毎月、入園希望者がおります。しかも、小樽市に移住してきている人、先ほど9世帯と言いましたけれども、もっと増えているそうですが、小樽市の人口増に寄与している貴重な存在だと思うのです。ですから、こういう希望している施設には、今、待機児童も発生しているわけですから、申請を受け付けて認可をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

それから、ドリームビーチ協同組合の海の家の違法設置問題ですけれども、先ほど吹田議員からもいろいろ質問がありましたが、建築基準法違反とわかっていながらなぜ1年の許可を出していたのか、もっと詳しい説明を求めます。

代々、違法なことで知らず知らず引き継いできたのは大変大問題です。そういうことで、この問題は、どうも不可解な点が多いのですけれども、違法とわかっているのであれば、撤去費用にお金がかかるから猶予しますと、一定の猶予は必要ですが、11年間も同じ猶予で来たということは非常に問題です。どうしてこういうふうになったのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

それから、広告物の問題ですけれども、国土交通省からの通知では、ただ広告主や設置者の責任においてするのではなくて、たしか文書の受付だけでなく、実際に専門家などを連れて調査をさせたいという、そういう通知が来ておりますね。「今般の事故等を踏まえ、貴自治体において、屋外広告物の設置・管理に関する安全点検について、強化に向けた取組」として、「許可申請時に添付される安全点検報告書に記載された内容について、現地で確認することとする。（安全点検の技能を有する者と同行するなど）」、こういうふうに書かれております。ですから、市職員がそういう技能を有する人と一緒に行って確認しなければならないのではないですか。書類だけではだめなのではないですか。この点について伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 小規模保育事業にかかわる再質問でございますけれども、まず1点目は、小規模保育事業に関する説明会が開催されていなかったということでございますが、他都市の例を今回出されましたけれども、恐らく他都市については、それぞれの市の保育の需給状況が異なりまして、例えば小規模保育事業をもって拡大をしていかなければならないような事情を抱える自治体であれば、これは積極的に小規模保育事業者を募集するというようなことも必要性が出てまいりますので、そうしたことで説明会を開催しているのではないかと思います。

小樽市に関しては、市長の答弁でもございましたように、保育の需給状態からして認可保育所あるいは小規模保育所の拡大といいたいまいしょうか、そちらの必要性が考えられないということで、説明会については積極的にはしていないという状況でございます。

それから、銭函保育所の入所待ち児童がいるというようなことでございますが、確かに現在あるのですけれども、これは主に年度途中の入所申込みに対応するために必要になる保育士の年度途中の確保というのがなかなかうまくいわずに、それが理由で入所待ちになっているという状況でございます。そもそも国が想定している待機児童の考え方とは、また少し想定が異なっておりますので、この問題については早急に、こういった事情で入所待ちが発生しないように取り組んでいかなければならないとは思いますが、そちらが排除されれば銭函保育所でも十分入所が可能ということで考えております。

あと、小規模保育事業の認可をすべきということでございますけれども、昨日も民主党・市民連合の斎藤博行議員の再質問にも答弁いたしました。そもそもこの新制度での小規模保育事業の位置づけというのは、認可保育所の拡大がなかなか難しいという、ハードルが比較的高い、運営基準あるいは設備基準のハードルがあって、なかなか全国的に進んでいかないということで、ややその基準を下げた小規模保育事業というものを今回新たに設けた。小樽市については、現在、保育の需給状態からしてそういった必要性がないというようなことで判断をしているところでございます。

あと、その説明が非常に足りないのではないかとということでもございましたけれども、小樽市のいろいろな事業計画等の進め方については、子ども・子育て会議というのを設けて平成25年からスタートして、都合8回会議を開催しております。ここには14人の委員がいらっしゃるわけですが、その中にも認可外保育施設を代表するというので、今回お話のあった施設の代表者の方も代表として1人参加していただいておりますので、小樽市のいろいろな考え方の推移というのは極めてリアルタイムに近い形で事業計画の策定に向けての動きというのは御理解いただいていたのではないかとこのように考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

子供の医療費の無料化の拡大について3点ほど質問がありました。

最初の子供の貧困化といいますが、各種アンケート調査結果からも出ているということで私どももそういう部分の影響は少なからずあるということでは受け止めてございます。

先ほどの市長答弁にもありましたとおり、今、人口問題の庁内、庁外の検討会議の中で、議論の俎上にも上げておりますので、その中でいわゆる2番目の質問、年齢の拡大だとかいろいろな中身の部分についても含めて検討することになると思います。

3番目の治療中断の調査のことですが、これも庁内の検討会議等の中で、実際にこの部分を実施した場合の財政上の問題だとかいろいろ出てきますので、そういう部分で必要に応じて調査するというところもあるかとは思いますが、今の段階ではまだ検討中ということですので、やるとかやらないとかという話はその庁外、庁内の検討会議の中で議論の一つになるかというふうには考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） まず、ドリームビーチの違法期間が長期にわたったことについては、私どもとしても大変反省して、大変申しわけなく思っております。

長期にわたった理由といたしましては、期間の設定あるいは是正計画を求めなかった、これらのことから長期間にわたったものと考えており、今後につきましては許可条件の履行を強く求めていきたいと考えております。

もう一点、屋外広告物の関係でございますけれども、先ほど議員の聞かれた例につきましては、独自の対応の例ということで記載されていると思っておりますが、市としては、先ほど市長からもお答えしましたけれども、現在10年以上の古いものから現場確認等の点検を進めてまいりたいと、そのように考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

○21番（新谷とし議員） 再々質問いたします。

まず、子供の医療費無料化拡大についてです。

市長は、人口増対策の一つとして子育て支援を挙げているわけです。子育て支援になるような施策を市が行っていかなければならない、それを小樽市人口対策会議あるいは人口対策庁内検討会議において、医療保険部みずからこの子育て支援が人口増対策として必要だということを示していかないと、判断のしようがないのではないですか。ですから、これを前提にして検討していかなければならないのではないのでしょうか。

それから、小規模保育事業です。

他市は拡大をしていかなければならない需給事情があるのだということでしたけれども、それをしっかりと調べたのですか。それに比べたら小樽市は間に合っているから必要性がないということですが、これも人口増に逆行する考え方です。

かもめ保育園に特化して悪いですが、ここがよくて小樽市外から本当にたくさんの方が小樽市に引っ越してきているのですよ。転入してきて、人口増に役立っているわけです。こういうことも踏まえ、しかも国の制度改正ですから、これにのっかってやっているというのが、他自治体の進め方なのです。ですから、国の制度として必要ないというふうに判断するのはおかしいと思います、実際に待機児童が発生しているわけですから。先ほど言いました銭函保育所については、保育士が確保されると間に合うのだと言いますが、定員以上に待機児童が発生しているのは確かではないですか。小規模保育事業は19人が上限ですから、何人でも入ってくるということではないですから、かもめ保育園で小規模保育事業を認めることによって、既存のほかの施設にそれほど影響するというふうにも考えられないのですよ。そうではないですか。

そして、市内の民間の保育施設は、超オーバーで受け入れているわけですよ。私はこれは正常な形ではないと思うのです。やはり国の制度として始めたものですから、これに従って進めていただきたいと、このように思います。

それと、広告物です。

10年以上のものは点検するということですが、小樽市職員がその専門家の方と一緒に、一緒に調べるということでしょうか。その点について伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

他都市の状況についてですが、全ての市を調べたわけではございませんが、例えば札幌市、旭川市あたりでは事業者の募集などをしております。

それから、銭函保育所の定員を超えているというお話でございますけれども、国では定員の弾力化によって子供を受け入れることができるというものがございます。いわゆる定員の弾力化でございます。当然、際限なくということではございませんで、保育室の面積などによって制限はかかりますけれども、これは基本的に定員を超えることがすなわち悪いことではないということでございます。

あと、市内の保育所でも確かに入所待ちが出ております。今年度については年度途中の入所希望に対して保育士の確保ができにくい状態になっているということございまして、これまで全然想定されていなかった事案が昨年の後半ぐらいから出てきておりますので、何としましてこれは解消しなければいけないというふうに考えております。

あとは、国の制度として必要ではないのかということでございますけれども、国の通知を見ましても、小規模保育事業などの認可等についての考え方といたしまして、その市で保育の需要が充足されていない場合には、審査基準に適合している場合に認可するというにもなっておりますので、ここは御意見が平行線になっているかもしれませんが、今回の保育士不足ということは置いておかせていただきますけれども、保育需要がおおむね満たされているということで、小樽市としては小規模保育事業に対する認可の必要性は極めて少ないということで考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 新谷議員の再々質問にお答えします。

医療保険部としては、人口対策庁内検討会議で人口問題についてもこれは寄与するだろうということで提案した結果、この庁内検討会議の中で議論する項目の中の一つになったということでございますので、医療保険部として市長なりに提案をしない中でぼっと出たということではございませんので、私どもの提案の中で、こういう形で検討会議の中で位置づけられたということでございます。

ただ、必要性もありますけれども、産業振興による働く場の創出だとか生活環境の整備だとか、ほかのポイントもございますので、そのトータルの中で、財政上の問題とかいろいろな問題の中でどういうふうにして最終的にその結論というものが出ることかという部分については、今後の検討の中でいろいろなことが議論されるのではないかとはいふには考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） 広告物の再々質問にお答えします。

議員の例示であります安全点検の技能を有する者というのは、あくまで例示ということでございます。市としましては、建設部に建設技術の専門職がおりますので、それに対応してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 一般質問をいたします。

まずは、小樽市の防災について、最初に上水道施設の耐震化についてお聞きします。

平成25年3月に、厚生労働省から公表された新水道ビジョンでは、給水人口や給水量が減少し続ける社会の到来と東日本大震災を踏まえた水道の危機管理のあり方を踏まえ、「水道サービスの持続性の確保」「安全な水の保証」「危機管理への対応の徹底」の観点から、施設耐震化対策を重点的な実現方策の一つとして位置づけています。

そこで、本市の水道の地震対策、水道施設の耐震化についてお聞きします。もちろん、下水道の維持も大切ですが、今回は給水に絞ってお聞きします。

災害に伴う断水の発生は、多くの市民に多大な影響を及ぼします。緊急に必要な水は、まず生命維持に要する飲料水、医療用水、さらにトイレ用水などの生活用水、都市活動用水、産業活動用水などで、避難所や病院等でその早急な確保が重要です。特に本市においては港湾や臨港線周辺、銭函海岸沿いの地域などについて、津波の心配とともに液状化現象が同時発生するおそれを地質研究所の方に指摘されており、その際、水道施設の直接的被害、道路の寸断による給水車の運行に支障が出ることも予想されます。

これ以外にも、急傾斜地の崩落や津波被害など多重災害の危険性もあることが、昨年の広島の土砂災害や東日本大震災の例から学んだところで、市民の命を守る重要なライフラインの確保が改めて問われています。

現に設置されている水道施設の全てを直ちに耐震化することは、大きな投資を要するため、困難であることは理解できると思います。しかし、耐震化方策を最も効率的、効果的に行うために優先順位を定め、計画的に耐震化を図ることにより、地震等の災害時における災害範囲や市民への影響をできる限り小さくすることができると思います。

そこで、本市での対応についてお聞きします。

基本的に、水道の地震対策とはどのようなものがあるのでしょうか。国の指針によると、発生に備えての施設耐震化対策と発生時の応急対策に分けられますが、それぞれについて御説明ください。

また、水道施設の耐震化とは具体的にどのようなものなのか説明をお願いします。

小樽市上下水道ビジョンに示されているうちの上水道の耐震化について、現在の進捗状況はどうなっていますか、耐震化率でお示してください。

次に、このビジョンで示されている平成30年度の目標設定値について、施設の耐震化率20.8パーセント、管路の耐震化率30.9パーセントは低すぎるのではないのでしょうか。国は将来的に100パーセントが望ましいとしているようですが、市は、この目標設定値についてどのようなお考えで設定したのかお聞かせください。

小樽市地域防災計画の第5章第7節、給水計画でも、「配水管の全部又は大部分が破損し利用できない場合の給水は、配水池及び浄水場から取水して行う」ことになっています。配水池などの施設の耐震化があって初めてその後の応急給水が可能になります。施設の耐震化は急ぐべきです。

次に、実際に地震等の災害が発生し、水道施設が被災して飲料水の供給が不可能になったとき、住民に最小限の飲料水を供給し、住民の生活を守るために行う応急給水について伺います。

応急給水の目標として、地震発生から3日までは1日1人当たり最低限3リットル、10日までは20リットルとされていますが、まず給水方法や住民への周知方法、本市の給水計画の概要を説明してください。

防災計画上の給水方法の中で、市の給水車2台ほかを使ってすることになっていますが、被害規模の想定にもよりますが、被害が大きくなった場合などにこれで対応できるのでしょうか。

緊急時の給水体制が本当に機能するように事前訓練はされているのでしょうか、お答えください。

また、市民の皆さんへ、どこで給水を受けられるのか、事前にお知らせしておくことが必要ではないでしょうか。災害発生後の混乱状況では、広報車では情報が行き渡らないおそれがあると思います。

また、家庭でのペットボトルの水の備蓄や風呂水をためておくことなどのソフト面対策を呼びかけることが大事と指摘する専門家の声もありますが、いかがでしょうか。

続いて、住民自主防災組織について伺います。

私たち民主党・市民連合は、昨年、大分県臼杵市で防災について行政視察を行ってきました。臼杵市では、南海トラフ巨大地震発生に備えて、住民の自主防災組織を防災士という民間の資格を活用して組織化し、津波等の災害を最小限にする対策を進めています。災害の大小にもよりますが、災害が市内広範囲にわたる場合などは、市、消防署、消防団などが出動できない場合もあります。このような事態に備えて、日ごろから地域内で避難場所や避難経路の確認、機材の整備や訓練を実施することが必要です。

防災士とは、NPO法人日本防災士機構による民間資格で、みずからの命はみずからで守るという自主防災を目的として、地域住民により結成される自主防災組織の一つです。国からの特別な権限は一切付与されていないものの、災害にかかわるさまざまな場面での活動が注目をされています。

まず、伺いますが、この防災士について、市はどのように把握をされているのでしょうか。

臼杵市では、広く市民に防災対策への参加を呼びかけ、一般の市民の中から防災リーダーを育成して市民とともに進めようという方針で、一貫して取り組んでおられました。また、女性の防災士養成に力を入れ、女性防災士連絡協議会を組織し、女性の視点を防災に生かしている点や段ボールトイレの製作、要援護者対策、避難行動計画を地域の防災士につくってもらうなどの特徴的な活動をされていました。何よりも、防災をキーワードにした地域コミュニティづくりが印象的でした。

地域の防災リーダーといえば、道にも北海道地域防災マスター制度があり、本市にも認定されている方がおられますが、その活動内容についてや、これと防災士との違いについて伺います。

いずれにしろ、防災対策は、実際に避難することになる地域を知る住民が、みずから主体的にかかわることが非常に有効と考えます。本市においても今後の防災対策にさらに反映を進めていくべきと考えますが、いかがですか。

次に、津波発生時の避難路の整備についてです。

避難経路の案内看板や避難階段について、臼杵市では夜間の災害発生、停電に備え、太陽光パネルによる自家発電の照明が設置されていましたが、設置・維持費用が莫大になります。そこで、太陽や電灯の光を蓄えて光る蓄光材の発光時間や明るさ、耐久性などの性能が上がり、それを使った避難誘導看板や床材活用が始まっているそうです。採用を検討してはどうでしょうか。

2番目に、小樽市の再生可能エネルギーの導入・普及促進について伺います。

世界の再生可能エネルギーは、電力、熱など全ての分野で大きく増加しています。日本においても、固定価格買取制度、FITの導入は資本力を背景にした大手企業によるメガソーラーなど、再生可能エネルギー設備投資を急激に押し上げる効果をもたらしました。しかし、地元の企業、住民などによる地域主導の取組は立ちおくれ、さらに送電網の脆弱性や電気料金上昇による国民負担増など、課題への

指摘や制度そのものを見直す動きも始まっているのが現状です。と言いつつも、前定例会で、我が会派の山口・林下両議員が例を示したとおり、再生可能エネルギーの導入促進が全国的に図られており、大きな成果を上げている自治体も数多くあります。

本市においても、総合計画の後期実施計画の中で再生可能エネルギー等の導入・普及促進に向けた検討をすることとし、情報収集や研究とともに助成制度の導入や公共施設への設備投資を検討するとされています。

そこで、何点か再生可能エネルギー導入についての市の姿勢にかかわってお聞きします。

まず、現状として、市内に現在稼働している再生可能エネルギーの設備についてお答え願います。

その結果、市内の再生可能エネルギーの利用によって地域の活性化につながる効果はどのように把握していますか。

再生可能エネルギーを導入すれば、将来的に地域のエネルギーコストの削減やエネルギーの地産地消が進むと思いますが、再生可能エネルギー事業に期待する点にはどのようなことがありますか。

今後、導入の可能性のある、また、さらに発展させたい再生可能エネルギーについてお考えがあればお示してください。

そのほか、後期実施計画に定められてから時が経過していますが、市の進める調査研究のこれまでの内容とその効果についてお示してください。

平成22年に示された小樽市上下水道ビジョンでは、「(2)環境負荷の低減」の項で「新エネルギーに対する調査、研究が必要」としており、その実現方策として「新エネルギー利活用の研究」となっていますが、策定から4年が経過した昨年に取りまとめられた中間報告書では、「小水力発電等の新エネルギーの活用について、調査、研究を行っています」としています。この中間報告書にある小水力発電についてのこれまでの調査研究の内容と今後の方向性についてお聞かせください。

小水力発電については、大規模投資を伴わないクリーンなエネルギーとして期待をされています。例えば小水力発電事業者やその予定者を募集するなど、民間の力を導入して奥沢水源地で小水力発電を行い、予定されている公園の照明等にも活用してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

小水力発電については、現在まで水利使用手続の簡素化、円滑化が順次進められるなど、河川利用についての規制緩和が進んでいます。最近の河川法改正の内容についての情報は入っていますか、概略をお示してください。

この項最後になりますが、これまでの議会答弁では、再生可能エネルギーの導入は一自治体でかかわることは難しいとお答えがありました。そこで、企業誘致の一環として、地元事業者や地元市民団体の出資による参加の働きかけなどを積極的に行うことも一つと考えます。再生可能エネルギーは地域資源なので、地元住民の参加や地元への利益還元が重要です。これによって雇用も生まれ、地域再生、人口減少問題解決への一助にもなります。市長が最重要課題とする人口減少対策の一つに、この再生可能エネルギーの導入を位置づけることを提案いたします。お考えをお聞かせください。

最後に、文化芸術の振興について伺います。

小樽市文化芸術振興基本計画の基本理念は、「豊かな郷土文化を礎にした「文化の香り高い街おたる」を創造する。」となっています。私は、この「文化の香り高い街おたる」は、本市の人口減少問題解決の一つのキーワードと考えます。人口減少問題はどうしても雇用や産業活性化など経済問題から語られますし、もちろんそれらは重要ですが、市民の多くの方が小樽のよい点とは聞かれると、歴史と文化があるところとお答えになるように、札幌とは違う、独特で豊かな文化が根づいていることが私たちのまち小樽のシビックプライドの原点です。働くまちは札幌でも、住むのはやはり小樽、そう考える人が増

えてくれればと思います。「文化の香り高い街おたる」に住むことが一種のステータスシンボルになるようなまちづくりを進めていくことは可能ではないでしょうか。

また、基本計画の中では、文化・芸術を通じた次世代育成に取り組んでいく必要性について示されていますが、若い世代のつくり上げてきた文化活動にも目を向け、その広がりや深まりのために支援をお願いします。

歴史と伝統ある本市では、特にどうしても既存のジャンルやこれまで活動してきた団体に重点が置かれがちになります。ファッションや映像関係、ダンスやアニメ等の一部サブカルチャーまで含んだいわゆる若者文化を許容するキャパシティを持つべきと考えますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

それら幅広い世代や分野の皆さんの参加機会拡大のために、市民への文化関連の情報提供、市の文化施設等のネットワーク化は進んでいますか。その進捗状況についてお示してください。

学校教育における文化・芸術活動に対する支援についてですが、小・中学校において、文化・芸術に関する学習や、本物の質の高い文化・芸術作品やアーティストに直接接する機会が増えることは、大変意味のあることです。しかし、最近では文化施設に見学に行くにも授業時数の制限や総合的な学習の時間の時数減により、なかなか校外学習をするのが難しくなっています。

そこで、地域の方々や子供たちのいるところへ直接芸術作品を持ち込んだり、市内在住者で活躍している方や学芸員を講師として学校に派遣したりする、いわゆるアウトリーチ推進事業を展開していることを以前の質問で聞きました。本来は美術館、博物館等の雰囲気や環境に触れるのも大事な経験です。この手法は交通費の負担減などのメリットもありますので、さらに機会を増やしていただきたいと考えますが、小・中学校へのアウトリーチ事業について、現在の活用状況と今後の展開について伺います。

また、そのアウトリーチの手法で講師を務めていただく機会の多いアーティスト・バンクの状況についてお聞きします。平成30年度までに140件を目標としていますが、現在の登録件数はどうなっていますか。市民の活用状況を把握しておられますか、その利用状況と特徴をお示してください。

他の自治体でも、近年、アーティスト・バンク事業を展開しているところが増えました。その多くがホームページでの情報公開等で利用促進を図っていますが、利用者と登録者が直接連絡をとって交渉する方法のところは利用がなかなか伸びていません。本市でも同様のシステムですが、事務局等が仲介する方法を検討してはどうでしょうか。手数料はかかりますが、他自治体の例ではそのほうが利用者数が伸びているようです。

また、基本計画では、「アーティスト・バンク登録による減免制度等により、利用しやすい施設づくりに努めます」とありますが、施設利用の減免1割は少ないです。ホール利用はそれでいいとしても、例えば市民センター1号会議室、午前中の利用料は600円で、60円安くしてもあまりメリットはありません。せめてこうした小規模施設利用は3割引きや半額にできないでしょうか。御検討ください。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 佐々木秩議員の御質問にお答えします。

初めに、小樽市の防災について御質問がありました。

まず、上水道施設の耐震化についてですが、水道の地震対策につきましては、施設耐震化対策は地震が起きても給水に重大な影響を受けないようにするため、浄水場や配水池などの施設、送水管や配水管

などの管路について耐震化を図るものです。

また、地震発生時の応急対策は、断水が生じても市民の皆さんなどに最小限度必要な水を確保するため、給水車両による応急給水などを行うものです。

次に、水道施設の耐震化の具体的な方法につきましては、浄水場などの施設については壁を厚くすることや柱を鋼板で巻くことなどにより、地震に耐える構造とするものです。

また、配水管などの管路については、管と管をつなぐ継ぎ手部分に伸縮性や管の抜け出しを防ぐ機能を備えた構造とするものです。

次に、耐震化の進捗状況につきましては、平成25年度末現在で浄水場などの施設については53か所のうち4か所が完了しており、耐震化率は7.5パーセント、配水管などの管路については174.2キロメートルのうち、42.4キロメートルが完了しており、耐震化率は24.3パーセントとなっております。

次に、耐震化率の目標設定値につきましては、国は水道施設の耐震化の計画的な実施について、既存施設や管路についてもできるだけ速やかに耐震化の規定に適合させることが望ましいとしており、本市においても耐震化を進める必要があると考えております。しかしながら、施設などの耐震化については、非常に多くの経費と時間を要することから、更新に合わせて段階的に耐震化を図っていくこととし、平成30年度の目標値を設定したものです。

次に、被災時における給水計画の概要につきましては、被害の規模や給水の優先度など、情勢を的確に判断し、水道局に常備する給水車両やポリ袋などを使用して運搬給水に重点を置くこととしております。

また、給水に当たっては、給水拠点の場所や給水方法について広報車の巡回などにより地域住民へ周知することとしております。

次に、被害が大きくなり、本市のみで対応することが困難になった場合につきましては、北海道や日本水道協会北海道地方支部など、関係団体との協定に基づき応援を要請することになります。

次に、事前訓練につきましては、毎年行われている小樽市総合防災訓練や日本水道協会が主催する災害時相互応援訓練にも参加しております。また、昨年9月の江別市の断水災害支援では本市も参加し、応急給水を行うなど、日ごろの訓練が生かされたものと考えております。

次に、給水拠点の事前周知につきましては、市民が最も必要とする情報の一つでありますので、今後、ホームページや広報紙などで周知してまいりたいと考えております。

次に、家庭での飲料水などのソフト対策につきましては、家庭での備蓄は災害発生時の備えとして大変重要であると考えており、市のホームページや広報紙などで周知してきたところですが、今後とも町会等の避難訓練やまち育てふれあいトークのほか、FMおたるの放送訓練など、あらゆる機会を通じて市民に周知してまいりたいと考えております。

次に、住民自主防災組織についてですが、まず防災士の主な活動内容につきましては、災害時における被害の拡大の軽減や被災者支援、平常時の防災意識の啓発、自助共助活動の訓練の実施であると認識しており、本市においても防災士を講師として、昨年7月に日本赤十字社小樽市地区の防災ボランティアの方を対象に講習会が行われたほか、先月には小樽ボランティア会議の主催で研修会が開催されたと聞いております。

次に、北海道地域防災マスターの活動内容につきましては、自主防災組織の結成及び参加の呼びかけや地域の防災訓練等への参加のほか、災害時には負傷者の救出、救助や、避難所運営の支援等が期待される所であり、本市においては5名の方が認定を受けております。

また、防災士との違いにつきましては、防災士は資格試験があるほか研修期間が長く、救命講習など

専門講習の受講も必要であることから、北海道地域防災マスターに比べ、より高い専門的知識が求められる認定制度であると認識しております。

次に、今後の防災対策への住民や女性の主体的なかかわりを進めることにつきましては、阪神・淡路大震災以降、公助の限界と自助・共助の重要性や、女性の視点での避難所運営が指摘されており、地域のことは地域で守ることの重要性を住民に浸透させていくことは、自主防災を進める上で必要であると考えております。今後とも、町会等で行う訓練に、より多くの住民や女性の参加がなされるよう、これを促す取組を進めてまいります。

次に、津波発生時の避難路の整備についてですが、蓄光材を使った避難誘導看板や床材の採用につきましては、本市では、現在、津波発生時における避難路を指定しておりませんが、今後、誘導看板を設置する際に、蓄光材などの採用について研究してまいりたいと考えております。

次に、小樽市の再生可能エネルギーの導入・普及促進について御質問がありました。

まず、市内における現在の再生可能エネルギー設備につきましては、市の施設として長橋小学校においては平成22年から、小樽市立病院においては昨年の開院時から出力約10キロワットの太陽光発電が稼働しております。このほか、北海道電力からの聞き取りによりますと、市内では平成26年12月現在で280か所の太陽光発電設備が設置されていると伺っております。

次に、市内の再生可能エネルギーの利用による地域の活性化への効果につきましては、長橋小学校や市内の一般家庭への太陽光発電の設置に伴い、再生可能エネルギーへの関心が高まり、普及が進むことで地域経済に貢献していくものと認識しております。

次に、本市として再生可能エネルギーに期待する点につきましては、地域のエネルギーコストの削減などのほか、風力発電設備などの計画が具体化した場合においては、設備の立地に伴う新たな企業進出や税収の増加などにもつながるものと考えております。

次に、導入の可能性がある、また、発展させたい再生可能エネルギーにつきましては、現在、風況に恵まれ広大な背後地を有する石狩湾新港地域において、民間事業者によって複数の風力発電事業が計画されていることから、風力は本市において有望な再生可能エネルギーの一つと考えているところであります。

次に、本市の進める調査研究の内容とその効果につきましては、平成24年度から25年度にかけて市内で太陽光発電を設置している世帯に行ったアンケート調査の結果を本市のホームページ上で公開しておりますので、太陽光発電システムの導入を検討している他の世帯への参考となっているものと認識しております。

また、現在、市内のエネルギー賦存量を推計するため、北海道の賦存量推計システムを活用して試算を進めているところであります。

次に、小水力発電のこれまでの調査研究内容につきましては、施設整備に当たっての補助制度や固定価格買取制度など国の助成や必要となる法手続、設備の維持・管理など、課題の抽出を行ってきたところです。今後は、これらの課題があることから、他都市の取組も参考にしながら、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

次に、奥沢水源地での小水力発電につきましては、奥沢水源地については、現在、保存・活用基本構想の実現に向けての調査研究を行っておりますが、その中で公園の照明などにも活用できる小水力発電の導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、最近の河川法改正の内容につきましては、従来、農業用水や水道用水など、既に許可を得ている流水を利用して水力発電を行う場合、河川法の手続による許可が必要でしたが、平成25年12月施行の

法改正により、許可制から登録制に変更され、水利使用の手続の簡素化が図られたところであります。

次に、再生可能エネルギー導入の人口減少対策としての位置づけにつきましては、本市において、再生可能エネルギーとの関係から人口・雇用対策を考えていくことは、自然条件などの面から課題は多いと思っておりますが、再生可能エネルギーの導入・普及促進は、地域のエネルギーコストの削減やエネルギーの地産地消につながることから、中・長期的な視点で取り組んでいくものであると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、文化・芸術の振興について御質問がありました。

初めに、小・中学校のアウトリーチ事業についてですが、まず若者文化を許容するキャンペーンを持つべきとのことにつきましては、私としては、小樽にはこれまで先人が築いてきた豊かな郷土の文化・芸術があり、この文化・芸術を小・中学生をはじめとする若者に継承していくことが大きな役割の一つと考えております。現在、若者の間でさまざまな若者文化と言われる活動が行われておりますが、今後この活動が新しい文化として根づくよう、その活動状況の把握に努めるとともに、所要の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民への文化関連の情報提供と文化施設等のネットワーク化の進捗状況についてであります。現在、教育委員会では、市が開催する文化行事や文化・芸術活動に対する情報を収集し、生涯学習情報として年4回、市役所別館の市民ホールや社会教育施設など11施設に配付するとともに、ホームページでもその情報を公開するなどの取組を行っております。

また、文化施設等のネットワーク化の状況につきましては、現在、各文化施設のイベント情報などについて、各施設がそれぞれ単独でホームページを公開しているため、市民や観光客の方々はそれぞれにアクセスしなければならない状況にあることから、今後、文化・芸術にかかわるポータルサイトを設け、アクセスの利便性を図ってまいりたいと考えております。

次に、小・中学校へのアウトリーチ事業についての活用状況と、今後の展開についてであります。現在、教育委員会においては、平成22年度から文化庁の助成を受け、小・中学校の授業に文化・芸術に関する講師を派遣する文化芸術による子供の育成事業を行っており、平成26年度は緑小学校ほか4校へ能楽、琴、三味線などの伝統芸能を行っている講師を派遣するなどの体験的授業を行っております。そのほか小・中学校では、地域人材を活用した授業として、美術では書写や版画の実技指導、音楽ではバイオリン、邦楽の鑑賞、総合的な学習の時間では陶芸家やガラス工場の職人を招聘し、授業を行っております。

また、社会教育施設と連携した取組としては、博物館の学芸員が小学校に出向き、科学実験や植物観察などの出前講座を行っております。

私としては、今後とも小樽のすぐれた人材を活用することや、社会教育施設と連携した取組を行い、小・中学校の体験的授業の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、アーティスト・バンク事業についてですが、まず、アーティスト・バンクの現在の登録件数及び市民の利用状況とその特徴につきましては、現在、登録件数は111件となり、平成25年度と比較し5件の増加となっております。

また、市民のアーティスト・バンクの利用状況であります。平成23年度は9件、平成24年度は1件、平成25年度は11件となっております。本市のアーティスト・バンク利用の方法としては、ホームページに登載されたアーティストに直接市民が出演依頼をする方法で行っております。

なお、今年度、学校からの要請に応じ、アーティスト・バンクに登録されたアーティストを教育委員会が仲介し、講師として派遣した例がございます。

次に、アーティスト・バンクの利用方法についてであります。教育委員会が仲介役となってアーティストを紹介することは有効な手だての一つでありますので、今後、教育委員会がこのような方法を積極的に行うことでアーティスト・バンクの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、アーティスト・バンク登録による使用料の減免制度についてであります。この制度はアーティスト・バンク登録制度発足時に登録促進のインセンティブの一つとして制定したものであり、その減免率は文化団体協議会加盟団体の割引率を参考に定めたものであります。

また、平成20年度から平成26年度までの7年間でアーティスト・バンク登録者が小規模施設を使用したのは1件と極めて少ない状況にありますことから、現在のところ減免率の改定は考えておりません。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木 秩議員) 上水道の耐震化について、二つだけ再質問をさせていただきます。

一つ目は、先ほど、管路の耐震化率が24.3パーセントという小樽市の数字を出していただきました。これについては、報道によりますと全国の水道管の耐震化率の平均が12パーセントということが出ておりました。それから比べると、小樽市は倍程度進んでいるというふうに捉えることができるのではないかなと思います。そういう意味では水道管の耐震化については、これで進めていただければと思うのですが、ただ、施設の耐震化率については、全国の平均などが出ていないのでわかりませんが、小樽市として20.8パーセントの耐震化率を目標としているにもかかわらず、現時点で7.5パーセントということで、これは進んでいないのではないかなと思います。

これについては、先ほど、こちらには費用もかかるし大変であるということ御説明がありましたから、ある程度は理解できます。しかし、先ほど質問の中でも話をさせていただきましたけれども、そもそも施設が壊れてしまったら、その後、そこから水をくんで応急給水することさえできなくなってしまふということを考えると、やはりもう一つ進めるための方策が、20.8パーセントに届くための方策が必要だというふうに考えます。その辺のところについてもう一度お聞かせください。

二つ目については、先ほど応急給水の訓練は行っているということ御説明がありました。私が最初に触れさせていただきました新水道ビジョンの「応急給水の準備対応」の中で、応急給水のための住民や住民団体との訓練を行うことが危機管理の重要な要素となるというような中身を見ました。その辺の住民や住民団体との訓練ということは、今、行われている訓練の中で行われているのかどうかについて、もし行われているのであればいいのですけれども、もししていないのであれば、そういうものを取り入れていく方向性みたいなものは今後あるのかどうかお答えください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 水道局長。

○水道局長(飯田俊哉) 佐々木秩議員の再質問にお答えいたします。

まず、施設の耐震化率が低いのではないかと、施設整備が進んでいないのではないかとということでございますけれども、議員からもお話がありましたとおり、浄水場などの施設の耐震化というのは数も多いですし、時間もかかりますし、今までは施設の更新に合わせて段階的に耐震化を図ってきたということでございます。ただ、我々としても耐震化率が高くはないというふうに承知をしておりますので、今後につきましては、まず、優先的に耐震化を図るべき施設、必要性の高い施設から整備を進めること

で、市民の皆様へ安全な水道水を供給してまいりたいというふうにご考えてございます。

続きまして、事前訓練の市民団体の参加につきましては、平成25年の7月に日本水道協会北海道地方支部が主催をしまして、本市で開催されました災害時相互応援訓練において、市内の二つの幼稚園の園児に参加していただき、応急給水のお手伝いをしていただいたというのが実質的にはございます。

また、今後につきましては、災害訓練等の中で市民の御協力をいただきながら給水タンク車から給水袋へ補給するなどというようなことに携わっていただき、市民参加への取組を進めてまいりたいというふうにご考えてございます。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第21号、第24号、第27号ないし第31号、第34号ないし第38号及び第44号ないし第48号並びに報告第1号及び第2号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

千葉美幸議員、安斎哲也議員、高橋克幸議員、酒井隆行議員、濱本進議員、斎藤博行議員、新谷とし議員、北野義紀議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第26号、第43号及び第51号は総務常任委員会に、議案第22号、第23号、第25号、第33号及び第39号ないし第41号は厚生常任委員会に、議案第32号、第42号、第49号及び第50号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月5日から3月15日まで11日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時37分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 安 齋 哲 也

議 員 酒 井 隆 行

平成27年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成27年3月16日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
6番	安	斎	哲	也	7番	小	貫		元
8番	川	畑	正	美	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	上	野	智	真	15番	濱	本		進
16番	林	下	孤	芳	17番	佐々	木		秩
18番	山	口		保	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之							
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義						
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	迫	俊	哉					
財	政	部	長	小	山	秀	昭	産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一		
生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一	医	療	保	險	部	長	藤	井	秀	喜
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子			
建	設	部	長	工	藤	裕	司	消	防	長	飯	田	敬						
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	教	育	部	長	田	中	泰	彦		
事	務	部	長	笠	原	啓	仁	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久	
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中	田	克	浩							
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一								

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○24番（山田雅敏議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

朝里地区における津波発生時の避難路の一つは、幅1メートルほどで、所によっては階段状になっているため、冬季は機械での除雪ができない上、周辺住民の高齢化により人力での除雪もままならない状況になってきており、積雪時に津波が発生した場合、避難が困難になると考えられる。全市的にも急激な高齢化により除雪の担い手が減少していることから、市として冬の津波発生に備えた対策を立てておく必要があると思うがどうか。

また、この避難路を使って避難する場合、車椅子を使う要支援者については、現時点では家族又は近隣住民が背負って避難するしかないが、足元が不安定な通路であることから危険が伴うことになる。簡易型の担架など、要支援者の避難に役立つツールもあることから、こうしたものを要支援者宅にあらかじめ置いておくことも必要だと思うがどうか。

人口対策検討会議等では、子育て支援に関する施策の候補として乳幼児等への医療費助成が挙げられているという。道内主要都市の多くは、既に道の医療助成に上乘せ実施をしていることから、人口対策としてこの施策を考えるのであれば、助成内容をさらに拡大し、近隣都市以上に力を入れていることをアピールする必要があると思うがどうか。

また、内閣府の調査では、若い世代が子供を持つことに対する不安要素として、最も回答が多いのが経済的負担の増加であることから、本市においても、多くの自治体で実施している小学校卒業までの通院の無料化について、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

石狩湾新港港湾計画改訂において、西地区については、昨年の石狩湾新港管理組合議会第3回定例会当時、輸出米と風力発電資機材の輸入のために、岸壁と荷さばき地を整備することとなっていたが、米は現状の14倍、風車は本道電力使用量の1年分を賄う規模など、あり得ないものであったため、議会で指摘されると、あっさり撤回し、今回新たに石灰石とアブラヤシの搾りかすが示された。過去のマイナス14メートルバース整備にかかわり、企業ヒアリングを根拠に予定した貨物のうち、現在取り扱われているのは木材チップのみであることからすれば、施設整備が先にありきで、そのための口実として貨物の数字合わせがされていると言わざるを得ない。当初から赤字が見込まれるような計画に何億円もの市税をつぎ込むといった無謀なことはすべきではないと思うがどうか。

また、管理組合から市に示された計画案は、根拠のない取扱貨物量の推計や過大な施設整備、さらには計画段階から赤字が出るという内容であり、到底納得できるものではない。この計画を承認するかどうかを、市は、近々に判断したいというが、判断に当たっては、計画が合理的なものかどうかという観点で考えなければならないと思うがどうか。

改訂を承認した場合、計画どおりに貨物が入らなければ、管理者負担がさらに増えることになる。市は、今でも、財源不足で人口対策に資する子供の医療費助成にたった4,000万円の予算もつけられないという一方で、新港には数億円もの負担をしているが、このような予算の使い方を放置しては、本市の財政再建は到底なし得るものではないと思うがどうか。

小樽港には、昭和36年以降、85隻もの米艦船が入港しており、道内の重要港湾では最多となっている。この背景には、外務省の機密文書とされる「地位協定の考え方」に記載があるように、小樽港が米軍の優先使用施設とされているためではないかと考えるが、本市にとって重要な港の扱いについて、地元の合意や意見などを全く無視した形で、頭ごなしに日米両国間で取決めをしていることに対し、市はどう考えているのか。

また、小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、平和な商業港としての発展を目指すという基本的な立場に立っているにもかかわらず、米軍に優先使用が認められていることは非常に問題であるが、しかしその一方で、米艦船入港に際して三つの要件の確認を行うなど、いわゆる小樽方式を確立しているところである。これらの整合性についてどのように考えているのか。

平成26年度の一般会計決算見込みについては、実質収支において黒字が見込まれると聞かすが、地方交付税の算定根拠となる国勢調査人口は今後も減少が見込まれ、それに伴い歳入が減少していくものと思われる。財政部は、中・長期的な財政収支の見通しをどのように見込んでいるのか。

また、公債費については、市債発行の抑制により減少を見込んでいるというが、それらも含めた将来的なシミュレーションは非常に重要と考えられることから、その概略を表す資料を作成すべきと思うがどうか。

公共施設等総合管理計画は、人口減少等による公共施設の利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点を持って計画的に更新等を行うことで、財政負担の軽減や平準化等を目指すものであると聞く。本市においては、計画策定に要する経費が特別交付税で措置される期限の平成29年3月31日までには策定する予定とのことだが、従来のような場当たりの対応ではなく、計画性を持って施設の管理などを行うことにより財政規律が担保されるとの考えもあることから、できるだけ早く、しっかりとした計画を策定してほしいと思うがどうか。

平成27年度一般会計予算案における固定資産税額は、3年に1度の評価替えが行われることで、前年度比約3,000万円の減額となっている。これまでは評価替えにより予算が億単位で減額していたが、今回、評価替えが行われたにもかかわらず、大幅な減額とならなかった理由は何か。

また、このようなことは過去にもあったのかどうか。

未来ある子供たちに、よりよい教育環境をつくっていくためには、教員だけではなく、保護者や地域とともに学校づくりを進めることが大切であり、いわゆる学校のコミュニティ・スクール化が必要と考える。現時点では、適正配置により統廃合する学校には、統合協議会が設置され、地域やPTAの方が学校づくりについて活発に議論しており、コミュニティ・スクールとも言える活動を行っているが、統合後は協議会は解散され、こういった協議の場はなくなってしまうのかどうか。

近年、PTAへの参加者が減少し、保護者の協力を得られない場面も多いと聞かすが、より多くの保護者に学校づくりに参加してもらうため、統合後も協議会を引き続き活用するなど、コミュニティ・スクール化を進めてほしいと思うがどうか。

北山・末広両中学校の調理業務を委託するため、来年度予算に単独調理校調理等業務委託料が計上されているが、昨今、学校給食の委託については、全国的に偽装請負が疑われる事例が発生している中で、今回の業務委託が労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に照らし、単なる労

働の提供と判断される懸念はないのかどうか。

また、労働者派遣と請負の判断基準について、市教委は、労働者に対して直接の指示等を行う場合は派遣になるとの認識を示しているが、単独調理校に配置されている栄養士は、調理指導等を日常的に行う責任があることからして、直接的な指導を行うことはないと言いきれるのかどうか。

適正配置は、統合が終了するまでは単独調理校を継続するとの前提で進められているが、直営調理員を配置した上で続けることは検討しなかったのか。

来年度から新たに実施する家庭教育支援活動事業においては、そのためのチームをつくり、悩みを抱える保護者等に対する相談や講座を開催するというが、市教委では、本事業を実施する上での課題をどのように把握しているのか。

この事業は、学校、家庭、地域全体で子供を育むものであることから、家庭教育ネットワークをしっかりと機能させることで、学力向上やいじめの防止にもつながると思われる。今後、構築するネットワークが全市に広がるよう、鋭意取り組んでほしいと思うがどうか。

銭函パークゴルフ場では芝の管理のために水道水を利用しているが、この水道料金が指定管理者の支出全体の5パーセント以上を占めていると聞く。水道料金の減免については、指定管理者に係る規定がないことから、これまで市教委として水道局と協議したことはないとのことだが、銭函地区の住民にとって非常に大切なパークゴルフ場を維持していくためには、経費の削減は重要なことであることから、まずは一度協議してほしいと思うがどうか。

プレミアム商品券の発行数は10万セットとのことだが、それを超える購入予約があった場合、どのような対応を想定しているのか。

この商品券は小売、サービス業などの店舗での利用を想定しているとのことだが、医療機関での自由診療など、できる限り広い範囲で使えるよう、他都市の事例を含め十分研究してほしいと思うがどうか。

また、6月下旬の予約販売の受付段階で、使用できる店舗等の情報はきちんと周知されていなければならないと思う。商品券が売れ残ることのないよう、どの店舗でどのようなものに使用できるのか、具体例をできるだけ早く市民に周知してほしいと思うがどうか。

本市では人口減少が大きな課題になっているが、市民からは、働く場所がないため転出せざるを得ないとの声をよく耳にする。補正予算には、女性・若年者の正規雇用による地元定着を目的とした女性・若年者の地元定着を目指した人材育成事業費2,670万円が計上されているが、この事業では具体的にどのような取組が行われるのか。

女性や若年者の地元定着は本市の発展や人口増加につながることから、このような事業については今後も続けてほしいと思うがどうか。

いなきたコミュニティセンター使用料の適用区分の誤りによる誤徴収については、市民から使用料が急に変更になったとの相談があり、議会の知るところになったものである。市は、この事実を把握した昨年11月以降、利用者に迷惑をかけないことを最優先に協議をしていたというが、議員から指摘されて初めて報告するといった姿勢は、議会軽視と言わざるを得ないと思うがどうか。

これまで何ら報告がなされていなかったことからすると、表面化しなければそのままにしておこうという意図があったとも感じるが、今後、何らかの問題が発生した際には、同様のことがないように、しっかりと報告体制を整えてほしいと思うがどうか。

また、利用していた団体は、今後の使用料が約2倍になるため、意に反して違う場所で活動することになったというが、そういった利用者の心情を推しはかり、もっと丁寧に対応すべきと思うがどうか。

本件については、昨年11月に事実を承知していたにもかかわらず、今日までまともな対策を立てずに

来ている。当該利用団体との話し合いを優先した結果と言うが、使用料徴収の遡及期間がそれぞれの利用団体でどうなるのかなどについては、いくらでも並行して検討できたにもかかわらず、対策を講じなかったのはどのような理由によるのか。

また、条例の規定が実際の利用実態にマッチングしていない場合もあるというが、そのようなそごがあるのならば、実態に合わせて徴収方法を改善すればよいだけのことであるのに、これまで何の手だてもとらなかったことには納得がいかないがどうか。

このことによって歳入欠陥が生じるのであれば、遡及して指定管理者に請求するのかどうか検討しなければならないと考えるが、このような請求について、指定管理者との基本協定ではどのように定められているのか。

市では、平成26年4月から、ふれあいパスの利用状況調査を実施していると聞く。調査を行うことは、市民ニーズを捉える上でよいことだと思うが、調査結果をどのように活用していくつもりなのか。

また、現在のふれあいパス事業は、毎年1億5,000万円程度の予算を必要としているが、税収が減少していく中で今後も事業を継続していくためには、所得制限やふれあいパスを本当に必要としている方に対する全額補助なども含めたサービス内容の見直しについて、これからまとめられる利用状況調査の結果を踏まえた上で考えていく必要があると思うがどうか。

高齢者等の除雪弱者対策については、社会福祉協議会が行う福祉除雪において、ボランティアの不足などから平日の出動が難しく、利用者のニーズに応えられないなどの課題があると聞く。こうした状況を打開するためには、少額であっても報酬を払えば、より前向きに担い手の確保が図られると思うが、市として有償ボランティアを検討する考えはないか。

また、この問題は年々深刻になってきていることから、福祉部だけの対応ではなく、建設部においても課題整理を進めてもらいたいと思うがどうか。

新年度予算に第53回北海道障害者スポーツ大会負担金が計上されているが、近年、障害者スポーツは注目を浴びており、このような大会にかかわる予算を計上することは、本市の姿勢として評価できるものである。8月30日の開催日まで時間があることから、会場が100パーセントバリアフリーになっていないなどのホスピタリティ面での課題について十分配慮するとともに、ひたむきにスポーツに取り組む障害者の方々への応援が盛り上がるよう、市民への周知に尽力してほしいがどうか。

また、大会出場のため道内各地から約350名の関係者が訪れることから、本市での開催がよかったと思っただけのよう、周到に準備を進めてほしいと思うがどうか。

本市の小規模保育事業については、保育需要が満たされていることから、その必要性は極めて少ないというが、現状、3歳未満の待機児童が2月時点で51名も発生している。子育て支援は、人口対策会議等でも重要な課題とされていることから、小規模保育事業などを活用し、待機児童を解消していくことが必要であるが、少子化傾向が続いていることを理由に、新たな認可が難しいとする市の考えは、少子化に拍車をかけることになるのではないか。

また実際に、この事業への移行を希望しているかもめ保育園は、特色ある保育を実施していることから、そこへ入園するため本市に転入する世帯もあり、人口増に大きな役割を果たしていることは明らかである。このような施設を認可することが、本市の子育て支援につながると思うがどうか。

子ども・子育て支援新制度における小規模保育事業について、市は、市内の保育需要は既存の保育施設の活用により満たされていることから、現状での必要性は極めて低いと考えているという。その一方で、同事業の認可申請があった場合は、申請を受理し、審査をするというが、現時点で同事業の認可は行わないことが決まっているような状況であれば、そもそも事業所側に申請してもらうこと自体必要が

ないと思うがどうか。

今年度末で廃止される長橋保育所については、4月以降も保育を要する児童が11名在籍しているが、その受皿となる保育所の確保はできているのか。

また、受皿となる保育所においては、いわゆる玉突きにより新たな待機児が発生するようなことはないと考えてよいのかどうか。

一方、存続する手宮保育所については、市立保育所では唯一、耐震の問題が残っていることから、早急に補強工事に向けた耐震診断を行うべきと考えるが、市は、公共施設全体の中で優先順位を考慮しながら計画的に取り組むということとどまっている。しかし、最低限、学校と同様に耐震診断をして、一定の見通しを立ててほしいという、子供を預ける利用者や、児童を預かる職員の願いを考慮し、優先的に取り組んでほしいと思うがどうか。

少子化対策については、さまざまな自治体で、出産祝い金などを利用した施策が実施されており、第3子以降の出産に力を入れている自治体も多いが、本市では、このような政策について、どのように考えているのか。

また、こういった施策を出生数や児童数の増加につなげている自治体では、ほかにも医療費助成や子供手当など、さまざまな独自施策を実施しているという。子育て世代の市外流出がとまらない本市において、小樽で子育てをするという気持ちになってもらうためには、国の制度を踏襲した支援だけではなく、本市独自の魅力的な施策を打ち出すことを検討すべきと思うがどうか。

第2次健康おたる21の取組の一つである「おたる・ヘルシーメニュー」事業について、市民の高血圧予防の観点からこの取組を始めたとのことであるが、このヘルシーメニューに地元産の食材を使用し、全国発信していくことで小樽観光と結びつけることも可能な、おもしろい事業であるとする。しかし、塩分やカロリーを抑えながらも、おいしく楽しめるメニューを提供する市内の登録店舗は、現在、数店しかなく、なかなか登録が増えないのが現状と聞くことから、登録の普及に向け、国内の先進事例を参考に課題を細部にわたり検討するなど、積極的な取組を進めてほしいと思うがどうか。

街路防犯灯のLED化については、1億4,970万円の予算が計上されており、3年間で実施すると聞かすが、町会へは、いつ、どのような方法で周知を図っていく考えなのか。

また、市が負担する9割分については、受領委任払いなどの方法により町会での立替払が不要とのことだが、1割負担さえも困難な町会に対し、水洗貸付のように無利子貸付けを行うような対応は検討しないのか。

管理されていない空き家については、通学路や幹線道路に雪が落ちることが明白な場合であっても、事前に対処できないことが一番の問題であると思われる。国において空家等対策の推進に関する特別措置法が成立したのを機に、この問題について、市としても十分な検討を行ってほしいがどうか。

また、市は、建設部に空き家対策のための人員を配置するとしているが、関係する部局はほかにも、財政部や消防本部など多岐にわたっている。空き家問題を解決に向けて進めていくためには、これら各部局間の情報共有をはじめとした協力体制の構築が欠かせないことから、関係部局が具体的な課題を協議できる場を設けてほしいと思うがどうか。

空き家からの落雪については、毎年同じ空き家で発生し、市もその空き家を把握しており、所有者が不明の場合などは、市が緊急避難的に雪の処理をすることはあるものの、対応には限度があり、万が一事故が起きた場合には悔いが残ることになる。空家対策特措法の成立により、対応できる範囲が広がるのではないかと期待するところだが、市が建設部に新たに設置する空き家対策の部署の中では、このことについてどのように考えていくつもりなのか。

また、この新しい部署と、現在対応している消防本部や建築指導課、雪対策課との関係はどのようになるのか。

空家対策特措法に対応し、空家実態調査事業費が計上され、新年度からは、空き家対策に取り組むための新たな部署が設置されるというが、危険空き家に対する措置だけでなく、空き家を利用する側面からも、さまざまな施策を検討するための部署にしてほしいと思うがどうか。

また、空き家を利用するに当たり、高台にある物件は、市内での需要が低いとされているが、眺望や自然環境の点で、本州や海外からの需要が見込めることから、ファンド形式による資金でまちの景観に資するような建物に改築し、二地域居住用の別荘として販売するという仕組みづくりについても検討してほしいと思うがどうか。

ドリームビーチに建つ違反状態の仮設建築物について、市は、3月中に撤去されなければ、新たな確認申請は許可しないとしており、このままでは海水浴場の開設は無理であるという。しかし一方でドリームビーチに通じる道路に安全対策としてガードレールを海開きに間に合わせて設置するとしているが、この対応は海水浴場の開設を認めることを前提としているからなのか。

また、市は、違法建築物と道路の整備は別な話であるというが、この道路は海水浴場に行くためだけの道路であり、切り離して考えることには無理があると思われる。安全面からガードレールを設置することは間違いではないが、まずは違法建築物を法的措置をとってでも除却していくのかということを中心に考えるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、新谷委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第15号、第18号、第24号、第28号、第34号、第35号、第37号、第38号及び第44号ないし第48号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決しました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第1号に対して小貫議員ほか4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第1号平成27年度小樽市一般会計予算に対する修正案を提案します。

安倍政権の円安政策で、諸物価の高騰に加えて、消費税率が8パーセントに引上げ、その反面、年金の引下げ、給与所得の減少などで市民の暮らしや営業は苦しさを増しています。

医療や介護の改悪で70歳から74歳までの医療費窓口負担は2割負担に引き上げられ、入院給食費の引上げ、要支援1、2の訪問介護、通所介護の保険給付外し、介護保険料引上げなど、負担は増えるばかりです。

菊地よう子事務所が昨年行った市民生活アンケートには、人口の1パーセントを超える1,440人が回答を寄せて、暮らしが苦しくなったと答える市民は77パーセントに上っています。

中小企業の経営も大変で、商工会議所が四半期ごとに行っている経済動向調査結果の平成26年度第

3・四半期の概況では、全業種平均で好転したとする企業が10.4パーセント、悪化したとする企業が24.8パーセントで、D I 値はマイナス14.4で、3期連続のマイナスとなり、前年同期より20.0ポイント減少、卸売業、観光・サービス業、建設業は、いずれも前年同期プラスからマイナスに転じています。売上高のD I 値はマイナス6.4、3期連続のマイナス推移、採算のD I 値もマイナス22.5、4期連続のマイナス推移です。

市長が答弁で述べているように、いまだに地方においては景気回復の効果が十分に及んでいないのが実態です。小さな商店は、この時期、消費税を払うのが本当に大変、頭が痛いと悲鳴を上げています。

地方自治体の役割は、国の悪政の防波堤になり、住民の福祉の向上にあります。しかし、小樽市は、国、北海道の言いなりで、石狩湾新港、簡易水道事業などの過大な事業に税金をつぎ込み、市財政を圧迫し、市民サービスも削減されています。小樽市と社会福祉協議会が実施してきた市民生活応援のわずかなふれあい見舞金もなくし、福祉灯油も実施していません。

国民健康保険料は、2002年に33億8,700万円あった累積赤字を2012年に解消、高い国保料を市民に課してきた結果、国民健康保険事業運営基金に1億6,000万円の積立金になっていますが、これは市民に還元すべきです。賦課限度額もまた引上げになり、高い国保料は市民の大きな負担です。

介護保険料も2015年度からの3年間の第6期の基準額は、年額6万9,600円、第5期の年額6万5,520円から引き上げられ、主要都市で3番目に高い料金です。市民は、いや応なしに年金から天引きされる高い保険料を嘆いています。

我が党の修正案は、地方自治体の役割を果たすべく市民負担を軽減し、地域経済を活性化する立場で提案するものです。

今年は、戦後70年の節目の年、小樽市も平和事業に例年より多い予算をとっていますが、さらに200万円を追加し、広島平和記念式典に小学生20名を派遣し、平和について学んでいただきます。

市長は、人口増対策で子育て支援を打ち出していますが、若い世代の子育てへの不安は経済的負担ですから、子供の医療費は小学校卒業まで無料にします。

高齢者、ひとり親家庭、障害者への支援として冬期特別支援事業を実施し、ふれあい見舞金と福祉灯油を6,000世帯に1世帯当たり8,000円を支給します。

国民健康保険料は、一般会計からの4,000万円と1億6,000万円の国民健康保険事業運営基金を取り崩し、1世帯1万円引き下げ、第6期の介護保険料は基準額を第5期の基準額月額5,460円とほぼ同程度の5,400円にすることによって、以下、第4段階から第1段階までの保険料を軽減し、低所得者支援を行います。

落ち込んでいる小樽市の経済活性化のために市議会で全会派一致して可決された住宅エコリフォーム助成事業に5,000万円を充て、小・零細事業者に限度額50万円、無利子、無担保で年度末一括返済のかけこみ緊急資金貸付金制度を設けます。

また、室内水泳プール廃止後、市民が待ち望んでいる新・市民プールを建設するため、基本設計、実施設計として2,800万円を充てます。市長も新・市民プールについては早期に実現したいと表明していますから、直ちに土地の確保に取りかかるよう求めるものです。

これらの事業を行う財源として、有価証券売却収入、並行在来線を経営分離する北海道新幹線推進費の削減、石狩湾新港管理組合負担金、住民基本台帳ネットワークシステム事業費、社会保障・税番号制度システム整備事業費、海水浴場対策委員会貸付金などを削減し、合計4億8,221万9,000円を充てます。国庫補助金、北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業費補助金、社会保障・税番号システム整備事業費補助金なども削減します。これらの予算措置の結果、歳入歳出予算は、市長提案より9,123万2,000

円少ない549億5,662万9,000円となります。

今こそ不要不急の事業をやめ、市民や中小企業の応援の市政に転換するため、我が党の予算修正案に賛同をお願いしまして、提案といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号修正案を可決し原案を否決、第2号ないし第15号、第18号、第24号、第28号、第34号、第35号、第37号、第38号及び第44号ないし第48号について、否決の討論を行います。

議案第1号から議案第15号は2015年度の予算についてですが、以下、年度を省略して行います。

最初に、議案第1号小樽市一般会計予算及び修正案についてです。

昨年4月に消費税率が8パーセントへと引き上げられました。安倍政権のせいによる物価高もあり、市民の財布は厳しさを増しています。

このような状況でも、石狩湾新港への巨額の投資が続けられています。北防波堤の延長工事は、現在でも荷役作業に影響がないことは既に明らかであり、急ぐ必要はありません。

さらには、並行在来線の切捨てを伴う北海道新幹線の関連経費、個人情報の流出やなりすましの被害が危惧されるマイナンバー制度の導入のためのシステム整備などが計上されています。

修正案は、このような予算を削り、有価証券の売却などを元にして、子供の医療費助成の拡大、ふれあいパスのワンコイン化、国保料の引下げを提案し、市民の暮らし、応援の予算に修正するものです。

また、原案には単独調理校である北山中学校、末広中学校の給食業務も委託に出し、その衛生管理者まで委託業者に丸投げするというものであり、学校給食衛生管理基準にある設置者の学校給食への責任放棄で、見過ごすことはできません。

次に、議案第5号小樽市国民健康保険事業特別会計予算、議案第8号小樽市介護保険事業特別会計予算、議案第10号小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

これらの高すぎる保険料が市民生活を苦しめています。保険料の引下げは、根本的には国の負担割合を増やして解決すべきですが、当面、小樽市として基金の活用も図り、保険料の引下げを行うべきです。

次に、議案第6号小樽市住宅事業特別会計予算についてです。

市営住宅の環境整備は、行政にとって重要な仕事です。ところが、特定目的住宅の困窮度調査を指定管理者に丸投げ、駐車場の使用料向上対策まで指定管理者に任せています。しかも、駐車場使用料に消費税をかけており、問題です。

次に、議案第7号小樽市簡易水道事業特別会計についてです。

もともと地下水の揚水計画は、北海道の指導の下、行われてきました。赤字分は北海道が責任を持つことを求めます。さらに、使いもしない水を買ひ、それが負担となって赤字が生まれており、見直しが必要です。

次に、議案第11号小樽市病院事業会計予算についてです。

DPC制度では、必要な医療までもカットされる懸念があります。給食委託についても、病院給食は医療の一環であり、病院側が責任を持って献立を作成し、調理を行うべきです。

次に、議案第12号小樽市水道事業会計予算、議案第13号小樽市下水道事業会計予算についてです。

特に高齢者のひとり暮らしでは、基本水量も使わないのに基本水量である1か月10立方メートルの水

道料金や下水道使用料を取られることに怒りの声が広がっています。料金体系を見直し、引下げを行うと同時に、消費税の転嫁もやめるべきです。

次に、議案第2号小樽市港湾整備事業特別会計予算、議案第3号小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算、議案第4号小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算、議案第9号小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算、議案第14号小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算については、消費税の転嫁です。

次に、議案第18号平成26年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算についてです。

介護保険制度が介護保険の要支援者を外し、特別養護老人ホームの新規入所者を要介護3以上にし、一定の所得のある方の利用者負担を1割から2割に引き上げるなどの改悪が行われ、それに伴うシステムを整備する事業費が計上されています。

次に、議案第24号小樽市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例案、議案第28号小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

教育委員会の制度は、戦前の教育の反省点に立ち、政治から独立し、教育の自主性を守るため、公選制として始まりました。それが廃止され、教育委員会の形骸化が進みました。それでもなお教育委員会の独立性を守ってきました。教育委員会制度変更は、このとりでを崩し、国や首長による教育内容への政治介入を可能にするものであり、議案は、この法律改悪に連動するものです。

次に、議案第34号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案についてです。

同条例が昨年の第3回定例会で提案された際に、日本共産党は、代表質問において、議会の議決なしに内容が変わることがあり得ることを指摘してきました。この指摘に対して今回の改正は、小樽市の非を認めた結果となりました。しかし、条例の内容については、小規模事業所の基準において保育士の人数の問題や給食の外部搬入の問題点も指摘し、そのことが改善されませんでした。しかも、リンク方式の採用は、法律で基準は条例で定めるといふ地方自治体の責任を放棄しています。地方自治体の自主性が問われる問題です。

次に、議案第35号小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案については、長橋保育所の廃止が理由です。

次に、議案第37号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、限度額の引上げが理由です。

次に、議案第38号小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案については、議案第18号でも述べたように、介護保険制度の改悪に伴うものだからです。

次に、議案第44号ないし議案第48号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてです。

前回の協定締結後、小樽市は、並行在来線のJR北海道からの経営分離に同意しました。北海道新幹線の札幌延伸は、並行在来線のJRによる経営が担保され、沿線住民の足を守ることが必要です。整備新幹線のために並行在来線を経営分離することは、法律で決まっているわけでもなく、単なる政権与党の合意事項でしかありません。北しりべし定住自立圏を生かしていくには、並行在来線は欠かせません。協定でそのことに一切触れていないことは問題です。

以上、議員各位の賛同をお願いしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第15号、第18号、第24号、第28号、第34号、第35号、第37号、第38号及び第44号ないし第48号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 27番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○27番(前田清貴議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

昨今、道内では、相次ぐ低気圧の襲来によって、これまで経験したことのないような大雪や暴風雪、台風並みの強風や高潮などが発生している。現状、こうした異常気象による災害にあっては、消防職員が危険な状況の中、あらゆる現場で対応に当たっているものと思われるが、行政の枠組みからすれば、道路は道路管理者が、港湾は港湾管理者が、河川は河川管理者がという形で、それぞれの部局が個別に対応するのが建前であると認識するかどうか。

今後、発生した災害そのものへの対応とともに、未然防止の観点から部局の垣根を越えた防災システムの構築が必要と思うかどうか。

第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定に当たって、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメントの強化という三つの柱が示されたが、その中身を見ると、例えば教育については、文化財・史跡などの保全・利活用となっており、そのこと自体は重要なことではあるものの、本市が求める学校教育の充実などに特化することはできないのか。

ビジョンに掲げられた取組は、どれも圏域にとって重要な課題ではあるが、本市を含め地域の方々が本当に求めているものと方向性が一致していると言えるのか。

また、第1次ビジョンでは、中心市として交付された特別交付税は事業費のほんの一部であり、事業の実施に当たって一般財源から多額の支出があったというが、今後は、選択と集中の観点に立って検討を進めてもらいたいと思うかどうか。

いじめ防止基本方針案には、重大事態発生時における報告について記載されているが、いじめ発覚の8割から9割は児童・生徒からの相談がきっかけであると思われることから、重大事態発生の認知に当たっては、児童・生徒がどのようなことがいじめに当たるかを理解することが重要となる。しかし、方針案にある「いじめの定義」についての文章は、児童・生徒にとって難解すぎると思われることから、もう少しかみ砕いて周知すべきと思うがどうか。

また、実際に重大事態が発生した際、経過説明がしっかりなされなければ、保護者の不信を招きかねないが、発生時のフロー図には保護者とのやりとりについて記載がない。しかし、結局は人と人との信頼の問題、同じ学校に通う児童・生徒間の仲の問題であることから、単にフロー図に沿って対応するだけではなく、保護者にいじめの原因や途中経過を理解してもらえるよう十分配慮して対応してほしいと思うがどうか。

学力向上改善プランの作成に当たっては、全国学力・学習状況調査の結果を基に分析、検討し、本市は基礎学力が定着していない児童・生徒が多く、文章を書くことを苦手としているとの結果から、基礎学力の定着や書く力の育成などに取り組む考えと聞く。市教育委員会は、本市の児童・生徒が文章を書くことを苦手としている原因についてどのように考えているのか。

学力向上については、取組の結果が直ちに数値に表れるものではないが、まずは書くことに重点を置き、根気強く取り組んでほしいと思うがどうか。

市教育委員会は、新年度から単独調理校の調理等業務を民間に委託し、その衛生管理責任者については受託業者に選任させる考えであるという。しかし、文部科学省に問い合わせたところ、昭和60年の通知において「調理業務等における衛生、安全の確保については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設けること」とされていることなどから、衛生管理については地方自治体が直営で行うべきであるとの回答を得た。市教育委員会は、受託業者の選任であっても問題はないと道教委に確認しているというが、文部科学省には確認していないとのことであるので、この委託契約についてはしっかり確認した上で進めてほしいと思うがどうか。

また、仮に衛生管理責任者を直営で置かなければならない場合、責任者を含め2人しかいない単独調理校においては、市教育委員会に属する責任者がもう一人の調理員に指示を出すことになり、これが実態として市教育委員会からの指揮命令とみなされ、偽装請負と判断されるおそれがあると思うがどうか。などあります。

なお、閉会中の2月6日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の協議案件等について報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第43号につきましては、小貫委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決されました。

続いて、棄権した会派を除き、原案について採決を行った結果、全会一致により可決と決定いたしました。

次に、議案第51号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第43号に対して、小貫議員ほか4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、議案第43号小樽市いじめ防止対策推進条例案に対する修正案の提案説明を行います。

修正案は、最初に、第4条、いじめの禁止条項を削除します。

次に、第7条、保護者の責務の第1項を削除します。

3番目に、第8条、児童生徒の役割の第1項「児童生徒は、互いの人格を尊重しなければならない。」第2項「児童生徒は、いじめを防止するための学校内の活動に主体的かつ積極的に取り組むことにより、いじめのない安全で安心な学校生活を送ることができるように努めるものとする。」という部分を削除して、新たな第5条の3項に、次のように文言を変えて挿入します。変更される文言は、「市立学校及び市立学校の教職員は、児童生徒を互いの人権を尊重するように導き、児童生徒にいじめを防止するための学校内の活動に主体的かつ積極的に取り組む機会を与え、児童生徒がいじめのない安全で安心な学校生活を送れるように努めるものとする。」とします。

第4条の条項削除は、いじめが人権侵害であることの認識を教育の中で理解できるように導くことが大切です。したがって、いじめの禁止として条項を掲げて児童・生徒に押しつけるものではありません。

第7条第1項の削除について、教育基本法では、第10条、家庭教育の第1項「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」第2項では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされています。すなわち、家庭教育の自主性を尊重して、法律で規制することはしないようにしているわけです。

第8条、児童生徒の役割の文言を修正し、新しい第5条の3項につけ加えることについては、子供への禁止義務を定めるものではなく、児童憲章に記されている内容に沿うものです。それは、一つ「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。」、二つ「すべての児童は家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」三つ「すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。」四つ「すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。」とあります。すなわち児童は、生活を保障され、環境が与えられ、守られ、導かれるという精神に沿った内容に修正するものであります。

以上、各党派議員の賛同を求め、議案第43号小樽市いじめ防止対策推進条例案の修正案の提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第43号修正案、第51号は

可決、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号は、採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第43号修正案についてです。

いじめ問題の条例を定めるに当たって大事なことは、子供の権利としていじめを受けないことがあり、それを保障するために行政や社会が役割を発揮する条件をつくる条例にすることです。

原案の第3条にあるように、いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも生じ得るものです。

一方、第4条には、いじめの禁止として「いじめを行ってはならない」とあり、いじめる児童が悪いのだということです。このような立場に立てば、児童はいじめを隠し、いじめを行う子供の心をさらにゆがめ、人間的に立ち直る道を閉ざしかねません。児童に対していじめの禁止と押しつけることではなく、大切なことは、児童がいじめを行わないような環境をつくる必要がありますので、第4条は削除すべきです。

原案の第7条には、家庭教育に踏み込んだ表記をしています。いじめ防止対策推進法では、保護者の責務として「規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める」という表現でしたが、条例案では「規範意識、生命を大切にし、他人を思いやる心その他の基本的な倫理観を養うための教育を行うよう努める」というように、「指導」ではなく「教育」へと表現を変えています。教育基本法にあるように、家庭教育の自主性は尊重されなければなりませんので、原案第7条第1項は削除すべきです。

原案は、法律や道の条例にある懲戒や道徳教育の記載を見送ったことは評価できます。また、いじめを防止していくための対策を強化することは大切なことだと考えますので、修正案が否決された場合は自席にて棄権といたします。

次に、議案第51号小樽市非核港湾条例案についてです。

今年、広島、長崎の被爆から70年、核不拡散条約再検討会議が開催されます。この再検討会議に核兵器の全面禁止アピール署名を提出するための運動が続いています。現在、国内で約500万人分の署名になっています。核兵器の非人道性が強調され、禁止を求める世界の流れが強まる中、「核兵器のない世界を」という被爆国の願いを核保有国はじめ各国に示すものです。

一方、日本政府は、アメリカの「核の傘」「核抑止力」論に固執し、世界の流れが見えていません。唯一の被爆国政府でありながら情けない態度と言わざるを得ません。

小樽港への米艦の入港も、核の搭載など関係なしに政府の圧力で認めてしまおうとしています。核密約により核兵器の持込みについて事前協議の必要がありませんので、知らず知らずに核兵器が小樽港に持ち込まれる危険があります。小樽港に核兵器の積んでいる船の入港は認めない条例を制定することが核の脅威から小樽市民を守り、核兵器廃絶の運動をさらに広げていく一助になります。可決を求めます。

次に、所得税法第56条の廃止を求める陳情第319号及び陳情第810号についてです。

労働の対価は当然の経費であり、働き手が親族であっても変わりません。ところが、所得税法第56条は、個人事業主による配偶者と親族への対価の支払を税法上、必要経費から排除しています。個人事業主の所得から控除される働き分は、配偶者が年間86万円、家族が同50万円と低額で、家族従業者の社会的・経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけています。

また、このように家族従業者に支払う給与が経費として認められていない現行制度は、自営業、農業に従事している女性に対する人権侵害だとして、廃止を求める運動が広がっています。所得税法第56条を廃止して、妻など家族従業者の働き分を正當に評価し、必要経費と認められるようにすることは急務

です。

次に、そのほかの新・市民プールに関連する陳情についてです。

市長は、これまでもプールをつくらないとは言っていないと言ってきましたが、今定例会の本会議で、できるだけ早い段階で具体的な検討案を示していきたいと答弁しています。市長も指摘しているように、多くの方々が新・市民プールの建設を要望していることです。

建設地を探している地域は、当初、小樽公園周辺ということでしたが、最上と緑の統合校に併設する案は見送りとなりました。ですから、現在は中心部で探すこととなりますが、市有地であれ、道有地や国有地であれ、何千平方メートルもの土地がそう簡単には見つかりません。そこで、常任委員会で小樽市立病院の駐車場に建てる場合にどんなハードルがあるのかを質問しました。結論からいえば、建てられるかどうかと言えば可能です。しかし、その際のハードルを越えることが病院の駐車場の確保とコストも絡めて有益かどうかを検討課題となります。このように病院駐車場に限らずあらゆる場所について提案を玄関払いせず、建設するためにはどのようなハードルがあり、ハードルを越える手段がないのかどうか一つ一つ検討して、実現に向けて努力すべきです。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を求めます。議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第51号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をします。

今定例会予算特別委員会において、我が会派の斎藤博行議員が米艦の優先使用について質問しました。それによると、昭和36年以来、小樽港への軍艦入港実績は85隻、そのうち米艦が76隻、道内の港では函館78隻、室蘭41隻と3港が突出して多い状況になっています。

その背景には、2004年、琉球新報が公開した外務省機密文書「地位協定の考え方」があります。この内容については、日米安保条約とともに締結された地位協定が、締結後10年以上たつて、その時点での政府としての考え方を総合的に取りまとめたものであることが、はしがきに書かれています。この中に、米軍が優先使用施設・区域の使用を希望する際は、使用に先立って速やかに日本側管理機関に通告する旨の規定があるが、港の優先使用施設としては、現在は小樽、室蘭がその対象として合意されています。外務省、小樽市も、これが公文書であることは認めていませんが、先ほどの入港実績で小樽、室蘭の数字を見ても、この合意の存在と今でも機能していることは明らかです。

平和な商業港を目指し、核兵器廃絶平和都市宣言をする本市の意向を全く聞かず、頭越しに日米間の担当者によって決められていることは、極めて問題です。これからも、この密約にのっとり、核搭載疑惑のある米艦が次々とやってくることになるのです。絶対にその歯止めは必要です。

小樽市は、米艦入港の際の、いわゆる小樽方式の三原則、入港時、接岸時の安全性、商業港としての港湾機能への影響、核兵器搭載の有無にのっとり判断することは変わらないとしていますし、米艦を優先的に受け付けることはないとの回答もありましたので、現在は、この市の対応が歯止めの機能を果たしています。しかし、これについても、今の安倍政権の進める軍事優先、日米の安保体制優先の中で、集団的自衛権行使容認と、その後のなし崩し的運用拡大の状況を見れば、いつまで市の対応を貫けるのか大変心配になります。そこで、小樽市非核港湾条例を制定することは、日米が頭越しで本市の未来を左右することにくさびを打ち、いかなる圧力にも市の非核、平和の姿勢を貫くことを内外に明示するこ

とになります。

よって、改めて小樽市非核港湾条例案に御賛同をよろしく願いをいたしまして、討論を終えます。

(拍手)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○6番(安斎哲也議員) 一新小樽を代表し、陳情第325号ないし第739号、第741号ないし第809号及び第812号ないし第834号「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について採択とする討論を行います。

この陳情は、前期計画で未達となった新・市民プールの建設を後期計画の中で求めているものです。陳情内には、補償金の部分や室内水泳プールの取壊しが市民の願いに背いているとのくだけがあります。その部分については、あくまでも陳情者の思いとして受け止めるにとどめ、一新小樽としては、建設費の捻出よりも適切な場所や建設後のランニングコストなどの部分を課題として議論してきた経緯があること、前期計画での新・市民プール建設についても採択していたこと、また、今定例会の代表質問において中松市長が「これまでも多くの方々から御要望をいただいているところであり、第6次小樽市総合計画後期実施計画にも位置づけておりますことから、私といたしましては、今後、できるだけ早い段階で具体的な検討案をお示ししてまいりたいと考えております」と一歩踏み込んだ答弁をし、次期選挙公約にも盛り込んでいることから、これまでの継続審査から採択とすることにいたしました。

道内主要都市で公共プールがないのは小樽市だけで、また、公認プールがないことにより若いスイマーたちがいくら小樽でいい記録を出しても、その後の上の大会にも出場ができず、いい選手は隣の環境のいい札幌に通うことになってしまっています。

また、後志からも多くの大会出場者がおり、現在の代替プールではキャパをオーバーしています。日中の施設利用者は高島という立地から減っている現状はありますが、夕方からの幼児、小学生以上の利用者は4年前の倍となっています。

水泳は、高齢者の健康維持等の目的だけではなく、小樽の子供たちの体力向上においてもとてもいいスポーツであり、何よりも小樽にすばらしい選手がいても育て上げられない現状は、ぜひ改善していただきたいと要望しているところです。

各会派の皆様も、ぜひ市民水泳プールの早期建設方の陳情について御賛同いただきますようお願いし、討論を終えます。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第43号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第43号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第51号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第294号ないし第308号、第325号ないし第739号、第741号ないし第809号及び第812号ないし第834号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号、第319号及び第810号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○3番(中村岩雄議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成25年の小樽市観光客動態調査によると、運河周辺を訪問したと答えた観光客が3,565人だったのに対し、隣接する堺町周辺を訪問したと答えた観光客は1,638人であった。この結果からは、運河周辺から堺町周辺に周遊する観光客の割合が意外に少ないと感じるが、市は、この理由をどう捉えているのか。

また、堺町周辺については、これまでも閉店時間が早いとの意見が多くあり、今回の調査でも、観光客から同様の意見が寄せられている。開店時間を延長するには、電気代や人件費など事業者負担が大きなネックとなることから、斬新なアイデアが必要と考えるが、例えば、短時間なら店番ができるという市民に夜の店番をしてもらうことで、少しでも開店時間が延長できれば、堺町周辺のみならず夜の小樽観光の活性化にもつながると思うがどうか。

政府が発表した日本再興戦略では、地域独自の創意を生かした産業競争力強化や地域経済再生への取組を適時適切に国の政策決定プロセスに反映していくため、各ブロックごとに地方産業競争力協議会を設置することとなっており、北海道では北海道産業競争力協議会を設置し、食と観光を戦略的テーマとして地域資源の活用と人材育成に係る事業の充実を目指すとしている。この協議会には北海道市長会の

代表として小樽市長が参加していると聞かすが、市長には積極的に地域の実情について発言していただくとともに、そこでの取組を本市の施策にもフィードバックすることで、本市の産業の活力向上につなげてほしいと思うがどうか。

市は、鳥獣による農水産業等への被害を効果的に防止するために小樽市鳥獣被害防止計画を作成し、捕獲計画数や被害軽減目標を示している。しかし、今後、鳥獣の増加が予測される中で、捕獲計画数の鳥獣さえ捕獲すれば、本当に被害軽減目標が達成され、農業被害の拡大に歯止めをかけることができると考えているのか。

農業被害は農家だけではなく、家庭菜園でも発生しているが、市民からは被害後の連絡が多く、それでは、実際に対応ができないと聞くことから、いつ連絡すれば被害を未然に防ぐことができるのかを周知してほしいがどうか。

また、鳥獣の種類によって担当部署が異なることから、市民が連絡しやすいよう、連絡先の一本化を図ってほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第290号及び所管事務の調査につきましては、全会一致により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、採択を求め討論を行います。

オタモイ海岸の早期整備方については、昨年、第3回定例会の経済常任委員会以降、陳情第290号に関する理事者の動きはありません。また、オタモイ海岸での崖崩れについては、昨年12月以降、雪のため確認できないとのことですが、ここで崖崩れがあったとの情報には接していません。したがって、この陳情に関する客観的条件の変化はありません。したがって、これまでの討論で触れたことを改めて指摘をし、市長、理事者に再検討を求め、他の会派の皆さんにも採択を呼びかけるものであります。

市長はじめ理事者は、オタモイ海岸は崖崩れの危険がある、とりわけ2006年の山田市長時代のオタモイ海岸急傾斜地調査業務の結論を根拠に、崩落事故後の処理や立入禁止措置という名の安全対策しかとってきておりません。

理事者は、崖崩れが起こるたびに、陳情第290号の主張は実現不可能だと言わんばかりの説明を繰り返してきました。この理事者側の言い分に対しては、その都度、経済常任委員会での質問や討論で反論し、陳情第290号を採択することの正当性を明らかにしてきました。これまでさまざまな角度から主張を展開してきましたので、この場では改めて触れません。

次に指摘したいことは、1979年、昭和54年にオタモイの崖地の所有権をめぐって小樽市が土地の所有者となり、観光開発を行いたいとの強い希望に応え、これに協力していただいた当時の経済界の方々の小樽市への協力、期待を裏切っている問題です。

当時、小樽市は、オタモイの土地所有者と話し合いもできない状態にあったのを解決し、小樽市の所有に道を開いていただいたつばめ商事の安齋允氏。その崖地を買うお金がなかったので7,000万円を寄附してくれた北海道中央バスの松川嘉太郎氏。また、オタモイの唐門の移転費用300万円を寄附してくれた荒

木源氏。これらの方々の善意や行為についての指摘には、市長も理事者も口を閉ざして一言も語ろうとはしておりません。この歴史的経過に照らしても、小樽市が社会的道義に反する態度を改めることが今求められています。

しかも、小樽市は、自分がオタモイの崖地の所有者ではなかった昭和54年以前は、民間の所有者に崖の安全対策をとれと警察の力もかりて迫っていました。これは小樽市史の記述を見ても明らかです。それが、自分が崖の所有者になったら、北海道とともに一応の安全対策は行ったものの、それ以降は手をつけなくなりました。

オタモイの崖地の所有者になった原点に立ち返って、小樽市みずから安全対策をとるとともに、他の崖地所有者にも一緒に安全対策をとろうではないかと呼びかける責任があるはずで。こうして初めてオタモイの崖地の安全対策について所有者の方々との合意を得られるのではないのでしょうか。

陳情第290号は採択を主張し、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 3時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、陳情第837号NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方に関する質疑といたしましては、同保育園は、昨年6月から、再三にわたり新制度における小規模保育事業所への移行の意思を市に伝えていたものの、具体的な対応がなかったため、市長に要望書を提出するに至ったという。一方で、市は、要望書を受理した1月時点で同園の意向を明確に認識したというが、この双方の認識の食い違いは、コミュニケーション不足が原因であり、残念な結果であると思うがどうか。

また、市は、小規模保育等を活用しなくても保育の需要は満たされているとの考えを示しているが、2月の待機児童が54人もいる現状の中で、どのような根拠をもってその判断をしているのか。

今日においても、いまだ申請書類の様式等が準備されていないというが、書類が用意されれば、同園から提出があると見込まれることから、認可の権限を担う市の責任として、結論ありきではなく、きちんとした話合いで問題を解決してほしいと思うがどうか。

要望への回答として、市が示した「子ども・子育て支援事業計画では、小規模保育事業などの地域型保育事業の開設を含めていない」という内容からは、当初から受付を拒む姿勢が示唆されていると言わざるを得ない。北海道が、認可外保育施設が申請した場合、条件を満たす限り認可しなければならないとしていることから、このような対応は、道の見解に反するものと思うがどうか。

また、近隣の市では、認可外保育施設の経営安定に寄与することを理由に認可を行うなど、積極的に新制度への移行に取り組んでいると聞くことから、本市においても、陳情内容を真摯に受け止め、小規模保育事業として認可するよう、誠意を持って対応してほしいと思うがどうか。

市は、既存の認可保育所で保育需要を満たしているというが、現在のように子供が減少している時期においては、しゃくし定規的に考えるのではなく、パイを増やすことで新たな魅力を打ち出していくという発想の転換も必要であると思うがどうか。

また、かもめ保育園が本市の保育を補完してきたという実情と、特色ある保育による保護者ニーズが高いことに鑑み、今後、小規模保育事業所として申請があった場合には、認可する方向性を決して失わず、真剣に向き合してほしいと思うがどうか。

法や条例の趣旨では、申請が提出された場合、外形的基準を満たせば、原則的に認可するとしている。しかし、市は、地域の保育需要が充足されていない場合という条件が並行してついているとの見解を示しており、このような判断は、国の方針や法の趣旨と整合性がとれないと思うがどうか。

一方で、認可施設が増えることにより、市の財政負担が増えるものであるから、将来的に財政が立ち行かなくなることがないように、国の交付税措置や本市の財政的な裏づけなどを見極めて判断する必要がある、現時点では熟考の余地がある問題だと思うがどうか。などであります。

次に、その他の質疑・質問といたしましては、本年2月、市長みずからJR北海道本社に出向き、銭函と南小樽駅舎のバリアフリー化について直接要請を行ってきたとのことであるが、この問題は、議会へ提出された陳情や請願における署名の多さからもわかるように、駅舎の中にエスカレーターやエレベーターの設置を強く要望されているものである。特に小樽市立病院に通院される方にとっては切実な問題であり、市立病院へ通院したいが、駅の階段の昇降が大変苦痛であることから、やむを得ず手稲区の病院に変更した、あるいはタクシーの利用で交通費がかさむといった声が聞かれる。このように市民が負担をこうむっている実情に鑑み、市は、問題の早期解決に向け、もっと積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

いなきたコミュニティセンター使用料の区分適用の誤りによる誤徴収については、同センター条例を間違っって解釈していた結果が招いたことであると聞いている。今後は、利用申請書の様式を改めることで適正な徴収方法になるというが、今回判明した利用料金の不足分については、しかるべき対応をしてほしいと思うがどうか。

また、今後の運営に当たっては、速やかな報告と正しい利用を念頭に、地域住民がより利用しやすいコミュニティセンターとなるよう尽力してほしいと思うがどうか。

福祉除雪サービスは小樽市社会福祉協議会が、置き雪対策は市が実施しており、それぞれ事業主体が異なるにもかかわらず、社協宛での申請書の中に置き雪対策希望の有無の項目が掲載されている。市は、福祉除雪サービスの一環で置き雪処理をしていることや申請者の記載に際しての負担を軽減するために1枚の申請書としているとのことであるが、逆に便宜的でわかりにくいことから、別々の申請書とした

方がよいと思うがどうか。

福祉除雪の所得制限は、扶助的なサービスという意味合いから理解できるが、置き雪は市が除雪の際に置いたものであり、その除去に所得制限を設けることは適当ではないと思われる。置き雪対策については、高齢者、障害者、母子という本質的な条件を満たす希望者全員を対象としてほしいと思うがどうか。

高齢化が急速に進展する中、単身高齢者の孤独死という問題が注目されてきている。市は、この対策として地域の方々の見守りによる取組を進めているというが、例えば腕時計などにより安否確認ができるような最先端の機器を活用した対策を提案するなど、情報化時代に即した対応を国などの関係機関に働きかけることも有効な手段であると思うがどうか。

また、当該世帯の情報を関係者だけでなく、行政側も共有して幅広い対応をとることができれば、孤独死をもっと減らすことができると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第22号、第23号、第33号、第40号及び第41号並びに請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号、第321号、第835号及び第837号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、請願及び陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第837号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、厚生常任委員長報告に反対し、厚生常任委員会に付託されました議案第22号小樽市青少年問題協議会条例案、第23号小樽市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例案、第33号小樽市保育の実施に関する条例を廃止する条例案、第40号小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例案及び第41号小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例案については、否決の討論を行います。

陳情第837号NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方については、願意は妥当であり、採択を求めて討論します。

議案第22号及び第23号は、共通して構成委員から市議会議員を外す提案ですが、日本共産党は、市民の代表である市議会議員を外すことについて反対であります。

次に、議案第33号、第40号及び第41号についてです。

この三つの条例案は、自治体が市民の実態と要望を踏まえた上で責任を持って制定した条例となり得ないリンク方式を採用しており、反対です。

陳情第837号は、数少ない認可外保育施設が市外や全国から注目される保育事業を進めている、かもめ保育園の小規模保育事業としての認可方についてです。

かもめ保育園と小樽市との協議経過において、6月時点でかもめ保育園から新制度における認可保育所化への移行が伝えられていたにもかかわらず、小規模保育事業の説明の予定はないと市との大きな食

い違いがありました。その後の対応についても、計画には小規模保育事業などの地域型保育事業の開設を含めていないとして、当初から受付を阻む姿勢と言わざるを得ません。小樽市の姿勢は、小規模保育事業認可のための指導、援助に誠意が感じられないものであります。

国の子ども・子育て支援新制度の施行に当たり、道内他市は積極的に受け止め、認可外保育施設の小規模保育事業所への説明や認可申請に対して積極的に進めています。そればかりではなく、認可外保育施設の経営安定にも寄与するとして、自治体自体が前向きに推進しているのが実態です。これらの取り組みと比較しても、小樽市の新事業の説明、認可申請に対する対応が遅れており、恥ずかしさを感じます。

市は、小規模保育事業への申請に誠意を持って積極的に応えるべきです。他会派の皆様においても、陳情第837号NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方についてを積極的に受け止め、採択していただくようお願いいたします。

次に、継続審査中の請願第2号及び陳情第310号は、JR駅舎のバリアフリー化の課題です。

小樽市から黒松内のJR在来線の沿線の住民で組織されているJR函館本線の存続を求める会が行ったアンケート調査では、JRを利用しない理由として「駅舎などの階段がバリアフリー化されていない」と答えた人が1割に達し、「暮らしの役に立つJRにするためにはバリアフリー化が必要」という人が2割を超えています。「南小樽駅にエスカレーターかエレベーターを設置してほしい。特に病院に通うためには必要です。塩谷からタクシーを使うと3,000円かかります」という声が届いています。

銭函地区の住民は、市内線バスが1時間に1本もなくJRに頼らざるを得ない状況にあり、銭函駅は通勤・通学、通院、買物など1日平均利用者が5,000人近くおります。南小樽駅の階段がきついため、札幌の病院に通う人が少なくない状況です。

病院局長は、これまでの議会質問に対し、現在、医療センターに後志地域から通院されている患者も引き続き新市立病院に通院されると思いと答弁されております。議会としても、積極的な審議が必要です。

今年の市長選挙において、現在2人の立候補者が予定されておりますが、両候補とも駅舎のバリアフリー化を政策として掲げています。各会派の皆さんには、この機会に積極的な検討をお願いいたします。

その他の継続審査中の陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について、第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、第320号朝里におけるまちづくりセンター建設方について、第321号受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方については、採択を求めます。

私たちの今期の議員期間中の定例会も、本日をもって終わります。この間には、自治基本条例が制定され、この条例の趣旨からは、議員として市民の要求を真摯に受け止め、議論することが求められています。各会派の議員においては、改めて請願・陳情の趣旨を御理解、御確認の上、今後、積極的な議論を進めていただき、継続審査として放置することのないように審査を進めるよう要請いたします。

各会派・各議員の賛同をお願い申し上げます、討論を終わらせていただきます。（拍手）

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 24番、山田雅敏議員。

（24番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○24番（山田雅敏議員） 自民党を代表して、陳情第837号NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について、継続審査を主張して討論いたします。

子ども・子育て支援新制度は、社会保障と税の一体改革に関する3党合意に端を発するもので、国の方針として、現在は認可外保育施設であっても一定の質を確保できる要件を満たせば、特定地域型などの形で小規模の施設も認可して、公的支援の対象として保育料が高いなどの不利益、不公平感を改善していく方向性を持つものであります。

市は、平成27年度から31年度までの子ども・子育て支援事業計画で、就学前児童数の減少傾向から、保育需要は総体的に低下し、たとえ拡大したとしても定員変更により需給の均衡が図られることから、事業の拡大ではなく既存施設の活用で対応し、特定保育型小規模保育事業の開設は現状では含めないとしています。

しかし、陳情が求めているのは、事業の拡大ではなく、既に計画において認可外保育施設に見込まれているものを特定地域型保育事業に振り替えて認可することを目指すものであり、定員の増加を含む事業の拡大ではありません。さらに、適法に行われて受理された認可申請について、外形的基準を満たし、その他の欠格事由にも該当しない場合、需給の問題を理由に認可しないとするのは、供給が需要を明らかに大幅に超えるなど例外的な場合であり、原則として認可されるべきことが法及び条例の趣旨であると考えます。

したがって、その意味で願意は妥当であります。現在、市においては、手続書類の様式等が定められていないなど準備ができていない状態であり、申請そのものが提出も受理もされていないこと、さらに子ども・子育てに対する国の財政支援の中身を見極めるなど、財政上の課題を含めて検討が必要であることから、現時点においては継続審査を主張して討論を終わります。（拍手）

（「どうして厚生常任委員が討論しないの」と呼ぶ者あり）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安齋哲也議員。

（6番 安齋哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安齋哲也議員） 一新小樽を代表し、陳情第837号NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について、継続審査を主張する討論をいたします。

陳情は、小樽市の子ども・子育て支援事業計画で示している受入れ拡大の困難さに十分理解するとしつつも、かもめ保育園の保育内容に引かれ転入して入園した児童なども例に挙げ、魅力ある保育サービスやさまざまな保護者のニーズに応えるため、しっかり整えていくことが「子どもを産み育てやすい環境づくりと子どもの健やかな成長」を図るとして、当該保育園を認可し、保護者負担の軽減を主張しているものです。

小樽市においては、推計人口でゼロから5歳の就学前児童数は減少傾向にあります。また、保育所利用は、経済社会状況による影響などから需要の変動が生じることがありますが、子ども・子育て支援事業計画においては、原則として既存施設の活用を図ることとしています。

国における新たな定義では、現在の小樽市の待機児童はゼロとはしていますが、旧定義に照らせば待機児童は54名おり、待機児童ではなく入所待ち児童と、都合のいい言葉の言いかえにすぎません。

しかし、市としても、施設のキャパシティではなく保育士確保に苦勞しているとのことですので、私がなぜ保育士の応募がないのかと保育士の知人に話を聞いたところ、保育士の処遇改善、例えば給与のアップや育児休暇などの部分が一番の要因であるようです。小樽市としては、まず平成27年度から31年度の計画の中で、保育士の確保をしっかり進め、保育士未確保による入所待ち児童をなくし、小樽の子育て支援の強化を図っていただきたいと考えているところです。

かもめ保育園は、自然の中で心身ともに健康な子供の育成を目指した保育を行っており、まさにこの大自然に囲まれた小樽らしい保育であると評価をさせていただいています。今後の進捗次第では、かもめ保育園のような小規模保育の認可が必要となるかもしれませんので、次の子ども・子育て支援事業計画の中で、ぜひ当該保育園の方も委員として、その必要性を改めて御提示し、小樽のよりよい保育サービスのため議論をしていただきたいと思います。

したがいまして、一新小樽としては、現時点では採択することはできず、継続審査を主張いたします。
(拍手)

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第321号、第835号及び第837号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第22号、第23号、第33号、第40号及び第41号並びに請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○10番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成19年の東京での看板落下事故を受け、国土交通省から広告板の取付け状況等について調査し、その結果を報告するよにこの通知があり、市は点検対象113施設に報告を求めたが、65施設からは報告がなかったという。その後、国から未報告施設に対する督促を行うよう通知が出されていたにもかかわらず、市は、この内容を見落とし、督促業務を行っていなかったという。このたび、報道機関からの広告板の落下対策に関するアンケート調査への回答の際に見落としが判明し、現在、原因を調査していると

いうが、今回の事故は、チェック体制の甘さや前例踏襲的な事務処理のほか、職員の問題意識の欠如に要因があると考えられる。命にかかわる重大な問題であることから、市民の安心・安全のためにも、しっかりとした再発防止策を検討してほしいと思うがどうか。

住宅リフォーム助成事業は平成24年度から26年度の3年間の事業であったが、最終事業年度においても多額の予算執行残が生じる結果となった。主な要因は辞退者が多かったためというが、過去2年間の実績を参考に、当初の当選件数を多めに確保しておくべきだったのではないかと。

また、第4回定例会で条例が可決された住宅エコリフォーム助成事業の実施に当たっては、事業の早期実施を求める市民の声があることや、疲弊した市内経済の活性化への寄与に配慮し、本年度の執行残相当額を27年度当初予算に追加計上することで、年度当初から事業を実施すべきと思うがどうか。

今年度の除雪費の当初予算は、穏やかな気象状況を想定して平年並みに計上していたが、電気料金の値上げ、人件費の高騰、消費税増税などの社会情勢の変化に加え、12月の大雪により例年より早めに排雪せざるを得なかったこと、2月の暖気により圧雪管理している生活道路の盤崩れが発生したことなどにより補正の額が増え、今回の2億円の追加補正により、予算総額は過去最高の17億7,410万円になるという。ここ数年は、排雪量の増加などにより、当初予算に不足が生じ、追加補正で対応している状態が続いているが、従来どおりの体制で除雪を行うことは、財政的に厳しくなることが予想されることから、今後、出動基準の見直しや貸出しダンプ制度の本来の趣旨を利用者に周知し、過大な利用を抑制するなど、予算の縮減に努めてほしいと思うがどうか。

道内でも指折りの豪雪地帯である深川市では、これまでも福祉や除雪などの担当部署で除雪に関する相談を受け付け、業者の紹介や高齢者・母子家庭への助成金支給を行ってきたが、1軒ごとに異なる除雪の要望にきめ細かく対応できる業者が見つからず、問題が解決しないケースもあったことから、次の冬に向け、コーディネーターを配置した除雪に関する専用窓口を設置し、相談に来た市民のニーズに合った業者を紹介したり、場合によっては、除雪そのものを請け負うことも想定しているという。市民の悩みである除雪について、きめ細かい対応をとることで、高齢者や障害者などの除雪弱者でも快適に暮らすことができるよう、本市においても、専用窓口の設置を検討してほしいと思うがどうか。

冬期間、道路に散布された滑り止めの砂については、春先に回収しているが、昨年の春は、4月に急激に融雪が進んだため、回収前に砂ぼこりが舞い上がり、多くの苦情が寄せられた。市は、回収作業が遅れた理由を、委託業者との契約が4月1日からであることや、ふなれな業者が地区に入る場合、パトロールを行った上で路線選定をするため、時間がかかることが原因と認識しており、その改善策として、新年度の発注においては、路線選定を市が行い、直ちに作業にかかれるようにする考えであるという。今年の春も雪解けが早いと見込まれることから、入学シーズン前に回収作業に入れるよう対応してほしいと思うがどうか。

国は、全国の水道施設の小水力発電導入を効率的に行うためのポテンシャルを調査するため、新年度予算に2億8,000万円の調査費を計上しているが、水道局は、このことを把握しているのか。

この小水力発電は、水道施設の標高差等を利用し、発電する仕組みであり、本市においては、水量が多く水圧も高い天神導水管を利用する発電が有望であるが、問題点として導水管に落ち葉などが詰まるなどといったことがあると聞いている。一方、配水施設を利用する場合は、発電効果が建設コストやランニングコストを賄えるかどうか課題であるという。本来、事業を行うに当たっては利潤が得られるようにすべきであるが、小水力発電については、たとえ利潤がゼロであったとしても、低炭素社会実現への貢献という側面を考慮しなければならないものと考えられる。水道局は、他都市の状況を調査研究し、本市独自の発電施設の設置を早急に実現してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号、第312号及び第740号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、継続審査中の陳情は全て採択を主張し、討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。

日本共産党は、これまでも議会で予算の増額を求め、せめて前年度残した予算を上乗せすべきという質問を行い、陳情を採択するよう主張してきました。

住宅リフォーム助成制度は、3年間で申込件数665件、抽選制にしたため、抽選件数659件、実際に制度を利用できたのは合計303件で、全体抽選件数に対しても45.9パーセントでした。

今年度、リフォーム助成制度を利用された方の意見・要望では、「補助制度を利用することができ、助かりました」が最も多く、「今後も補助制度を継続してほしい」「補助金の額を増額してほしい」が30.6パーセントになっています。工事施工業者の意見・要望も、「今後も補助制度を続けてほしい」が54.8パーセント、「予算をもっと増やしてほしい」「助成件数を増やしてほしい」が約10パーセントです。

今年度の申込み174件、抽選は172件で、過去2年と比較すると一番少ない件数でした。結果は、補助金も388万4,000円残し、1件当たりの補助金は15万5,000円で、3年間で最も低い金額になっています。

施工業者のアンケートでは、リフォーム施工件数は昨年同時期と比較して「減っている」が30パーセント、請負金額も「減っている」が40パーセントと、どちらも過去2年間の比較で最も多くなっています。円安政策による資材の高騰、消費税増税などが経営を圧迫していることがうかがえます。今年度のリフォーム工事費は総額2億1,172万3,000円でしたから、補助金を残さずに使うと、さらに工事費が増え、リフォーム助成制度の目的達成に貢献するものでした。

また、住宅リフォーム助成制度の3年間の補助金確定額は5,037万3,000円に対し、リフォーム工事費は7億4,070万6,000円、14.7倍の経済効果がありました。登録施工業者は137社ですが、各年、施工したのは半数以下です。陳情者の意向を酌み、助成を増額していたら、もっと大きな経済効果があったのは明らかです。

建設常任委員会が提案し、全会一致で可決し実施されましたから、建設業者の期待は大きいものであります。助成増額要望の陳情を審議未了、廃案にするのは、期待を裏切るものではないでしょうか。今後、エコリフォーム助成事業がスタートしますが、建設業者の方に待たれていることから、最後に陳情を採択して、次の制度につなげようではありませんか。

陳情第312号は、市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方についてです。

空き家対策特別措置法が成立したことから、これまで述べてきたように陳情者の願意は妥当です。

陳情第740号も採択を求めます。

御膳水仲通線の地盤や道路構造が悪いのは、住民のせいではありません。現在、設置されている側溝は、用をなしていないのが実態です。住民が安心して暮らせるようにするのが市の役割です。建設部は、これまでも難しい工事をこなしてきましたから、何年か計画で少しずつ改修していくことは可能です。議会が陳情を採択して、住民が困っていることに対し一歩前進になるよう、議員各位の賛同を求めます。

今期もこれが最後の定例会、今後の議会活性化のためにも、ぜひ討論をしていただきたいことを申し上げて終わります。皆さんの賛同をよろしく願いいたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 一新小樽を代表し、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について、採択を主張する討論を行います。

住宅リフォーム助成制度は、建設常任委員会提案により全会派一致で可決された制度です。住宅の増改築、修繕、模様替えなどの改修工事や省エネ改修工事などのリフォーム工事費を一部助成し、小樽市の経済活動の前進のため進めてきたものです。

しかし、小樽市では、毎年2,000万円程度の予算計上にとどまり、多くの申込みがあっても毎度100件をまず抽選し、その後、補欠抽選をする取組を行ってまいりました。

このため、毎度、途中辞退や取りやめする申込者が重なってしまっています。先ほど新谷議員から申込件数が述べられましたが、各年度130件の交付確定件数で、補助総額は平成24年度1,584万円、工事総額2億2,683万円、平成25年度は補助総額1,841万円、工事費総額3億214万円、平成26年度は補助総額1,611万円、工事費総額2億1,172万円となっています。交付確定件数を130件で頭打ちにし不用額を毎年出すよりも、この制度の意を酌むならば、予算を増額し申込者分を担保してあげることにより、経済効果はさらにあったと思います。

一方、建設部においても、毎年度、制度の仕組みなどにおいて工夫を凝らしていたことは、各会派の皆様も周知の事実であると思います。この制度は3年間の時限立法ですが、次年度からのエコリフォーム助成制度においては、この3年間の反省と効果を十分踏まえ制度設計し、予算づけを行っていただきたいと主張します。

全会派一致で可決した制度に対する陳情ですので、各会派の皆様におかれましても採択していただくよう御賛同を求め、討論を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号及び第740号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

○22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は、これまで、中央・山手地区の小学校の再編にめどが立った時点で、西陵中学校を残す新たなプランを提示すると説明してきた。そうした中で、現在、緑・最上両小学校の統合新築校の建設が進められ、入船小学校についても方向性が見えてきたところであり、さらには隣接する手宮地区の再編も統合時期が決まっていることを考えると、中央・山手地区の小学校再編に向けても、一定程度めどが立ってきたのではないかと考える。こうした現状にあって、市教委は、これまで長い間プランの提示を待ち続けてきた西陵中学校の関係者に対し、いつごろまでに新たなプランを示すことができるのか。

西陵中学校の新年度の入学者数については、菁園中学校における指定校変更の制限により、同校への変更に歯止めがかかったことから、昨年時点の見込みよりも増加し、3学級編制ができることとなった。今後も3学級を維持できるのであれば、適正化基本計画に照らし、西陵中学校はそのまま存続させてもよいのではないかと。

また、西陵中学校を残す新たなプランについては、前回の当委員会において陳情第282号の審議ができるのは今定例会が最後であることから、それまでに議会に示してほしいと要望してきた。しかし、平成25年11月に行われた地区別懇談会で入船小学校の校区分けについて示されてから1年以上がたつにもかかわらず、いまだにプランが示されていないのは、そもそも今定例会に間に合わせるつもりがなかったのではないかと疑念を抱かざるを得ないがどうか。

統合に対して不安を抱えるPTAの方々に向けて、既に統合を終えた学校のPTAの方から情報発信してはどうかと提案していたが、このたび学校再編ニュースに花園小PTAインタビューの記事が取り上げられていた。その中では、統合を控える学校の保護者の皆さんへのアドバイスとして、地域の連携がいかに大切かを改めて感じたと言われているが、市教委は、地域の協働という点についてどのように考えているのか。

また、このようなインタビュー記事は今後も掲載してもらいたいがどうか。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引には、首長部局との緊密な連携による検討として、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略の策定努力義務と教育基本法第17条に基づく地域の実情に応じた教育振興基本計画を定める努力義務との関係で、これら総合戦略や基本計画の中に「学校規模の適正化の推進や統合困難な小規模校の振興を適切に位置付け、地域の実態やニーズを十分踏まえながら、効果的な取組を推進していくことも考えられます」との記述があるが、これに対する現時点での市教委の考え方はどうか。

また、今後は、単に学校の再編にとどまらず、地域をどうつくり上げていくかという視点が大事であり、地域のニーズを踏まえたまちづくりも含めて推進してもらいたいと思うがどうか。

入船小学校は平成30年4月に緑・奥沢・花園の3小学校にそれぞれ統合されるが、緑・花園両小学校は既に耐震工事を終え、残る奥沢小学校についても、今後、耐震工事を行う予定とのことである。奥沢

小学校は老朽化が著しいことから、新たに奥沢小学校に通う児童が老朽化した学校には行きたくないと感じることがないように、ほぼ新築同様の立派な校舎となるよう改修してほしいと思うがどうか。

また、統合による新たな通学路の安全確保に向け、統合協議会で夏と冬に現地確認を実施していくことだが、入船地区は、山坂が多く、歩道のない道路が多いことから、特に冬場の除排雪について、なお一層取組を進めるとともに、今後の説明会等では、通学路の安全がしっかり確保されていることについても示してほしいと思うがどうか。

統合校と統合される学校間で学力水準に差がある場合、統合後に統合校の教育レベルに児童がついていけるのか疑問である。市は、統合に際しては、それぞれの学校が持つ評価の基準をすり合わせ、一定の基準を設けているというが、実際にはどのような方法により行っているのか。

また、平成28年度開校の手宮中央小学校については、手宮地区の3校と色内小学校が統合する新設の学校となるため、他の統合の場合よりもかなり早い段階で協議が始まっていることから、児童や保護者の不安を払拭するべく共通の評価基準についても早めに作成し、その基準を統合前から各校で実施するなど、開校の際には4校の児童がそろって同じ土台で学習できるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

旧祝津小学校は、現在、市の災害指定避難所に指定されており、地域のまちづくり団体、町会役員の方々などから避難所機能を残しつつ、引き続き有効活用してほしいとの要望があるという。将来的に校舎を活用していくに当たり、一定の費用が見込まれるものの、比較的新しい建物であり、現状を確認したところ、大きな破損は特に見られず、十分に活用が期待されることから、今後も避難所機能を残しつつ、その有効活用について、民間活用も含めながら検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

さて、この報告を終わるに当たって、私、小樽市議会議員8期32年を終わるに当たり、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

後ろの写真にありますように、辻喜四郎さんをはじめ歴代の議長経験者や、現在の横田議長をはじめ議員各位の皆さんとの論争を通じて大変鍛えられました。また、稲垣祐市長をはじめ歴代の理事者の皆さんとの質疑を通じて大変勉強させていただきました。これらが長きにわたり市議会議員を務める大きな力となったことは、疑いありません。本当にありがとうございました。

私は、市議会議員をやめても、引き続き小樽で市政発展のために微力ながら力を尽くしたいと考えておりますので、今後とも御交誼をお願いする次第です。

また、私と同じように8期32年の議員生活を終わられる久末恵子議員におきましては、体を大事にされて、引き続き小樽市政のために御助言、御指導いただきますようお願いする次第です。

長い間、本当にありがとうございました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 今、北野議員より挨拶がありましたので、日本共産党を代表して、委員長報告の前半部分にのみ反対をして討論を行います。

陳情第282号及び第291号は、採択を主張します。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

西陵中学校の来年度入学予定者は93人で、1年生3学級となります。菁園中学校への指定校変更に制限をかけた結果でもあります。人口減少の影響も少ない西陵中学校について存続を検討するには、まちの将来ビジョンを持って取り組まなければなりません。しかも設備が比較的新しい。3年前に陳情が提出され、教育委員会と陳情者で懇談が行われたときに、教育委員会は、新しいプランを提示すると約束しました。しかし、教育委員会は、3年以上議会で議論をしてきても、一切プランを示しませんでした。この態度は、議会の調査権を軽んじ、主権者である市民の声に背を向けるものです。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

塩谷中学校が2016年度には長橋中学校に統合されます。塩谷の歴史を考えれば、塩谷に小学校も中学校もなくなることはやめてほしい、このように願うことは当たり前のことです。

しかも、塩谷小学校まで統合されれば、長橋小学校へはバスでの通学になり、家庭学習の確保や放課後時間の確保、長距離移動における児童への負担など、大きな影響があります。児童の安全を確保する教員の範囲も広くなり、教員への負担も増えることにつながります。

いずれの陳情を考えるに当たり、学校の統廃合の大前提は子供たちの教育の環境はもちろんですが、地域の住民との合意です。なぜそこに学校ができて、地域と一体にどのような教育が行われてきたのか、十分に検討する必要があります。採択を主張するものです。議員各位の賛同をお願いします。

最後に、この学級適正配置等調査特別委員会には、毎回、陳情者を中心に傍聴者がいました。自分たちが提出した陳情に対して議会でどのような議論が行われているのか、議会に関心を持っていただきました。最後の特別委員会に当たり、討論を行ったのは、日本共産党と一新小樽だけでした。そこで、私は、ほかの会派の皆さんに討論の実施を求める動議を提出しました。今定例会での継続審査は、廃案を意味します。今回の継続審査の態度に対しても理由を説明しません。毎回来ていた傍聴者に対して、最後は礼儀を尽くして、人として、議員として、きちんと説明することが必要だったと考えます。自分たちがなぜ継続審査という態度をとるのか説明することすらできない、同じ議員として残念でなりません。議会に関心を持っているのに、このような方々にさえ背を向けてしまっただけでは、議会への信頼を失い、議会の活性化など、ほど遠いのではないのでしょうか。

以上、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 本日4回目、そして最後の討論となります。一新小樽を代表し、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方について、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について継続審査を主張する討論をいたします。

どちらの陳情も地域コミュニティの形成において、学校の存続を求めるもので、人口問題、子育て世代からの視点、まちづくりの観点からも主張は理解できますし、同意できる部分もございます。

現在、さまざまな社会状況の中、小樽市教育委員会としても、よりよい教育環境の整備というところでも取り組んでおり、住民合意の上で進めようとしているその姿勢は評価しているところでございます。

統廃合においては、私個人の話になると、まず石山中学校がなくなり、その後、手宮西小学校も新たな中学校となるということで、母校がなくなることは大変寂しいものではございますが、母校だから残せ、歴史があるからなどの理由で統廃合の議論の対象にはなり得ません。統廃合を機に小樽の教育を再

生させるチャンスであると思っておりますし、新たな学校を地域とともに作り上げるまたとない機会であり、また、小樽の地域コミュニティについても、住民主体で考えていかなければならない問題であります。どちらの陳情もそれぞれ独自の視点ではありますが、小樽の教育についてを考え、主張されているものと思っておりますが、現在なお進行中の議題であります。

また、中央・山手地区においては、年内中に新たなプランを提示できるよう関係機関との調整などを行っている最中であり、今任期中に判断することができない要素もあることから、継続審査を主張いたします。

最後に、先ほど北野議員より御勇退に当たっての御挨拶がございましたが、私は、同じ石山町ということもあり、さらに同じ委員会ということもあり、主義主張は異なるにせよ、さまざまな場面で勉強させていただきました。今回の態度は別にしても、北野議員の小樽への思いを引き継ぎながら、今後も小樽の発展、教育環境の充実に取り組んでいきたいと思っております。

以上、討論を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第52号ないし第54号」を一括議題といたします。

議案第54号は提案を省略し、まず議案第52号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第52号平成26年度一般会計補正予算につきましては、除雪費の不足が見込まれるため、所要の経費を計上し、これに対する財源といたしましては、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第53号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 議案第53号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

議案第53号は、小樽市議会議員定数条例が改正され、次回の一般選挙から議員定数が28人から25人に変更されることに伴い、各常任委員会の委員から議長を除き、定数を7人から6人に変更するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく所要の改正を行うものであります。

なにとぞ全議員、全会派の賛同をお願い申し上げ、提出者を代表しての提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○8番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、議案第53号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案に否決の討論を行います。

小樽市議会委員会条例第2条の一部改正は、自民党、公明党、民主党・市民連合の与党3会派が強行採決した市議会議員定数を3名削減したことによる常任委員会委員定数の削減であります。

経過については多くを語るつもりはありませんが、昨年の臨時会での討論や、全国市議会議長会調査広報部参事で明治大学の廣瀬和彦講師を招いての議会活動と議員定数に関するフォーラムでも、明らかにしてまいりました。

我が党は、四つの常任委員会が必要であり、委員定数についても8名が必要と捉えております。議員定数は、現状の28名より多い32名が妥当です。したがって、委員定数を削減する改正案は反対です。

小樽市議会委員会条例第19条の一部改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改定する内容です。

国会で強行可決された教育委員会制度改革は、教育委員会が教育長を任命するこれまでの仕組みを変え、教育委員会委員長と教育長を一体化し、首長が直接教育長を任命するものです。これによって国の教育方針を推進できるようにして、教育委員会の独立性をなくしようとするものです。

本来、教育委員会は国や首長から独立した行政組織が特徴であったわけですが、国と首長が教育と教育行政を支配することになり、独立性が失われてしまいます。日の丸、君が代をはじめ全国学力・学習状況調査の学校別公表など国の方針どおりの教育が押しつけられ、憲法で保障されている教育の自由と自主性が侵害されることになります。

我が党は、教育への政治支配を許さないためにも、教育委員会が本来の役割である教育の自由、自主性を果たすことが重要であると捉えており、小樽市議会委員会条例第19条の一部改正に反対です。

以上、他会派、各議員の賛同を求め、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第53号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第52号及び第54号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第8号」を一括議題といたします。

意見書案第6号ないし第8号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号及び第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○17番(佐々木 秩議員) 提出者を代表して、意見書案第1号及び第2号の提案趣旨説明を行います。

最初に、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(案)です。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金だけで生活をしています。このように、年金は老後の生活保障の柱になっています。そのため、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきです。

また、年金積立金の運用に関して保険料拠出者である労使などの利害関係者が参画した運用体制の構築も求められています。

次に、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)です。

我が国においては、働く者の約9割が雇用関係の下で働いています。雇用労働者の安定的な雇用と公正な処遇等は、個人消費の拡大、ひいては日本経済の持続的な成長に不可欠です。解雇の金銭的解決制度、ホワイトカラー・エグゼンプション、限定正社員制度は、こうした考えに逆行しています。

また、労働者派遣法の見直しは、派遣労働者の固定化、労働者保護の後退を招くおそれがあり、反対です。

以上をもって、提案説明を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、意見書案第3号ないし第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第3号ないし第5号の提案説明を行います。

意見書案第3号は、安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求めるものです。北海道医療労働組合連合会、北海道勤医協労働組合から要請されたものです。

2014年に成立した医療介護総合確保推進法は、医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受皿は、地方自治体と住民の自助・共助でというもので、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかなりません。苦しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難な中で、地域の医療・介護の崩壊になりかねません。

また、医療・介護の現場は、現在も深刻な人手不足の中、長時間・過密労働で疲弊しています。日本医労連が実施した看護職員の実態調査によると、北海道では慢性疲労が73.7パーセント、健康に不安・大変不安は60.2パーセントで、仕事をやめたいと思う看護職員は75パーセント、その理由の1番目が仕事がきつい、2番目が賃金が安いです。

介護労働安定センターの平成25年度介護労働実態調査によると、採用後1年未満の離職率が40パーセントもあり、理由は人手が足りない、賃金が安いです。事業者側も、今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えないと答えています。

安全・安心な医療・介護を提供する上でも、大幅増員と賃金などの処遇改善が必要です。医療介護総合確保推進法については、自治体、住民に負担をかけない対策を国の責任として講じること、医師や看護師、介護職員を大幅に増やすこと、国民の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬、介護報酬に改善することを求めるものです。

意見書案第4号は、T P P交渉から撤退することを求めるものです。

T P P 交渉に参加する12か国は、3月にも閣僚会合での合意を目指すと言われてはいます。T P P は、関税や貿易の障害とみなした規制を完全に撤廃し、物やサービスの移動を自由化することを原則としており、国ごとの事情や競争力も違うのに、一律のルールを押しつけければ、競争力の強い国に有利になるのは明らかです。

アメリカの狙いは、アメリカ流のルールを押しつけることです。日本に農産物の輸入拡大、特に牛肉や豚肉の輸入関税を撤廃することや、自動車の輸入を増やすために安全にかかわる基準まで緩和するように求めています。T P P を推進する側は、T P P が実現すれば、日本も恩恵を受けると言っていますが、アメリカ農務省の報告でも、T P P の合意によって最も農産物の輸出を増やすのはアメリカで、参加国全体の輸出増加額の70パーセントは日本に押しつけられ、日本農業は、ほぼひとり負けになると試算されています。

既に政府は、年間5万トンもの米の特別輸入枠、牛肉・豚肉の関税大幅引下げとアメリカへの譲歩を重ねており、重要5品目の聖域確保という国会決議に反することは明らかです。

T P P は農業にとどまらず、医療・医薬品、金融・保険、雇用・公共事業、食の安全基準・表示義務など、日本の国のあり方を変え、地域経済を衰退させることから、国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会をはじめ、農林漁業団体、消費者団体、医療関係者、学者・研究者、弁護士など幅広い国民が反対しています。十勝町村会議が「国会決議守れないなら交渉から撤退を」と緊急決議しているように、T P P 交渉から撤退すべきです。

意見書案第5号は、消費税10パーセントへの増税の撤回を求める意見書（案）です。

消費税8パーセントの増税強行で消費が落ち込み、円安による物価高騰、収入減に加え、社会保障の改悪で国民生活は苦しくなり、増税不況とも言われる深刻な事態です。消費税は社会保障に充てると約束しながら、年金引下げ、医療費負担増、介護保険サービスの切捨て、介護保険報酬削減などの社会保障が改悪されるばかりです。

安倍政権は、G D P の落ち込みや国民世論に押されて消費税10パーセント増税を先延ばししたものの、2017年4月からは、国民の暮らし、景気に関係なく増税することを明言しています。しかし、昨年来のどの世論調査でも、70パーセント以上の国民が10パーセントへの増税に反対しています。

小樽商工会議所の経済動向調査でも、8パーセント増税以来、「円安による原材料や資材、商品仕入価格の上昇は止まず、転嫁不足による採算悪化から景気の後退感は一層深まりつつある」と報告されています。住民生活、地域経済を壊し、自治体財政にも大きな影響を及ぼす10パーセント大増税計画は、中止、撤回すべきです。

以上、自民党、公明党、一新小樽、無所属の議員の皆さんの賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 自由民主党を代表し、意見書案第1号ないし第5号について、全て反対する立場で討論いたします。

初めに、意見書案第1号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）についてですが、先ごろ3月13日には、日経平均株価が終値で約14年11か月ぶりに1万9,000円台をつけました。確かに、この意見書案の内容にあるとおり、G P I F が公的年金運用に株式による

運用比率を高め、株式相場を支えている面は少なからずあると思いますが、本日、報道にあったトヨタ自動車の過去最高のベア4,000円など、終盤を迎えた春闘での多くの企業の賃上げ見通しが伝わったことや、昨年の消費税増税の影響で落ち込んだ日本経済が、GDPなどの経済指標の上向きに回復期待が上がったため、外国人投資家に有望な投資先と判断され、買いが広がったことが大きな要因と言われています。

株価も2万円台に届くという見方もある中、平成26年2月13日に提出された第15回社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会が発表した年金積立金運用のあり方についての本専門委員会等の議論の整理についての中で、年金積立金の運用に関するリスクヘッジは十分議論されており、その上で有識者会議により「国内債券を中心とする現在の各資金のポートフォリオについては、デフレから脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国の経済の状況を踏まえれば、収益率を向上させ、金利リスクを抑制する観点から、見直しが必要である」との提言を受けています。

(「だまされるんじゃないぞ」と呼ぶ者あり)

よって、本意見書案には賛成できません。

次に、意見書案第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)についてですが、これまでの派遣は、臨時的、一時的な労働力の需給調整に関する対策とされており、常用代替の防止、つまり正社員などとの置きかえにならない制度設計が強調されてきました。このことは、派遣で働く人が身動きできなくなる弊害もありました。

今回の改正案では、ここに出口を切り開き、不本意な派遣就労から脱出したい労働者のオプションを広げる改革となっており、労働者が保護ルール改悪で「正社員への希望が消える」などと主張する労働組合の多くは、派遣という働き方をなくし、全ての労働者を正社員にしようとしているのかもしれませんが、確かにそのほうが大多数を占める正社員組合員の既得権益にかないませんが、雇用者全体にとって現実的な理想像にはなり得ません。今後は、非正規を「負け」にするのではなく、貢献度に応じて福利厚生を付与し、制度的なセーフティーネットをきちんと設けることが必要です。

今回の改正案が成立すれば、派遣事業者は全て許可制となり、労働・社会保険への加入もチェックされ、派遣スタッフのキャリアアップ支援も義務化されます。正社員という「就社型」ではなく、仕事を軸とした「ジョブ型」の働き方を志向する人たちは、現在もみずから派遣という働き方を選んでいきます。

(「よく言うわ」と呼ぶ者あり)

景気の動向にも左右される部分もありますが、派遣で働く人の中には、正社員になりたくない人や、家庭や健康の事情で無限定の就社ができない人を含めて、自分から派遣を選択する「本意型」が4割を占めるとも言われています。

(「お前、本当にそう思っているのか」と呼ぶ者あり)

これを踏まえると、本意型の人たちが派遣として働きやすい環境を整え、不本意型の人たちにキャリアに応じた多様な就業の仕方、正社員への道を用意することが、派遣法の課題です。

(「誰が保障するの、それを」と呼ぶ者あり)

労働者の多様な意見を今後も取り入れることは必要と感ずますが、今回の改正案は、これを踏まえた方向に沿ったものとなっており、本意見書案には賛成できません。

続いて、意見書案第3号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書(案)についてですが、医療や介護現場での仕事はきつく、また、賃金が安いという状況も十分理解しているところですが、しかし現在、医療や介護サービスを受けたい人がどんどん増えてい

る状況の中で、サービス内容を変えず、受給者の負担も増やさず、自治体の負担も増やさず、みんな国の責任において見なさいという本意見書案の内容は、年々社会保障費が急激に増加する中、国民においても、財政規律を高める政府としても、なかなか理解されないものと感じます。

よって、本意見書案には賛成できません。

意見書案第4号TPP交渉から撤退することを求める意見書(案)については、2013年3月15日、日本経済に3.2兆円のGDP押し上げ効果と同規模の農林水産物生産額の減少があるという試算結果を背景に、安倍首相が交渉参加へ正式表明し、その後、交渉を繰り返しています。

ニューヨークで開催された2015年1月26日から2月1日の主席交渉会合でも、投資分野で一定の進展があったものの、依然難航中で、その推移を見守っているところで、現時点での撤退は時期尚早と考えますので、この意見書案には反対します。

(「いつ撤回するんだよ」と呼ぶ者あり)

最後に、意見書案第5号消費税10パーセントへの増税の撤回を求める意見書(案)についてですが、前述でも述べました我が国の景気回復の原動力は、賃金の上昇による消費行動の活性化と設備、株式等への投資の活性化が不可欠となります。

また、国債等の国際的信用力も国の財務内容に左右され、高齢化が進み、年金を受け取ったり介護を受けたりする人が増え、社会保障にかかる費用が毎年1兆円規模で膨らんでいる我が国の財務内容は国際的にも注視され、今後2パーセント増しの消費税10パーセントへの増税は、ある程度やむを得ないと考え、この意見書案には賛成できません。

以上、議員各位の賛同を求め、討論を終わります。(拍手)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇)(拍手)

○7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第5号について、可決を主張して討論を行います。

先ほどの自民党の討論を聞いていまして、国民生活が本当に見えるのかなと非常に疑問に思いました。それでも討論に立ったということは非常に重要だと思います。それがなぜ陳情についてはできなかったのかということが残念でなりません。

討論に入ります。

最初に、意見書案第1号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(案)についてです。

年金積立金は、国民が毎月こつこつ支払う保険料が元手です。国が大切に管理し、高齢者の生活を安定させるために使われるべき国民の貴重な財産です。株式市場で運用を拡大することは、積立金を大きなリスクにさらすものであり、安全運用の原則から重大な逸脱です。

次に、意見書案第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)についてです。

残業代ゼロ制度は、自民党政府がかつて導入をたくらみながら労働者の反対で断念させられた、ホワイトカラー・エグゼンプション制度の復活です。

本来、労働分野の政策は、政府委員、労働者委員、使用者委員で協議して決めるというのがILOなどで国際的に確立されたルールです。労働政策審議会も公労使の3者構成です。にもかかわらず、労働者側委員がどんなに反対しても政府案が通るとするのは、労政審の存続自体にかかわる重大な問題です。

また、残業を月45時間に制限する大臣告示を法制化するなど、長時間労働の是正こそが急がれます。

次に、意見書案第3号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）についてです。

日本医療労働組合連合会が発表した「2014年介護施設夜勤実態調査結果」は、深夜の長時間勤務となる2交代勤務の施設が86.8パーセントに達し、そのうち約7割で勤務時間が16時間以上となるなど、苛酷な夜勤実態であることが明らかになりました。仕事のやりがいを持っている人は多いものの、家族を養えない低賃金であるため、人員不足となり、夜勤実態が深刻化するという負の連鎖になっています。診療報酬や介護報酬の改善、国民自己負担の軽減によって、安全・安心の医療と介護の実現を国の責任で行うべきです。

次に、意見書案第4号T P P交渉から撤退することを求める意見書（案）についてです。

日本政府が交渉に当たって聖域にすると言っていた米、牛肉・豚肉、乳製品などの農産物重要5品目について、国会決議にも違反した譲歩に次ぐ譲歩を重ねています。重要5品目の聖域確保を明記した国会決議にも違反する実態であることは、今や明らかであります。

自民党道連の重点政策2015では、「聖域が確保できないと判断した場合は脱退も辞さないという国会決議に基づいて、強い交渉力により北海道農業を守り抜きます」とあります。なぜ、この意見書案に反対の討論を行ったのか理解できません。

日米交渉がまだ妥結に至らず、12か国の交渉も難航している背景には、異常な秘密交渉や市場原理一辺倒のアメリカ型ルールの押しつけに対する途上国政府の反発や、アメリカも含めた参加国国民の反対運動の高まりがあります。今こそ交渉からの撤退を決断すべきです。

最後に、意見書案第5号消費税10パーセントへの増税の撤回を求める意見書（案）についてです。

消費税増税によって近所の餅屋で餅の値段が上がり、心なしか小さくなっていました。わずかな楽しみを奪った消費税増税です。社会保障に使うと国民をだまして増税を強行しました。実際は、社会保障解体のオンパレードです。

一方で、過去最高の軍事費、大型公共事業の復活です。小樽においても、石狩湾新港の北防波堤工事が消費税増税が決まった途端に大幅に予算額を引き上げました。あまりにも露骨で、あいた口が塞がりません。消費税増税なんて論外です。撤回するしかありません。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、意見書案第1号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）、第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）、第3号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）、第4号T P P交渉から撤退することを求める意見書（案）及び第5号消費税10パーセントへの増税の撤回を求める意見書（案）に否決の討論をいたします。

初めに、第1号についてです。

意見書案では、日本再興戦略などにおいてG P I F対しリスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めたことに対し、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきであり、日本経済への貢献が目的ではないとの指摘をされておりますが、G P I Fも含む公的、準公的資金運用の見直しは、安倍首相が進める経済政策、いわゆるアベノミクスの経済再生戦略の一環であります。

そもそも経済成長なくして安定した年金積立金の運用は考えられませんし、それまでの偏重した基本ポートフォリオを見直すことは必要であると考えます。

次に、第2号についてです。

意見書案については、大筋で理解はできますが、常用労働者の部分では常用代替が生じないようにすることが必要であります。

しかし、重要なのは、ここで言われるように派遣労働を臨時的、一時的なものにすることではなく、むしろこれまで派遣労働者が短い有期契約を何度も反復更新しなくてはならなかったことであり、無期雇用への選択肢も必要であると考えことから否決いたします。

次に、第3号についてです。

これまでも我が党といたしまして、医療や介護についての意見書案では、一貫して負担と給付のバランスを図ることが重要であり、今後さらに進むであろう少子高齢化社会の中で、持続可能な制度としていくためにも、国、地方自治体、住民が一体となって取り組む必要があることは主張してきました。

したがって、利用者の自己負担軽減と処遇改善は本来両立しがたく、全てを国の責任とすることは現実的でないことから、否決いたします。

次に、第4号です。

TPPについては、国会決議に基づき国益を損なわないよう最終判断するべきであり、現段階で拙速に交渉撤退はするべきではないと考えます。

次に、第5号です。

本来、今年10月から消費税を10パーセントに引き上げるかどうかの判断については、昨年11月、安倍総理が当時の経済状況などを勘案し、引上げ時期を2017年4月からとしたわけであります。現在の社会保障制度を維持していだけでも、毎年1兆円の自然増が発生するとされております。

さきにも述べましたが、医療や介護といった社会保障制度を将来にわたり持続可能としていくためには、消費税10パーセントへの引上げは避けられないものと考えますし、安定した財源確保は待たなしの状況です。

以上のことから否決を主張し、議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 民主党・市民連合を代表して、意見書案第1号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）及び意見書案第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）の可決を求めて討論をいたします。

意見書案第1号は、先ほどの提案説明にもありましたように、年金制度は、我が国の老後の生活保障の柱として重要な役割を果たしており、高齢化社会を迎えた我が国の経済にも影響を与える重要な制度であります。

政府は、成長戦略として年金積立金管理運用独立行政法人に対して、リスク性の資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。かつて民間企業グループなどが、年金基金を株式や証券に投資をし、利回りで基金が増増するとの触れ込みで盛んに運用が行われた時代もありましたが、バブルの最盛期でも年金基金の多くが元本割れをし、多大な損害をこうむることとなり、結果的に被保険者、受給者がその被害を受けるという歴史があります。そうした経過からも、企業年金の多くが投資から撤退をし、現在は運用しているところも安全性の高い国内債券が中心と言われております。

政府が日本再興戦略として閣議決定した年金積立基金の運用をリスク性資産割合を高めることを求めている背景には、年金積立金の被保険者や受給者の利益を守るためでも、日本経済への貢献でもなく、アメリカの圧力によるものと言われております。国民にとって年金の積立金は、高齢化社会の生活を保障する重要な役割を担うものであり、よりリスク性の高い分野に投資するようなことは絶対に避けなければなりませんし、保険料拠出者の意思の反映が確実に保障されるガバナンス体制がまず必要であります。

次に、意見書案第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）ですが、政府は、昨年2度も廃案となった労働者派遣法改正案を3月13日に3度目となる閣議決定をし、5月にも成立させようとしています。

この法案は、解雇の金銭解決制度や長時間労働と残業代ゼロなど、さまざまな問題が指摘され、ホワイトカラー・エグゼンプションと解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員などと生涯派遣労働を可能とする派遣労働法の改正などが労働者の権利を根底から覆し、正社員を減らし、より不安定で低賃金の労働者を増やそうとする意図は明白であります。

かつて我が国は、終身雇用制度の下に安定した雇用と安定した賃金が保障され、勤勉さと企業に対する忠誠心によって、世界が驚くほどの脅威的な経済成長を成し遂げましたが、労働法制が改悪されるたびに雇用環境は悪化し、賃金は減少の一途をたどり、今や途上国並みの環境と言っても過言ではありません。厚生労働省の担当課長が「派遣労働者は使い捨て、物扱い」などと発言しておりますが、これがこの法案の本質をよく表すものであり、絶対に認めることはできないものです。

我が国は、少子化の影響があらゆる産業で懸念され、労働力不足が深刻化することが現実のものとなっております。そのためにも、労働者保護ルールの改悪は、我が国の将来を危うくするもので、絶対に認めてはならないと思います。

そうした意味で、意見書第1号及び第2号、第3号ないし第5号は可決を主張して、議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第5号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

この際、市長から御挨拶がございますので、御登壇願います。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） 一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、私を含め議員の皆様にとりまして現任期における最後の定例会となり、本日その最終日を迎えました。議員の皆様には、平成23年の統一地方選挙で御当選以来、4年間にわたりまして市政の発展のために特段の御尽力を賜り、また、格別の御協力、御指導をいただきましたことに、心から感謝

と御礼を申し上げます。

また、今期で勇退されます久末恵子議員、北野義紀議員、山口保議員、斎藤博行議員、中島麗子議員には、各会派のリーダーとして、あるいは市民各層の代表として、その重責を担い、それぞれの立場で市政の推進に大きな役割を果たしていただきましたことに、重ねて感謝申し上げたいと思います。

本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、とりわけ急速に進む人口減少や少子高齢化への対策は、喫緊の課題であります。これは大変大きな問題で、特効薬があるわけではありませんが、今後の4年間で、まさに正念場になるものと思っております。このようなときであるからこそ、昨年、施行された小樽市自治基本条例の理念にのっとり、私たちのまち小樽の個性を生かして、議員、そして市民の皆様とともに知恵を出し合って、困難に立ち向かっていかなければなりません。

次の選挙に向け立起の決意を固められている皆様には、引き続き小樽市政発展のため御尽力をいただきたく、また、このたび勇退されます5名の皆様には、健康に十分御留意され、今後とも市政運営に対し変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

簡単措辞ではありますが、感謝とお礼を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

この4年間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（横田久俊） 閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年第1回定例会も本日最終日を迎え、私ども議員の任期もあと1か月余りとなりました。

中松市政の1期目となりましたこの4年間を顧みますと、本市におきましては、東日本大震災の発生直後に中松市政がスタートし、いち早く消防職員を中心としたスタッフを被災地に派遣するなど、復旧支援活動に協力するとともに、激減した観光客を呼び戻すべく市長みずからがプロモーション活動に参加するなど、震災の影響緩和に積極的に取り組まれた結果、ダイヤモンド・プリンセスをはじめとする世界最大級のクルーズ客船の相次ぐ寄港につながったほか、昨年来の東アジア圏からの外国人観光客の入り込み回復と相まって、大きな経済効果をもたらすこととなりました。

また、平成24年に市制施行90周年という節目を迎える中、財政再建にたゆまぬ努力を続けられた結果、健全化計画を前倒しして累積赤字を解消するとともに、その後は稲一再開発跡地の事業化をはじめ、手宮地区統合小学校の完成や小樽市立病院の開院など、長年の懸案事項を相次いで解決に導いてこられました。これも、市長を先頭に、理事者の皆さんの御尽力のたまものと、深く敬意を表する次第であります。

一方、市議会におきましては、任期当初から東日本大震災による市内経済への影響と政治資金規正法違反問題に関し、それぞれ調査特別委員会を設置したほか、前任期に引き続き、市立病院の統合新築問題と学校適正配置について特別委員会を設置し、精力的に議論を重ねてまいりました。

そのほかにも、今任期全般を通じ、市民の安全・安心にかかわる防災問題、景気や雇用にかかわる経済の活性化問題、子育て支援や介護保険などの福祉問題、いじめや学力向上などの教育問題、市議会のあり方の基本となる議員定数問題のほか、I R構想や人口減少、周産期医療、街路防犯灯のLED化など、本市が抱える課題を中心に市政全般にわたり広く議論を行うとともに、建設常任委員会におきましては、地方自治法改正により委員会としての議案の提出が可能となったことを機に、理事者の御協力をいただきながら勉強会を重ね、本市議会初の委員会提出議案として小樽市住宅リフォーム助成条例案を提出いたしました。この助成により一定の経済効果もたらされ、市の活性化に寄与したものと考えております。

また、議会改革の一環として副議長を座長とする第2次議会活性化検討会議を設置し、22回にわたる協議を重ねた結果、代表質問における一項目一答制の採用や、本会議初日の午前開催などを実施するこ

ととなったほか、広報・広聴委員会の設置を経て市内9か所で市民と語る会を開催し、市民との意見交換や議会報告を行うとともに、市民に開かれた議会に向けた取組として3回の議事堂コンサートを開催してきたところであります。

市民と語る会においては、会場の設営・撤収、資料の作成・帳合、受付業務、記録と議事録の作成などを議員相互が協力して自前で行いました。議会事務局には会場の申し込みなど一部お手伝いを頂きましたが、できるだけ負担をかけないことを議員間で申し合わせました。

また、議事堂コンサートでは、会場設営、椅子の搬入・撤去において事務局とともに議員が動きました。昨年のピアノとサクソフのジャズコンサートでは、祝津小学校のピアノを議員と事務局で運び、この議事堂まで運び入れました。こうした行事を通じて、会派を超えた議員間の交流が深まったことが強く印象に残っております。

さて、まもなく、市長並びに市議会議員の選挙が行われますが、再挑戦される皆様におかれましては、心より御健闘を祈念申し上げますとともに、厳しい選挙を勝ち抜いて再びこの議事堂に戻られ、任期途中で御逝去された故成田晃司議員の小樽への熱い思いを引き継いでいただき、本市が抱える課題の解決に向け英知を結集され、本市の発展に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

特に、今期をもって勇退されます山口保議員、斎藤博行議員、中島麗子議員、北野義紀議員、久末恵子議員、以上5名の皆様におかれましては、長きにわたり市政の推進と市民の負託に応えるために全力を尽くしてこられました。まことに御苦労さまでございました。今後とも健康に留意され、充実した人生を送られますとともに、新たな立場から、ふるさと小樽の発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、私ごとではありますが、平成11年の統一地方選挙で初当選をして以来、4期16年にわたり、各界各層の皆様より格別の御指導、御鞭撻を賜りました。中でも、この4年間につきましては、議長に御推薦いただき、この間、議員各位と市長をはじめ理事者の皆様の御協力や励ましをいただき、そのおかげをもちまして無事今日を迎えることができました。

衷心より厚く御礼申し上げます、今任期最後の議会に当たっての挨拶とさせていただきます。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。（拍手）

閉会 午後 5時 4分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 林 下 孤 芳

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成27年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日以降印刷配布分）

- （１）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２６年１１月、１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。（招集日印刷配布分）
- （２）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２７年１月分の各会計例月出納検査について報告があった。（代表質問一日目印刷配布分）

以 上

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	川 畑 正 美
	同	佐々木 秩
	同	斎 藤 博 行

公的年金は高齢者世帯収入の 7 割を占め、6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の 17 パーセント前後、家計の最終消費支出の 20 パーセント前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013 年 6 月 14 日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I F には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。

リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣や G P I F が責任を取るわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。こうした現状に鑑み、国及び政府に対し、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損し兼ねないため、行わないこと。
- 3 G P I F において、保険料拠出者である労使を始めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 16 日
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 3 月 16 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	佐々木	秩
	同	山 口	保
	同	北 野	義 紀

我が国においては、働く者のうち約 9 割が雇用関係の下で働いており、雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

現在、国においては、「成長戦略」の下で、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及等の労働者保護に関するルールの改定の議論がなされていますが、働く者のデメリットではなく、労使双方の納得とメリットを生む改革がなされることが重要です。

さらに、労働者派遣法の見直しも、労働者保護の後退を招くおそれがあることから、安定した直接雇用への誘導と均等待遇の確保に向けた法整備が必要です。

よって、国及び政府においては、労働者が安心して働くことができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」や長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及等については、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。
- 2 労働者派遣法の見直しは常用労働者との代替が生じないよう、派遣労働を臨時的・一時的なものに限ることを原則としつつ、より安定した直接雇用への誘導と派遣先労働者との均等待遇の確保に向けた制度を整備すること。
- 3 労働者保護に関するルール改定は、国際労働機関（ILO）の三者構成原則に基づき、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされた上で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 16 日
小樽市議会

議決年月日	平成27年3月16日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	川 畑 正 美
	同	佐々木 秩
	同	新 谷 と し

2014年に成立した「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかなりません。医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受皿は、地方自治体と住民の自助・共助でというものです。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させ兼ねないものと考えます。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容させることなどが盛り込まれています。限られた介護保険財政と人材の中で更に自治体財政を圧迫することになります。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間・過密労働で疲弊しきっています。2013年に日本医労連が実施した「看護職員の労働実態調査」（全国3万2,372人、北海道1,556人）によると、北海道では「慢性疲労」73.7パーセント、健康に「不安」「大変不安」は60.2パーセントとなっています。「仕事を辞めたい」と75パーセントの看護職員が思い、その理由の1位が「仕事がきつい」、2位が「賃金が安い」でした。介護職員も介護労働安定センターの「25年度介護労働実態調査」によれば、採用後1年未満の離職率が4割に及び、労働条件の不満は「人手が足りない」（45パーセント）、「賃金が低い」（44パーセント）と答え、事業者側も「人材確保が難しい」（54パーセント）、「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を支払えない」（45パーセント）と答えています。医療・介護の崩壊を食い止め、安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務です。そして診療報酬・介護報酬の改善なしには、増員も賃金・労働条件改善もないと言っても過言ではありません。

よって、国においては、下記事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 国の公的責任を自治体・住民に転嫁した医療介護総合法について、自治体・住民に負担を掛けない対策を国の責任として講じること。
- 2 安全・安心な医療・介護を実現するため医師・看護師・介護職員を大幅に増やすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬・介護報酬に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年3月16日
小樽市議会

議決年月日	平成27年3月16日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

TPP 交渉から撤退することを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	川 畑 正 美
	同	山 口 保
	同	新 谷 と し

環太平洋連携協定（TPP）交渉に参加する12か国は1月26日からニューヨークで首席交渉官会合を開き、3月にも閣僚会合での合意を目指すと伝えられており、アメリカのオバマ大統領は1月20日の一般教書演説で、TPP交渉の妥結に改めて強い意欲を示しました。

そもそもTPPは関税や貿易の障害とみなした規制を完全に撤廃し、モノやサービスの移動を自由化することを原則としており、国ごとの事情や競争力も違うのに、一律のルールを押し付ければ、競争力の強い国に有利になるのは明白です。

アメリカの狙いはアメリカ流のルールを押し付けることです。交渉のカギを握ると言われる日米間でも、アメリカが日本に農産物の輸入拡大、特に牛肉や豚肉の輸入関税を撤廃することや、自動車の輸入を増やすため安全に関わる基準まで緩和するよう求めています。牛肉や豚肉の関税撤廃は国内の畜産農家の存続に関わる問題であり、自動車の規制緩和は国民の安全を脅かすものです。

TPPを推進する側は、TPPが実現すれば日本も恩恵を受けると言っていますが、アメリカ農務省の報告書でも、TPPの合意によって最も農産物の輸出を増やすのはアメリカで、参加国全体の輸出増加額の70パーセントは輸出先となる日本に押し付けられ、日本農業はほぼ一人負けになると試算されています。輸入が急速に増えれば国内での農業は成り立たなくなり、食料の安定供給が脅かされ、TPPが日本の農業と国民の暮らしを破壊することは明らかです。

TPPは農業にとどまらず、医療・医薬品、金融・保険、雇用・公共事業、食の安全基準・表示義務など、日本の国としての在り方を一方的に変え、地域経済を更に衰退させることから、国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会を始め農林漁業団体、消費者団体、医療関係者、学者・研究者、弁護士など幅広い国民が反対しています。

よって、国においては、TPP交渉から撤退することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年3月16日
小樽市議会

議決年月日	平成27年3月16日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

消費税 10 パーセントへの増税の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 川 畑 正 美
同 齋 藤 博 行
同 新 谷 と し

安倍政権による消費税 8 パーセントへの増税強行で消費が落ち込み、円安による生活必需品の物価高騰、収入減、社会保障の改悪と相まって低所得者を始め、国民生活の実態は「増税不況」とも言われる深刻な生活を強いられています。

加えて、3 党合意で消費税は社会保障財源に充てると言いながら年金引下げ、医療費負担増、介護保険サービスの切捨て（要支援者の公的介護からの締め出し）、介護報酬削減（15 年度予算案を閣議決定）などの社会保障が改悪されるばかりの実情に、到底国民は納得できません。

こうした状況の下で安倍政権は昨年 11 月、2015 年 10 月からの更なる消費税 10 パーセントへの増税を 1 年半先延ばしすることを決定したものの、2017 年 4 月からは、国民の暮らしに関係なく増税の道を進む構えを明確にしています。しかし、政府のこの姿勢は切実に増税中止を求める世論を全く無視するものと言わなくてはなりません。昨年来のどの世論調査でも 70 パーセント以上の国民が 10 パーセントへの増税に反対しています。

さらに、安倍政権がもくろんでいる法人税の減税を先行させ消費税増税分を法人税減税に回せば、社会保障の充実も財政再建も実現できなくなることは明らかです。

住民の暮らしのみならず、地域経済、自治体財政にも重大な影響を及ぼすこの大增税計画を到底認めることはできません。

よって、国においては、消費税 10 パーセントへの増税を中止・撤回するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 16 日
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 3 月 16 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

中小企業への外形標準課税適用拡大などに反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	佐々木 秩
	同	北野義紀
	同	山田雅敏

政府税制調査会は、「広く薄く税負担を求める」として、外形標準課税の中小企業までの適用拡大など、中小企業向けの増税を検討する法人税「改革」の基本方針を了承しました。外形標準課税の適用が拡大された場合、赤字法人175万社が増税になるほか、欠損金繰越控除の利用制限がなされた場合には、92万社が増税になると言われています。

中小企業は日本の雇用の7割を支え、少なくとも12兆円に上る社会保険料を負担しており、従業員に支払う賃金から発生する所得課税は約3兆円に上ります。外形標準課税の課税対象の大半は給与部分に課せられる仕組みで、企業が人を雇うほど、正社員化すればするほど増税となり、税額を減らすためにはリストラや非正規化を進めるしか策はないため、失業を増やし、ますます不況を加速することにつながるものです。

現在、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業関係4団体が反対を表明しており、日本商工会議所の試算では、外形標準課税の導入で、黒字法人でも85パーセントが1社平均229万円の増税、赤字法人は1社平均で79万円の増税となります。道内の赤字法人は73パーセント（2010年）まで増加しており、赤字で苦しむ中小企業の増税額は、総額6,000億円にも上ります。

よって、国においては、中小企業の経営を守り、国民の雇用を守る立場、さらには日本経済をこれ以上行き詰まらせてはならないという決意の下、外形標準課税の導入等による増税を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年3月16日
小樽市議会

議決年月日	平成27年3月16日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	川 畑 正 美
	同	上 野 智 真
	同	斎 藤 博 行

ドクターヘリは、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げており、現在、全国36道府県に44機が導入されています。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省の医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られていますが、ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異があるほか、全国のドクターヘリの出動件数は、平成20年度に約5,600件であったものが平成25年度には2万件を超えるなど著しく増加しているため、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠で、年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要です。

さらに、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでいますが、これは、国内における操縦士の養成規模が小さいためであり、今後退職に伴う操縦士不足が進むことで事業運営に支障を来すおそれがあります。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安全に安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。
- 2 ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士を始めとするドクターヘリ運航従事者の養成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年3月16日
小樽市議会

議決年月日	平成27年3月16日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

ヘイトスピーチについて法整備を含む強化策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	安	斎	哲	也
	同	小	貫		元
	同	鈴	木	喜	明
	同	林	下	孤	芳

近年、一部の国や民族、特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが、社会問題となっています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

また、昨年、国連自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本政府に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国連人種差別撤廃委員会も日本政府に対し、法による規制を行うなど適切な措置を採るよう強く求める勧告をしました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を冒す行為であり、決して許されるものではありません。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなり兼ねません。

よって、国においては、表現の自由が憲法に保障されているとはいえ、ヘイトスピーチ対策として法整備を含む強化策を早急に検討し実施するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年3月16日
小樽市議会

議決年月日	平成27年3月16日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

平成27年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成27年2月25日～平成27年3月16日(20日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成27年度小樽市一般会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
第1号 修正案	平成27年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H27.3.16	議員	—	(予算)	(H27.3.10)	(否決)	H27.3.16	否決
2	平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
3	平成27年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
4	平成27年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
5	平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
6	平成27年度小樽市住宅事業特別会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
7	平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
8	平成27年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
9	平成27年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
10	平成27年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
11	平成27年度小樽市病院事業会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
12	平成27年度小樽市水道事業会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
13	平成27年度小樽市下水道事業会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
14	平成27年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
15	平成26年度小樽市一般会計補正予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
16	平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
17	平成26年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
18	平成26年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
19	平成26年度小樽市病院事業会計補正予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
20	平成26年度小樽市水道事業会計補正予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
21	平成26年度小樽市下水道事業会計補正予算	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
22	小樽市青少年問題協議会条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	厚生	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
23	小樽市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	厚生	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
24	小樽市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
25	小樽市地域包括支援センター運営協議会条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	厚生	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
26	小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	総務	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
27	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
28	小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
29	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
30	小樽市職員給与条例及び小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
31	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
32	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	建設	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
33	小樽市保育の実施に関する条例を廃止する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	厚生	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 月 年	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 月 年	付 託 委 員 会	議 決 日 月 年	議 決 結 果	議 決 日 月 年	議 決 結 果
34	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
35	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
36	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
37	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
38	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
39	小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び小樽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	厚生	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
40	小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	厚生	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
41	小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	厚生	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
42	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	建設	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
43	小樽市いじめ防止対策推進条例案	H27.2.25	市長	H27.3.4	総務	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
第43号 修正案	小樽市いじめ防止対策推進条例案に対する修正案	H27.3.16	議員	—	(総務)	(H27.3.11)	(否決)	H27.3.16	否決
44	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について(積丹町)	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
45	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について(古平町)	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
46	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について(仁木町)	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
47	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について(余市町)	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
48	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について(赤井川村)	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	可決	H27.3.16	可決
49	市道路線の認定について〔ブライトタウン小路線、最上道管住宅連絡通線、松ヶ枝2丁目住宅幹線、松ヶ枝2丁目住宅仲通線、向陽天満宮上通線、海岸第1分線、谷地分線〕	H27.2.25	市長	H27.3.4	建設	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
50	市道路線の変更について〔平磯線、海岸線、船浜通線〕	H27.2.25	市長	H27.3.4	建設	H27.3.11	可決	H27.3.16	可決
51	小樽市非核港湾条例案	H27.2.25	議員	H27.3.4	総務	H27.3.11	否決	H27.3.16	否決
52	平成26年度小樽市一般会計補正予算	H27.3.16	市長	—	—	—	—	H27.3.16	可決
53	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	可決
54	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	可決
報告1	専決処分報告〔平成26年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算〕	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	承認	H27.3.16	承認
報告2	専決処分報告〔平成26年度小樽市一般会計補正予算〕	H27.2.25	市長	H27.3.4	予算	H27.3.10	承認	H27.3.16	承認
意見書案 第1号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(案)	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	否決
意見書案 第2号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	否決
意見書案 第3号	安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書(案)	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	否決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
意見書案 第4号	TPP交渉から撤退することを求める意見書(案)	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	否決
意見書案 第5号	消費税10パーセントへの増税の撤回を求める意見書(案)	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	否決
意見書案 第6号	中小企業への外形標準課税適用拡大などに反対する意見書(案)	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	可決
意見書案 第7号	ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書(案)	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	可決
意見書案 第8号	ヘイトスピーチについて法整備を含む強化策を求める意見書(案)	H27.3.16	議員	—	—	—	—	H27.3.16	可決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H27.3.11	継 続 審 査	H27.3.16	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経 済	H27.3.11	継 続 審 査	H27.3.16	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚 生	H27.3.11	継 続 審 査	H27.3.16	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建 設	H27.3.11	継 続 審 査	H27.3.16	継 続 審 査

※議1号修正案の()は、平成27年3月10日に予算特別委員会に、また、議43号修正案の()は、平成27年3月11日に総務常任委員会にそれぞれ提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2～145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
151～280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
283～289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 11. 28	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
294～308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24. 2. 27	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
319	所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方について	H25. 9. 3	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
325～534	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H25. 12. 9	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
535～739	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26. 2. 28	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
741～809	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26. 6. 12	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
810	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H26. 6. 23	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
812～834	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26. 9. 5	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23. 11. 29	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
2	J R南小樽駅のバリアフリー化の要請方について	H24. 6. 19	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方について	H24. 9. 4	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について	H24. 11. 21	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
320	朝里におけるまちづくりセンター建設方について	H25. 9. 4	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
321	受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方について	H25. 9. 6	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
835	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書提出方について	H26. 9. 9	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
837	NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について	H27. 2. 20	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方について	H24. 6. 13	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について	H24. 8. 28	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
740	市道御膳水仲通線の側溝改修方について	H26. 6. 9	H27. 3. 11	継続審査	H27. 3. 16	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H27. 3. 12	継続審査	H27. 3. 16	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について	H24. 2. 20	H27. 3. 12	継続審査	H27. 3. 16	継続審査